

群馬県環境基本計画 2021-2030 (改訂版)



2026年3月
群 馬 県

表紙の写真 画題「妙義山見晴台」（下仁田町） 撮影 @bakusan9604
この作品は、群馬県の魅力を発信するSNS投稿事業「ぐんま応援びと」令和6年度投稿作品です。
(https://www.pref.gunma.jp/07/b2lg_00969.html)

「群馬県環境基本計画2021－2030」の改訂にあたって

近年、地球温暖化の影響により酷暑日が増加し、気象災害も激甚化・頻発化するなど、私たちを取り巻く環境は大きな転換期を迎えています。さらに、新型コロナウイルスの感染症の拡大や、ウクライナ・ロシア情勢に伴う資源供給の不安定化など、社会経済の不確実性が増す中、持続可能な社会の実現には、従来の生活や価値観からの大きな転換が求められています。

環境や社会を取り巻く課題の多くは、私たちの活動が地球環境へかけてきた過度な負荷に起因するものであり、もはや対策に猶予はなく、今この瞬間から確かな行動が必要です。



こうした危機感のもと、群馬県では、2019(令和元)年12月に、災害に強く、持続可能な社会の構築と県民の幸福度向上に向けた取組として、全国に先駆けて「ぐんま5つのゼロ」を宣言しました。これは、2050年に向けて、①自然災害による死者「ゼロ」、②温室効果ガス排出量「ゼロ」、③災害時の停電「ゼロ」の同時達成に加え、④プラスチックごみ「ゼロ」、⑤食品ロス「ゼロ」の実現を目指すものです。

さらに、2020(令和2)年12月には、2040年の群馬県の姿を見据え、「誰一人取り残さない自立分散型社会」の実現を目指す「新・群馬県総合計画」を策定し、翌2021(令和3)年4月には、その環境分野を牽引する「群馬県環境基本計画2021-2030」を策定しました。本計画では、2040年における群馬県の環境の将来像として「豊かで持続的に発展する環境県ぐんま」を掲げ、環境・経済・社会の課題を統合的に解決するSDGsの考え方を取り入れながら、環境問題の解決と経済成長を両立させる脱炭素・循環型社会の実現を目指してきました。

このたび、計画期間の中間年を迎えるにあたり、社会経済情勢の変化や県民の意識の動向、これまでの施策の成果を踏まえ、本計画の見直しを実施しました。2040年における本県の環境の将来像をより具体的に捉えつつ、ネット・ゼロ、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブといった施策横断的な視点を取り入れることで、総合的かつ計画的な環境行政の展開を図ります。

今後も県民の皆様と力を合わせ、「豊かで持続的に発展する環境県ぐんま」の実現に向け着実に歩みを進めてまいりますので、引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。

2026年3月

群馬県知事 山本 一太

目次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨と考え方	2
第2節 計画の性格と役割	4
第3節 計画の期間	4
第4節 計画の構成	5
第2章 計画の基本方向	6
第1節 群馬県の環境行政を振り返って(2020-2025)	7
1 群馬県及び国等の動き	7
2 施策の柱(4本柱)ごとの振り返り	8
第2節 群馬県の環境の現状	12
1 温室効果ガス	12
2 水質	12
3 地盤	14
4 大気	14
5 公害苦情	15
6 騒音	15
7 廃棄物	16
8 野生動物	17
9 森林環境	18
10 環境学習・自主的取組	19
第3節 群馬県の特徴	20
1 日本を東西南北に結ぶ高速交通ネットワークの結節点	20
2 多彩で豊かな自然資源と快適で住みやすい風土	20
3 世界に誇る歴史と文化	21
4 多様で高度な産業集積	21
第4節 時代潮流	22
1 人口減少と人口構成の変化	22
2 我が国で切迫する巨大災害	23
3 技術革新の進展	24
4 地球環境問題	24
5 生物多様性の保全	27
6 安全で安定的なエネルギー供給への期待	29
7 感染症と環境政策	29
第5節 県民の意識	30
1 環境への関心	30
2 身のまわりの環境に対する満足度	31
3 環境保全への取組	32
4 地球温暖化防止のための取組	33
5 環境意識の変化	35
第3章 群馬県が目指す将来像と計画の基本的目標	36
第1節 2040年に向けた群馬県の環境の将来像	37
【現状と課題】	37
【ぐんま5つのゼロ宣言】	37
【新・群馬県総合計画】	37
第2節 目指すべき群馬県の環境の姿	38
1 2040年に向けた群馬県の環境の将来像	38

2	2040年分野別ビジョン	39
第3節	計画の基本指針	41
1	環境に責任を持つ人づくり	41
2	自然と共生できる地域づくり	41
3	環境への負荷の少ない循環型社会づくり	41
4	各主体の役割分担と参加のための仕組みづくり	42
第4節	SDGsの考え方の活用	42
第4章	施策の体系	43
第1節	施策の柱(4本柱)と3つの要素	44
1	施策の柱(4本柱)ごとの2030年目標、取組の方向性及び各主体の役割	45
2	事業テーマ	52
第5章	施策・事業の展開	54
第1節	地球温暖化対策の推進	55
1	脱炭素社会の実現に向けて	55
2	気候変動適応策の推進	58
3	再生可能エネルギーの導入拡大・地産地消	60
4	水素利用の普及促進	61
5	二酸化炭素吸収源対策	62
6	フロン類排出抑制対策	63
第2節	持続可能な循環型社会づくり	65
1	5Rの推進	65
2	廃棄物等の適正処理の推進	69
3	災害廃棄物処理体制の強化	71
4	持続可能な社会を支える人づくり	72
5	多様な主体との連携・パートナーシップの強化、自主的取組の拡大	74
第3節	自然との共生と森林(もり)づくり	76
1	ネイチャーポジティブ経済の推進	77
2	生態系に応じた自然環境の保全と再生	78
3	野生動物対策と外来生物対策への取組	80
4	自然とのふれあいの拡大	82
5	森林環境の保全	84
6	里山・平地林・里の水辺の再生	86
第4節	安全・安心で快適な生活環境づくり	87
1	水環境・地盤環境の保全、土壌汚染対策の推進	88
2	大気環境の保全、騒音・振動・悪臭の防止	90
3	有害化学物質等による環境リスクの低減	91
4	快適な生活環境の創造	93
第6章	進行管理	96
第1節	各主体の役割	97
1	県民	97
2	団体・NPO	97
3	事業者	97
4	教育機関・研究機関	97
5	県・市町村等	97
第2節	各主体の計画の実施方法	97
1	県民・事業者	97
2	団体・NPO	98
3	教育機関・研究機関	98
4	県・市町村等	98
第3節	計画の進行管理	98

1	計画の管理	98
2	環境指標による点検・評価	98
3	県環境審議会での点検・評価	98
4	環境白書による公表	98
	資料編	99
	「群馬県環境基本計画2021-2030」進捗状況調査結果	100
1	調査概要	100
2	事業評価の集計結果	100
3	施策展開の概要	101
	2024(令和6)年度環境問題に関する意識アンケート調査結果	121
1	調査結果概要	121
2	県民アンケート(抜粋)	122
3	事業者アンケート(抜粋)	133
4	環境団体アンケート(抜粋)	158
	群馬県環境審議会委員名簿	161
1	群馬県環境審議会 委員	161
2	群馬県環境審議会環境基本計画部会 委員	161
	群馬県環境基本計画策定の経過	162
	群馬県環境基本条例	163
	SDGsと実施施策との関係	169

第 1 章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨と考え方

群馬県では、1996(平成8)年10月に制定した「群馬県環境基本条例」に基づいて、1997(平成9)年2月に、本県における環境行政の指針となる最初の「群馬県環境基本計画」を策定しました。

2016(平成28)年3月に第3次となる「群馬県環境基本計画2016-2019」を策定し、「豊かで持続的に発展する環境県群馬を目指して」をメインテーマとして、県民生活の水準を維持増進させつつ、温室効果ガスやごみ等の環境に負荷を与えるものの排出が抑制された、質が高く持続可能な環境県づくりを目指してきました。

この間に、新型コロナウイルスの感染拡大や、これに伴うデジタル化を始めとするニューノーマル(新常态)への転換、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組など、社会経済情勢が大きく変化している中で、これらに対応した新たな環境行政の展開が必要になったため、2021(令和3)年3月に新たに第4次となる「群馬県環境基本計画2021-2030」を策定しました。

第4次計画では、「豊かで持続的に発展する環境県ぐんま」を将来像とし、「ぐんま5つのゼロ宣言」(自然災害による死者「ゼロ」、温室効果ガス排出量「ゼロ」、災害時の停電「ゼロ」、プラスチックごみ「ゼロ」、食品ロス「ゼロ」)を実現するため、「持続可能な開発目標(SDGs)」¹の考え方を活用しつつ、4つの基本指針と施策の4本柱を柱とした各主体が連携・協働した取組が推進されてきました。

今回、計画期間の中間年を迎えたことから、社会経済情勢の変化や、これまでの環境行政の取組の成果、県民意識の変化などに対応するため、本計画の中間見直しを行いました。

なお、計画期間において、2022(令和4)年2月に始まったロシアによるウクライナ侵略や、ガザ地区におけるイスラエルの軍事行動により、エネルギー価格の高騰、食料価格の上昇、為替・株式市場の不安定化などが生じ、我が国にも大きな影響を及ぼしています。

環境分野に目を向けると次のような国際的な動きがあり、生物多様性や気候変動、地球温暖化対策などに向けた国際的な取組を加速させる重要なステップとなっています。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第6次評価報告書(AR6)(2023(令和5)年3月公表)	地球の平均気温はすでに産業革命前より約1.1℃上昇 1.5℃以下に抑えるには2035(令和17)年までに温室効果ガス排出量を60%削減することが必要
生物多様性条約第16回締約国会議(CBD-COP16) 2024(令和6)年10月～11月	昆明・モントリオール生物多様性枠組の進捗を測るモニタリング(指標を含む)やレビューの仕組みなどを議論
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)第14回締約国会議(Ramsar COP14)2024(令和6)年11月	若者世代の関与を促進する決議が採択 新潟市と出水市が新たに湿地自治体認証制度の自治体として認証

¹ SDGsは「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、2015(平成27)年に国連で採択された国際目標です。2030(令和12)年までに持続可能でより良い世界を目指すために、全世界が協力して取り組むべき課題を17の目標と169のターゲットに整理しています。

国連気候変動枠組条約第29回締約国会議(COP29) 2024(令和6)年11月	気候基金の増額が決定 国際的な炭素クレジット取引の詳細ルールが合意 都市・建築分野の脱炭素化に向けた自主的な取組の重要性を確認
---	---

また、世界では、地球がすでに人間活動によって環境収容力「プラネタリー・バウンダリー」を超え、気候変動、生物多様性の損失、汚染という「3つの危機」に直面していることが指摘されています。このような状況の中、我が国では、2024(令和6)年5月に「第六次環境基本計画」が閣議決定されました。この計画は、環境保全を通じて現在・将来の国民の「ウェルビーイング(高い生活の質)」(3ページ コラム1参照)を実現し、人類の福祉に貢献することを目的としています。そのビジョンとして掲げるのは、循環共生型社会の構築であり、「ネット・ゼロ(温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡)」(25ページ コラム2参照)「サーキュラーエコノミー(循環経済)」(27ページ コラム3参照)「ネイチャーポジティブ(自然再興)」(28ページ コラム4参照)を統合的に推進することでシナジー(相乗効果)²を発揮させることを方針とし、6つの重点戦略と分野別の重点施策を政策として示しています。本計画の中間見直しは、このような国の方針を反映し、「勝負の2030年」に対応するとともに、今後を「希望が持てる30年へ」とした視点を捉えたものとなっています。

コラム1

ウェルビーイング

ウェルビーイングとは、世界保健機関(WHO)が定義する健康の概念の一部です。WHO憲章によると、健康とは「病気がない状態ではなく、身体的・精神的・社会的に満たされた状態」(Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.)を指しており、この中で「ウェルビーイング(well-being)」という言葉が使われています。

ウェルビーイングは「幸福学」と「健康観」の進化形であり、個人の充実感と社会の持続性を同時に追求する考え方です。

日常生活では、「感謝を積み重ねる」「人とのつながりを大切にする」「小さな達成を喜ぶ」などの習慣がウェルビーイングを高める第一歩になります。

企業や組織にとっては、従業員の心身の健康だけでなく、「働きがい」や「社会的意義」が提供されることで、生産性向上・離職率低下・人材確保につながることを期待されます。

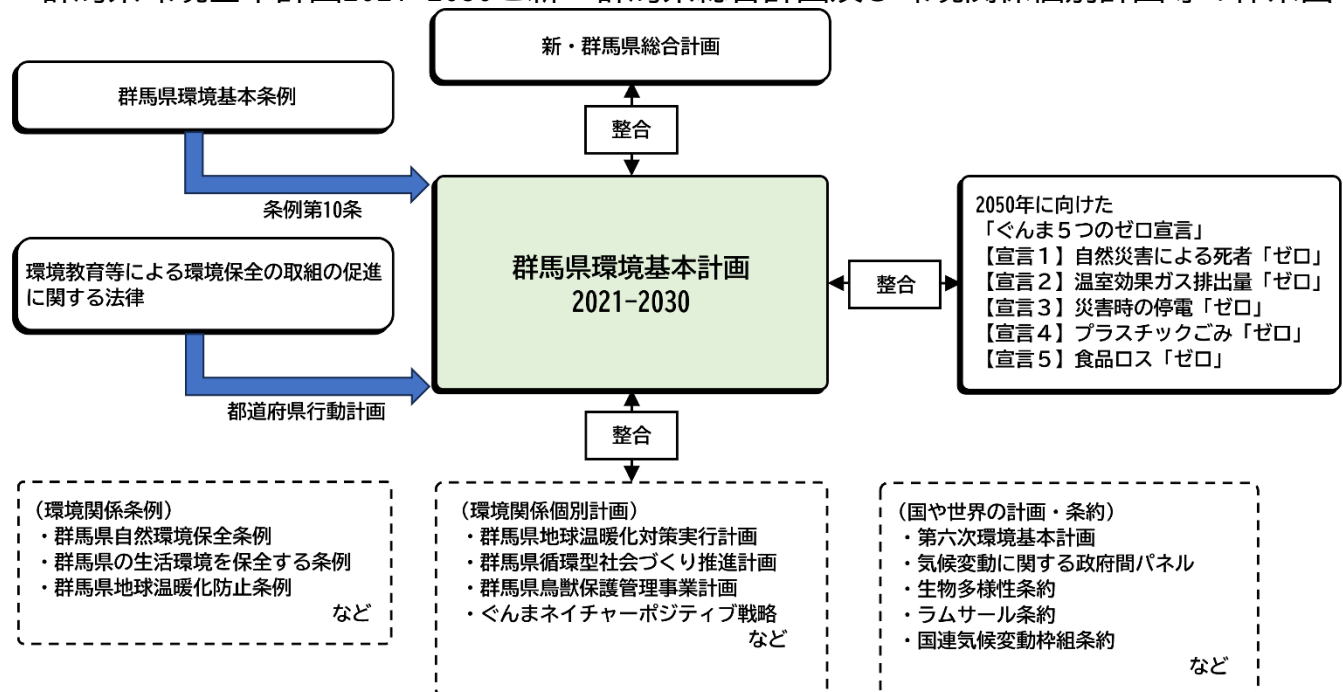
² シナジーとは、複数の要素が協力・連携することで、個々の力の単純な合計以上の成果を生み出す現象を指します。

第2節 計画の性格と役割

本計画は、「群馬県環境基本条例」第10条の規定に基づいて策定するもので、次のような性格と役割があります。

- 1 群馬県の良い環境の保全と創造に関する取組の総合的かつ計画的な推進を図る。
 - 2 「新・群馬県総合計画」を環境面から推進する。
 - 3 群馬県の良い環境の保全と創造に関する各計画や施策の上位計画であり、良い環境の保全と創造に関する各計画や施策は、本計画に基づいて策定・実施する。
 - 4 その他の環境に影響を及ぼすと認められる施策は、本計画との整合を図る。
- なお、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(環境教育等促進法)」に基づく環境学習等推進行動計画を本計画の一部として位置付ける。

群馬県環境基本計画2021-2030と新・群馬県総合計画及び環境関係個別計画等の体系図



第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、2021(令和3)年度から2030(令和12)年度までの10年間とし、5年が経過したため見直しを行いました。

なお、環境施策は長期的な展望をもって取り組む必要があることから、本計画では、概ね20年後(2040年)のあるべき姿を将来像として設定し、その実現に向けた2030(令和12)年の姿(中間目標)と施策の方向を示します。

第4節 計画の構成

本計画は、全6章から構成されています。各章で記載されている主な内容は、次のとおりです。

第1章 計画の基本的事項

計画策定の趣旨と考え方、計画の性格と役割、計画の期間及び構成を示します。

第2章 計画の基本方向

本県の環境行政の振り返りや環境の現状等を示します。

第3章 群馬県が目指す将来像と計画の基本的目標

本県が目指す環境の将来像と計画の基本的目標を示します。

施策の展開方向・取組内容

第4章 施策の体系

施策の方向を「4つの柱」に区分して設定し、取組の方向性や各主体の役割を示します。

<施策の柱（4本柱）>

I 地球温暖化対策の推進

II 持続可能な循環型社会づくり

III 自然との共生と森林（もり）づくり

IV 安全・安心で快適な生活環境づくり

第5章 施策・事業の展開

実施する施策・事業を4つの柱ごとに網羅的に示します。



第6章 進行管理

計画の進行管理を示します。

第2章 計画の基本方向

第1節 群馬県の環境行政を振り返って(2020-2025)

1 群馬県及び国等の動き

前回計画を策定した2016(平成28)年から2025(令和7)年までの群馬県及び国等の動向は次のとおりです。

環境行政の動き(2016-2025)

年度	群馬県の取組	国等の動き
2016 (H28)	「群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」策定 「群馬県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」策定 「第8期群馬県容器包装廃棄物分別収集促進計画」策定 「群馬県災害廃棄物処理計画」策定 「生物多様性ぐんま戦略」策定	「パリ協定」発効 「地球温暖化対策推進法」改正 「地球温暖化対策計画」策定
2017 (H29)	「ぐんまちゃんのこども環境白書」「ぐんまちゃんのごみBOOK」作成 「群馬県交通まちづくり戦略」策定	地域適応コンソーシアム事業実施 (3か年計画)
2018 (H30)	気候変動による高山・亜高山生態系への影響調査実施(2か年計画)	「気候変動適応法」施行 「第五次環境基本計画」策定 「第五次エネルギー基本計画」策定 「第四次循環型社会形成推進基本計画」策定 「新・尾瀬ビジョン」改定
2019 (R元)	2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」 「群馬・気象災害非常事態宣言」 「建築物等における木材の利用の促進に関する方針」一部改正 「全力疾走366プラン」策定 「ぐんまSDGsイニシアティブ」発信 「第二次群馬県循環型社会づくり推進計画」変更 「第9期群馬県容器包装廃棄物分別収集促進計画」策定	「プラスチック資源循環戦略」策定 大阪首脳宣言(「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」共有) 「食品ロスの削減の推進に関する法律」施行
2020 (R2)	「新・群馬県総合計画(ビジョン)」策定 「群馬県環境基本計画2021-2030」策定 「群馬県地球温暖化対策実行計画2021-2030」策定 「群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」改訂 「群馬県災害廃棄物処理計画」改訂 「群馬県地球温暖化対策実行計画2021-2030」策定 「群馬県森林・林業基本計画2021-2030」策定 「群馬県林業労働力の確保の促進に関する基本計画(第6期)」策定	「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」策定
2021 (R3)	「第三次群馬県循環型社会づくり推進計画」策定 「群馬県流域別環境基準維持達成計画(2021-2025)」策定 「群馬県第13次鳥獣保護管理事業計画」策定	「地球温暖化対策計画」策定 「気候変動適応計画」改訂 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」策定 「第六次エネルギー基本計画」策定 「国連気候変動枠組条約第26回締約国会議」 「京都議定書第16回締約国会合」 「パリ協定第3回締約国会合」

年度	群馬県の取組	国等の動き
2022 (R4)	「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物」動物編(動物レッドデータブック)改訂 「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物」植物編(植物レッドデータブック)改訂 「第三次群馬県循環型社会づくり推進計画」変更(「群馬県海岸漂着物対策推進地域計画」策定等) 「第10期群馬県容器包装廃棄物分別収集促進計画」策定 「建築物等における木材の利用の促進に関する方針」一部改正	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行 「ラムサール条約第14回締約国会議」 「昆明・モントリオール生物多様性枠組」採択
2023 (R5)	「群馬県地球温暖化対策実行計画2021-2030」一部改定 「群馬県林業労働力の確保の促進に関する基本計画(第6期)」変更 群馬県植物レッドリスト(2023年部分改訂)	「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(GX推進法)」施行 「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」策定 「生物多様性国家戦略2023-2030」閣議決定
2024 (R6)	「グリーンイノベーション群馬戦略2035」策定 「ぐんまネイチャーポジティブ宣言」表明 群馬県動物レッドリスト(2024年部分改訂) 群馬県植物レッドリスト(2024年部分改訂)	「第六次環境基本計画」策定 「生物多様性条約第16回締約国会議」 「カルタヘナ議定書第11回締約国会合」 「名古屋議定書第5回締約国会合」 「国連気候変動枠組条約第29回締約国会議」 「砂漠化対処条約第16回締約国会議」 「地球温暖化対策計画」策定 「第七次エネルギー基本計画」策定 「GX2040ビジョン 脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂」策定
2025 (R7)	「第11期群馬県容器包装廃棄物分別収集促進計画」策定 「(仮称)群馬県水素ビジョン」策定 群馬県植物レッドリスト(2025年部分改訂)	「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」施行 「地球温暖化対策計画」策定

2 施策の柱(4本柱)ごとの振り返り

現行計画を施策の柱(4本柱)ごとに振り返り、現状と課題について次のとおり整理しました。

(1)地球温暖化対策の推進

2006(平成18)年度から、県内の事業者に対して、地球温暖化防止に向けた自主的な取組として、「環境GS(Gunma Standard)認定制度」を創設しました。2024(令和6)年度末で2,397事業者が認定を受けました。

本県全体での温室効果ガスの排出量は、最新値の2022(令和4)年度は14,218千t-CO₂であり、当初の目標設定時に把握した2013(平成25)年度の17,575千t-CO₂から19.1%減少しました。新型コロナウイルス感染症(COVID-19)からの経済活動の回復等により、運輸部門での排出量が増加した一方、産業・業務・家庭部門の省エネルギー化が進んだため、前年度に比べ排出量が減少しました。その内訳は、産業部門が約30%、業務その他部門が約17%で、2部門で温室効果ガス排出量のおおよそ半分を占めています。業務その他部門(オフィス部門)で県内最大級の排出事業者となる県は、自ら率先して温室効果ガスの排出削減を図り、県民及び事業者をリードすることが求められます。また、温室効果ガスの削減率の少ない家庭部門や、運輸部門における自動車利用も含めて、日照時間の長さや豊富な水資源を生かした再生可能エネルギーの導入と省エネルギーをハード面並びにソフト面で推進し、ネット・ゼロに向けた取組を加速する必要があります。

二酸化炭素を排出せず、エネルギーを貯め、運び、利用することができる特性(貯蔵性、可搬性、柔軟性)を有する水素は、我が国のエネルギー安全保障と地球温暖化対策の切り札として期待されています。2024(令和6)年度に「板倉ニュータウンにおける地域マイクログリッド³事業及び水素利活用事業」について設計を完了し、2025(令和7)年度に分譲を開始しました。

(2)持続可能な循環型社会づくり

本県における一人一日当たりのごみ排出量は、全国平均と比して高い傾向で推移しており、県ではごみの減量について、5R(リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ、リスペクト)⁴を推進しています。

プラスチックごみを減らすため、ワンウェイプラスチック⁵から再生プラスチックや代替プラスチックへの利用転換を促し、流域に拡散するマイクロプラスチック⁶を削減することが求められています。県では、環境にやさしい買い物スタイルの普及やグリーン購入の推進、県主催の事業等におけるリユース食器の活用、「ぐんまプラごみ削減取組店登録制度」など、プラごみ削減に向けた各種媒体による広報等を実施しています。

生活系の可燃ごみの約3割は台所から排出される生ごみで、事業系の可燃ごみの約2割は食品小売業や飲食業から排出される生ごみとなっており、食品ロスの削減に取り組む必要があります。県民の皆さんに5Rの行動を宣言してもらう「ぐんま5R宣言」や、3きり運動(食べきり、使いきり、水きり)、会食・宴会時の食べ残しを減らす30・10(さんまる・いちまる)運動(最初の30分と終わりの10分は自分の席で料理を楽しむ)、小盛やハーフサイズメニューの設定等により食品ロスを削減する「ぐんま食品ロス削減推進店登録制度」など、ごみの減量に向けた普及啓発を進めています。

2020(令和2)年度に策定した「第三次群馬県循環型社会づくり推進計画」に基づき、ごみの減量化やリサイクルを推進するとともに、2016(平成28年度)に策定(2020[令和2]年度に一部改訂)した「群馬県災害廃棄物処理計画」では、大規模災害に備え、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、平時からの相互支援体制の構築を図っています。

県民や事業者も一つの資源として捉え、パートナーシップを構築し、持続可能な社会に向けた人材育成が求められます。

県では、地域の環境保全活動の牽引役を育成する取組として、「群馬県環境アドバイザー登録制度」を設けていますが、活動する機会が限られているのが現状です。こ

³ マイクログリッドとは、特定の地域や施設単位で電力の発電・供給・管理を行う小規模な電力網を指します。通常の大規模な電力網と接続しながらも、災害時などには独立して電力供給を継続できる「自立運転」が可能で、脱炭素社会への貢献と災害時対応の両面で注目されています。

⁴ 5Rとは、3R(リデュース[発生抑制]、リユース[再使用]、リサイクル[再生利用])に、Refuse(リフューズ[断る])、Respect(リスペクト[敬意を表す])を加えた群馬県独自の取組です。

⁵ ワンウェイプラスチックとは、使い捨てのプラスチック製品を指します。

⁶ マイクロプラスチックとは、直径5mm以下の非常に小さなプラスチック片を指します。自然界では分解されにくく、長期間残り続け、魚類や貝類が摂取し食物連鎖を通じて人間にも影響を及ぼす可能性が示唆されていたり、有害化学物質を吸着しやすかったりするため問題となっています。

のため、2012(平成24)年度からは、「ぐんま環境学校(エコカレッジ)」を創設し、ボランティア相互のネットワークづくりと主体的に環境学習を実施できる人材の育成に努め、2024(令和6)年度末までに304人が修了しました。こうした取組により、県民・事業者には環境保全の大切さの理解を深める取組を加速するとともに、ライフステージごとの対応や情報発信方法の検討が求められています。

(3)自然との共生と森林(もり)づくり

森林には、水源かん養、土砂災害防止、多様な動植物の生息生育地の提供、美しい景観形成、木材・食料等の資源供給、森林浴などの心身の癒し等、様々な公益的機能を備えており、私たちはそうした恩恵を持続的に享受するため森林を適切に管理する必要があります。

本県の森林は県域の67%を占め、豊かな自然資源を有しており、人々との共生を図る取組が求められます。

森林が有する公益的機能を持続的に発揮させるため、森林所有者等が実施する間伐等に対する支援や、条件不利地、保安林等の公益上特に重要な森林に対する間伐等、森林整備を実施しました。また、森林を支える仕組みづくりとして「森林ボランティア支援センター」において、専用ホームページや情報誌による情報発信や森林ボランティア活動団体を対象にした刈払機の取扱いなどの安全研修、森林整備作業器具の貸出し等を実施し、森林ボランティア団体の活動を支援しています。

その他の自然環境として、2007(平成19)年度に「尾瀬」が「日光国立公園」から独立し、公園区域を拡大し、「尾瀬国立公園」として、全国29番目の国立公園に指定され、2024(令和6)年度は155,630人が尾瀬を訪れています。この尾瀬をフィールドとして、2008(平成20)年度から、環境学習を通して、群馬の子どもたちの自然を守る意識と郷土を愛する心を育むことを目的に「尾瀬学校」を推進しています。2015(平成27)年度には、芳ヶ平湿地群が、群馬県3例目のラムサール条約湿地⁷として登録されました。また、2021(令和3)年度から「尾瀬学校」を改変し「新・群馬県総合計画(ビジョン)」で掲げる「始動人」⁸を育成するため、教育イノベーションの一環として、尾瀬国立公園又は芳ヶ平湿地群の自然環境や観光資源の魅力を活かした学びと体験により、探究的・教科横断的なSTEAM教育⁹「尾瀬ネイチャーラーニング」を展開しています。

一方で、2014(平成26)年度には、生物多様



尾瀬ネイチャーラーニングの様子

⁷ このほか、2005(平成17)年度に尾瀬、2012(平成24)年度に渡良瀬遊水地がラムサール条約湿地に登録されています。

⁸ 始動人とは、群馬県が独自に定義した人材像で、自分の頭で考え、他人が動かない領域で動き出し、生き抜く力を持った人のことです。変化の激しい時代に対応するため、主体的・創造的・挑戦的な人材を育てることを目的としています。

⁹ STEAM教育は、科学(Science)、技術(Technology)、工学(Engineering)、芸術(Arts)、数学(Mathematics)の5つの分野を統合した教育アプローチです。単なる知識の習得ではなく、創造力・問題解決力・論理的思考力・表現力など、未来を生き抜く力を育てることを目的としています。

性の保全などを目的に「群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例」を制定するとともに、11種を特定県内希少野生動植物種に指定し、2023(令和5)年度には新たに7種を追加指定しました。また、「群馬県レッドリスト」は2024(令和6)年度に植物と動物を改訂しました。そのなかで新たにコケ植物を加えたところ、絶滅又は絶滅のおそれのある野生生物が2022年版の1,214種から1,272種¹⁰に増加していることが明らかとなりました。

里地里山環境では多種多様な野生動植物が生息・生育しています。しかし、人口減少による人の活動域の減少、管理されなくなった農地・里山等の増加や狩猟者の減少に伴う捕獲圧の減少による野生動物の生息域の拡大や生息数の増加により、シカやイノシシなどの一部の野生動物による農林業被害額は高止まりしており、近年では、クマの人の生活圏への出没による人身被害の増加のほか、野生動物との交通事故の発生なども問題となっており、鳥獣害対策も喫緊の課題となっています。

(4)安全・安心で快適な生活環境づくり

2009(平成21)年に環境基準が設定された微小粒子状物質(PM2.5)については、2013(平成25)年度までに9測定局の監視体制を整え、県ホームページを通じて測定結果を公表しています。また、2012(平成24)年度にPM2.5注意報発令体制を整えましたが、2024(令和6)年度まで発令実績はありません。

河川の環境基準達成率は、近年80%台で推移しており、長期的には改善傾向にあるものの、全国平均と比較すると低い水準にあります。環境基準を達成できていない地点では、生活系や産業系の汚濁負荷が大きく、浄化槽の適正管理指導や合併処理浄化槽の整備推進等による生活排水対策や工場・事業場に対する適正な排水処理の指導等を継続しています。

2011(平成23)年の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、本県では一時的に空間放射線量率の上昇が認められましたが、その後減少し、現在の空間放射線量率は事故前の平常値の範囲内で安定して推移しています。2012(平成24)年度からは、25基のモニタリングポストで県内全域を常時監視¹¹しているほか、携帯型の空間放射線量測定器(サーベイメータ)等により、定期的に生活圏を中心に空間放射線量率を測定し、結果を公表しています。2024(令和6)年度に県内113地点で測定した結果、全地点で空間放射線量率は問題のないレベルで安定していることが確認されました。

その他、県民の快適な暮らしを確保するため、都市公園等の適切な整備や地域景観と快適空間の確保、文化財の適正な保護と活用、県産農畜産物のPRと地産地消の促進を継続しています。



県衛生環境研究所の
モニタリングポスト

¹⁰ 植物レッドリストは、2025(令和7)年9月に改訂され、1,277種に増加しています。

¹¹ モニタリングポストによる監視は、2023(令和5)年11月から24基で実施しています。

第2節 群馬県の環境の現状

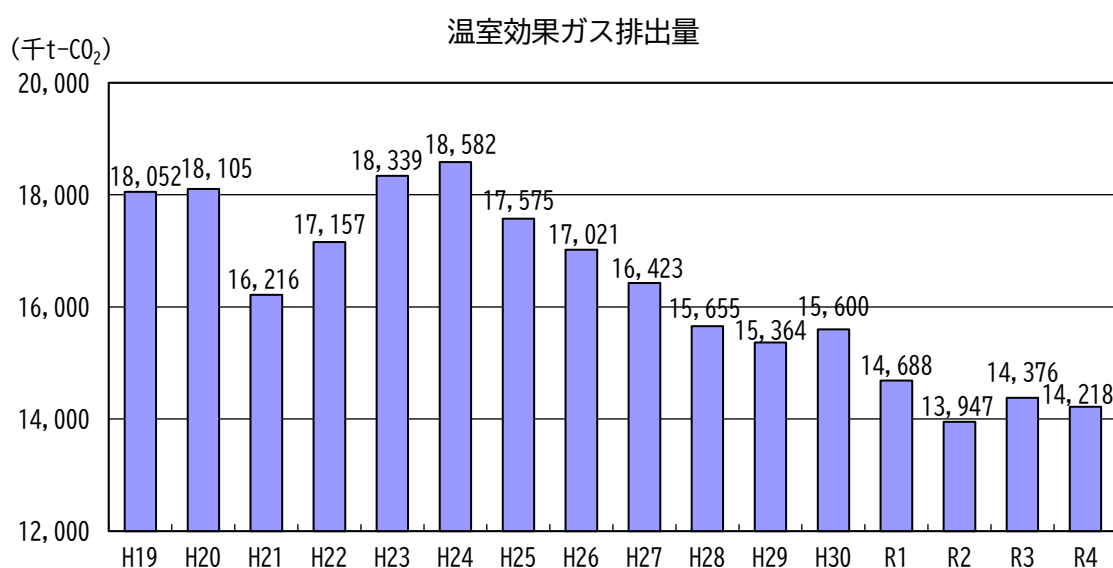
本県は、東西約96km、南北約119km、総面積約6,362km²の県土を有し、海拔12m程度から2,500m超までの変化に富んだ地形の中に、森林や利根川に代表される多くの河川、湖沼などが存在する豊かな自然に恵まれた県土を有しています。

このような県土の上に、多くの動植物により多様な生態系が形成され、そこに暮らす人々は、環境との調和を図りながら生活を営み、産業や文化を育んできました。

群馬県の環境の現状は、次のとおりです。

1 温室効果ガス

温室効果ガス排出量は、2012(平成24)年度にピークの18,582千t-CO₂に達しました。その後、エネルギー使用量の減少等により減少傾向となり、2020(令和2)年度には新型コロナウイルスの影響による活動自粛で、13,947千t-CO₂まで大幅に減少しました。活動が再び活発になるにつれ、排出量も増加に転じましたが、基準年度である2013(平成25)年度からは減少傾向となっています。



2 水質

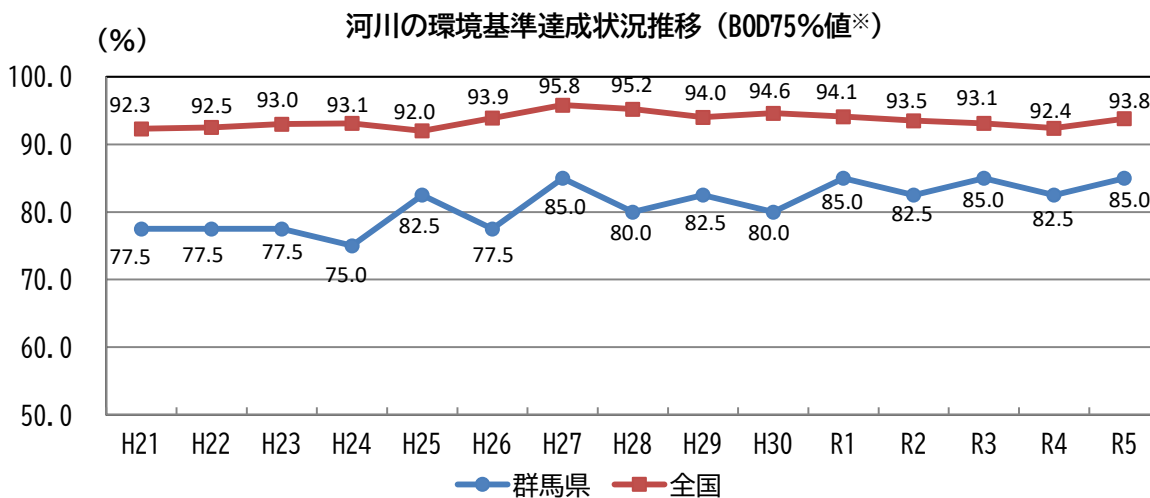
2023(令和5)年度の河川におけるBOD¹²の環境基準達成率は85%と、全国平均の93.8%を下回る低い水準です。長期的には改善傾向が見られるものの、2016(平成28)年度以降は横ばいの状況となっています。

また、湖沼におけるCOD¹³の環境基準達成率は75%と、全国平均の52.6%を上回る高い水準です。

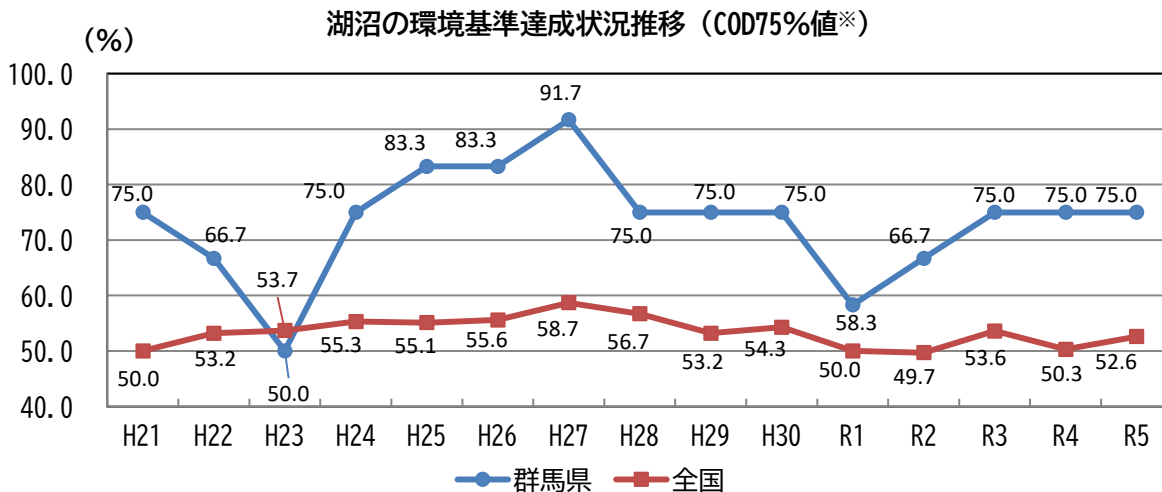
¹² BOD(生物化学的酸素要求量)は、水中の微生物が汚濁物(有機物)を分解するときに消費する酸素の量で、単位はmg/Lで表します。河川水、排水などの汚濁の程度を示すもので数値が大きいほど水が汚れていることを示します。

¹³ COD(化学的酸素要求量)は、酸化剤(過マンガン酸カリウム)が水中の汚濁物を酸化する時に消費する酸素の量で、単位はmg/Lで表します。湖沼や海の汚れを測る代表的な目安として使われます。この値が大きいほど水が汚れていることを示します。

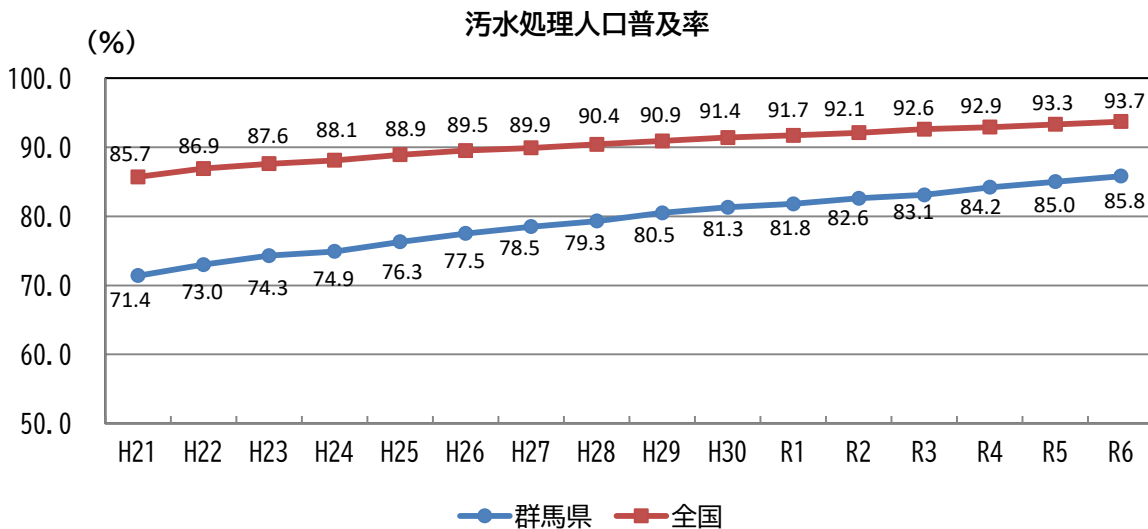
汚水処理人口普及率は85.8%で、上昇傾向にあるものの、全国平均の93.7%を下回っています。しかし、全国平均との差は年々縮まっており、2009(平成21)年度の14.3ポイント差から、2024(令和6)年度には7.9ポイント差となりました。



※BOD75%とは、年間のBOD日間平均値の全データをその値の小さいものから順次並べ、0.75×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値で、その値と環境基準を比較して適否を判断します。

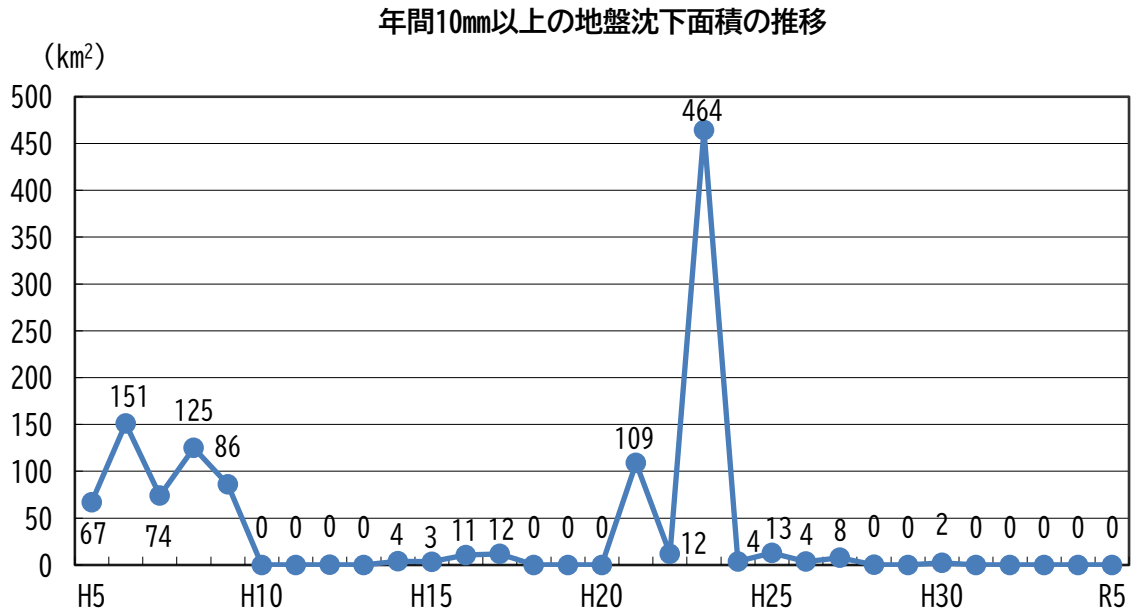


※COD75%とは、年間のCOD日間平均値の全データをその値の小さいものから順次並べ、0.75×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値で、その値と環境基準を比較して適否を判断します。



3 地盤

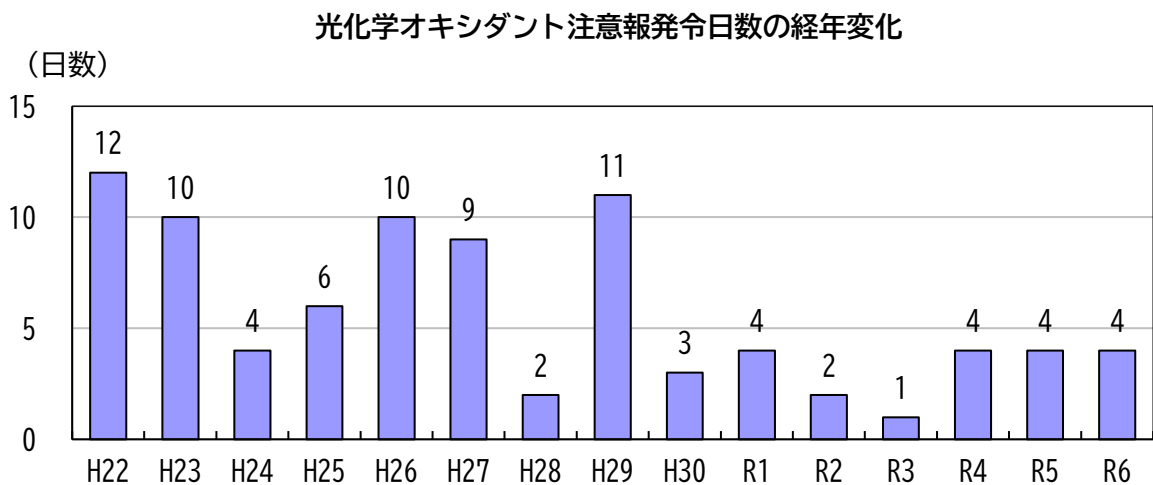
2011(平成23)年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による地殻変動の影響で大幅な地盤沈下が発生しましたが、2012(平成24)年から2023(令和5)年までの間では地震前の傾向と同様に、注意が必要となる20mm以上の地盤沈下はありませんでした。



4 大気

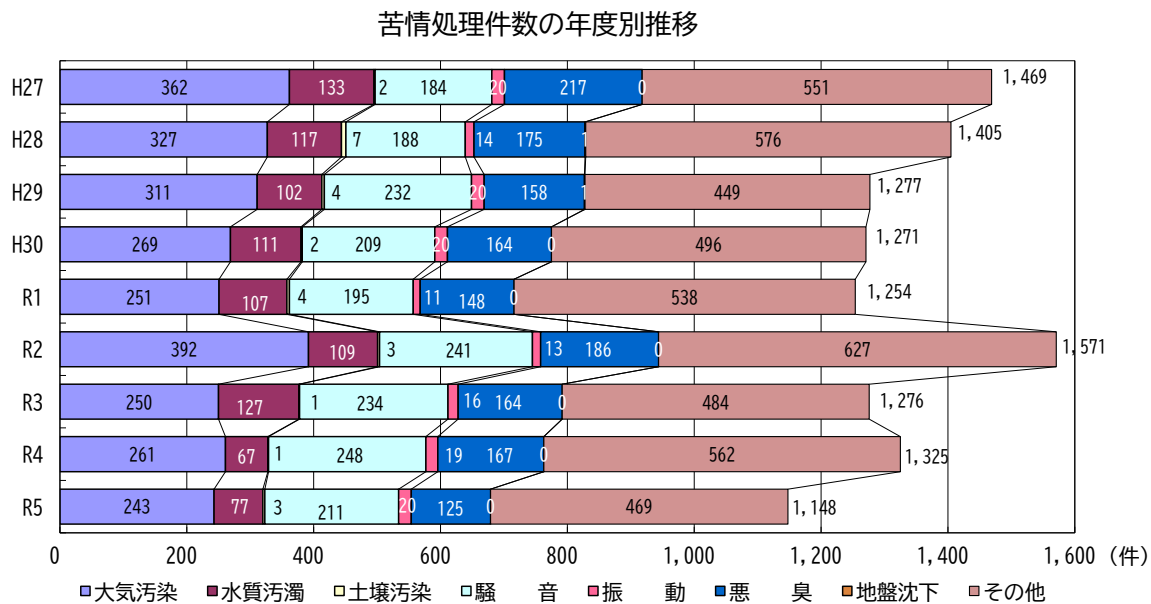
大気常時監視項目のうち、光化学オキシダントのみ環境基準を達成することができず、毎年注意報を発令しています。

近年の発令日数は、ほぼ横ばい傾向にあります。



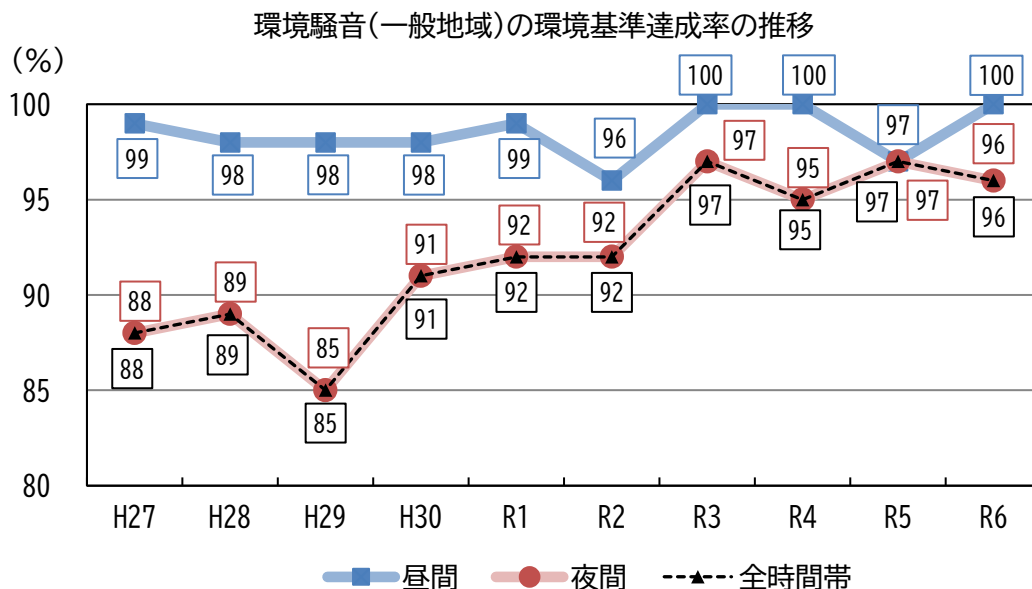
5 公害苦情

2023(令和5)年度に県、市町村で新規に受け付けた公害苦情の件数は1,148件で、2015(平成27)年度以降で最も少ない件数となっています。



6 騒音

2024(令和6)年度の環境基準達成率は、全時間帯で97%、昼間で100%、夜間で97%でした。全時間帯で緩やかな改善傾向が見られ、高い環境基準達成率となっています。

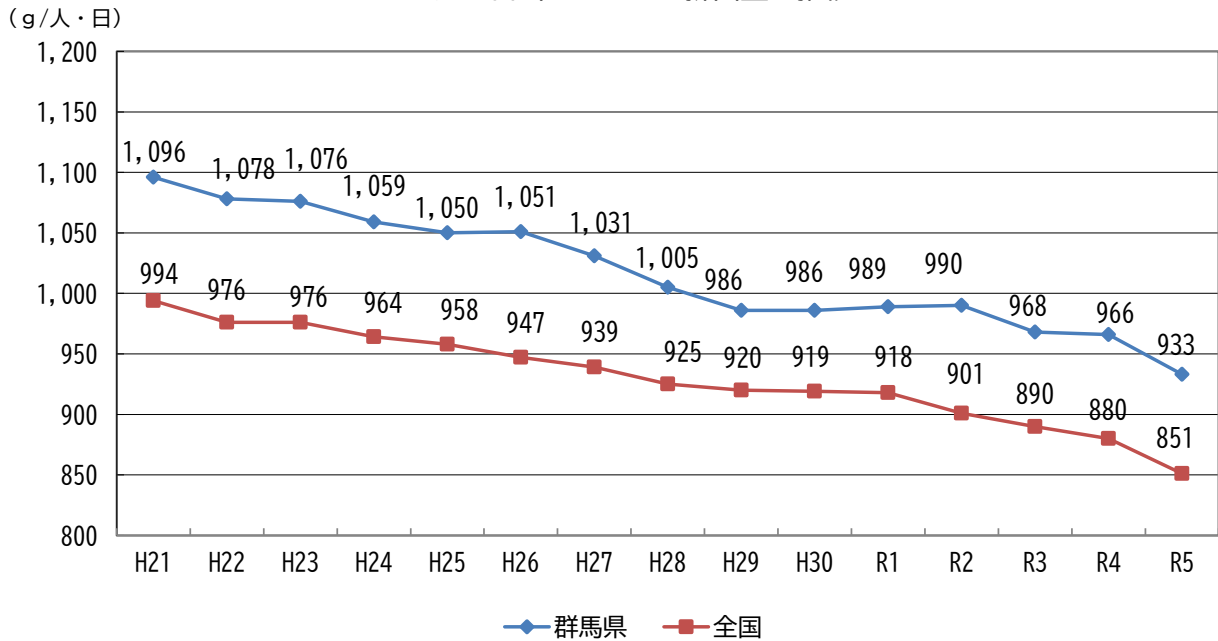


7 廃棄物

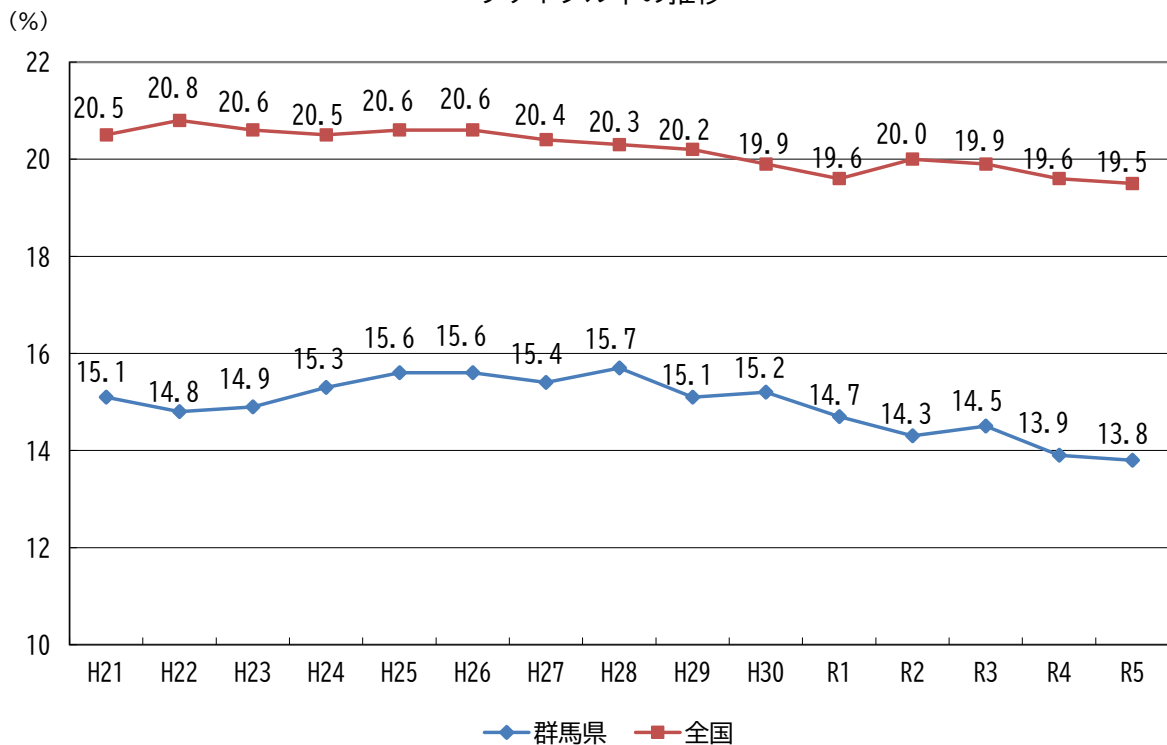
2023(令和5)年度の一人一日当たりのごみ排出量は933gで減少傾向にあります。全国平均の851gに比べて82g多く、より一層のごみ減量化が必要です。

また、リサイクル率は13.8%で、全国平均値の19.5%に比べて5.7ポイント低くなっています。

一人一日当たりのごみ排出量の推移



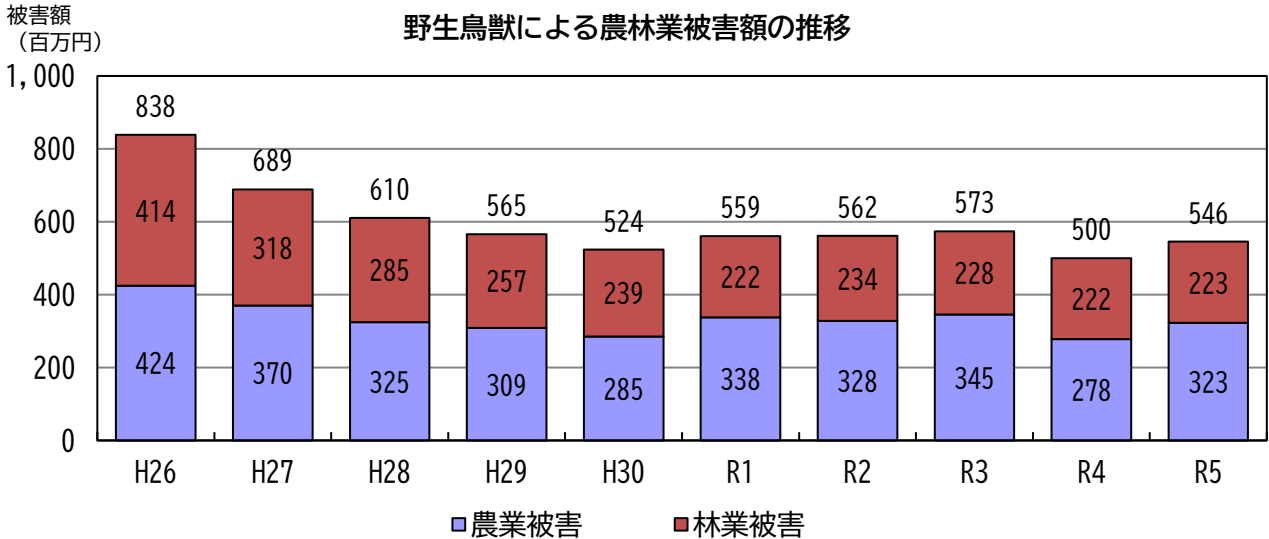
リサイクル率の推移



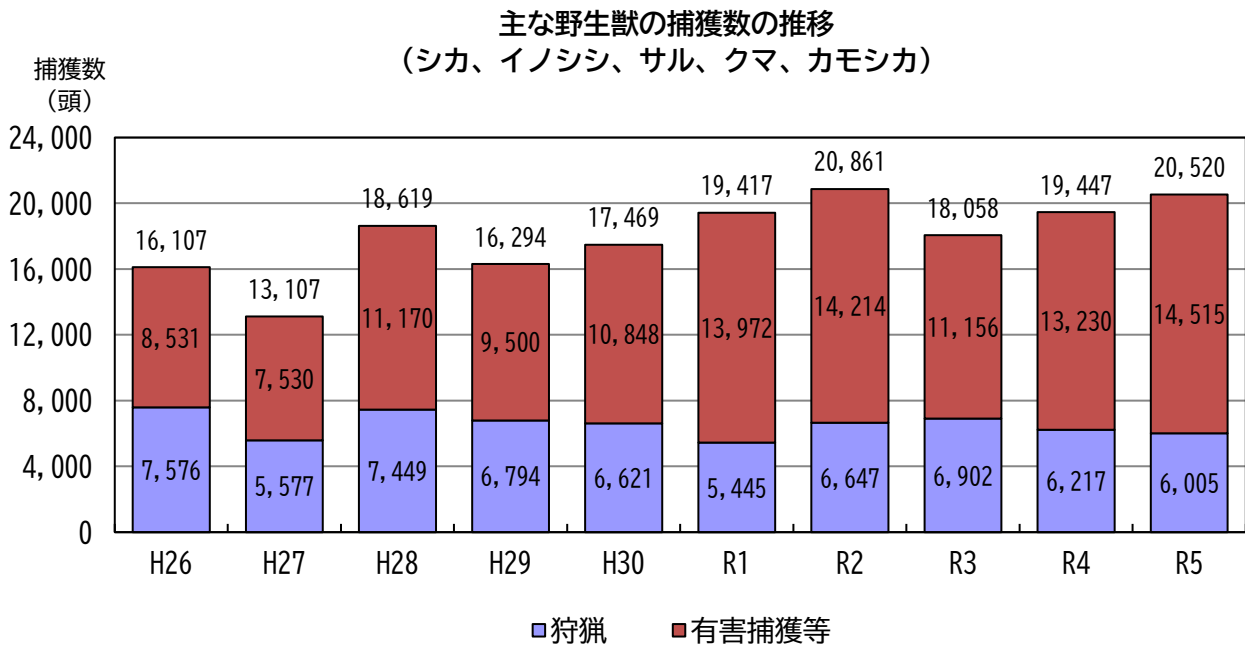
8 野生動物

2023(令和5)年度の野生動物による農林業被害額は546百万円でした。これは、2014(平成26)年度と比較して減少していますが、2017(平成29)年度以降はほぼ横ばいで推移しています。

また、野生動物(シカ、イノシシ、サル、クマ、カモシカ)の捕獲数は20,520頭で、2021(令和3)年度以降、年々増加傾向にあります。



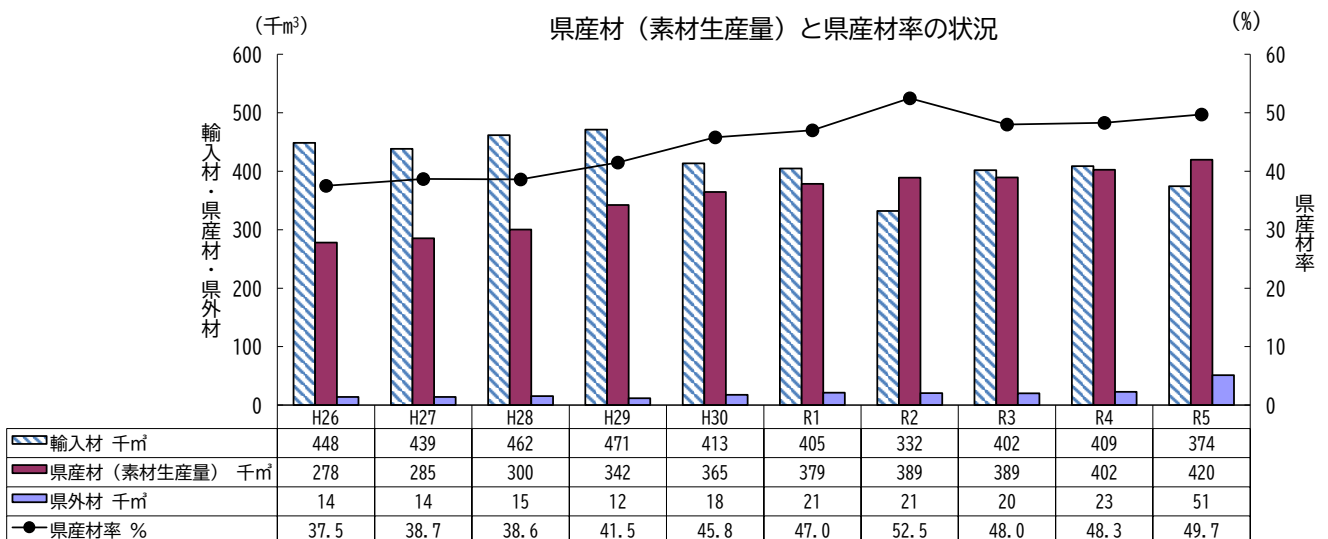
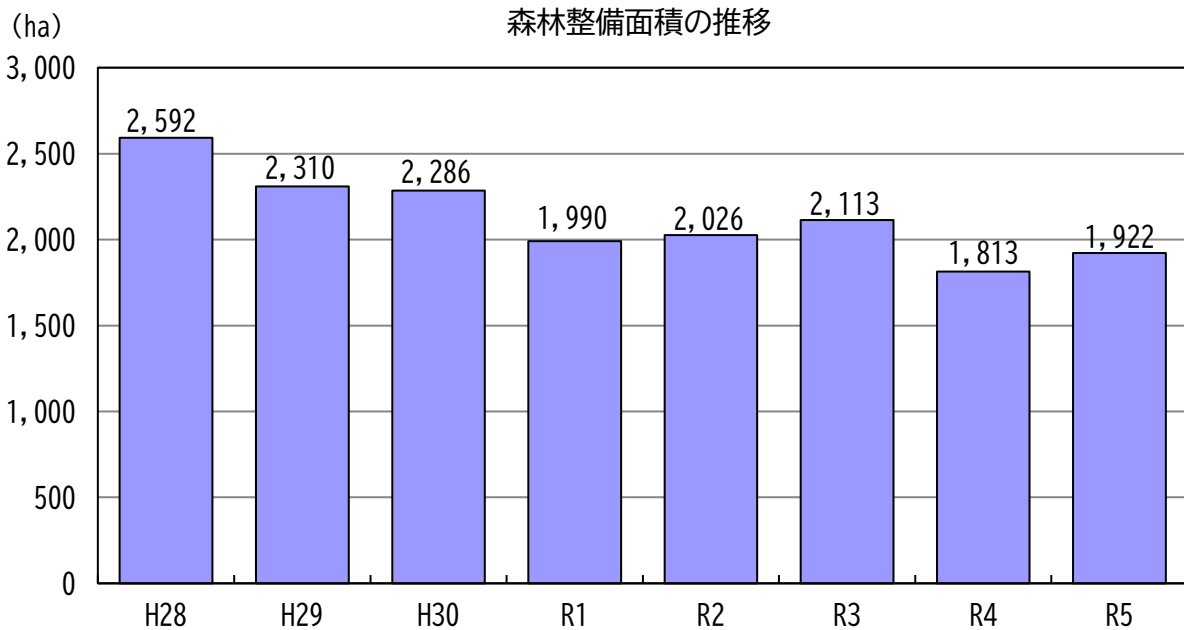
(注) 百万円未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合があります。



9 森林環境

2023(令和5)年度の森林整備面積は1,922haで、2016(平成28)年度の2,592haと比べて670ha減少しています。

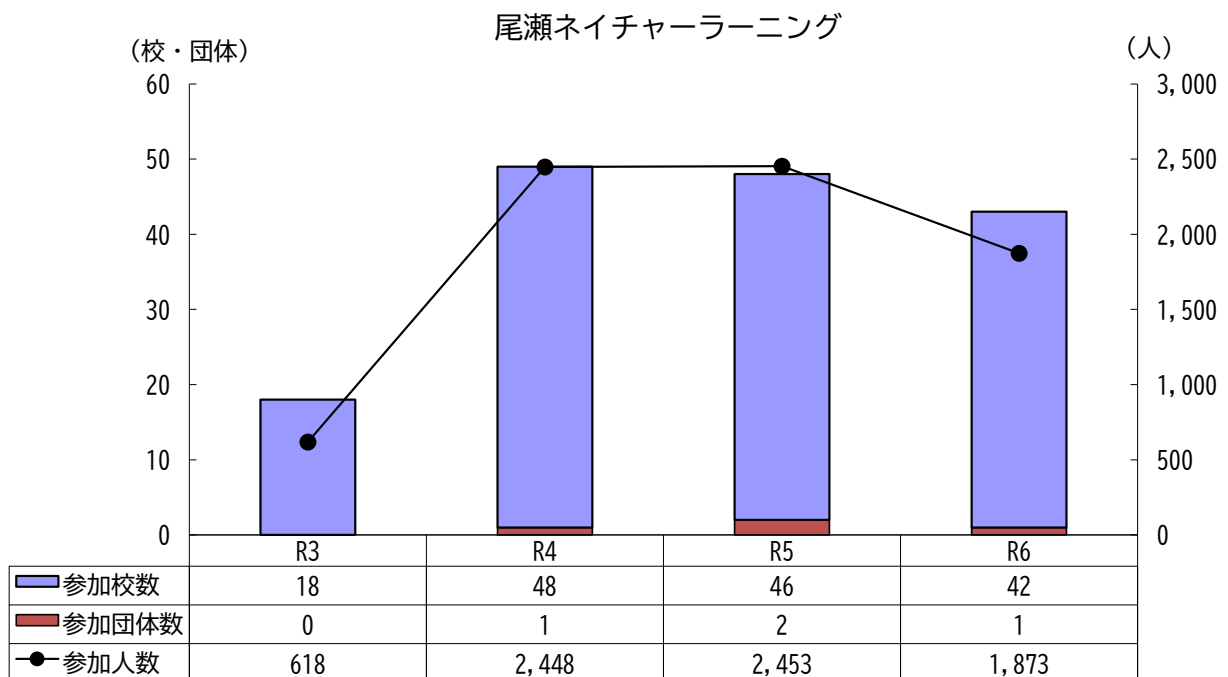
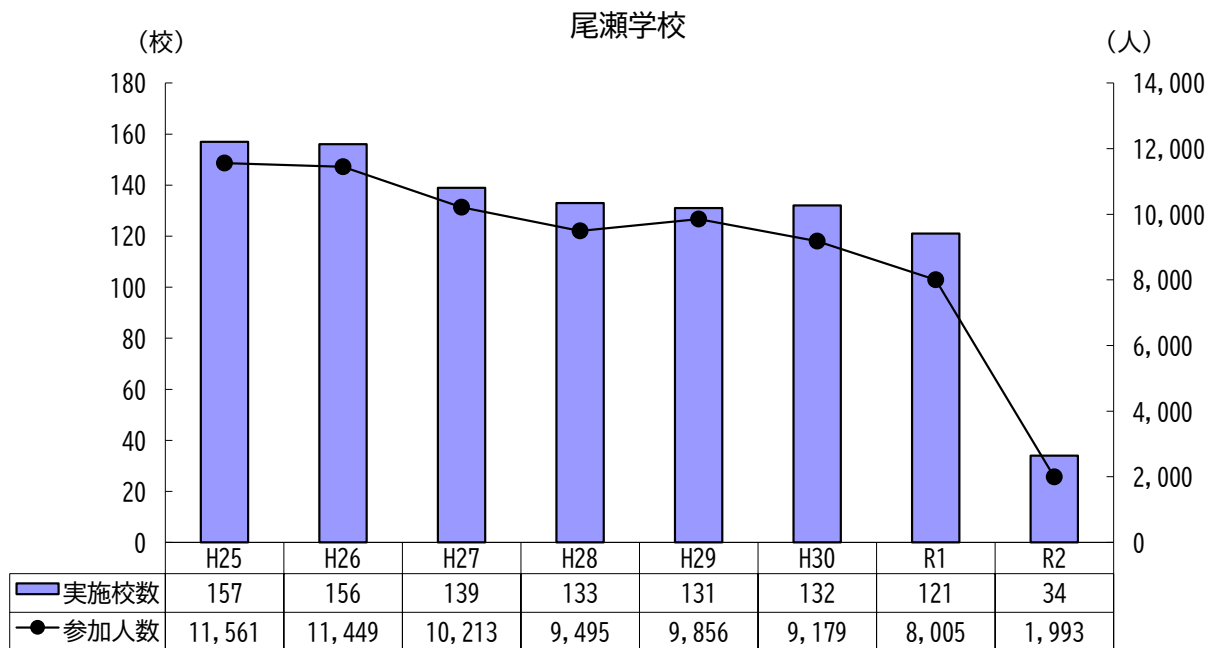
また、2023(令和5)年度の素材生産量は420千 m^3 で、県内で使われた木材のうち、県産材の利用率は49.7%でした。2014(平成26)年度は素材生産量が278千 m^3 で、利用率が37.5%だったため、いずれも増加しています。



10 環境学習・自主的取組

県内の小中学生が尾瀬を訪れ、貴重な自然を体験する「尾瀬学校」は、2020(令和2)年度の新型コロナウイルスによる活動自粛の影響により、実施校数が34校、参加人数が1,993人まで減少しました。

2021(令和3)年度からは事業の見直しにより、誰もが取り組める入門的なSTEAM教育プログラムの実践・定着を目的とした「尾瀬ネイチャーラーニング」に改変して、2024(令和6)年度には、42校1団体、1,873人が参加しています。



第3節 群馬県の特徴

1 日本を東西南北に結ぶ高速交通ネットワークの結節点

(1)“東京から100km圏”の地理的アドバンテージ

- ・我が国の経済活動の中心であり、巨大市場を形成する東京から100km圏に位置しており、地理的条件に恵まれた立地条件です。

(2)日本の中央に位置する交通の結節点

- ・本県は、古くから、東京圏、信越地方、東北地方、中京圏を結ぶ広域的な交流の要衝として、様々な交通が発達してきました。
- ・近年では、圏央道の延伸や北陸新幹線が敦賀まで延伸されるなど、東西南北を十字に貫く高速道路や新幹線の整備が進み、全国でも有数の結節点となっています。

2 多彩で豊かな自然資源と快適で住みやすい風土

(1)貴重な自然の宝庫

- ・本県には、県のシンボルである「上毛三山(赤城山、榛名山、妙義山)」のほか、谷川岳や尾瀬など国内でも屈指の景勝地を有する国立・国定公園や、ラムサール条約湿地である尾瀬、渡良瀬遊水地、芳ヶ平湿地群があるほか、多様な自然生態系に恵まれています。

(2)多彩で魅力的な温泉

- ・全国にその名が轟く草津、伊香保、みなかみ18湯、四万を始め、100を超える名湯・秘湯に恵まれています。

(3)豊富な資源

- ・流域面積日本一である利根川の水源県であるとともに、多くのダムを有し、豊富な水資源に恵まれていることから、本県は首都圏の水がめとして重要な役割を果たしています。
- ・本県の森林面積は関東地方で最も多く、豊かな森林資源を有しています。また、人工林の多くは木材として利用可能な林齢に達していることから、今後の利活用が期待されます。
- ・本県は、年間の日照時間が全国上位で、豊富な水資源、豊かな森林資源を保有しており、これらの再生可能エネルギー資源を活用した発電・熱利用等に適した条件を備えています。

(4)自然災害の少なさ

- ・これまでに台風などによる風水害、雪害、大規模な地震の発生が比較的少ないことから、県民の多くが「自然災害の少なさ」を強みと感じています。

3 世界に誇る歴史と文化

(1) 絹の国ぐんま

- ・2014(平成26)年、「富岡製糸場と絹産業遺産群」が世界遺産に登録され、同年に富岡製糸場の繰糸所、東置繭所、西置繭所が国宝に指定されました。また、日本遺産「かかあ天下ーぐんまの絹物語ー」や県内各地に残るぐんま絹遺産など、国内外に誇る絹遺産が数多く存在しています。



県立日本絹の里
(観光ぐんま写真館提供)
(<https://gunma-kanko.jp/>)

(2) 古代文化

- ・本県は古代から脈々と築き上げられた歴史と多彩な文化に富んだ地域です。古代文化の隆盛をしのばせる古墳群、様々な伝説を持つ由緒ある神社仏閣など、歴史的な文化遺産や文化財が数多く存在します。

(3) 地域に根ざした特有の文化

- ・本県の冬の長い日照、からっ風、水はけのよい土壌などは小麦の栽培に適した環境であるため、小麦粉を使った食文化、すなわち「粉食文化」が根付いています。
- ・地方オーケストラの草分けとして長い歴史を持つ「群馬交響楽団」、群馬の歴史や営みを凝縮した「上毛かるた」など、地域に根ざした文化資産が広く県民に親しまれています。

4 多様で高度な産業集積

(1) ものづくり立県

- ・日本の近代化を支えた絹産業から輸送用機器や食料品、電気機器等の製造業に至るまで、長い年月を通じて継承されてきた高度な産業技術の集積があり、「ものづくり立県」として発展しています。
- ・熟練の技が光る多数の伝統工芸品があり、絹織物、だるま、近代こけしなどが有名です。

(2) 多彩な農林水産物

- ・豊富な水資源や長い日照時間、標高およそ10mの平坦地から1,400mの高冷地までの標高差のある耕地等の環境に恵まれ、年間を通して新鮮な農林水産物が生産され、野菜や果物、きのこ、米麦、牛肉、豚肉、乳製品、淡水魚など多彩な食材を供給しています。

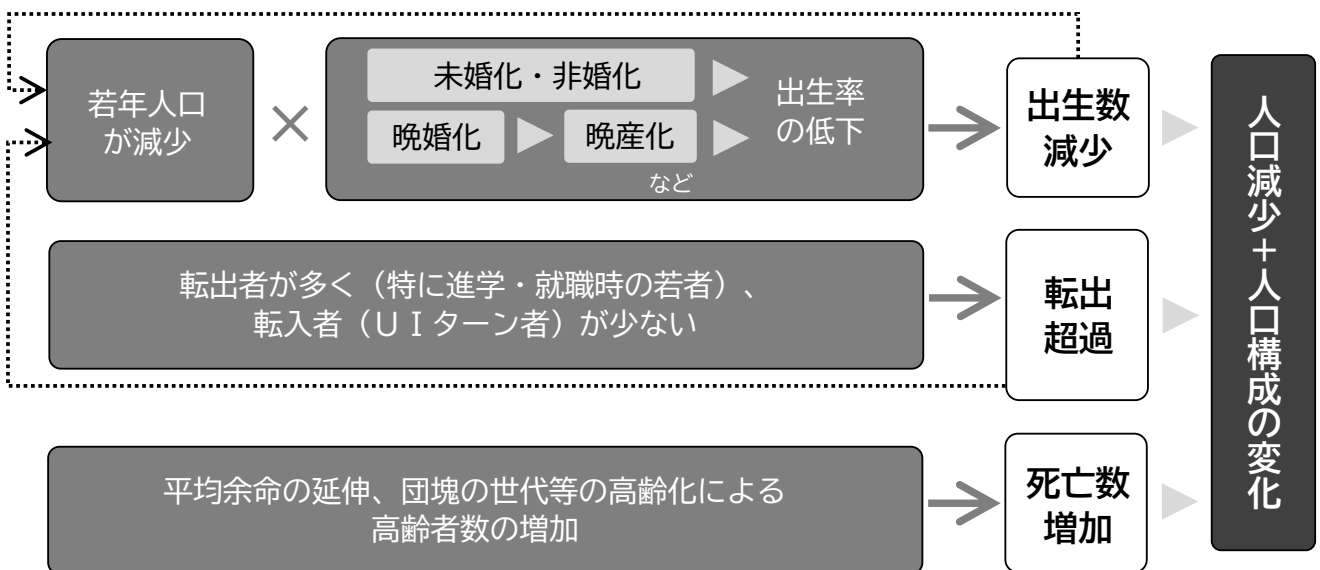
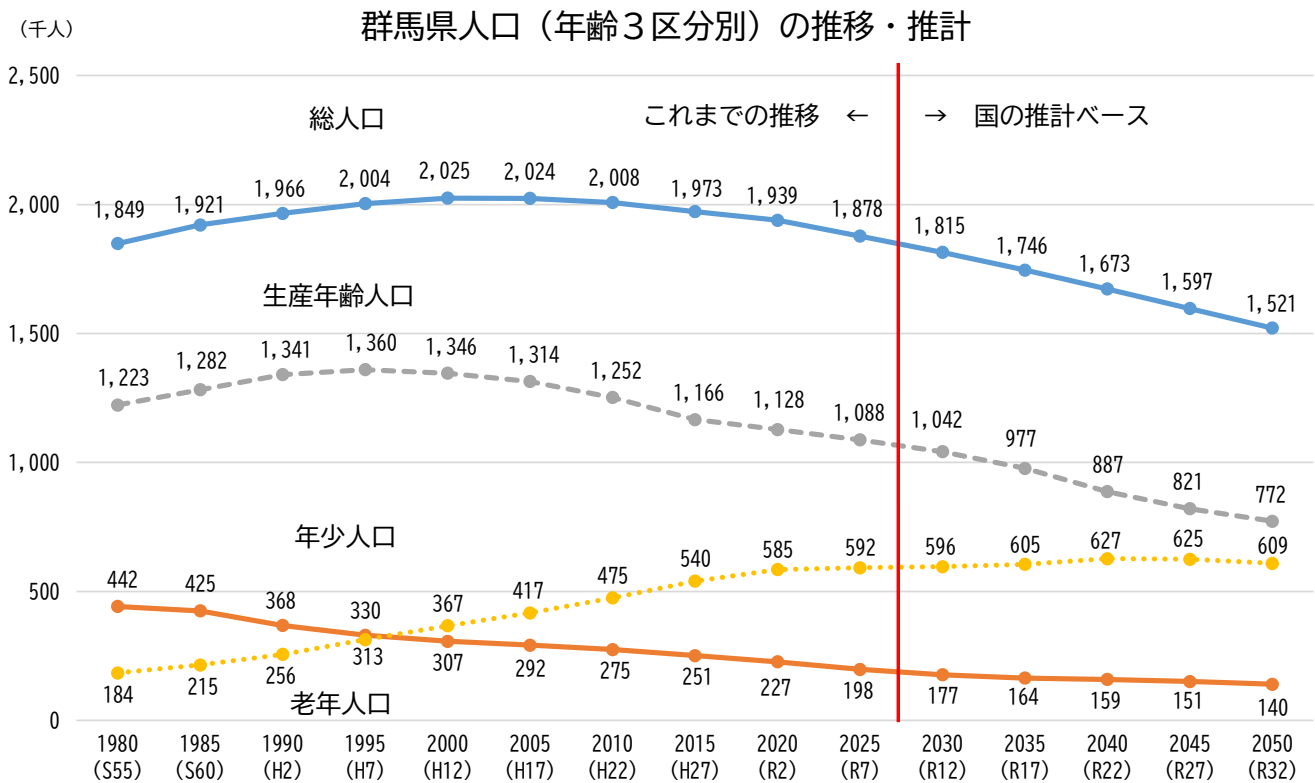


嬬恋村のキャベツ畑
(観光ぐんま写真館提供)
(<https://gunma-kanko.jp/>)

第4節 時代潮流

1 人口減少と人口構成の変化

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、本県の人口は、将来にわたって減少し続けることが予測されています。生産年齢人口(15～64歳)や年少人口(0～14歳)が大幅に減少し、老年人口(65歳以上)も2040(令和22)年をピークに減少が見込まれています。



(1)産業・経済への影響

- ・今後、生産年齢人口は総人口以上のペースで減少し、各地域で労働力不足がさらに深刻化するとともに、各産業において担い手の高齢化が見込まれます。
- ・全国的な人口減少や人口構成の変化により、消費の減少が進行すると考えられ、県内総生産の低下や、それに伴う地域の産業・経済活動の規模縮小、雇用の減少や所得低下、地域からの企業・商業施設の撤退などが懸念されます。特にサービス業などの第三次産業は、本県の雇用の60%以上を占め、その撤退は地域の雇用機会の大きな損失となります。併せて、人口構成の変化に伴い消費の「質」も大きく変動し、本県の産業構造への影響も懸念されます。
- ・総じて県内における農業、林業などの第一次産業の従事者の高齢化と労働力不足が進み、耕作放棄地の拡大や生産力の低下が懸念されます。その結果、特に中山間地域では、耕作放棄地の周辺で病害虫や鳥獣被害が拡大し、産地の維持が困難になるなど、地域全体に深刻な影響を与えるおそれがあります。さらに今後、人口減少による消費の減少が、農家の所得低下を招き、担い手の確保が一層難しくなることも予想されます。
- ・住宅や紙パルプ市場の縮小により、木材需要が減少し、林業や木材・住宅産業における雇用の減少や企業規模の縮小が懸念されます。その結果、手入れが行き届かず放置された森林が増え、二酸化炭素吸収機能や水源かん養機能などの森林の公益的機能の低下を招くおそれがあります。

(2)地域社会への影響

- ・人口減少や耕作放棄地の増加に伴い、従来地域住民の利用により維持されてきた里地里山の荒廃と、それに伴う鳥獣被害の増加が懸念されます。また、世帯の人員数にかかわらず、一定のエネルギーが消費されるため、世帯の少人数化、単身世帯の増加が見込まれる中、人口が減少してもエネルギー消費は低減しない傾向にあります。
- ・高齢化や人口減少がある程度進行しても、地域コミュニティに活力がある場合には、環境保全の取組も積極的に行われる傾向があり、地域コミュニティの活性化が求められています。
- ・市街地の拡散と人口密度の低下により、各地域において、医療・福祉・商業などの生活に必要な都市機能の維持が困難になるとともに、移動に伴う自動車への依存がさらに高まることが懸念されます。

2 我が国で切迫する巨大災害

- ・我が国は、その位置、地形、気象などの自然的条件から災害が発生しやすく、地震、台風や豪雨による水害、土砂災害などの災害が、各地で多数発生しています。
- ・地球温暖化に起因すると考えられる気候変動等の影響を受けて、大雨の発生数は増加すると予測され、県内でも水害・土砂災害の激甚化が懸念されます。

3 技術革新の進展

- ・ 温室効果ガス排出量の削減効果が期待される次世代自動車(ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等)の普及により、電気自動車や燃料電池自動車の基盤技術である次世代電池や燃料電池等の高性能化や低価格化が進むものと見込まれます。
- ・ 次世代電池や燃料電池等の革新的技術の開発・導入により、これまでのようなガソリン自動車等の普及に伴う石油への高い依存状況から、電気や水素といった代替エネルギーへのシフトが進むことが期待されます。
- ・ 2021(令和3)年3月に閣議決定された「第6期科学技術・イノベーション基本計画」は、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された「Society5.0」の実現に向けた国家戦略です。自然災害やパンデミックなどの課題に対応し、国民の安全・安心を確保し、AI¹⁴やIoT¹⁵、ビッグデータを活用し、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)の融合による持続可能で強靱な社会への変革、新たな社会を設計し価値創造の源泉となる「知」の創造、新たな社会を支える人材の育成を通して、一人ひとりの多様な幸せ「ウェルビーイング」を目指すこととしています。

4 地球環境問題

- ・ 地球温暖化は、全国各地での記録的猛暑や気象災害の激甚化・頻発化、安定的な水・食料の確保、生物多様性を基盤とする生態系への悪影響など、様々な面で変化をもたらし、人類自体の生存にも重大な影響を及ぼすおそれがあると指摘されています。

(持続可能な開発目標(SDGs)、地域循環共生圏)

- ・ 地球温暖化を始めとする地球環境問題への対応は、世界のすべての国々が一緒に対応しなければ解決できない問題です。2015(平成27)年9月の国際連合総会において「持続可能な開発のための2030アジェンダ(2030アジェンダ)」が国際社会全体の普遍的な目標として採択され、その中にSDGsとして、17のゴールと169のターゲットが設定されています。特に気候変動は、他のSDGsの達成を左右する要素であるとも言えます。SDGs全体の達成に向けて、気候変動以外のSDGsの要素とも整合的に対策を進めていく必要があります。

(気候変動対策)

- ・ 2015(平成27)年12月、「気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」において、「パリ協定」が採択されました(2016[平成28]年発効)。国内においては、2030(令和12)年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減する中期目標を掲げるとともに、長期目標として2050年までに80%の削減を目指すこととしていましたが、2020(令和2)年10月、菅総理大臣(当時)は所信表明演説で、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロ(カーボンニュートラル)とすることを宣言しました。また、2021(令和

¹⁴ AIは「Artificial Intelligence(人工知能)」の略で、コンピューターがデータをもとに自動で考えたり、行動したりする仕組みを指します。

¹⁵ IoTは「Internet of Things(モノのインターネット)」の略で、様々なモノがインターネットにつながり、情報をやりとりする技術です。家電、車、工場の機械などがインターネットにつながって、遠隔操作や自動制御が可能になります。

3)年4月、気候サミットにおいて、2050年ネット・ゼロと整合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向け挑戦を続けることを表明しました。

- ・地球温暖化に起因すると考えられる気候変動の影響による被害の防止や軽減等を図る気候変動への適応の取組を促進するため、2018(平成30)年12月に「気候変動適応法」が施行されました。今後は、これまでの緩和策(温室効果ガス排出量の削減等)を引き続き推進するとともに、気候変動に対して自然生態系や経済・社会システムを調整することにより影響を軽減させる適応策についても積極的に推進することが求められています。

コラム2

ネット・ゼロ

ネット・ゼロとは、温室効果ガスの排出量と吸収量のバランスをとり、実質的な排出量をゼロにすることを意味します。排出量そのものをゼロにするのではなく、削減できない分を森林吸収や技術的手段で相殺することで、差し引きゼロの状態を目指します。なお、「カーボンニュートラル」は、本計画では同義とします。

環境省は「デコ活」と呼ばれる、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動を推進しています。省エネ家電の導入、断熱住宅、食べ残しゼロなど、日常生活の中でできることは多くあります。これらの取組は、年間数十万円の節約にもつながるといふ試算もあります。



かつては環境対策が「企業の善意」と見なされていましたが、今やネット・ゼロは経営戦略の中核となっています。政府も2050年までのカーボンニュートラルを宣言し、自治体や企業はその達成に向けて動き出しており、企業においては、原材料の調達から製品の使用・廃棄まで、サプライチェーン全体で排出量を削減することが求められています。

ネット・ゼロは、気候変動対策の「ゴール」ではなく「スタートライン」です。企業も個人も、持続可能な社会の実現に向けて、今できることから始めることが大切です。

(プラスチック資源循環、海洋プラスチックごみ、食品ロス問題)

- ・ 2019(令和元)年5月、政府はプラスチックの資源循環を総合的に推進するための「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。
- ・ 海洋プラスチックごみ問題に対する地球規模での対応が喫緊の課題となっています。2019(令和元)年に大阪市で開催されたG20サミットでは、プラスチックごみによる海洋汚染を2050年までにゼロにする「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が合意されました。
- ・ 2019(令和元)年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律(食品ロス削減推進法)」が施行されました。今後、多様な主体が連携し、社会全体で食品ロスの削減に取り組むことが求められています。
- ・ 2020(令和2)年5月に策定された「循環経済ビジョン2020」では、資源を効率的に循環させ、廃棄物を最小限に抑えながら、持続可能な社会と経済成長を両立させる新しい経済システム「サーキュラーエコノミー(循環経済)」を打ち出し、単に3Rとしての活動から経済へ落としこむ方向性を示し、2024(令和6)年8月に策定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、サーキュラーエコノミーへの移行を推進するため、資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化することが示されています。



海底のプラスチックごみ



フードドライブ実施状況

サーキュラーエコノミーとは、資源を可能な限り長く使い続け、廃棄物や汚染を最小限に抑えながら、製品や素材の価値を最大限に活かす経済システムのことです。従来の「生産→消費→廃棄」という一方向のリニアエコノミー(直線型経済)に代わる持続可能な経済モデルとして注目されています。

これまでの経済は、安く作って、使って、捨てるの「使い捨て」が前提でした。しかし、昨今、資源の枯渇や気候変動が深刻化する中で、「捨てることが前提」の経済は限界を迎えています。サーキュラーエコノミーは、製品の設計段階から廃棄を減らすことを考え、資源の循環を促すことで、環境負荷を抑えながら経済成長を目指します。

私たち一人ひとりが、リユース品を選ぶ、修理して使い続ける、食品ロスを減らすなど、日常の選択を変えることで循環型社会の一員になれます。「買う」から「借りる」へ、「捨てる」から「直す」へ。そんな小さな行動が、大きな変化につながります。

サーキュラーエコノミーは単なる環境対策ではありません。製品の長寿命化、シェアリング、再製造、リサイクルなどを通じて、新たな雇用や産業の創出にもつながります。EUではサーキュラーエコノミー関連の市場が急成長しており、日本でも2030年までに市場規模を80兆円以上に拡大する目標が掲げられています。

サーキュラーエコノミーは、環境と経済の両立を目指す新しいスタンダードです。個人も企業も自治体も、それぞれの立場で「循環する社会」への一步を踏み出すことが求められています。

5 生物多様性の保全

- ・人々は、地域の多種多様な生き物を基盤とする生態系から得られる恵み(生態系サービス)により、生活や文化、産業などあらゆる面で支えられています。
- ・この生物多様性は、長い年月の中で育まれてきたものですが、開発等による種の絶滅や減少、里地里山の手入れ不足による二次的な自然の質の低下、外来生物による種の攪乱、地球温暖化等の要因による生育環境の変化など、大きな危機に直面しています。
- ・2010(平成22)年に名古屋市で開催された、「生物多様性条約第10回締結国会議(COP10)」を受け、全国的に生物多様性保全に向けた取組が進められています。各自治体においても、希少動植物を保護し、生物多様性を保全する取組を進めることが求められています。

- ・群馬県では、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていくため、2016(平成28)年度に「生物多様性ぐんま戦略」を策定しました。
- ・2022(令和4)年にカナダのモントリオールで開催された「生物多様性条約第15回締結国会議(COP15第二部)」では、「愛知目標」の後継となる「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が合意されました。我が国ではその枠組に対応した「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し、生物多様性の損失を止め、反転させ、自然を回復軌道に乗せることを目指す「ネイチャーポジティブ(自然再興)」の実現を目指し、5つの基本戦略を掲げ、健全な生態系の確保や自然資本を守り活かす社会経済活動を推進することを示しています。

コラム4

ネイチャーポジティブ

ネイチャーポジティブとは、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せることを目指す取組です。現在の地球は、過去1,000万年間の平均と比べて10~100倍の速度で生物が絶滅している「ネガティブ」な状態にあります。この状況を2030年までに反転させ、2050年までに自然の豊かさを完全回復することが国際的な目標となっています。

世界経済フォーラムの報告によると、世界のGDPの半分以上(44兆ドル)が自然に依存しており、自然の損失は経済にとっても巨大なリスクです。ネイチャーポジティブ経済への移行は、年間10.1兆ドルの取引と3億9,500万人の雇用創出につながる可能性があると考えられています。

ネイチャーポジティブは、私たち一人ひとりの消費行動にも関係しています。環境に配慮した製品を選ぶ、地域の自然保護活動に参加する、食品ロスを減らすなど、日常の選択が自然再興につながります。

企業は、サプライチェーン全体で自然資本への影響を把握し、情報開示や技術開発を通じて生態系の保全・回復に貢献することが求められています。これは単なる企業の社会的責任(CSR)ではなく、企業価値を高める戦略的投資でもあります。

ネイチャーポジティブは、「生き物を含めたみんなで豊かになる」ためのビジョンです。個人、企業、行政がそれぞれの立場で自然との共生を目指すことで、持続可能な未来が開かれます。

6 安全で安定的なエネルギー供給への期待

- ・ 人類の生活に不可欠な化石燃料や鉱物資源などは有限な資源であり、現在のような大量生産・大量消費といった社会経済活動が継続した場合、近い将来、これらの資源は枯渇してしまうと言われています。
- ・ 2019(令和元)年に最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指す「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定されるなど、国全体で積極的な取組が展開されています。このため、再生可能エネルギー(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス¹⁶等)への関心はますます高まっており、地域のエネルギー資源として、積極的な活用を進めていく必要があります。また、脱炭素化に向けたエネルギーの新たな選択肢として、水素の利用等も期待されています。
- ・ 特に2011(平成23)年の東京電力福島第一原子力発電所事故以降、日本各地で地域内にある再生可能エネルギー資源から電力を生み出し、地域内で消費する「エネルギーの地産地消・自立分散化」の取組が進められており、地域における持続可能な社会の構築や地域の活性化に貢献することが期待されています。



7 感染症と環境政策

- ・ 世界が新型コロナウイルス感染症(COVID-19)からの復興計画に着手する中で、国際連合(国連)は各国政府に対し、この機会を活用して、より持続可能で強靱(レジリエント)かつ包摂的な社会を作り上げることで「より良い復興(ビルド・バック・ベター)」を遂げるよう呼びかけ、2021(令和3)年に政府は「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、感染症との共存を前提とした社会経済活動と感染拡大防止の両立を図る政策を展開しています。
- ・ 新型コロナウイルスへの対応は、すべての人に大きな影響を与え、働き方や学び方が大きく変化しています。「持続可能な開発のための教育(ESD¹⁷)」の中には、幼少期の自然体験など、どんな時代でも大切な事があり、創意工夫をして時代のニーズに対応した環境教育に取り組む必要があります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)のほかにも、未知のウイルスによる感染症が社会経済活動に大きな影響を及ぼす場合があることにも留意が必要です。

¹⁶ バイオマスとは、木材や稲わら、食品廃棄物、家畜のふん尿など、生物由来の資源を指す言葉で、植物や動物などの有機物をエネルギーや資源として活用することができます。石油や石炭などの化石燃料とは異なり、再生可能で環境負荷が少ない特徴があります。

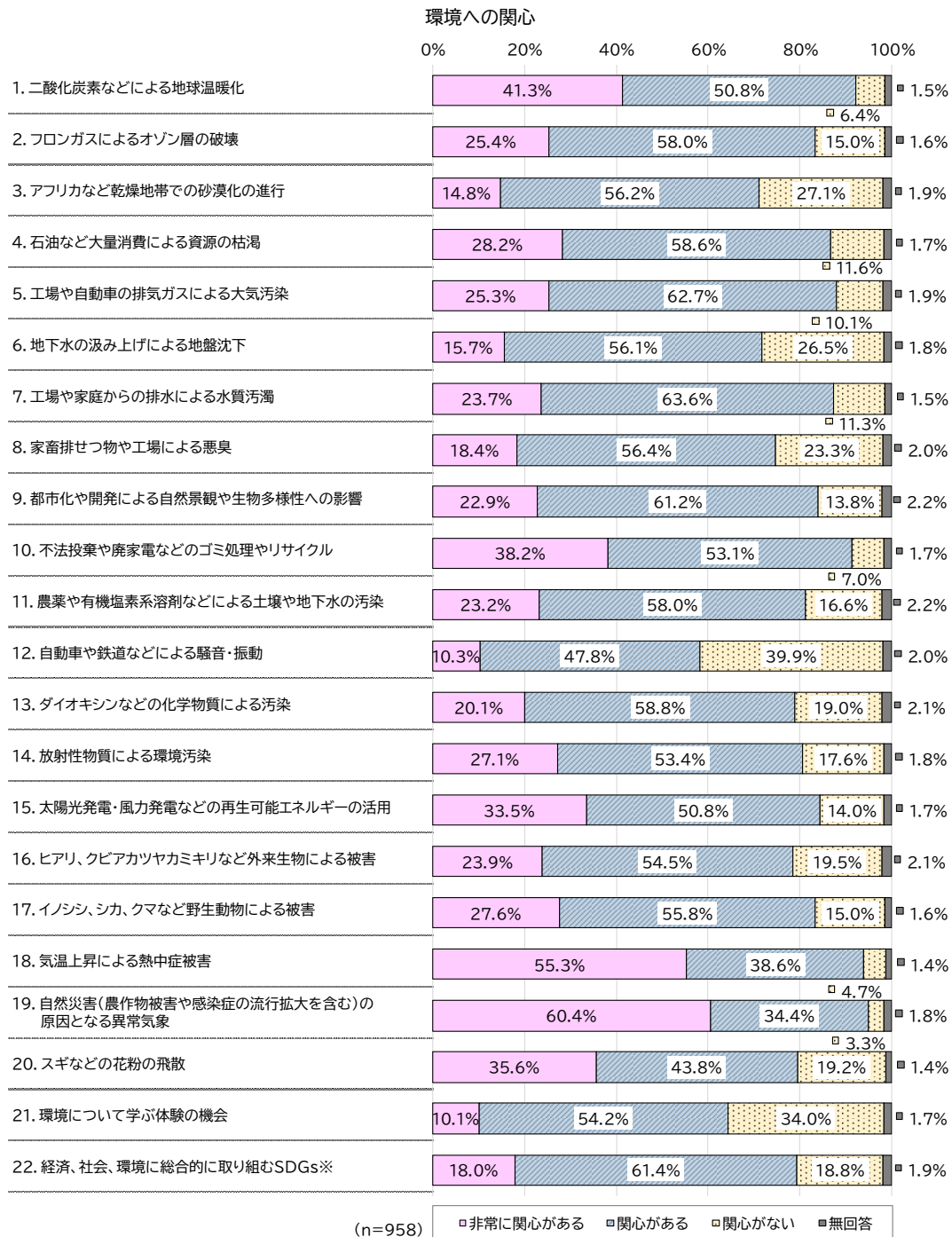
¹⁷ ESDとはEducation for Sustainable Developmentの略称で、持続可能な社会を創るために必要な価値観・態度・行動力を育てる教育を指します。環境問題だけでなく、貧困・人権・平和・多文化共生など、幅広い社会課題に対応する力を育てることを目的としています。

第5節 県民の意識

2024(令和6)年度に県民、事業者及び環境団体を対象に環境問題に関する意識アンケート調査(以下アンケート調査という)を実施し、その主な結果は次のとおりです。

1 環境への関心

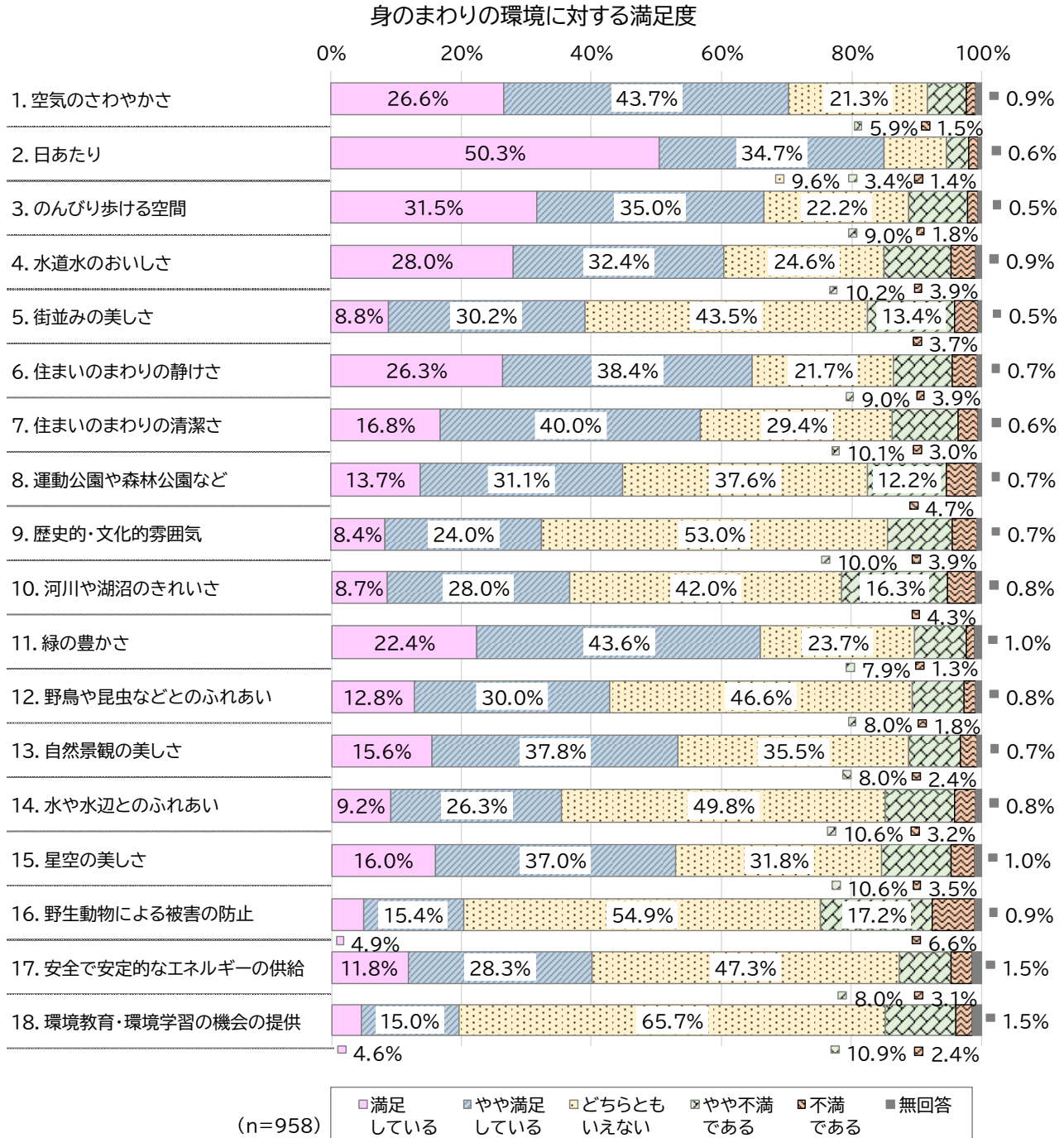
県民の関心は、「自然災害(農作物被害や感染症の流行拡大を含む)の原因となる異常気象」「気温上昇による熱中症被害」「二酸化炭素などによる地球温暖化」の回答が多く、地球温暖化を起因とする異常気象やそれに伴う影響に関心が集まっています。



(資料：2024(令和6)年度環境問題に関する意識アンケート調査)

2 身のまわりの環境に対する満足度

「日あたり」「空気のさわやかさ」「緑の豊かさ」で満足と回答する県民が多い一方、「野生動物による被害の防止」「河川や湖沼のきれいさ」で不満とする回答が多く示されています。

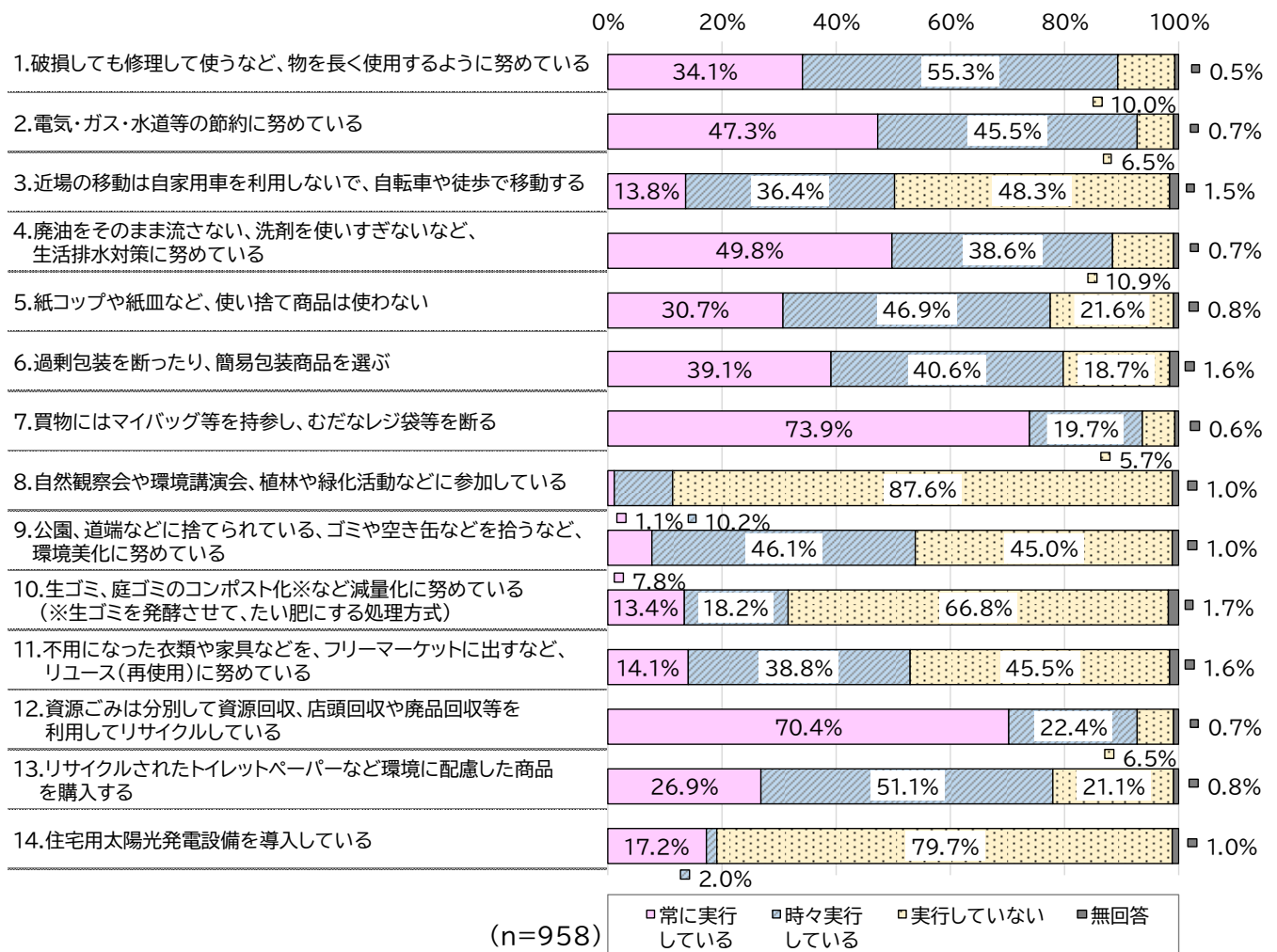


(資料：2024(令和6)年度環境問題に関する意識アンケート調査)

3 環境保全への取組

「買い物にはマイバッグ等を持参し、むだなレジ袋等を断る」「資源ごみは分別して資源回収、店頭回収や廃品回収等を利用してリサイクルしている」「電気・ガス・水道等の節約に努めている」「破損しても修理して使うなど、物を長く使用するように努めている」で回答が多く、日ごろから実践できる取組が浸透しています。一方で、「自然観察会や環境講演会、植林や緑化活動などに参加している」「住宅用太陽光発電設備を導入している」「生ごみ、庭ごみのコンポスト化など減量化に努めている」で実行していない回答が多く、時間や費用、地域コミュニティに問題があることが考えられます。

環境保全への取組



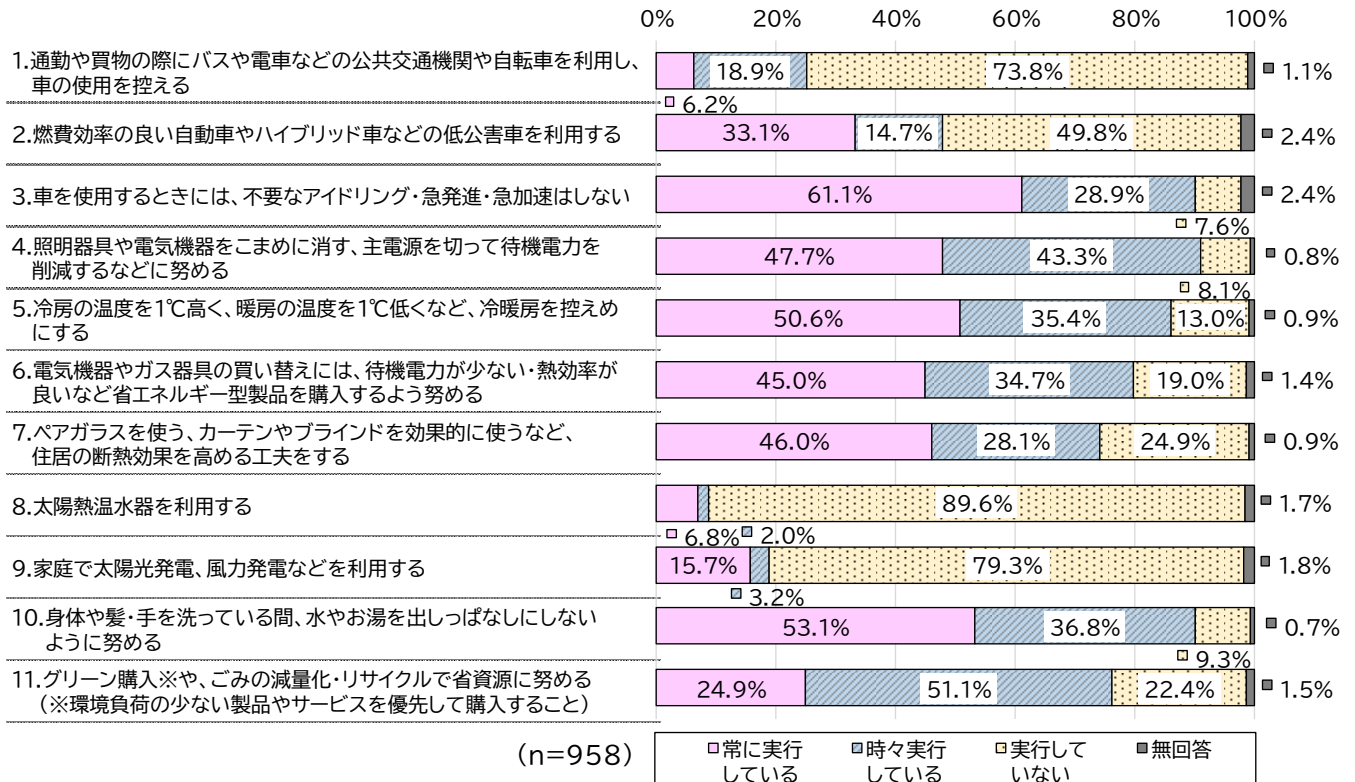
(資料：2024(令和6)年度環境問題に関する意識アンケート調査)

4 地球温暖化防止のための取組

(1) 県民の取組状況

「照明器具や電気機器をこまめに消す、主電源を切って待機電力を削減するなどに努める」「車を使用するときは、不要なアイドリング・急発進・急加速はしない」「身体や髪・手を洗っている間、水やお湯を出しっぱなしにしないように努める」で回答が多く、身近な生活の中でできる取組が浸透しています。

県民の取組状況

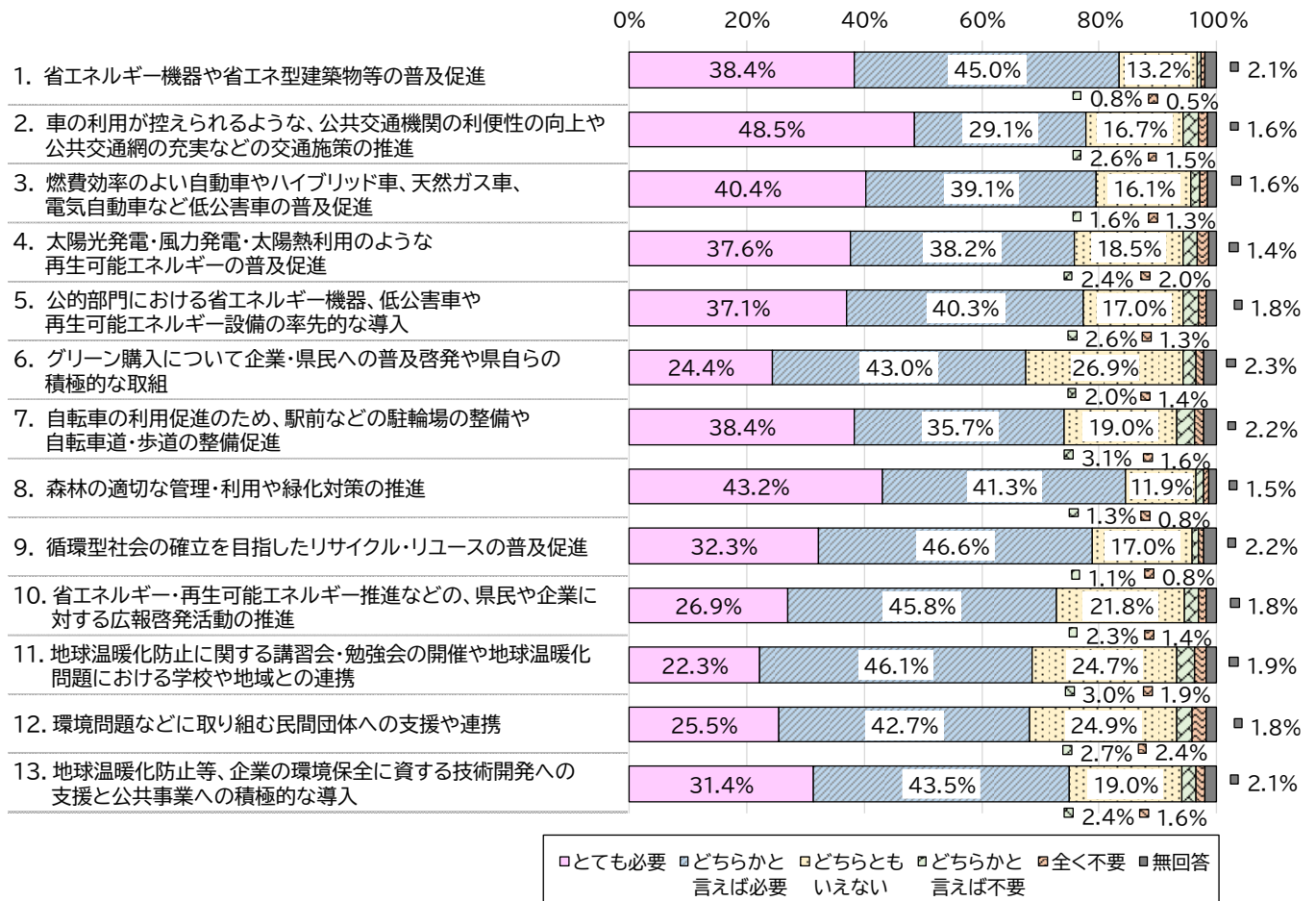


(資料：2024(令和6)年度環境問題に関する意識アンケート調査)

(2)県に求められる取組

「森林の適切な管理・利用や緑化対策の推進」「省エネルギー機器や省エネ型建築物等の普及促進」「燃費効率のよい自動車やハイブリッド車、天然ガス車、電気自動車など低公害車の普及促進」「循環型社会の確立目指したりサイクル・リユースの普及促進」の回答が多く、県が主体となって進める取組を求めています。

県に求められる取組



(資料：2024(令和6)年度環境問題に関する意識アンケート調査)

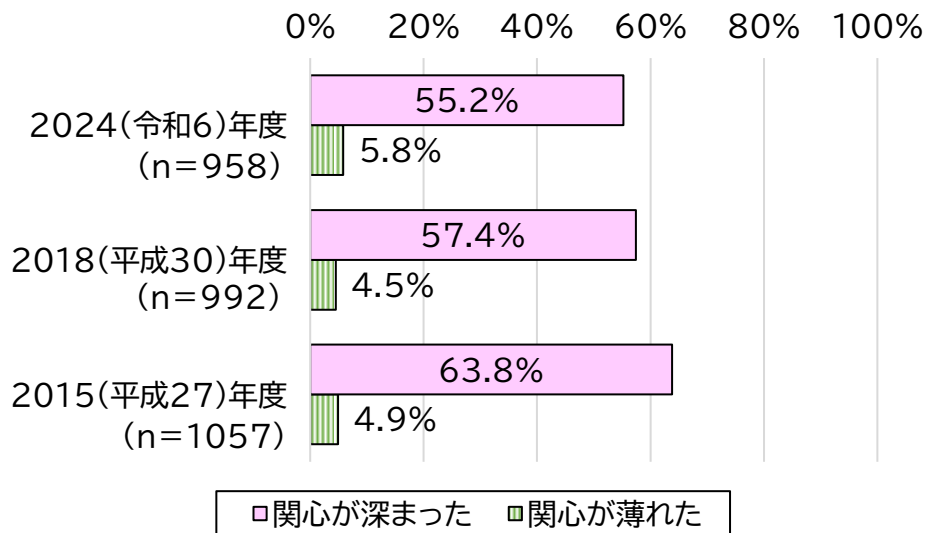
5 環境意識の変化

過年度にも実施したアンケート調査のうち、身のまわりの生活環境の関心度と満足度について、意識の変化を比較しました。

関心度は、「関心が深まった」とした回答は減少しています。満足度は、「満足している」回答も減少し、「不満である」とした回答も減っています。

身のまわりの環境に対する関心が薄れたため、満足度も減少しつつあると考えられます。

【環境に対する意識は5、6年前と比べてどのように変化したか】

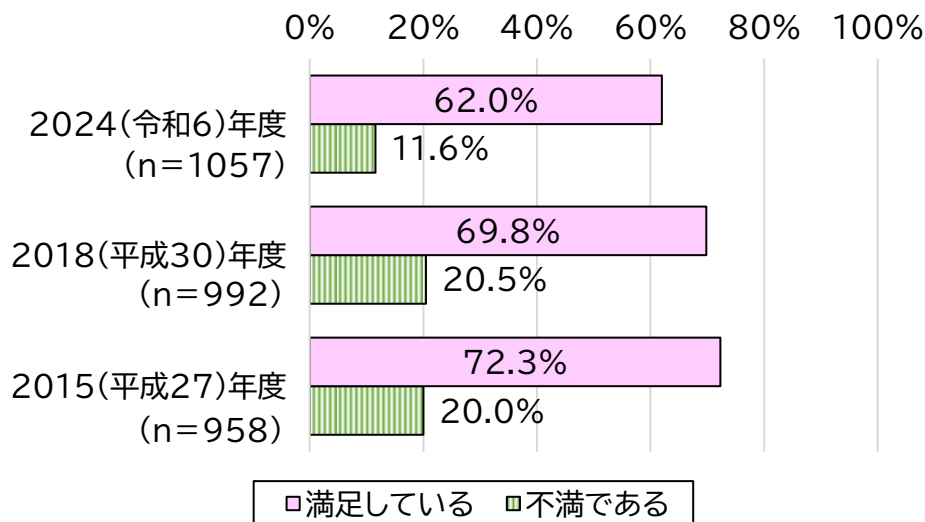


※回答は次の集計に基づく数値です。

関心が深まった:「関心が深まった」と「少し関心が深まった」の回答の合計

関心が薄れた:「少し関心が薄れた」と「関心が薄れた」の回答の合計

【身のまわりの生活環境全般に満足しているか】



※回答は次の集計に基づく数値です。

満足している:「満足している」と「やや満足している」の回答の合計

不満である:「やや不満である」と「不満である」の回答の合計

第3章 群馬県が目指す将来像と計画の基本的目標

第1節 2040年に向けた群馬県の環境の将来像

【現状と課題】

群馬県は、環境の現状や県民の意識、環境に対するこれまでの取組、時代潮流等を踏まえながら、「群馬県環境基本条例」の究極の目標である「良好な環境の保全と創造」を実現することにより、県民の健康で文化的な生活を確保し、幸福度の向上を目指しています。

一方で、新型コロナウイルスの感染拡大により、人と人との接触機会の低減など私たちの生活様式は抜本的な変化を余儀なくされており、ニューノーマル(新常态)への転換が求められています。また、これまでに経験したことのない人口構造の変化と人口減少社会を迎えています。人口の減少で、ごみの排出等を要因とする環境負荷の減少が予測されるものの、ライフスタイルの変化や、高齢化とそれに伴う単身世帯の増加により、むしろ負荷が増加するとも言われています。さらに、人口の減少は、これまで人の手によって維持管理されてきた農地や里地里山の荒廃をもたらします。

また、地球温暖化、生物多様性の損失、資源の枯渇、生態系の攪乱等の問題も、社会経済活動に直接影響を与えますが、アンケート調査結果から県民の身近な環境に対する関心は薄れつつあり、環境保全に対する理解と意欲が求められます。

これからの時代は、これまでのような生活環境や自然環境との調和を図りながら社会経済活動を行う社会から、人々が能動的に環境に働きかけ、より質の高い環境を創造し、次の世代に引き継いでいく持続可能な社会へ移行していかなければなりません。

【ぐんま5つのゼロ宣言】

本県では2019(令和元)年12月、災害に強く、持続可能な社会を構築するとともに、県民の幸福度を向上させるため、2050年に向けた『ぐんま5つのゼロ』を宣言しました。この宣言は、自然災害による死者「ゼロ」、温室効果ガス排出量「ゼロ」、災害時の停電「ゼロ」、プラスチックごみ「ゼロ」、食品ロス「ゼロ」の5つで構成された総合的、複合的なものです。国や市町村、県民や事業者とも連携し、宣言の実現を目指します。



山本知事が小泉環境大臣(当時)に公式訪問したときの様子

【新・群馬県総合計画】

「ぐんま5つのゼロ宣言」を実現するための取組を進めるにあたっては、県政全体の羅針盤である「新・群馬県総合計画」と目的・方向を整合させる必要があります。

「新・群馬県総合計画(ビジョン)」では、『年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、すべての県民が、誰一人取り残されることなく、自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる自立分散型の社会』を目指す姿としています。

そこで、本計画では、2040年に向けた群馬県の環境の将来像を次のように定めます。

「豊かで持続的に発展する環境県ぐんま」

「豊かで持続的に発展する環境県ぐんま」とは、県民生活の水準や利便性、豊かな自然環境がもたらすうるおい等は向上させながら、本県の風土や地域に根ざした環境がもたらす人の交流や相互の支え合い、資源・エネルギー等の循環等を基盤とし、地域で生まれ、育ち、地域で安心して暮らし続けられる持続可能な社会づくりに取り組むことと定義します。本計画では、その実現を目指すこととします。

第2節 目指すべき群馬県の環境の姿

1 2040年に向けた群馬県の環境の将来像

本県の環境行政を推進するためには、これを達成するための具体的な姿を明確にする必要があります。

社会経済情勢が大きく変化している時代にあっても、将来像の実現に向かう施策展開により、環境・経済・社会の課題を統合的に解決するSDGsの考え方に基づき、環境と経済の好循環により脱炭素・循環型社会を実現する、持続可能な自立分散型のぐんまを目指すことを本計画の基本方向とします。そして、その基本方向の先に、本計画が目指す将来像が「群馬県の環境の姿」として浮かび上がってきます。そこで、2040年を展望した県の環境の姿(将来像とそれを達成するための基本方向)を、次のように位置付けます。

2040年を展望した県の環境の姿

<2040年に向けた群馬県の環境の将来像>

豊かで持続的に発展する環境県ぐんま



<基本方向>

環境・経済・社会の課題を統合的に解決するSDGsの考え方に基づき、環境と経済の好循環により脱炭素・循環型社会を実現する、持続可能な自立分散型のぐんまを目指す

本計画で定める将来像を実現するため、次の方向性に基づき取組を進めます。

- I 県民一人ひとりが能動的に身近な環境に関与しながら、豊かな自然環境や良好な生活環境を持続的に維持向上させ、将来の世代に引き継ぐことを目指します。

Ⅱ 県民や事業者などすべての主体が環境に配慮した活動を主体的かつ積極的に推進し、これまでの環境に負荷を与えるライフスタイルや社会経済活動から、資源のいわゆる5Rを進め、持続可能な循環型社会の形成を目指します。

Ⅲ そこで暮らし活動する人々が、積極的に地球環境を思い、再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出を抑制する負荷の少ないライフスタイルや社会経済活動による脱炭素社会の形成を目指します。

2 2040年分野別ビジョン

今回、本県の将来像「豊かで持続的に発展する環境県ぐんま」を実現するため、分野ごとに2040年の将来ビジョンを明らかにしました。

(1)脱炭素化が進んだぐんま

高効率エネルギー設備の浸透により、徹底した省エネルギーが図られているとともに、地域特性を活かした太陽光、水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーが最大限導入されています。また、適切かつ効率的な森林整備により、二酸化炭素吸収量が着実に増加しています。

太陽光発電を有効活用するための蓄電環境や地域マイクログリッド等が整備され、エネルギーの地産地消と災害に強いエネルギー供給体制が整備されています。

(2)循環と連携のぐんま

県民・事業者による5Rの取組が浸透しているとともに、あらゆる主体の参画・協働による環境保全活動が充実しています。あらゆる資源がサプライチェーン¹⁸で循環し、「プラスチックごみ『ゼロ』」「食品ロス『ゼロ』」に向けた取組が進展するとともに、企業価値の向上に貢献しています。

(3)自然と調和したぐんま

事業活動と生物多様性の保全が両立しています。適切な森林の管理と整備により、県域全体で豊かな公益的機能が発揮されています。また、鳥獣害対策や外来生物の防除が強化され、健全な生態系が確保され、地域の生物多様性が保全されています。

(4)清潔で心地よい暮らしのぐんま

化学物質等の適正管理や企業等の公害防止が進展し、安全・安心な生活空間が確保されています。県民・事業者による環境美化活動が浸透し、清潔で良好な公共空間と快適な生活環境が充実し、ウェルビーイングが向上しています。

¹⁸ サプライチェーンとは「供給の鎖(チェーン)」のことで、製品やサービスが、原材料の調達から製造、流通、販売を通して消費者の手に届くまでの一連の流れや仕組みを指します。

豊かで持続的に発展する 環境県ぐんま



第3節 計画の基本指針

2040年を展望し、群馬県の目指すべき環境の将来像を達成するためには、その道筋を明確にしておく必要があります。

このため、「群馬県環境基本条例」に規定された4つの基本指針を拠り所として、各種の施策について、有機的な連携を図りながら、総合的かつ計画的に推進していくことが重要です。

そこで、群馬県の目指すべき環境の将来像を達成するための基本指針を次のとおり明らかにします。

1 環境に責任を持つ人づくり

私たちのライフスタイルや社会経済活動に起因する環境負荷は、群馬県の自然環境や生活環境、さらに地球環境に大きな影響を及ぼします。このため、ライフスタイルの見直しなど、私たちの主体的な行動を促進することが必要です。

県民、事業者、行政等それぞれの主体が、問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身につけ、自ら進んで環境問題に取り組む人材を育てるため、様々な環境教育や啓発に取り組みます。

2 自然と共生できる地域づくり

私たちのライフスタイルや社会経済活動は、自然からの多様な恵みを生態系サービスとして受け取るとともに、自然に多くの負荷を与えながら発展を続けてきました。

私たちの住む群馬県や地球は、地形や気候といった自然的条件とともに、多種多様な生物が織り成す生態系のバランスのもとに成り立っています。

私たち人間も生態系を構成する一員として、自然が持つ豊かな恵みを将来の世代に継承するため、生物多様性の保全と持続可能な生態系サービスの利用が可能となるよう、人と自然との共生に努めます。

3 環境への負荷の少ない循環型社会づくり

これまで、社会経済の発展は、私たちに物質的豊かさと便利さをもたらす一方で、大気汚染や水質汚濁等の産業型公害を引き起こしました。また、急速な都市化は、自動車排出ガスによる大気汚染や生活排水による河川・湖沼の汚濁といった問題を招きました。また、気候変動やプラスチックごみによる海洋汚染など、問題が世界規模に拡大しています。

私たちは、地球が有している限りある資源と浄化作用の恵みを次の世代に引き継いでいく責務を負っています。

このため、これまでのような過剰な資源の消費を見直し、環境への負荷をできる限り軽減させます。また、社会経済活動に必要な資源を継続して確保していくため、資源のいわゆる5Rに取り組むことにより、持続可能な循環型社会を実現します。

4 各主体の役割分担と参加のための仕組みづくり

各主体が自らの考えに基づいて環境問題に対応していくためには、環境に関する幅広い知識や、地域の生活に根ざした文化等を活用していくことが重要です。

そのためには、県民、事業者、行政等の垣根を越えた多様な主体が、年齢、性別、職業を問わず多くの住民を巻き込んで、環境に関する政策の形成や決定過程、具体的な取組等に積極的に参画していくことが重要です。

こうした多様な環境に関する知識や知恵を活用していくためにも、各主体が連携・協働して問題の解決に取り組むことのできる場づくりや情報の共有等を進めます。

第4節 SDGsの考え方の活用

2015(平成27)年9月に開催された国連持続可能な開発サミットにおいて「2030アジェンダ」が採択され、SDGsが掲げられました。

SDGsは、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを理念としています。SDGsは環境問題のみならず、経済、社会など包括的な地域課題の解決にも貢献する考え方です。

本計画では、複数の課題を統合的に解決していくことが重要であるというSDGsの考え方を取り入れ、分野横断的に展開することにより、本県が直面する経済・社会課題の解決にも資することを目指します。

なお、目指す姿の達成に向けた取組は、県や市町村等の行政、県民、事業者、関係団体等あらゆる主体が、それぞれに求められる役割を実践していくことによって推進されます。そのため、各主体のパートナーシップによる施策展開の実現を目指します。

さらに、これらの取組により、本県の風土や地域に根ざした環境がもたらす人の交流や相互の支え合い、資源・エネルギー等の循環等を基盤とし、地域で生まれ、育ち、地域で安心して暮らし続けられるぐんま型地域循環共生社会づくりを加速させるとともに、SDGsの目標達成にも貢献します。

また、国(第六次環境基本計画)では「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を環境政策の最上位目標として掲げ、経済社会システムの変革を図ることで「循環共生型社会」の構築を目指しており、2030年以降の新たな目標となることが示唆されています。本県もSDGsを継ぐ目標としてウェルビーイングの実現を目指し、経済的な繁栄という市場的価値だけでなく、人間関係の質、心理的充足感、コミュニティ(人々とのつながり)との関係、ワークライフバランス(仕事と生活の調和)など非市場的価値も包括した健全かつ持続的な経済社会システムを構築し、県民幸福度の向上に貢献します。

第4章 施策の体系

第1節 施策の柱(4本柱)と3つの要素

「群馬県環境基本条例」の究極の目標である良好な環境の保全と創造の実現を目指すためには、環境行政の各施策分野を緊密に連携させながら事業に取り組む必要があります。本計画では、施策分野を4つの大項目に分類し、各種の事業を展開することとします。(「第5章施策・事業の展開」参照)

このような取組のうち、2040年を展望した本県の将来像である「豊かで持続的に発展する環境県ぐんま」の実現に向けて、計画期限となる2030年の柱ごとの目標を示すとともに、その目標達成に向けた方向性と各主体の役割を明らかにします。

なお、本計画の見直しに当たり、「ネット・ゼロ」「サーキュラーエコノミー」「ネイチャーポジティブ」の3つの要素を4本柱に対して横断的に取り入れ、単一の施策や取組が複数の成果を同時にもたらすコベネフィット効果(44ページ コラム5参照)を狙います。

コラム5

コベネフィット効果

コベネフィット効果とは、一つの取組が複数の利益を同時にもたらすことを指す概念です。環境政策において、複数の課題を同時に解決できるアプローチとして非常に魅力的な効果となります。

例えば公共事業においては次のようなコベネフィット効果が考えられます。

取組内容	コベネフィット効果
道路の整備	交通渋滞の緩和+温室効果ガスの排出削減+徒歩・自転車利用の促進による健康増進
都市部の緑化	ヒートアイランド現象の緩和+地域生態系の確保+安らぎ空間の確保

SDGs(持続可能な開発目標)との親和性も高く、環境・経済・社会の三側面をバランスよく改善できる点も評価されています。

私たちにできる取組を次のとおり例示します。

取組内容	コベネフィット効果
マイバッグを使う	プラスチックの削減+ごみの減量+コストの低減
農産物・製品の地産地消	輸送エネルギーの削減+地域経済の活性化
節電	電気代の節約+二酸化炭素の排出削減

1 施策の柱(4本柱)ごとの2030年目標、取組の方向性及び各主体の役割

前掲で示した2040年分野別ビジョンの実現に向け、現行の施策の柱を踏襲した上で、柱ごとに2030年の中間目標を設定します。その目標達成に向けてシナジーやコベネフィット効果を生む取組の方向性を示すとともに、各主体の役割を次のとおり整理します。

施策の柱1 地球温暖化対策の推進

2030年中間目標	<ul style="list-style-type: none">● 高効率エネルギー設備導入や断熱対策などによる徹底した省エネルギー化● 地域資源を最大限活用した再生可能エネルギー設備導入● 省エネルギー活動の啓発強化
-----------	---

取組の方向性	地域の脱炭素化に向けた取組をハード、ソフトの両面で強化するとともに、非常時にもエネルギーの確保が可能な「安全・安心な社会基盤」の構築を進めます。
--------	--

【ネット・ゼロ、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブの視点】

- 徹底した省エネルギー対策を進めるとともに、再生可能エネルギーを電気や熱として使い、化石燃料由来のエネルギー利用から転換を図ることで、温室効果ガスの排出量削減を目指します。(ネット・ゼロ)
- エネルギーの地産地消により温室効果ガスの排出削減とエネルギー供給の安定化を図ります。また、気候変動の影響に柔軟に対応し、被害から素早く回復できる社会や組織を構築するとともに、ZEB¹⁹・ZEH²⁰や省エネルギー設備による快適な室内環境の実現を目指します。(ネット・ゼロ、サーキュラーエコノミー)
- ごみを資源やエネルギーとして利活用し、温室効果ガスの排出を抑えた経済モデルを構築します。(ネット・ゼロ、サーキュラーエコノミー)
- 森林資源を適切に管理し、二酸化炭素吸収量の増加に貢献します。(ネット・ゼロ、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブ)

各主体の役割	【県民】 節電や節水はエネルギー消費量を抑えるとともに、光熱費の節約になります。コロナ禍以降シフトしつつあるライフスタイル
--------	--

¹⁹ ZEB(Net Zero Energy Building)とは、使用する年間の一次エネルギー(電気・ガスなど)消費量を、省エネルギーと再生可能エネルギーによって実質ゼロにするオフィスビル、商業施設、工場、学校など非住宅の建築物を指します。

²⁰ ZEH(Net Zero Energy House)とは、使用する年間の一次エネルギー(電気・ガスなど)消費量を、省エネルギーと再生可能エネルギーによって実質ゼロにする住宅を指します。

の見直しを継続し、地球温暖化対策に貢献します。また、地域の環境保全活動に積極的に参加するとともに、SNS等を通じた情報収集を行うことで地球温暖化対策の重要性の理解を深めます。

【団体・NPO】

行政と連携し、政策提言や施策の実施を支援するとともに、最新情報の提供やイベント開催による啓発を行います。

【事業者】

省エネルギー化と再生可能エネルギーの導入を検討するとともに、AIやIoT、ブロックチェーン²¹などを最大限活用したエネルギーの効率化を図ります。また、環境に配慮した製品等の開発及び提供を行い、持続可能な商品やサービスを展開します。

【教育機関・研究機関】

学校教育や社会教育の中において地球温暖化に関して学ぶ機会を提供します。また、新たな省エネルギー技術や気候変動の影響に関して研究するとともに、情報発信を行い、地球温暖化対策を啓発します。

【県・市町村等】

あらゆる主体の地球温暖化対策に関する活動や取組を支援し、主体どうしの連携調整を行います。また、自身の事務及び事業についても県民・事業者の模範となるべく、積極的な再生可能エネルギーの導入や徹底した省エネルギーに努めます。

施策の柱2 持続可能な循環型社会づくり

-
- | | |
|-----------|--|
| 2030年中間目標 | <ul style="list-style-type: none">● 5 R の取組啓発の充実● あらゆる分野の資源循環の研究開発の進展● MOTTAINAI 運動の浸透 |
|-----------|--|
-

取組の方向性	廃棄物の適正処理を推進するとともに、あらゆる主体の参画・協働による取組を推進し5 R の取組を浸透させることで、持続可能な形で資源を循環利用していく社会の実現を目指します。
--------	--

【ネット・ゼロ、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブの視点】

- 5 R 活動の充実に向けた啓発を進めるとともに、資源循環によって企業価値を高め、経済成長を促します。プラスチックごみ「ゼロ」や食品ロス「ゼロ」を含むごみ「ゼロ」（ゼロウェイスト）を目指します。（サーキュラーエコノミー）
-

²¹ 取引や情報の記録を「ブロック」として時系列に連結し、ネットワーク全体で共有・管理する技術です。改ざんが極めて困難で、透明性と信頼性が高いことから、仮想通貨や流通管理、デジタル証明・契約など、様々な分野で注目されています。

- 資源の採取・製造・廃棄の各段階で排出される温室効果ガスを削減し、循環の質を高めるとともに、製造・リサイクル工程や物流などの排出源をクリーンエネルギー化し、循環経済の持続性を強化します。（ネット・ゼロ、サーキュラーエコノミー）
- バイオマスの活用や資源循環型農業などを推進し、自然資源の健全な循環利用を目指します。（サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブ）

各主体の役割

【県民】

「ぐんまの5つのゼロ宣言」のうち、プラスチックごみ「ゼロ」、食品ロス「ゼロ」の共有意識を持ち、ごみをなるべく出さない分別の徹底や食品ロスの削減に努めます。また、リサイクルイベントやフリーマーケットなどに参加し、資源循環の取組に貢献します。

【団体・NPO】

行政と情報共有を図り、地域の5 R活動を促進します。また、資源循環のイベント等の企画・運営を行い、循環型社会づくりに関して啓発します。

【事業者】

サプライチェーンで5 R活動を推進し、資源が循環する製品の開発やグリーン購入に努めます。また、地域の循環型社会づくりに関する活動やイベントに積極的に参加し、情報発信を行います。

【教育機関・研究機関】

学校教育や社会教育の中で5 R教育を実施します。また、資源循環に関する新技術の研究と社会実装に努めます。

【県・市町村等】

県民や事業者に対し、意識向上のキャンペーンや情報提供を行います。また、一般廃棄物処理に関して施設の長寿命化、エネルギーの高効率化と有効利用に努めるとともに、あらゆる主体の連携に対して調整を行います。

施策の柱3 自然との共生と森林(もり)づくり

2030年中間目標

- 持続可能な林業経営の充実
- 森林の維持・整備の拡大
- 野生動物対策の強化
- 自然とのふれあいの拡大
- 生物多様性保全と社会経済活動の両立の進展

取組の方向性

自然資本の活用及び森林の新たな価値の創出に向け、多種多様な

技術やアイデアを持つ事業者の参入・連携によるイノベーションを推進し、自然と共生した社会を目指します。

【ネット・ゼロ、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブの視点】

- 外来生物の防除や野生動物対策を強化しながら、生物多様性の恵みを活用し、気候調整やレクリエーション機能の発揮、食料の安定供給など、社会課題の解決を促進します。（ネット・ゼロ、ネイチャーポジティブ）
- 林業・木材産業の充実を図り「水源地ぐんま」として森林を適切に管理することで、健全な自然の再興と公益的機能の発揮を目指し、良質な自然共生社会を育みます。（ネット・ゼロ、ネイチャーポジティブ）
- 再利用・再生材の活用や地域資源の循環利用により、天然資源の消費を抑制するとともに、地産地消型の持続可能な暮らしを支えます。また、廃棄物の削減や環境負荷の低減により、生態系へのダメージを軽減します。（サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブ）

各主体の役割

【県民】

自然体験学習等に参加し、自然の大切さを理解するとともに、事業者や行政の施策・取組に協力します。野生動植物への干渉を避けたり、ごみを持ち帰ったり、日常生活で自然環境へ配慮します。

【団体・NPO】

自然観察会やエコツアーを開催したり、外来生物対策や生物モニタリング調査等に協力したりするなど、地域の自然の魅力や課題を広く発信します。

【事業者】

資金・技術を提供することで、自然環境保全の取組を後押しするとともに、自らは30by30目標²²の達成に貢献するため、「自然共生サイト」（49ページ コラム6参照）の認定に向けた取組実施を検討します。開発行為等については、自然環境への影響を回避或いは最小化を図ります。

【教育機関・研究機関】

学校教育や社会教育の中で自然とふれあえる機会やイベント等の企画・運営等に携わり、県内外から広く参加を呼びかけ、自然の大切さや本県の魅力を啓発します。

【県・市町村等】

²² 30by30目標とは、2030(令和12)年までに地球の陸地と海域の30%以上を健全な生態系として保全することを目指す国際目標です。2022(令和4)年のCOP15(生物多様性条約第15回締約国会議)で採択された「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」に盛り込まれました。

自然保護活動を行っている県民・団体・事業者を支援するとともに、自然とふれあえるイベント等の開催・場の提供を図ります。また、事業者と同様、自然共生サイトの認定に向けた取組を推進します。

コラム6

自然共生サイト

環境省では、ネイチャーポジティブの実現に向けた取組の一つとして、企業の敷地や里地里山、都市の緑地など「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として認定する取組を、令和5年度から開始しました。

令和6年度までに、本県では次の5箇所が自然共生サイトとして認定されました。

サイト名	所在地 (市町村)	申請者
サンデンフォレスト	前橋市	サンデン株式会社
尾瀬※	片品村	東京電力ホールディングス株式会社
サントリー天然水の森 赤城	渋川市 前橋市	サントリーホールディングス株式会社
里山の花畑と崇台山の山麓	安中市	里山の花畑・里の小屋友の会
軽井沢高原ゴルフ倶楽部	長野原町	大成建設株式会社

※尾瀬ヶ原・尾瀬沼・尾瀬戸倉山林、東京電力リニューアブルパワー株式会社所有分

さらに、ネイチャーポジティブに向けた民間等の活動をさらに促進するため、令和7年4月に、自然共生サイトを法制化した「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律(地域生物多様性増進法)」が施行されました。

本法に基づいて、企業やNPO等が作成・実施する「増進活動実施計画」や、市町村がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う「連携増進活動実施計画」が、主務大臣(環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣)により認定されます。この認定された増進活動実施計画及び連携増進活動実施の実施区域が、本法に基づく「自然共生サイト」となります。

本県では令和8年3月までに、次の6箇所の活動が増進活動実施計画として認定されました。

計画名	サイト名	所在地 (市町村)	申請者
サンデンフォレスト森林管理活用計画	サンデンフォレスト	前橋市	サンデン株式会社
サントリー天然水の森 赤城	サントリー天然水の森 赤城	渋川市 前橋市	サントリーホールディングス株式会社サステナビリティ経営推進本部
里山の花畑と崇台山の山麓	里山の花畑と崇台山の山麓	安中市	里山の花畑・里の小屋友の会
チノービオトープフォレストにおけるネイチャーポジティブの取組	チノービオトープフォレスト	藤岡市	株式会社チノー
上ノ原入会の森保全活動	上ノ原 入会の森(うえのはら いりあいのもり)	みなかみ町	森林塾青水
三菱電機株式会社 静岡製作所 群馬工場	三菱電機株式会社 静岡製作所 群馬工場	太田市	三菱電機株式会社 静岡製作所 群馬工場

また、次の1箇所の活動が連携増進活動実施計画として認定されました。

計画名	サイト名	所在地 (市町村)	申請者	連携活動実施者
「森の博物館 玉原」保全活動実施計画	森の博物館 玉原	沼田市	沼田市(多様な活動の森(森の博物館玉原)運営協議会事務局)	利根沼田自然を愛する会/東急リゾート&ステイ株式会社 玉原東急リゾート

施策の柱4 安全・安心で快適な生活環境づくり

-
- 2030年中間目標
- 化学物質管理等の啓発の充実
 - 公害防止活動の加速化
 - 環境美化活動の推進

取組の方向性

事業者等に対し、化学物質管理等や公害防止に向けた理解と行動を促し、環境美化に向けたハード面とソフト面の取組を加速させ、安全・安心で快適な生活環境を目指します。

【ネット・ゼロ、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブの視点】

- 廃棄物の削減及び適正処理により環境汚染や健康被害のリスクを低減します。また、資源の地産地消や国内循環による供給不安や価格変動への耐性向上を目指します。（サーキュラーエコノミー）
- 森林資源を適切に管理し、水害や土砂災害などの災害リスクを軽減します。また大気・水・食料の質を守り、健康と暮らしの安心感を支えるため、健全な生態系や生物多様性の保全を目指します。（ネット・ゼロ、ネイチャーポジティブ）

各主体の役割

【県民】

日常生活での環境配慮に努めるとともに、地域の清掃活動や美化活動に積極的に参加し、濃密なコミュニティを展開します。また、放射性物質や化学物質等に関する情報を収集し、環境リスクの理解を深めます。

【団体・NPO】

行政と連携し、公害防止に向けた取組を支援するとともに、環境美化や緑化活動をあらゆる主体の参画により展開します。

【事業者】

公害の未然防止と発生抑制に努めるとともに、PRTR制度²³に基づく届出とリスク管理の徹底を図ります。製品やサービスの開発には環境に配慮した素材等を取り入れることを検討し、環境保全に貢献する事業を展開します。

【教育機関・研究機関】

学校教育や社会教育の中で、環境リスクについて学ぶ機会を設けます。有害物質等のリスクアセスメントに関する研究・開発を行い、安全かつ安心で快適な生活環境の創造を支援します。

【県・市町村等】

環境リスクに関する情報を県民にわかりやすく提供し、理解と行動を促します。化学物質の管理や公害防止に向けて情報を収集・発信するとともに、事業者へ助言等を行います。

²³ PRTR制度(Pollutant Release and Transfer Register)とは、事業者が取扱う化学物質について、環境中への排出量や他施設への移動量を国に報告し、国がそれを集計・公表する制度です。

2 事業テーマ

2030年中間目標を達成するための柱ごとの事業テーマは次のとおりとします。なお、本計画の運用に当たり、進捗(目標の達成度合い)を管理するための指標は事業テーマごとに設けることとします。

柱	事業テーマ
地球温暖化対策の推進	<ol style="list-style-type: none">1. 脱炭素社会の実現に向けて2. 気候変動適応策の推進3. 再生可能エネルギーの導入拡大・地産地消4. 水素利用の普及促進5. 二酸化炭素吸収源対策6. フロン類排出抑制対策
持続可能な循環型社会づくり	<ol style="list-style-type: none">1. 5 Rの推進2. 廃棄物等の適正処理の推進3. 災害廃棄物処理体制の強化4. 持続可能な社会を支える人づくり5. 多様な主体との連携・パートナーシップの強化、自主取組の拡大
自然との共生と森林（もり）づくり	<ol style="list-style-type: none">1. ネイチャーポジティブ経済の推進2. 生態系に応じた自然環境の保全と再生3. 野生動物対策と外来生物対策への取組4. 自然とのふれあいの拡大5. 森林環境の保全6. 里山・平地林・里の水辺の再生
安全・安心で快適な生活環境づくり	<ol style="list-style-type: none">1. 水環境・地盤環境の保全、土壌汚染対策の推進2. 大気環境の保全、騒音・振動、悪臭の防止3. 有害化学物質等による環境リスクの低減4. 快適な生活環境の創造

体系図は次のとおりとなります。

2040年に向けた群馬県の環境の将来像
『豊かで持続的に発展する環境県ぐんま』

2040年分野別ビジョン

◎脱炭素化が進んだぐんま		◎循環と連携のぐんま	
◎自然と調和したぐんま		◎清潔で心地よい暮らしのぐんま	
柱1	柱2	柱3	柱4
地球温暖化対策の推進	持続可能な循環型社会づくり	自然との共生と森林（もり）づくり	安全・安心で快適な生活環境づくり
2030年中間目標			
<ul style="list-style-type: none"> ● 高効率エネルギー設備導入や断熱対策などによる徹底した省エネルギー化 ● 地域資源を最大限活用した再生可能エネルギー設備導入 ● 省エネルギー活動の啓発強化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 5 Rの取組啓発の充実 ● あらゆる分野の資源循環の研究開発の進展 ● MOTTAINAI運動の浸透 	<ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能な林業経営の充実 ● 森林の維持・整備の拡大 ● 野生動物対策の強化 ● 自然とのふれあいの拡大 ● 生物多様性保全と社会経済活動の両立の進展 	<ul style="list-style-type: none"> ● 化学物質管理等の啓発の充実 ● 公害防止活動の加速化 ● 環境美化活動の推進
事業テーマ			
<ol style="list-style-type: none"> 1. 脱炭素社会の実現に向けて 2. 気候変動適応策の推進 3. 再生可能エネルギーの導入拡大・地産地消 4. 水素利用の普及促進 5. 二酸化炭素吸収源対策 6. フロン類排出抑制対策 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 5 Rの推進 2. 廃棄物等の適正処理の推進 3. 災害廃棄物処理体制の強化 4. 持続可能な社会を支える人づくり 5. 多様な主体との連携・パートナーシップの強化、自主的取組の拡大 	<ol style="list-style-type: none"> 1. ネイチャーポジティブ経済の推進 2. 生態系に応じた自然環境の保全と再生 3. 野生動物対策と外来生物対策への取組 4. 自然とのふれあいの拡大 5. 森林環境の保全 6. 里山・平地林・里の水辺の再生 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水環境・地盤環境の保全、土壌汚染対策の推進 2. 大気環境の保全、騒音・振動・悪臭の防止 3. 有害化学物質等による環境リスクの低減 4. 快適な生活環境の創造
各主体の役割			
< 県民、団体・NPO、事業者、教育機関・研究機関、県・市町村 等 >			
横断的要素			

 ネット・ゼロ	
温室効果ガスの排出を全体として実質ゼロにする取組	
柱1	徹底した省エネルギー対策を進めるとともに、再生可能エネルギーを電気や熱として使い、化石燃料由来のエネルギー利用から転換を図ることで、温室効果ガスの排出量削減を目指します。
柱2	資源の採取・製造・廃棄の各段階で排出される温室効果ガスを削減し、循環の質を高めるとともに、製造・リサイクル工程や物流などの排出源をクリーンエネルギー化し、循環経済の持続性を強化します。
柱3	外来生物の防除や野生動物対策を強化しながら、生物多様性の恵みを活用し、気候調整やレクリエーション機能の発揮、食料の安定供給など、社会課題の解決を促進します。
柱4	森林資源を適切に管理し、水害や土砂災害などの災害リスクを軽減します。
 サーキュラーエコノミー	
資源を循環させ、廃棄物を削減する持続可能な経済モデル	
柱1	ごみを資源やエネルギーとして利活用し、温室効果ガスの排出を抑えた経済モデルを構築します。
柱2	5 R活動の充実に向けた啓発を進めるとともに、資源循環によって企業価値を高め、経済成長を促します。プラスチックごみ「ゼロ」や食品ロス「ゼロ」を含むごみ「ゼロ」（ゼロウェイスト）を目指します。
柱3	再利用・再生材の活用や地域資源の循環利用により、天然資源の消費を抑制するとともに、地産地消型の持続可能な暮らしを支えます。また、廃棄物の削減や環境負荷の低減により、生態系へのダメージを軽減します。
柱4	廃棄物の削減及び適正処理により環境汚染や健康被害のリスクを低減します。また、資源の地産地消や国内循環による供給不安や価格変動への耐性向上を目指します。
 ネイチャーポジティブ	
生物多様性の損失を止め反転させる取組	
柱1	森林資源を適切に管理し、二酸化炭素吸収量の増加に貢献します。
柱2	バイオマスの活用や資源循環型農業などを推進し、自然資本の健全な循環利用を目指します。
柱3	林業・木材産業の充実を図り「水源県ぐんま」として森林を適切に管理することで、健全な自然の再興と公益的機能の発揮を目指し、良質な自然共生社会を育みます。
柱4	大気・水・食料の質を守り、健康と暮らしの安心感を支えるため、健全な生態系や生物多様性の保全を目指します。

第5章 施策・事業の展開

第1節 地球温暖化対策の推進

目 標

高効率エネルギー設備導入や断熱対策などによる徹底した省エネルギー化
地域資源を最大限活用した再生可能エネルギー設備導入
省エネルギー活動の啓発強化

現状と課題

温室効果ガス排出量は着実に減少しつつありますが、最新技術の実装やエネルギー効率の改善による設備の導入を促し、脱炭素化に向けて加速する必要があります。また、自然災害に対して県民の関心が高まっており、気候変動による影響に適応する取組が求められています。

取組の方向性

地域の脱炭素化に向けた取組をハード、ソフトの両面で強化するとともに、非常時にもエネルギーの確保が可能な「安全・安心な社会基盤」の構築を進めます。

方向性	コベネフィット		
	NZ	CE	NP
徹底した省エネルギー対策を進めるとともに、再生可能エネルギーを電気や熱として使い、化石燃料由来のエネルギー利用から転換を図ることで、温室効果ガスの排出量削減を目指します。	○		
エネルギーの地産地消により温室効果ガスの排出削減とエネルギー供給の安定化を図ります。また、気候変動の影響に柔軟に対応し、被害から素早く回復できる社会や組織を構築するとともに、ZEB・ZEHや省エネルギー設備による快適な室内環境の実現を目指します。	○	○	
ごみを資源やエネルギーとして利活用し、温室効果ガスの排出を抑えた経済モデルを構築します。	○	○	
森林資源を適切に管理し、二酸化炭素吸収量の増加に貢献します。	○	○	○

※右列のアルファベットはそれぞれ次の略称を示します。

NZ：ネット・ゼロ、CE：サーキュラーエコノミー、NP：ネイチャーポジティブ

事業テーマ

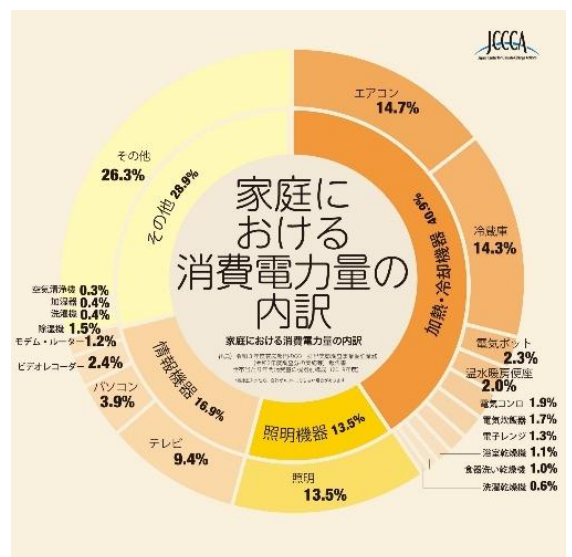
1 脱炭素社会の実現に向けて

現状と課題

○「群馬県地球温暖化対策実行計画2021-2030」において、2030(令和12)年度の本県全体の

温室効果ガス排出量削減目標を、基準年度(2013[平成25]年度)と比べて50%削減(削減対策44%削減+森林吸収量6%削減)としています。また、県内の業務(オフィス)部門における最大の温室効果ガス排出事業者として、県自らが率先してエネルギー使用量の徹底した削減に取り組むほか、再生可能エネルギーの積極的な導入等により、温室効果ガス排出量の削減を推進しています。

- 2022(令和4)年3月に「『ぐんまの5つのゼロ宣言』実現条例」を制定し、一定規模以上の建築物を新築・増改築しようとする者へ再生可能エネルギー設備の導入義務や、一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者への排出量削減計画や再生可能エネルギー導入計画の提出・報告義務などを定め、温室効果ガス排出量の削減や再生可能エネルギーの導入促進などを一層推進しています。
- 2025(令和7)年3月に策定した、地域GXの推進に向けた戦略である「グリーンイノベーション群馬戦略2035」では、2035年における本県の再生可能エネルギー比率を80%以上とする高水準目標を設定するとともに、様々な分野で地域の持続可能性を高める好循環を生む新たな価値・市場を創出することを目指しています。
- 群馬県環境GS認定制度、エコアクション21認証登録、ISO14001認証取得は、企業価値の向上や品質保証に大切な取組ですが、専門的な知識を要したり、認証に必要な費用負担が課題となったり、特に中小企業で認定・認証が進みにくい状況のため、無償のコンサルティングや啓発を行い、認定・認証事業者の拡大を図る支援を充実する必要があります。
- 県内の2022(令和4)年度の温室効果ガス排出量の内訳は、産業部門が30%、業務部門及び家庭部門が17%となっており、いずれの部門も基準年度(2013[平成25]年度)から減少していますが、ネット・ゼロの実現に向けては更なる取組の加速化が必要です。ZEBやZEH、再生可能エネルギー設備導入や高効率エネルギー設備導入などによる徹底した省エネルギーと再生可能エネルギーの最大限活用を推進するとともに、ソフト面でも省エネルギー活動の浸透を図り、課題となる知識の習得や費用面の支援を行うことが求められます。
- 運輸部門の2022(令和4)年度の温室効果ガス排出量は全体の26%を占めており、産業部門に次ぐ排出量となっており、車社会である本県は、全国平均に比しても約7ポイント高い状況です。「新・群馬県総合計画」で示された「快疎化」に合わせた都市機能と住宅等の集積・誘導を行うとともに、再生可能エネルギー設備と連携した電動車の普及を図る必要があります。
- 2016(平成28)年5月、政府はその事務及び事業に関しLED照明を2030(令和12)年までに100%導入することを目指しています。また、家庭で使用されている電化製品のうち、照明器具はエアコン、冷蔵庫に次いで13.5%の電力消費量(2021[令和3]年度全国地球温暖化防止活動推進センター[JCCCA資料])となっています。2024(令和6)年度のアンケート調査結果では、県民の9割以上、事業者の8割以上が「照明器具や電気機器をこまめに消す、主電源を切って待機電力を削減するなどに努める」と回答しており、電力の省エネルギー活動が進む中、LED照明等の高効率照明の導入を促進し、ネット・ゼロに貢献することが求められます。



出所)全国地球温暖化防止活動推進センター(JCCCA)HP

テーマ目標

- 脱炭素社会、豊かで持続的に発展する社会の実現に向けた取組が加速しています。
- 環境に配慮した消費行動や企業活動が展開されており、本県における二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量は、着実に減っています。
- 環境に配慮した省エネルギーで高性能な住宅が普及しています。
- 「まちのまとまり」をつくり、それらをつなぐ多様な移動手段を選択できる都市構造が形成されています。
- 自転車利用者が安全に安心して走れる道路環境の整備により、自動車からの転換が図られ、環境に配慮した移動手段が利用されています。

テーマKPI

指標	単位	策定時 (年度)	中間 (年度)	目標 (年度)
温室効果ガス排出量 (排出削減量管理)	千t-CO ₂	15,364 (2017)	14,218 (2022)	9,808 (2030)
環境GS認定等事業者数 (環境GS, EA21, ISO14001)	事業者	3,123 (2018)	2,935 (2024)	4,700 (2030)
市街化区域内人口密度	人/ha	68.1 (2019)	67.2 (2024)	60以上 (2034)
公共交通(鉄道・乗合バス)の利用者数	万人	6,308 (2018)	5,683 (2023)	6,308の維持 (2029)
中高生の通学経路における 自転車通行空間の整備延長	km	21.9 (2019)	172.4 (2024)	301.3 (2034)
主要渋滞箇所の対策率	%	—	21 (2024)	34 (2034)

県の取組の方向性

- 「『ぐんまの5つのゼロ宣言』実現条例」に基づく「温室効果ガス排出削減計画提出・公表制度」等の着実な運用や環境GS認定制度などの環境マネジメントシステムの普及・定着を図ります。
- エコアクション21 (EA21) やISO14001の認証取得を目指す中小企業の取組を支援します。
- 工場・事業所等への省エネルギー設備の導入を推進します。
- 省エネルギー性能の高い建築物の新築・増改築を推進します。
- 制度融資により、事業者等に対する資金面での支援を行います。
- 省エネ・節電意識と行動の定着を図ります。
- 住宅の省エネ性能・断熱性能を向上させるため、省エネルギー性能向上による光熱費や温室効果ガス排出量の削減など、その必要性和効果、省エネルギー性能に優れた認定長期優良住宅について、住宅の建築主、買主、借主等の消費者に対して情報発信を行います。
- 電動車の普及推進を図るとともに、スマートムーブの普及・定着を図ります。
- 駅や市役所等の地域の拠点周辺に公共施設や商業施設、医療機関などの都市機能の核となる施設の集積・誘導を図り、周辺に居住機能を誘導するため、市町村の立地適正化計

画策定を支援します。

- 「まちのまとまり」をつなぐ公共交通を将来にわたって確保していくため、市町村のまちづくりと連携し、誰もが利用しやすい公共交通網の確保・維持に務めます。
- 運輸部門における温室効果ガスの排出量を削減するため、県民の交通行動を「過度に自動車に依存している状況」から「公共交通や自転車、徒歩等の多様な移動手段を適度に利用する状態」へと変えていく取組を市町村・交通事業者等と連携して推進します。
- 自転車の活用による環境への負荷の低減につながるよう、自転車の走行位置を示す矢羽根型路面標示の設置や自転車通行帯の整備などを行い、自転車利用者の安全性向上を図ります。
- 交通渋滞の解消や自動車交通の移動時間の短縮等により二酸化炭素の排出削減につながるよう、バイパス整備や道路拡幅、交差点改良等を推進します。
- 群馬県地球温暖化防止活動推進センターの活動を県民に広報し、積極的な利用を呼びかけることにより、センターの活動を支援するとともに、地球温暖化防止活動を行う民間団体の活動支援にもつなげます。



自転車専用通行帯

重点施策

- 温室効果ガスの計画的排出削減
- 省エネルギー対策の促進
- 自動車交通対策の推進
- 県民や民間団体の環境活動の促進

2 気候変動適応策の推進

現状と課題

- 気候変動によってすでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して自然や人間社会のあり方を調整する取組を行う「適応策」を進めることが求められています。
- 我が国では2021(令和3)年10月に「気候変動適応計画」を改定(2023[令和5年]一部更新)し、施策の対象を7つの分野に分けて取り組んでいます。
- 本県は、2021(令和3)年4月に「群馬県気候変動適応センター」を設置し、国や市町村と連携して7つの分野における適応策を講じるとともに、気候変動に関する情報を適時適切に発信して、気候変動の影響による被害の回避・軽減に努めています。
- また、2050年に向けた『ぐんま5つのゼロ』を宣言し、自然災害による死者「ゼロ」(気候変動への「適応策」)において、県土の強靱化とともに、県民の防災意識を高めることとしています。



分野		予測される影響	適応の基本的な施策 <small>適応以外の他の政策目的を有し、かつ適応にも資する施策を含む。</small>
	農業、森林・林業、水産業	農業	<p>一等米比率の低下</p> <p>高温耐性品種の開発・普及、施肥や害虫駆除・水管理等の徹底</p> <p>りんご等の着色不良、栽培適地の北上</p> <p>優良着色系品種への転換、高温条件に適応する育種素材の開発、栽培管理技術等の開発・普及</p> <p>病虫害の発生増加や分布域の拡大</p> <p>病虫害の発生状況等の調査、適時適切な病虫害防除、輸入検疫・国内検疫の実施</p>
		森林・林業	<p>特に年降水量が少ない地域で、スギ人工林の脆弱性が増加する可能性</p> <p>森林病虫害のまん延防止、周辺環境の継続的モニタリング、長伐期リスクの評価</p>
		水産業	<p>マイワシ等の分布回遊範囲の変化(北方への移動等)</p> <p>漁場予測の高精度化、リアルタイムモニタリング情報の提供</p>
	水環境・水資源	<p>水環境</p> <p>水質の悪化</p> <p>栄養塩類と水産資源の関係等についての調査研究の実施、工場・事業場排水対策、生活排水対策などの流入負荷量の低減対策</p> <p>水資源</p> <p>無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加</p> <p>ダムの効率的な運用、雨水・再生水の利用、渇水被害軽減のための渇水対応タイムライン(時系列の行動計画)の作成促進等による関係者の連携体制整備</p>	
自然生態系	<p>各種生態系</p> <p>ニホンジカの生息域の拡大、造礁サンゴの生育適域の減少</p> <p>野生動物の個体群管理、サンゴ礁等の保全・再生を行い生態系ネットワークの形成を推進</p>		
	自然災害・沿岸域	水害	<p>大雨や短時間強雨の発生頻度の増加と大雨による降水量の増大に伴う水害の頻発化・激甚化</p> <p>施設の着実な整備や運用の工夫、まちづくり・地域づくりと連携した浸水軽減対策、災害リスク情報のきめ細かい提示・共有、的確な避難、円滑な応急活動、事業継続等のためのソフト対策</p>
		高潮・高波	<p>海面上昇や強い台風の増加等による浸水被害の拡大、海岸侵食の増加</p> <p>海象のモニタリング及び同結果の評価、港湾・海岸における粘り強い構造物の整備の推進、ハザードマップ作成支援、順応的な対応を可能とする技術の開発、海岸侵食への対応の強化</p>
		土砂災害	<p>土砂災害の発生頻度の増加や計画規模を超える土砂移動現象の増加</p> <p>人命を守る効果の高い箇所における施設整備、土砂災害警戒区域等の基礎調査及び指定の促進、大規模土砂災害発生時の緊急調査の実施</p>
	健康	暑熱	<p>熱中症による救急搬送人員、医療機関受診者数・熱中症死者数の全国的な増加</p> <p>気象情報の提供や注意喚起、予防・対処法の普及啓発、発生状況等の情報提供</p>
		感染症	<p>感染症を媒介する節足動物の分布域の拡大</p> <p>感染症の媒介蚊の幼虫の発生源の対策及び成虫の駆除、注意喚起</p>
	産業・経済活動	<p>金融・保険</p> <p>保険損害の増加</p> <p>損害保険各社におけるリスク管理の高度化や、モニタリング手法の高度化に向けた取組</p>	
	国民生活・都市生活	インフラ、ライフライン	<p>短時間強雨や渇水頻度の増加等によるインフラ・ライフラインへの影響</p> <p>地下駅等の浸水対策、企業等に対するリスク情報の提供や港湾の事業継続計画の策定、水道施設・廃棄物処理施設の強靱化</p>
		ヒートアイランド	<p>都市域でのより大幅な気温の上昇</p> <p>緑化や水の活用による地表被覆の改善、人工排熱の低減、都市形態の改善</p>

出典：気候変動適応計画（令和3年10月22日閣議決定）

テーマ目標

- 地域の地形・気象などの特性を踏まえた気候変動に対する適応策を進め、県土の強靱化が図られています。
- 水害や土砂災害からの逃げ遅れによる死者がいなくなります。

テーマKPI

網羅的に取り組む必要があるためKPIは設定しません。

県の取組の方向性

- 国と情報共有するとともに、群馬県気候変動適応センターから7つの分野(農業・森林・林業・水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活)の各施策について情報発信を継続します。
- 気候変動の影響等による水害リスクの更なる増大に対応するため、市町村、民間企業や県民等との連携・共創によるオール群馬での防災・減災対策を加速させます。

重点施策

気候変動の影響に対する適応策の推進

3 再生可能エネルギーの導入拡大・地産地消

現状と課題

- 本県は、日照時間が長く、水資源や森林資源に恵まれており、太陽光発電や水力発電を中心に再生可能エネルギー設備の導入が進んでいます。
- 再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、全国的な課題として、固定価格買取制度における国民負担(賦課金)の増加、送電網の容量不足による接続制限、電力の需給バランスの調整などの問題も顕在化しており、安定供給とともに低廉化が求められます。
- 県では、太陽光発電設備、蓄電池、V2H²⁴等について導入費用の支援を行っています。県内では、上野村において「太陽光発電設備を活用する地域マイクログリッド」を構築し、2023(令和5)年3月から運用を開始しています。これを一つのモデル事業として県内に展開し、「ぐんま5つのゼロ宣言」の自然災害による死者「ゼロ」、温室効果ガス排出量「ゼロ」、災害時の停電「ゼロ」を目指すことが求められます。
- 本県の豊富な水資源を利用した水力発電は再生可能エネルギーによる発電方法の一つです。中小河川や農業用水、水道水等を利用した中小水力・マイクロ水力発電の普及が期待されます。
- 2018(平成30)年3月に大型木質バイオマス発電所が稼働しており、県内の森林業者を通じて間伐材等を燃料として受け入れています。森林作業道の整備や高性能林業機械の導入、中間土場の整備などの取組を支援し、木質バイオマスの収集・運搬作業を効率化、低価格化を図っています。
- 木質資源に限らず、農業資源や廃棄物資源等のバイオマス利用による二酸化炭素の削減が求められます。
- 2024(令和6)年度のアンケート調査結果では、「住宅用太陽光発電設備の導入」「太陽熱温水器の利用」「家庭での太陽光発電、風力発電などの利用」のいずれの回答も県民

²⁴ V2H(Vehicle to Home)とは、電気自動車(EV)等と家庭の双方向で接続する充放電設備を使用し、通常は家庭からEV等に電力供給し、非常時にはEV等から家庭に電力供給する技術・仕組みを指します。EV等を家庭用蓄電池として活用することで、電力の自給自足や非常時の電力確保が可能になります。

の約8割が実践できていないと回答しています。また、事業者は太陽光又は太陽熱の利用について33.0%が「概ね実施している」「一部実施している」と回答しており、6割以上が「検討中」或いは「行っていない」と回答しています。

テーマ目標

- 県内の豊富な再生可能エネルギー資源を活用した、自立分散型の再生可能エネルギーの導入を進めることにより、脱炭素社会の実現に貢献しています。また、災害時にも熱や電力の確保が可能な県民の安全・安心を支える社会基盤づくりが進んでいます。
- 木質資源のほか、農業資源や廃棄物資源などのバイオマス利用を推進し、電源・熱等のエネルギーの安定供給と低廉化が図られています。

テーマKPI

指標	単位	策定時 (年度)	中間 (年度)	目標 (年度)
再生可能エネルギー導入量	kWh/年	56億 (2019)	66億 (2023)	77億 (2030)
燃料用木質チップ ・木質ペレット生産量	千m ³ /年	119 (2019)	162 (2023)	163 (2030)

県の取組の方向性

- 地域の再生可能エネルギーを地域で有効活用する「自立分散型・地産地消型エネルギーシステム」を構築することにより、脱炭素社会の実現とともに、非常時にエネルギーの確保が可能な安全・安心な社会基盤の構築を進めます。
- 本県の恵まれた再生可能エネルギー資源を活用して、太陽光発電、水力発電、木質バイオマス発電等の導入を重点的に推進するとともに、温泉熱や廃棄物などの再生可能エネルギー資源の活用に取り組みます。
- 出力変動への対応や非常時の電源確保の観点から、蓄電池や電気自動車、V2Hなどを活用し、エネルギー利用の効率化を進めます。
- 山間部の小河川や砂防ダムなど、未利用の再生可能エネルギーの開発を進めます。
- 木質バイオマスの需要拡大のため、燃料用チップやペレットの生産施設や利用施設等の整備を支援します

重点施策

- 再生可能エネルギーの導入促進・地産地消
- 地域における自立分散型電源の普及推進
- 太陽光発電の導入推進
- 水力発電の導入推進
- 木質バイオマス等の利用推進
- 再生可能エネルギー導入促進のための技術支援

4 水素利用の普及促進

現状と課題

- 水素は地球上の様々な資源から作ることが可能で、利用時に二酸化炭素を発生させないため、温室効果ガス・エネルギー消費量の削減といった観点からも、将来の普及が期待されています。

- 水素と酸素を反応させ、電気と熱を作ることが可能で、災害による停電時にも活用することができます。
- 国は、2017(平成29)年12月に「水素基本戦略」を策定し、2019(平成31)年3月には「水素・燃料電池戦略ロードマップ」を示しました。2023(令和5)年6月には「水素基本戦略」を改定し、2024(令和6)年10月には「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律(水素社会推進法)」を施行し、水素の利活用に向けた支援を進めています。これらの国の施策に歩調を合わせて、本県では2026(令和8)年3月に「(仮称)群馬県水素ビジョン」を策定し、本県においても水素社会の実現に向けた取組を進めることが求められます。
- 水素を日常生活や産業活動で利活用する水素社会を実現するために、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)や水素を取扱うサプライチェーン等において様々な技術開発や実証事業の取組が行われています。
- 県企業局では、「板倉ニュータウンにおける地域マイクログリッド事業及び水素利活用事業」を進め、太陽光発電による再生可能エネルギーで製造した水素を活用し安定した電力の供給を行うことにより、住宅地の分譲促進を図るとともに、水素の利活用に伴う技術的ノウハウ等の獲得を目指しています。
- 水素は気体、液体、固体のどの形態でも貯蔵・輸送が可能であることから、太陽光発電等の出力変動の調整力として期待されている一方、取扱い時の安全性の確保を含めた技術面、コスト面、制度面等で多くの課題があります。

テーマ目標

- 県内の豊富な再生可能エネルギーを活用して二酸化炭素フリーの水素を製造・利用することで、脱炭素社会の実現に貢献しています。

テーマKPI

指標	単位	策定時 (年度)	中間 (年度)	目標 (年度)
水素ステーション設置数	箇所	0 (2019)	1 (2024)	3 (2030)

県の取組の方向性

- 再生可能エネルギーを活用した自立分散型エネルギーシステムを普及させるとともに、出力変動への対応や、非常時の電源確保の観点から、太陽光発電の余剰電力による水素製造・貯蔵・運搬など、水素の利活用について検討を進めます。
- 水素エネルギーに関して、中長期的な視点に立って、情報収集、企業ニーズの把握、実証実験の支援等の取組を行います。水素産業を次世代産業と位置付け、その育成、地域産業の活性化、脱炭素社会における新しいまちづくりなどにつなげます。

重点施策

- 水素利用の普及促進
- 水素の利用促進

5 二酸化炭素吸収源対策

現状と課題

- 本県の森林面積は42万7千ha、県土面積に占める割合は67%で、森林面積、森林率ともに

関東一です。

- 樹木は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を吸収し、炭素を固定しながら生長していますが、機能が発揮されるためには、間伐等の森林整備を適切かつ継続的に行い、森林を健全に成長させることが必要です。
- 森林による二酸化炭素の吸収能力は、樹木が若いうちは生長とともに大きくなり、高齢になるにしたがって徐々に小さくなります。本県の森林は、高齢林化が進行しており、森林による二酸化炭素の吸収量を将来にわたって持続させるためには、成熟した森林を伐採して木材として利用することにより炭素を固定し、その跡地に苗木を植えて森林を若返らせる必要があります。
- 林業生産活動の停滞と山村地域の人口減少、林業の担い手不足により、手入れが不十分な森林が増加し、公益的機能の低下が危惧されます。
- 県では、森林の持つ公益的機能を維持・増進するため、治山施設の整備と併せて、機能の低下した保安林において治山事業による森林整備を行っています。



テーマ目標

- 間伐等の森林整備が適切かつ継続的に行われています。
- 皆伐再造林により資源の循環利用を促進し、二酸化炭素の吸収量及び固定量の増加に努めています。

テーマKPI

指標	単位	策定時 (年度)	中間 (年度)	目標 (年度)
間伐等森林整備面積	ha/年	1,990 (2019)	1,922 (2023)	3,100 (2030)
造林面積	ha/年	136 (2019)	125 (2023)	400 (2030)

県の取組の方向性

- 森林施業の集約化を進め、利用間伐の促進を図ります。
- 資源の循環利用を促進するため、皆伐再造林を推進します。
- 公的森林整備により、公益的機能が高度に発揮される森林の維持・増進を図ります。

重点施策

森林等の整備・保全

6 フロン類排出抑制対策

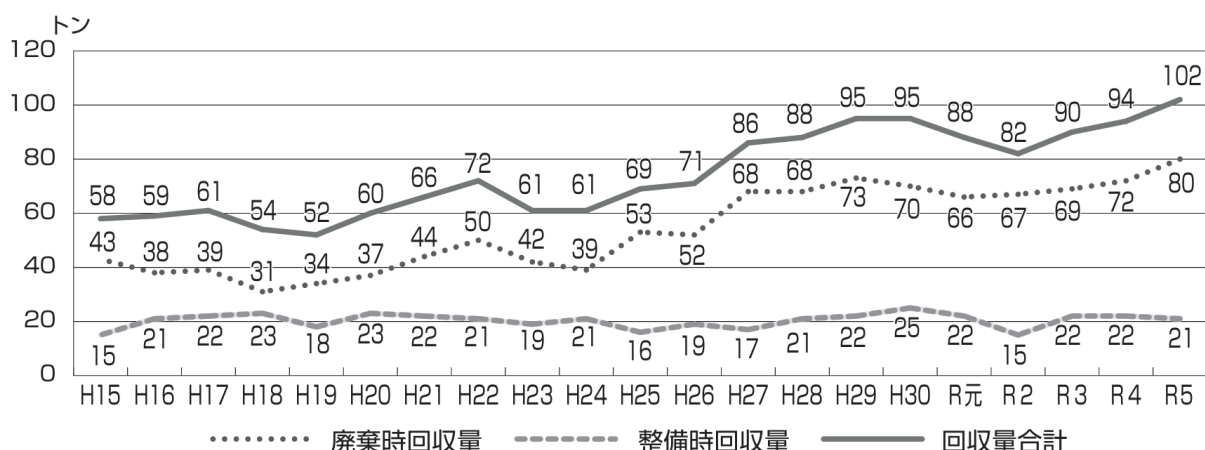
現状と課題

- 我が国では、2015(平成27)年4月にフロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策を取るため、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」が施行されました。フロン類の排出抑制が強化され、フロ

ン類の利用過程における漏えい防止などが盛り込まれました。

- 2020(令和2)年4月に改正「フロン排出抑制法」が施行され、廃棄時回収率の向上を目的に、廃棄等実施者等への罰則強化や県の指導権限の強化等が盛り込まれました。これを受けて、廃棄等実施者、特定解体工事元請業者、引取等実施者等の関係者への法令周知、一般社団法人群馬県フロン回収事業協会、公益社団法人群馬県環境資源創生協会等の関係機関等との連携に努めています。
- 今後は、オゾン層の保護だけでなく地球温暖化を防ぐために、フロン類を使用しない製品(ノンフロン製品)の選択・利用やフロン類を大気中へ漏えい・放出させないことが重要となります。

業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量の経年変化(2003~2023[平成15~令和5]年度)



出典：令和7年版環境白書（群馬県）

テーマ目標

- フロン代替物質への転換を進めるとともに、フロン回収時の大気への漏えい・放出がないよう適正処理を推進し、フロン類による地球温暖化への影響を抑えています。

テーマKPI

指標	単位	策定時 (年度)	中間 (年度)	目標 (年度)
フロン類の廃棄時回収率(全国)	%	39 (2018)	44 (2022)	70 (2030)

県の取組の方向性

- フロン類使用機器からの漏えい防止、廃棄時の適正な回収及び破壊・再生を推進します。
- 県有施設におけるフロン類使用機器からの漏えい防止と回収を進めます。
- フロン代替物質への積極的な転換を推進します。

重点施策

フロン類排出抑制対策の推進

第2節 持続可能な循環型社会づくり

目 標

5 Rの取組啓発の充実
あらゆる分野の資源循環の研究開発の進展
MOTTAINAI運動の浸透

現状と課題

県民に、ごみの適正な分別は浸透し、一人一日当たりのごみ排出量は減少傾向ですが、全国平均より高く、リデュースやリサイクル等の取組は進展していないことが現状です。

事業者において5 Rの取組は、環境保全に貢献する活動として企業価値を高める一つとなり、持続可能な経営・事業につながります。

廃棄・排出されるものは、ごみではなく資源として捉え、あらゆる主体が協働し、資源の循環を図ることが求められます。

取組の方向性

廃棄物の適正処理を推進するとともに、あらゆる主体の参画・協働による取組を推進し5 Rの取組を浸透させることで、持続可能な形で資源を循環利用していく社会の実現を目指します。

方向性	コベネフィット		
	NZ	CE	NP
5 R活動の充実に向けた啓発を進めるとともに、資源循環によって企業価値を高め、経済成長を促します。プラスチックごみ「ゼロ」や食品ロス「ゼロ」を含むごみ「ゼロ」(ゼロウェイスト)を目指します。	○	○	
資源の採取・製造・廃棄の各段階で排出される温室効果ガスを削減し、循環の質を高めるとともに、製造・リサイクル工程や物流などの排出源をクリーンエネルギー化し、循環経済の持続性を強化します。	○	○	
バイオマスの活用や資源循環型農業などを推進し、自然資源の健全な循環利用を目指します。		○	○

※右列のアルファベットはそれぞれ次の略称を示します。

NZ：ネット・ゼロ、CE：サーキュラーエコノミー、NP：ネイチャーポジティブ

事業テーマ

1 5Rの推進

現状と課題

○2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」のうち、プラスチックごみ「ゼロ」と食品ロ

ス「ゼロ」を実現する施策が求められます。

- プラスチックの水平リサイクルや効率的な再資源化などの研究開発を推進するとともに、ワンウェイプラスチックを削減し、再生プラスチックや代替プラスチックへの転換を促進するとともに、プラスチックの生産から流通、消費、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた資源循環を構築し、マイクロプラスチック流出による生態系への影響も低減することが求められています。
- プラスチックごみの回収量を増加させるため、市町村によるプラスチック容器包装廃棄物との一括回収の拡充に加えて、市町村や小売事業者等と連携して回収方法や回収ルートが多様化を推進することが求められます。
- 生活系の可燃ごみの約3割は台所から排出される生ごみで、事業系の可燃ごみの約2割は食品小売業や飲食業から排出される生ごみです。焼却処分されているごみのうち生ごみの割合が高いことから、生ごみの排出抑制を徹底する必要があります。
- また、生ごみは水分を多く含んでおり、焼却時の炉内温度を下げるため、燃焼効率の低下につながります。生ごみの水分をできるだけ減らし、焼却時の負荷を軽減することで焼却施設の長寿命化につながります。
- 剪定枝や雑草は、堆肥化したり、よく乾燥したりすることで、ごみとしての排出削減につながります。県では、こうした取組を市町村と連携して普及啓発しています。
- 生活系の可燃ごみのうち紙・布類は約3割を占めており、リサイクルを促進することでごみの減量化も期待されます。
- 国内では、食べられるにもかかわらず廃棄される「食品ロス」が、国全体で年間約464万トン(2023[令和5]年環境省公表)が発生していると推計されています。2019(令和元)年10月には「食品ロス削減推進法」が施行され、社会全体で食品ロス削減を推進していくことが求められています。
- 食品ロスの削減は、SDGsを達成する上でも、また食料安全保障の観点からも解決しなければならない課題であり、MOTTAINAI(もったいない)の心で食品ロスをなくしていくことが大切です。
- フードバンク活動は、安全に食べられるにもかかわらず、販売されない食品を事業者などから寄附してもらい、食品を必要としている人や施設、団体等に無償提供する活動で、未利用食品の有効活用の観点から、食品ロス「ゼロ」につながる取組として有効です。そのため、この活動が県内に広がるようフードバンク活動の認知度向上、食品の安定的な確保、物流網の構築、運営ノウハウの取得を支援することが求められます。
- 2024(令和6)年10月にGメッセ群馬で開催された「第8回食品ロス削減全国大会in群馬」において、食品リサイクルのパネルを展示し、食品関連事業者による食品循環資源の再利用を啓発しました。
- 2024(令和6)年度の事業者アンケート調査結果では、事業所内での活動として「廃棄物のリサイクル」が36.6%と最も多く回答され、廃棄物のリサイクル活動が進展しています。
- 県土面積の67%が森林であり、畜産業や食品加工業が盛んな本県は、豊富なバイオマス資源に恵まれています。これらのバイオマスをエネルギー源や製品の原材料として活用することで、環境負荷の少ない低炭素・循環型社会の実現に大きく貢献することが期待されます。

テーマ目標

- 5 Rの活動が日常生活で浸透し、資源の地域循環が推進されています。
- 地域の森林資源を利用した「地産地消」を図り、災害に強い循環型社会の実現に貢献しています。
- ワンウェイプラスチックから再生プラスチックや代替プラスチックへの転換を推進し、プラスチックのライフサイクル全体を通じた資源循環の構築が進んでいます。
- 県民及び事業者にMOTTAINAI運動を定着させ、食品の生産、流通、消費の各段階で食品ロスの発生抑制が実践されています。
- 県内に広くフードバンクを設置し、支援を必要とする人に食品を届ける活動の定着が図られています。

テーマKPI

指標	単位	策定時 (年度)	中間 (年度)	目標 (年度)
県民一人一日当たりのごみの排出量	g/人・日	986 (2018)	933 (2023)	805以下 (2030)
県民一人一日当たりの 家庭系ごみの排出量	g/人・日	640 (2018)	612 (2023)	404以下 (2030)
一般廃棄物の再生利用率	%	15.2 (2018)	13.8 (2023)	27以上 (2030)
一般廃棄物の最終処分量	千t	70 (2018)	66 (2023)	56以下 (2030)
産業廃棄物の排出量	千t	3,697 (2017)	3,807 (2022)	3,768以下 (2030)
産業廃棄物の再生利用率	%	52 (2017)	51 (2022)	56以上 (2030)
産業廃棄物の最終処分量	千t	118 (2017)	89 (2022)	85以下 (2030)
プラスチック製容器包装 分別収集市町村数	市町村	22 (2020)	26 (2024)	35 (2030)
製品プラスチック分別収集市町村数	市町村	—	11 (2024)	35 (2030)
フードバンクの人口カバー率	%	82.2 (2020)	94.2 (2024)	100 (2030)
ぐんま食品ロス削減推進店(飲食店、 宿泊施設、食料品小売店)登録店舗数	店	451 (2019)	817 (2024)	1,000 (2030)
バイオマス利用率	%	78 (2018)	77 (2023)	80 (2030)
燃料用木質チップ ・木質ペレット生産量(再掲)	千m ³ /年	119 (2019)	162 (2023)	163 (2030)

県の取組の方向性

- 消費者団体、事業者、県民及び県・市町村等各主体相互が連携した5 Rに関する取組を推進します。
- イベント等でのリユース食器の利用、レジ袋の削減を含む容器包装の簡素化など、ごみの発生を抑えるための取組を支援します。

- 市町村が実施する廃棄物の発生抑制、循環資源の回収を支援します。
- 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」や「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」に定めるすべての品目の回収や、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラスチック資源循環促進法)」に基づくプラスチック使用製品廃棄物の分別収集をすべての市町村が実施するよう支援します。
- 生ごみ減量に効果がある食べきり、使いきり、水きりの「3きり運動」などの普及・啓発に努めます。
- 紙・布類の分別回収等によりリサイクル等を促進します。
- 使用済みになった製品や製造に伴い発生した副産物の品質、性状等に応じたマテリアルリサイクル²⁵を推進します。
- 循環資源の再生利用は、天然資源の保全や温室効果ガスの排出削減にも寄与するため、再生製品の利用を促進します。
- 地域の循環資源を活用したりサイクル関連産業の振興等により、地域創生の基盤づくりを推進します。
- 地域におけるバイオマスの活用を促進するため、バイオマスの供給者、製品等の製造者、利用者などの関係者が連携し、効率的かつ経済的な地域循環型システムを構築します。
- 林地残材の利用を促進するため、効率的な収集・運搬システムの構築、加工・流通体制の整備、需要の拡大に重点的に取り組みます。
- 県内各地域における、森林資源を活用したエネルギーの「地産地消」の取組を支援します。
- 食品関連事業者等に対して、食品廃棄物の削減に向けた普及・啓発を行い、食品の資源循環の再生利用等の取組を促進するとともに、再生利用事業者の認定制度や補助制度の周知を行うなど、国と連携しながら、食品リサイクルの普及啓発を行います。
- プラスチックごみ「ゼロ」の実現に向けて、河川水中のマイクロプラスチック調査及び河川敷の散乱ごみ調査を実施し、県民に周知することで普及啓発を行います。
- ワンウェイプラスチックから再生プラスチックや代替プラスチックへの転換を促進するとともに、プラスチックのライフサイクル全体を通じた資源循環を構築します。
- 県民が利用しやすいようにプラスチック製廃棄物の回収・処理ルートの拡充等を行い、回収量の増加を図ります。
- 「ぐんまプラごみ削減取組店登録制度」の運用により、県内事業者によるプラスチックごみ削減の取組の周知や拡散・拡大を図ります。
- 食品ロス「ゼロ」の実現に向け、MOTTAINAI運動の実践を通して、県民及び事業者に食べ物を無駄にしない行動を定着させるとともに、県内すべての地域にフードバンクが設置され、支援を必要とする人に食品を届ける活動を定着させます。
- 市町村や食品関連事業者、農業者団体等に対し、「食品ロス」の削減に係る制度や事業等の情報を周知し、取組を推進・啓発します。

²⁵ マテリアルリサイクルとは、使用済み製品や廃棄物を原材料として再利用するリサイクル方法です。廃プラスチックや金属、紙等を物理的に加工して再び材料として利用することで、新たな製品の原料に生まれ変わらせます。

重点施策

ごみ減量化の推進
店頭回収の促進
プラスチックごみ「ゼロ」に向けた取組
MOTTAINAI運動の推進・フードバンク活動の支援
5R(3R+Refuse+Respect)の普及啓発・県民運動等の推進
廃棄物の発生抑制、資源循環の推進に向けた市町村との連携
生ごみ、紙・布類のごみ等の減量・リサイクル
リサイクル関連産業の振興
バイオマスの活用推進
プラスチックごみの削減
食品ロスの削減

2 廃棄物等の適正処理の推進

現状と課題

- 県民一人一日当たりのごみ排出量は、全国平均を上回っていますが、減少傾向を示しており、今後、人口減少によってごみの総排出量も減少することが考えられます。
- 将来にわたり一般廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化等を図った上で、必要な施設の整備を計画的に進め、地域において安定的かつ効率的な一般廃棄物処理体制を構築する必要があります。
- 2017(平成29)年3月に「群馬県一般廃棄物処理広域マスタープラン」を作成し、2021(令和3)年3月に温室効果ガス排出量「ゼロ」、災害時の停電「ゼロ」の実現に向け、一般廃棄物処理施設における発電施設の促進に関する事項等を追加しました。本マスタープランを実効性のあるものとするため、広域ブロックごとに、構成市町村を対象に広域化を推進する実施主体となる組織設立の支援を行っています。
- 排出事業者の不十分な理解により、副産物等の不適切な再生利用が行われることがあります。
- 地域住民の忌避感や不安感などから、処理施設の設置計画に理解が得られないこともあり、適正処理に必要な処理施設の確保は引き続き課題となっています。
- ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特別措置法)」の処分期間内の処理を確実に完了させるとともに、期間終了後に発見されたものやPCB含有機器等についても、国による新たな制度的措置に基づき、确实かつ適正な処理を確保することが必要です。
- 廃棄物の不適正処理について、大規模な不法投棄等は減少しているものの、不適正保管等の不適正処理事案が後を絶たず、無許可業者による脱法行為や事案の悪質・巧妙化が認められるため、未然防止に係る啓発活動や警察・市町村等関係機関との連携の強化を図っています。
- 土砂の埋立てについては、無秩序な埋立て事案が後を絶たず、首都圏から建設残土等の搬入量の増加も見込まれています。県では、「群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例(県土砂条例)」に基づく立入検査等を行うとともに、県土砂条例の一部改正により届出制とした上で、埋立て等事業の適正化を推進することとしています。
- 廃棄物や有害使用済機器に該当しない再生資源物については、環境保全措置が十分に講じられないまま、屋外で破砕や保管等が行われることに起因して生活環境保全上の支障が発生しないよう、適正な処理を確保することが必要です。

テーマ目標

- 県内の一般廃棄物処理施設では、適正な処理が継続されています。
- 「群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」に基づき、一般廃棄物の処理が県内9ブロックに集約化され、必要な施設整備が推進されています。
- 産業廃棄物の適正処理を進め、リサイクル関連産業の活動を活発化し、資源循環の定着に貢献しています。
- 再資源化そのものが技術的に困難な場合や、環境への負荷の程度等から適切でない場合には、燃料として発電等利用が図られています。
- 各種感染症拡大時でも廃棄物処理が継続して行われる体制が構築されています。
- 不法投棄等の不適正処理を防止し、生活環境の保全が維持されています。
- 埋め立てた土砂等による土壤汚染のない、適正な土砂の埋立て等が推進されています。

テーマKPI

指標	単位	策定時 (年度)	中間 (年度)	目標 (年度)
集約化による市町村の将来施設数 (焼却施設等)	施設	26 (2019)	20 (2024)	21 (2030)
集約化による市町村の将来施設数 (最終処分場)	施設	23 (2019)	19 (2024)	15 (2030)
不法投棄早期解決率	%	70 (2019)	92 (2024)	80 (2030)
市町村土砂条例制定数	市町村	27 (2019)	29 (2024)	32 (2030)
産業廃棄物相談員による立入件数	件	429 (2019)	398 (2024)	430 (2030)

県の取組の方向性

- 5Rの推進及び人口減少社会の到来によるごみの減少を踏まえ、コスト、環境負荷、エネルギー、災害対策を考慮して選定したブロック区分でのごみ処理の広域化・集約化を推進します。
- 一般廃棄物の処理主体である市町村に技術的支援や市町村間の連携・調整を行い、一般廃棄物処理の広域化を推進します。
- 副産物等の再生利用について、排出事業者・廃棄物処理業者への監視・指導を強化します。
- 使用済みになった製品や製造に伴い発生した副産物の品質、性状等に応じてマテリアルリサイクルを推進します。
- 再生利用等を目的とした廃棄物処理施設の設置の促進、焼却熱による発電や蒸気・温水などの熱利用を推進します。
- 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)等が拡大・継続するような状況下でも、廃棄物の適正かつ円滑な処理が確保されるよう努めます。
- PCB廃棄物や水銀廃棄物の処理については、事業者等の関係者に対して十分な啓発を行うとともに、必要に応じて立入検査や各種調査を通じて、法令に則した安全かつ確実な処理を推進します。

- 不適正処理事案の未然防止・早期発見・早期解決のため、監視指導体制を強化・拡充します。
- 適正な土砂埋立てがなされるよう徹底した監視指導を行うとともに、隙間のない監視指導のため、市町村土砂条例の制定を促進します。
- 県及び法令による新たな規制を適切に運用し、再生資源物の適正な処理を確保します。

重点施策

- 一般廃棄物の適正処理の推進と処理施設の広域化
- 産業廃棄物の適正処理の推進と処理施設の確保
- 有害物質を含む廃棄物の確実な処理の推進
- 不適正処理対策の強化
- 土砂埋立ての適正化推進
- 廃棄物に該当しない再生資源物の適正処理の確保

3 災害廃棄物処理体制の強化

現状と課題

- 広域的な連携体制を構築するなどの災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うため、県内の全市町村が災害廃棄物処理計画を策定するとともに、平時からの備えを行うことが重要です。
- 大規模災害時には市町村の職員や廃棄物処理施設の被災、市町村の廃棄物処理施設の能力をはるかに超える廃棄物の発生、市町村で対応できない多種多様な廃棄物の発生などの事態が予想されるため、被災市町村に対する広域的な相互応援体制の構築及び廃棄物処理業者を始めとする民間業者との連携等が必要となります。
- 廃棄物処理施設が地震や水害等の大規模災害時にも稼働できるよう施設の耐震化、浸水対策、長期停電への対応等、強靱な廃棄物処理システムの構築が必要です。

テーマ目標

- 大規模災害時でも災害廃棄物が迅速かつ適正に処理され、被災から早期復旧できる体制が整備されています。

テーマKPI

指標	単位	策定時 (年度)	中間 (年度)	目標 (年度)
市町村の災害廃棄物処理計画数	市町村	11 (2019)	25 (2024)	35 (2030)

県の取組の方向性

- 県内の全市町村が災害廃棄物処理計画を策定するとともに、広域的な連携体制を構築するなど、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うため、平時からの備えを行います。
- 市町村等の廃棄物処理施設の基幹改良や更新時に合わせ、計画的に廃棄物処理施設の強靱化等が行えるよう支援します。

重点施策

- 広域的な災害廃棄物処理体制の強化

4 持続可能な社会を支える人づくり

現状と課題

- 本県の豊かな自然を守り、環境と調和した持続可能な社会を実現するためには、私たち一人ひとりの自覚と行動が必要不可欠です。
- 身のまわりの自然環境に興味関心を持ち、環境と調和した持続可能な社会とはどのような社会であるかを正しく理解し、その実現に向けて、自ら学び、課題解決へ向けて主体的に行動できる人材を育成する必要があります。
- 国連が提唱するSDGsにおいても、各目標を達成するためには、持続可能な社会の担い手づくりが重要とされています。平成29・30・31年改訂学習指導要領において「持続可能な社会の創り手の育成」が明記されており、次世代を担う子どもたちへESDとして環境教育・環境学習の推進が求められます。
- 各学校ではこれまでも環境教育全体計画を整備し、理科や社会科、技術・家庭科など教科の学習の中で環境学習を行ってきました。今後はさらに、教科等横断的な視点を持ち、身近な地域の資源も活用した体験的な環境学習を推進していくことが重要です。
- 「動く環境教室」は、主に小中学校を中心として利用されていることから、講師となる「環境学習サポーター」は学習指導要領における環境教育について理解する必要があり、学校での教科横断的な内容まで教えられる人材が求められています。
- 環境問題については、様々な広報媒体を通して広く知らされているところですが、その意識を行動に移して活動する機会は限られています。環境リーダーとしてのアドバイザーの支援や育成を通して環境保全活動を充実させることが求められます。
- 「こどもエコクラブ」の主な対象としている小中学生において、自然の中で遊ぶことや生活と環境の関係を知る機会が減ってきている現状があり、自然観察や科学工作など体験を通じた環境活動の場の提供が求められています。
- 講師派遣型の体験教室では、順調に参加校数が増加しているとともに、質の向上も図られています。
- 「緑の少年団」の活動の活性化、また積極的な活動の支援を図るため、独自の取組に対して1団当たり10万円以内で活動費を助成しています。
- 「森林公園憩の森」は、研修会等の林業普及、森林環境教育及び森林ボランティア育成のための拠点施設です。森林の持つ優れた環境と森林学習施設を通じ、森林の機能及び林業に関する県民の理解を深め、自然環境への意識向上を図ることにより、県民参加の森づくりや林業振興へとつなげる施設として重要な機関となっています。
- 「環境サポートセンター」では、県民からの環境学習・環境活動の問合せや相談に対応する県の総合窓口として環境政策課内に設置され、学校や地域における環境学習を支援しています。様々な主体への活動支援として、プログラムの開発、学習資料の提供、環境活動情報の発信等、環境活動の拠点としての役割が求められています。
- 「環境白書」は、「群馬県環境基本条例」第8条に基づき議会に報告する年次報告としての役割があります。また、県の自然や環境問題、県が目指す環境の将来像について情報を提供し、県民の関心・理解を深める役割も担っています。
- 子ども向けに本県の環境についてわかりやすくまとめた「子ども環境白書」を作成し提供することで、子どもたちの環境学習に役立てています。「子ども環境白書」のほかに子ども向けの本県の環境の現状を扱う教材を増やし、環境保全意識の向上を図ることが

求められます。

- 群馬県環境情報サイト「ECOぐんま」を開設し、環境に対する理解を深めてもらう様々な環境情報や県での取組など、環境について知る、考える、行動するために役立つ情報を発信しています。県民に手軽に情報をPRできる場としていますが、ページ容量や機能面での制限が多く、PRできる事項が限られていることや、情報量が多いため利用には不便な面があり、それらを解消することが必要です。

テーマ目標

- 県民一人ひとりが環境保全に対する意識を高め、環境と調和した持続可能な社会の担い手となり、各地域において、自主的かつ積極的な環境保全活動が取り組まれています。
- 次代を担う子どもたちに森林に親しむ機会を与え、森林での学習活動、地域での社会奉仕活動、交流集会などのレクリエーション活動を通じて、緑を愛し、社会を愛する健康で明るい心豊かな人間の育みが展開されています。
- 人と環境の関係について正しく理解し、自ら環境に配慮した行動ができる人材育成を進め、良好な環境を支える人づくりが着実に推進されています。

テーマKPI

指標	単位	策定時 (年度)	中間 (年度)	目標 (年度)
動く環境教室受講者数	人/年	7,411 (2019)	5,373 (2024)	6,000 (2030)
環境アドバイザー登録者数	人	280 (2019)	336 (2024)	350 (2030)
ぐんま環境学校(エコカレッジ) 修了者数	人/年	22 (2019)	34 (2024)	30 (2030)
森林環境教育参加者数	人/年	15,853 (2019)	14,012 (2024)	21,200 (2030)
環境教育研修講座受講者数	人/年	17 (2019)	42 (2024)	47 (2030)
緑の少年団数	団	314 (2020)	313 (2024)	314 (2030)
緑の相談件数	件	304 (2019)	137 (2024)	370 (2030)

県の取組の方向性

- ESDの視点に立った環境学習の推進を行います。
- 環境学習の窓口として設置した「環境サポートセンター」において、学校や地域における環境学習を総合的に支援します。
- 環境に関する基礎知識やボランティア活動を幅広く学び、地域の環境学習又は環境活動を自ら主体的に実践できる人材を育成します。
- 「フォレストリースクール」や「緑の少年団」育成等の各種事業の活性化を図るため、それぞれの事業ニーズにあった指導者を継続的に育成します。
- 教科等横断的な視点から環境教育の全体計画を見直したり、優れた実践事例や活用できそうな身近な環境資源を紹介したりするなど、教育現場での環境教育の充実を図りま

す。

- 教職員に対する環境教育研修講座を実施して、児童生徒に対する環境学習の推進役となる人材を育成します。
- 県民が主体的に活動できるよう、環境教育や環境学習を行う上で参考となる情報を提供します。

重点施策

- 環境学習の推進
- 環境人材の育成
- 環境情報の提供と共有化

5 多様な主体との連携・パートナーシップの強化、自主的取組の拡大

現状と課題

- 本県の良好な環境を保全し、環境と調和した持続可能な社会を実現するためには、県民や民間団体、事業者等の自主的な取組が重要であり、各主体が様々な場面において、連携・協働することが必要です。
- 県民や地域のニーズが多様化・複雑化する中、人口減少や少子高齢化などに伴う地域の課題を行政だけで解決することが難しくなりつつあります。
- 農村地域においては過疎化・混住化等が進み、農地、農業用水等の保全管理が困難となっており、国土の保全、水源のかん養や農村景観の形成等、農業・農村が有する多面的機能が失われつつあり、こうした課題を解消するため、地域コミュニティやパートナーシップの強化が求められます。
- 人口減少や高齢化による人手不足や後継者不足の課題がある一方で、取引先から日常的なコストダウンの要請、品質の向上要求もあり、県内の中小企業にとっては厳しい状況が続いています。また、SDGsやカーボンニュートラルへの対応も求められており、DX等により事業を効率化しつつ、環境に配慮した製品づくりや生産プロセスの確立が必要となっています。
- 農業は元来、環境保全的機能を有する産業ですが、従前の農業が化学肥料、化学合成農薬等資材を用いることで生産性の向上を目指してきた結果、近年、農業による環境負荷の増大が示唆されています。このような現状の中、今後、環境と調和のとれた農業生産を図る必要があります。本県では、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(みどりの食料システム法)」(2022[令和4]年7月施行)に基づく新たな認証制度(みどり認定[ぐんまエコファーマー])で301者を認定し、特別栽培農産物認証制度では128者を認証しました。

テーマ目標

- 環境と調和した持続可能な社会の実現のため、県民及びNP0やボランティア団体、企業等のあらゆる主体において、環境保全に対する意識の醸成が図られています。
- 各主体が自発的に環境保全の取組を実践できる場を多数整備し、県民を始めとする各主体がパートナーシップを構築し、多くの人の環境保全活動の参画が推進されています。
- 地域の課題を解決する自主的な取組を実施し、地域の活性化を図ることにより、地域コミュニティ機能の向上及び農業・農村の持つ多面的機能が確保されています。
- 環境負荷低減・資源循環型農業を推進し、畜産たい肥や緑肥などの地域資源の有効活用を図るとともに、化学肥料・化学合成農薬の使用量削減を図り、温室効果ガスの排出量

削減や生物多様性の保全に貢献しています。

テーマKPI

指標	単位	策定時 (年度)	中間 (年度)	目標 (年度)
企業等と地域・学校との連携・協働の取組(事例数)	件	1 (2019)	1 (2024)	3 (2030)
農地・農業用施設の維持・保全が図られた農地面積	ha	17,552 (2019)	19,501 (2024)	22,600 (2030)
みどり認定者数	者	0 (2019)	301 (2024)	1,500 (2030)
有機JAS認証取得者数	者	77 (2019)	80 (2024)	120 (2030)

県の取組の方向性

- 県民、NPOやボランティア団体、事業者等の各主体が、環境問題への取組を自らの問題として捉え、自発的に行動を起こせるような場の提供や機会づくりを行います。
- 「環境サポートセンター」において、県民が主体的に活動できるよう環境教育や環境学習の参考となる情報や環境学習資料を提供します。
- 良好な環境の保全や創造、自然保護に顕著な功績があった県民等を顕彰する「群馬県環境賞」を継続し、環境に対する意識の高揚を図ります。
- 農業者や地域住民等による活動組織が取り組む、地域資源の維持・保全のための協働活動を支援し、農業・農村の多面的機能の発揮を図ります。
- 企業等と地域・学校との連携・協働を行うため、それぞれの活動について情報を発信、共有する場を整備します。
- 制度融資により、ISO14001認証取得を目指す中小企業や施設整備等を行うNPOに対して支援を行います。
- 環境に関する新技術・新製品の開発や事業化において、事業者の自主的な取組を支援します。
- 県自らが事業者として、県事務・事業に伴う環境負荷の低減に取り組みます。



令和7年度群馬県環境賞顕彰式

重点施策

- 企業等と地域・学校との連携・協働
- 県民・民間団体の取組への支援
- 事業者の取組の促進
- 行政が行う自主的取組

第3節 自然との共生と森林(もり)づくり

目 標

持続可能な林業経営の充実
森林の維持・整備の拡大
野生動物対策の強化
自然とのふれあいの拡大
生物多様性保全と社会経済活動の両立の進展

現状と課題

本県は、首都圏の水需要の多くをまかなう水源県であり、その森林は「緑のダム」として大きな役割を担っています。

また、3箇所のラムサール条約湿地や、3箇所の国立公園、1箇所の国定公園があり、優れた自然風景や自然とのふれあいの場が提供されています。

一方、地球温暖化に伴う熱帯生物分布域の北上による生態系の損失や気象災害の激甚化・頻発化による森林被害の拡大が懸念されます。

農山村地では、農林業従事者の減少や高齢化により人の手が入らず荒廃が進んでいます。荒廃した里山では野生動物の棲み処となり、農林業被害が生じるほか、生物多様性が衰退し、健全な公益的機能を享受できなくなります。

ネイチャーポジティブを達成するため、地球温暖化を抑制するとともに、農林業従事者を確保し、適切かつ継続的な森林・農地の管理を行い、生態系と生物多様性を保全することが求められます。



尾瀬ヶ原外来種駆除の様子
(モニタリング調査)



尾瀬ネイチャーラーニングの様子

取組の方向性

自然資本の活用及び森林・林業の新たな価値の創出に向け、多種多様な技術やアイデアを持つ民間企業の参入・連携によるイノベーションを推進し、自然と共生した社会を目指します。

方向性	コベネフィット		
	NZ	CE	NP
外来生物の防除や野生動物対策を強化しながら、生物多様性の恵みを活用し、気候調整やレクリエーション機能の発揮、食料の安定供給など、社会課題の解決を促進します。	○		○
林業・木材産業の充実を図り「水源地ぐんま」として森林を適切に管理することで、健全な自然の再興と公益的機能の発揮を目指し、良質な自然共生社会を育みます。	○		○
再利用・再生材の活用や地域資源の循環利用により、天然資源の消費を抑制するとともに、地産地消型の持続可能な暮らしを支えます。また、廃棄物の削減や環境負荷の低減により、生態系へのダメージを軽減します。		○	○

※右列のアルファベットはそれぞれ次の略称を示します。

NZ：ネット・ゼロ、CE：サーキュラーエコノミー、NP：ネイチャーポジティブ

事業テーマ

1 ネイチャーポジティブ経済の推進

現状と課題

- 2024(令和6)年12月に、「ぐんまネイチャーポジティブ宣言」を行いました。群馬県の豊かな自然資本を生かしながら、ネイチャーポジティブ経営企業が集積する「群馬県版ネイチャーポジティブ経営エコシステム」を形成することにより、付加価値が生まれ、生物多様性も保全されていく、ネイチャーポジティブ経営の第一想起地となることを目指しています。
- 2026(令和8)年には、国内外の潮流と合致した効果的な生物多様性施策を進めるべく、「生物多様性ぐんま戦略」を改定しました。それに伴い、生物多様性において最重要となる「ネイチャーポジティブ」達成を目標とする戦略とするため、名称を「ぐんまネイチャーポジティブ戦略(2026-2030)」とし、生物多様性保全と社会経済活動が両立する社会の実現を目指しています。
- 2024(令和6)年度アンケート調査結果では、「生物多様性」という言葉について「意味は知らないが、言葉は聞いたことがある」と回答した県民が5割を占めています。また、「ネイチャーポジティブ」という言葉について「意味は知らないが、言葉は聞いたことがある」が32.6%、「聞いたことがない」が46.1%となっています。事業者では、「生物多様性の保全の実施や支援」を「すでに実施している」との回答はわずか8.2%となっています。

テーマ目標

- 事業者が、事業活動における自然資本への依存と負荷の状況を正しく把握し、自主的な自然環境への配慮が行われています。
- 県民の環境への意識が高まり、環境配慮型商品の高付加価値化が進んでいます。

テーマKPI

指標	単位	策定時 (年度)	中間 (年度)	目標 (年度)
ネイチャーポジティブに取り組む事業者数	事業者	—	—	500 (2030)

県の取組の方向性

- 自然資本を最大限利用し、地域の活力の増進につなげます。
- 生物多様性は多様な分野に関連することから、県民、事業者、民間団体、教育機関、市町村などと連携し、情報を共有し、戦略の着実な実行を推進します。
- 生物多様性に関する情報を蓄積し、県民や事業者に向けた意識の向上と行動につながる啓発を行います。



自然観察会の様子

重点施策

ネイチャーポジティブ経済の推進

2 生態系に応じた自然環境の保全と再生

現状と課題

- 「群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例」に基づき指定した「特定県内希少野生動植物種」等の周知を図るため、群馬県自然保護指導員兼県内希少野生動植物種保護監視員を設置しています。
- 「群馬県自然環境保全条例」に基づき、県内各地域の自然環境の現状把握を行うとともに、自然環境を保全することが特に必要な地域として「自然環境保全地域」(26地域)及び「緑地環境保全地域」(5地域)を指定し、自然環境の適切な保全に努めています。また、一部地域について清掃等管理、保育管理、植生復元対策、地域内の登山道等の維持管理、案内標識の整備等を実施している一方で、開発や盗掘・乱獲による種の減少や絶滅、生息・生育地の減少、里地里山の手入れ不足による自然の質の変化、外来生物の生息域拡大などによって生物多様性が失われつつある地域が拡大しています。
- 希少野生動植物の保護対策のため、県が公共工事を行う際に必要な情報の共有及び連絡調整を行うための体制を整備しています。
- 尾瀬は2005(平成17)年11月、渡良瀬遊水地は2012(平成24)年7月、芳ヶ平湿地群は2015(平成27)年5月に、湿地とそこに生息・生育する野生動植物の保全と賢明な利用の促進を目的としたラムサール条約に基づく国際的に重要な湿地として登録されました。また、2007(平成19)年8月に日光国立公園から分離独立して「尾瀬国立公園」となり、年間30万人近い入山者が訪れています。自然環境の保全と適切な利用とのバランスを図るとともに、環境学習の場として提供することが大切です。
- 野反湖とその流入河川(ニシブタ沢)に生息するイワナは、自然繁殖のみで資源が維持されており、1997(平成9)年11月10日にニシブタ沢は本県で初めて保護水面として指定されました(農林水産省告示第1670号)。県水産試験場では野反湖に生息するサケ科魚類の再生産状況に関する調査を行っています。その結果、ニシブタ沢では、2000(平成12)年

からイワナの産卵床数が安定しており、全面禁漁による資源保護の効果によるものと考えられます。

- 河川に生息する多くの魚は、河川の本流・支流を季節によって移動し、アユ・サケ・サクラマス・ウナギなどは、産卵や成長段階に応じて海と河川を移動しながら生息しています。河川内における魚類の移動の妨げとなりうる構造物の設置にあたっては、現場条件にかんがみ、移動に配慮した形状も検討することで生息しやすい環境を保全しています。
- 県立自然史博物館では、県内の野生生物や地質、岩石鉱物等の学術研究を行い、試料を採取し、研究に用いるとともに標本として後世に残す活動を行っています。
- 2024(令和6)年度アンケート調査結果では、「5、6年前と比べて身近な自然環境が少なくなってきたと思う」又は「少し思う」と回答した県民が65.8%となっており、身近な自然環境の損失も懸念されます。

テーマ目標

- 県民による積極的な保全が図られ、県内における野生動植物の絶滅の危険性の高まりが抑制されています。
- 県内の自然環境が良好な状態で保たれています。
- ニホンジカの生息頭数は、尾瀬ヶ原や尾瀬沼及び高山植生等に影響を与えない程度に抑えられ、尾瀬本来の生態系が良好に維持されています。
- 尾瀬は、「尾瀬本来の生きものがありのままに生きている」「いつ来ても楽しく誰もがわくわくできる」「地域の人々が誇りを持っていきいきできる」場所として、みんなに愛され続けています。
- 魚類の生息環境が改善され豊富な水産資源を確保するとともに、釣り人や来訪者へ良好な水辺環境が提供されています。

テーマKPI

指標	単位	策定時 (年度)	中間 (年度)	目標 (年度)
自然共生サイト認定面積	ha	—	17,798.2 (2024)	190,929.4 (2030)
多自然川づくりに取り組んだ 河川整備延長	km	41.6 (2020)	50.4 (2024)	70.4 (2034)

県の取組の方向性

- 生物多様性の恵みやその重要性を再認識するとともに、行動につながるためのきっかけづくりを推進します。
- 希少野生動植物種の保護や、劣化が進む生態系の保全など、緊急性の高い保全施策を着実に実施します。
- 野生動植物の生息・生育状況等のモニタリング調査を継続するとともに、群馬県レッドデータブック改訂版掲載種の絶滅リスクの要因等を周知し、希少野生動植物の保護に努めます。



自然共生サイト
(里山の花畑と崇台山の山麓)

す。

- 「群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例」を適切に運用し、生息・生育環境の保全と盗掘や違法捕獲の防止に努めます。
- 県内各地で自然環境の状況調査を行うとともに、自然環境保全地域等の保全事業を実施します。
- 尾瀬地域の資源の適正な利用による新たな荒廃の防止や植生回復に取り組むとともに、ニホンジカ対策の強化等により野生動物との軋轢の低減を図り、尾瀬本来の貴重な生態系を維持します。
- 回遊型や滞在型を含む尾瀬の多様な楽しみ方を提案し、自然の魅力にふれ、自然のすばらしさを伝え、守る場所として、適正な利用を推進します。
- 自然繁殖のみで資源が維持されているイワナ個体群の再生産状況の把握とその維持に努めます。
- 河川内における水生生物の移動の妨げとなりうる構造物の設置にあたっては、現場条件にかんがみ、移動に配慮した形状も検討することで、魚類を始め、生物が生息しやすい環境を保全します。
- 河川の流れの変化、水際の再生、河畔林等を保全・創出することで生物の生息・生育環境や風景の保全・再生を図るため、河川整備の際には、防災と河川環境保全の両面に配慮した計画とします。

重点施策

- 生物多様性の保全
- 多様な生態系の保全
- 尾瀬の保全

3 野生動物対策と外来生物対策への取組

現状と課題

- 農林業従事者の減少や高齢化、地域の捕獲の担い手の減少に伴い、生産力が低下するとともに、農作物被害や森林の食害が深刻化しており、農業従事者や森林経営者の経営意欲等の減退、それに伴う耕作放棄地の増加、森林の荒廃等につながっています。
- 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）」に基づき科学的・計画的な管理が必要とされる鳥獣として、本県ではイノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、カワウの6種について第二種特定鳥獣管理計画を策定し、農林業被害の軽減や人身被害の回避、生息分布や行動域の抑制に努めています。
- 外来生物による農業や水産資源、生態系、生活環境への被害が発生してきており、外来生物対策が課題となっています。2024(令和6)年12月に様々な主体が県内における外来種の状況を把握し、県民への啓発活動や外来種対策の基礎資料として活用できるよう、「群馬県生態系等被害防止外来種リスト」を作成しました。

○近年、全国各地でサクラやウメ等の木を食害する特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」が分布を拡大しており、県内でも多くの樹木被害が確認されているため、その対策として、防除対策補助事業、防除対策技能向上事業、県有施設等防除対策事業、市町村との行政連絡会議における情報共有、クビアカネット運用による注意喚起や情報収集、住民参加型駆除イベント開催などの対策を講じています。



クビアカツヤカミキリの防除対策講習

○2024(令和6)年のアンケート調査結果では、県民の66.3%が「5、6年前と比べて身近な野生動植物の種類が変わってきたと思う」又は「少し思う」と回答しており、地域の生態系の損失が懸念されます。

テーマ目標

- 農林業被害、生態系被害などを許容できる範囲に収める取組が推進されています。
- 指定管理鳥獣の生息密度を適切な範囲に収めるとともに、野生動物と人の生活エリアとの棲み分けを実現します。
- イノシシ、ニホンジカ、クマ類等、加害獣の個体数管理を適切に行うとともに、有効な防除対策を確立し、農林業被害の減少が図られています。
- 農林業被害の減少に努め、農業者や森林所有者等の経営意欲の減衰を防ぎます。
- 外来生物に関する県民理解が進み、適切な防除対策が実施されています。



クマとの共生／緩衝帯づくり

テーマKPI

指標	単位	策定時 (年度)	中間 (年度)	目標 (年度)
野生動物による林業被害額	千円	221,659 (2019)	222,952 (2023)	177,327 (2030)
野生動物による農作物被害額	千円	337,746 (2019)	322,551 (2023)	174,000 (2030)
ニホンジカの捕獲目標頭数	頭/年	9,340 (2019)	13,153 (2023)	18,000 (2030)
イノシシの捕獲目標頭数	頭/年	8,818 (2019)	6,271 (2023)	5,000 (2030)
クビアカツヤカミキリによる新たな樹木被害の発生本数	本	2,051 (2019)	2,851 (2024)	0 (2030)

県の取組の方向性

○県では、「群馬県鳥獣被害対策本部」による部局を横断した全庁的な対策推進体制のもと、「鳥獣被害対策支援センター」が司令塔となって被害対策を推進します。

- 野生動物の生息状況や被害実態を調査するとともに、適正管理計画(第二種特定鳥獣管理計画)に基づき、市町村や関係機関等と連携し、「捕る」対策を強化するとともに、「守る」「知る」対策を一体的に推進します。
- 外来生物対策としてクビアカツヤカミキリ対策に対する支援等を継続して進めます。
- 農林業従事者による捕獲や防除対策を支援します。
- コクチバスによる漁業被害を減らすため、積極的な駆除を継続して進めます。

重点施策

- 野生動物対策の強化
- 外来生物対策の推進

4 自然とのふれあいの拡大

現状と課題

- 本県には、「自然公園法」に基づく3つの国立公園(日光、尾瀬、上信越高原)と1つの国定公園(妙義荒船佐久高原)があり、優れた自然風景地として保護されています。また、県立公園では赤城、榛名及び妙義の3公園が自然とのふれあいの場として利用されています。
- 県民の保健休養、学習の場として県内9箇所に設置されている森林公園の優れた自然環境を保全・継承するため、1995(平成7)年度をピークに減少傾向にある利用実態や公園施設の老朽化という現状課題を踏まえて、適切な維持管理や施設の改修を図る必要があります。一方で、身近な自然とのふれあいや林業体験の機会を提供する空間としての活用が期待されています。
- 県立自然史博物館、県立ぐんま昆虫の森、県立ぐんま天文台、県立青少年自然の家(北毛・東毛)などの施設は、自然体験や自然について学ぶことができる場として利用されています。
- 理科や自然・環境についての学習を行う小学校等を支援するため、教員向け利用説明会や個別の下見などに対応するほか、「学校団体利用の手引き」を配布しています。また、野外に観察ポイントを設置するなど、学習ニーズに合わせたきめ細かなプログラムの相談に応じています。
- 高齢化や人口減少が進む農村地域において、農村の環境保全を図るためには、農業生産活動を継続し、集落機能を維持するための対策が必要となっています。
- 2024(令和6)年度アンケート調査結果では、自然環境の保全の取組意向について、32.0%の県民が「参加したことはないが、今後参加してみたい」と回答した一方、38.9%の県民が「参加したことはなく、今後も参加したくない」と回答しており、参加に消極的な県民の意識改革が必要です。

テーマ目標

- 豊かな森林環境の中で林業体験や自然体験、森林レクリエーション等を通じて、季節ごとに変化する木々や山々の風景を楽しみながら自然とのふれあいが深められています。
- 多様な地域資源を活かして新たな価値を創出し、それぞれの地域が特性に応じた都市との交流等の取組を行うことにより、農山村の所得向上と地域活性化が図られています。
- 県民が安心して自然について学べる環境が各施設に整っており、様々な自然体験プログラムを通して、県民に自然への理解と共感する心が育まれています。

テーマKPI

指標	単位	策定時 (年度)	中間 (年度)	目標 (年度)
県立森林公園利用者数	千人	431 (2019)	503 (2024)	540 (2030)
県立公園・自然公園利用者数	千人	10,073 (2019)	5,055 (2023)	10,287 (2030)
農泊に係る旅行商品造成市町村数	市町村	—	0 (2025)	5 (2030)

県の取組の方向性

- 本県を代表する優れた自然風景地を保護するとともに、その適正な利用を推進するため、自然とのふれあいの場を増やすよう自然公園や自然公園的な性格を持った県立公園等の管理及び整理に取り組みます。
- 老朽化した施設は緊急性、必要性を考慮しながら段階的に改修を行い、公園利用者の安全・安心の確保と利便性向上を図ります。
- 県立赤城公園の活性化に向けて、キャンプ場や周遊拠点施設の整備を進めるとともに、県内第1号の県立自然公園指定に向けた準備に取り組みます。
- 「森林インストラクター」や「緑のインタープリター」の協力を得ながら、森林・林業の学びの場として、県立森林公園等の利用を推進します。
- 農業生産活動の継続を支援することにより、農業・農村の有する多面的機能の良好な発揮を確保するとともに、田園回帰の受け皿づくりを推進します。
- 身近な自然環境である河川に気軽にふれられるように、緩傾斜護岸、階段護岸などにより、水辺にアクセスしやすい魅力的な水辺空間を整備します。
- 県立自然史博物館では、幼児から高齢者まで、様々な世代を対象とした事業(みんなの自然観察会、サイエンス・サタデー、ミュージアムスクール、高校生学芸員、大人の自然史倶楽部等)を幅広く実施します。
- 県立ぐんま昆虫の森では、企画展や季節展、ボランティアや地元協力団体との協働・連携強化による「自然観察会」を始めとした各種体験プログラム等により、自然との共生の重要性を実感できる事業を幅広く展開します。
- 県立ぐんま天文台では、天体観望や星空案内、天文イベント等の本物体験や、地域・学校に職員を派遣する天体観察会、大学での天文講座等により、宇宙・自然の不思議さやすばらしさを実感できる事業を幅広く展開します。
- 県立青少年自然の家(北毛・東毛)では、集団宿泊や自然体験等の各種活動、青少年ボランティアの養成等を通じて、青少年の心身ともに健全な育成に努めます。

重点施策

- ふれあいの「場」の確保
- ふれあいの「機会」の提供
- ふれあいを深めるための「人材」の育成

5 森林環境の保全

現状と課題

- 森林は、土砂災害防止や水源かん養、二酸化炭素吸収など、多面的機能を有していますが、これらの機能が高度で発揮されるためには、間伐等森林整備を適切かつ継続的に行い、災害等に強い健全な森林づくりを進めるとともに、森林の健全性を損なう森林病害虫や林野火災等への対策を実施していく必要があります。
- 本県の林業従事者は、近年700人を下回っていますが、横ばい傾向で若返りが見られます。しかしながら、60歳以上の従事者が約3割を占め、退職や引退に備えた新たな人材の確保が求められるため、林業への就業希望者を対象とした就業前研修、既就業者の技能・技術向上を目的とした研修を実施するとともに、労働安全衛生対策や雇用環境の整備・改善を支援し、林業従事者の確保・育成、定着率の向上を図っています。
- また、持続的で自立した林業経営を実現するため、施業集約化やデジタル化・自動化を推進するとともに、県では2024(令和6)年度に「森林クラウド(システム)」の運用を開始しました。森林クラウドは、森林・林業に関する情報を一元管理し、ネットワークを通じて県・市町村・林業事業者等の県内森林・林業関係者が利用できるシステムで、森林情報の充実を図るとともに、利用範囲を拡大し、森林情報の高度化を図ることが求められます。
- 2012(平成24)年に「再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)」が開始されて以降、太陽光発電施設設置に伴う林地開発許可申請が増加している状況にあります。一定規模以上の森林開発については、「森林法」に基づき、林地開発許可申請の審査及び許可地の指導・監督を行うことで、適正な森林の維持・管理を図っています。

テーマ目標

- DXやIoTの活用、集約化等にシフトした計画的・効率的な施業により、収益性の向上、植栽・保育経費の低減を図り、持続的で自立した林業経営を目指します。
- 間伐等の整備が適切に行われた森林区域の拡大を図ります。
- 森林の水源かん養等、公益的機能を発揮するとともに、木材等生産量の増進が図られるよう林業経営の活性化を促進します。
- 充実した森林資源を循環利用することにより、山村地域の雇用の増加を図ります。
- 公益上重要な森林が保安林に指定され、森林が有する公益的機能が適切に発揮されています。
- 森林ボランティア活動に向けて、県民の理解が深まり、森林ボランティア団体や企業活動等を通じた活動の参画の増加を図ります。



植樹体験の様子

テーマKPI

指標	単位	策定時 (年度)	中間 (年度)	目標 (年度)
間伐等森林整備面積（再掲）	ha/年	1,990 (2019)	1,922 (2023)	3,100 (2030)
造林面積（再掲）	ha/年	136 (2019)	125 (2023)	400 (2030)
治山事業施工面積（累計）	ha	556 (2019)	185 (2024)	600 (2030)
森林ボランティア団体会員数	人	—	2,751 (2024)	3,000 (2030)
森林経営計画内の林道・作業道の新設延長(2011年度からの累計)	km	975 (2019)	1,670 (2024)	2,900 (2030)

県の取組の方向性

- 施業の集約化を推進するとともに、DXやIoTによる先進技術の導入による効率的な森林施業等の技術普及に努めます。
- 適切に管理された森林を増加させるために、持続的で自立した林業経営による間伐等の森林整備の促進を図ります。
- 森林環境の保全と森林資源の適正利用を図るため、木材の搬出を伴う森林整備が実施される森林経営計画内における林道・作業道整備を推進します。
- 森林組合が期待されている広範な役割を十二分に発揮できるよう、経営基盤及び組織体制の強化を図ります。
- 森林整備の担い手となる林業従事者を確保・育成し、定着化を図るため、就労希望者への働きかけや技術者の養成、労働安全衛生対策の充実、林業事業体の雇用管理の改善に取り組めます。
- 「森林ボランティア支援センター」を活用し、情報の収集・発信や技術指導、資機材の貸出しなど、一体的なサポートを行います。
- 水害や土砂災害など森林で起こり得る災害に対する防災・減災対策や発生時の早期復旧に向けた治山施設の整備を推進します。
- 松くい虫から守るべき松林を保全するとともに、「ナラ枯れ」の早期発見、被害拡大防止を図ります。
- 林野火災を未然に防ぐため、県民の予防意識向上を図ります。

重点施策

林業経営を通じた森林整備の推進
 森林の公的管理(治山事業・ぐんま緑の県民基金事業による森林整備)
 持続経営可能な森林づくり
 森林を支える仕組みづくり
 公益的機能の高い森林づくり

6 里山・平地林・里の水辺の再生

現状と課題

- 身近な自然としての里山・平地林は、人が利用することで長い年月を経て特有の生態系を形成してきました。近年、過疎化や高齢化などにより人の手が入らず、里山・平地林の荒廃が進行し、生物多様性も衰退しており、本来の里山・平地林の機能が十分発揮されなくなったほか、野生動物の棲み処となるなど、生活環境の悪化を招いています。
- 多々良沼及び城沼の自然再生・保全を目的とし、2010(平成22)年4月に地域住民、NPO、学識経験者、地方公共団体、関係行政機関など多様な主体により多々良沼・城沼自然再生協議会を設立し、継続的に様々な自然再生・保全事業を展開しています。
- 2025(令和7)年4月に「地域生物多様性増進法」が施行され、自然共生サイトが法律に基づく認定制度となりました。この法律では、企業等が行う生物多様性の維持・回復・創出に資する活動や、市町村がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を認定し、その活動区域が自然共生サイトになります。身近な自然環境として里山・平地林の保全を啓発し、自然共生サイトの認定面積を拡大することが求められます。

テーマ目標

- 野生鳥獣の出没抑制や生活道路及び通学路の見通し確保など、里山・平地林の健全な整備を進め、地域住民の安全・安心な生活環境が確保されています。
- 河川・湖沼の水質改善や自然再生を通じて、河川・湖沼の本来の姿が再生・保全されています。
- 身近な自然環境として里山・平地林の保全を啓発し、自然共生サイトの認定面積拡大に向けた取組が展開されています。

テーマKPI

指標	単位	策定時 (年度)	中間 (年度)	目標 (年度)
自然共生サイト認定面積（再掲）	ha	—	17,798.2 (2024)	190,929.4 (2030)
多自然川づくりに取り組んだ 河川整備延長（再掲）	km	41.6 (2020)	50.4 (2024)	70.4 (2034)

県の取組の方向性

- 市町村と地域住民やNPO、ボランティア団体との協働により、地域の里山・平地林の保全を図ります。
- 多々良沼公園内において、地域住民やNPO、学識経験者等と協力し、水質改善や自然再生に向けた活動に取り組めます。
- 自然共生サイトの認定に向けたセミナーや研修を実施します。

重点施策

里山・平地林・里の水辺の整備

第4節 安全・安心で快適な生活環境づくり

目 標

化学物質管理等の啓発の充実
公害防止活動の加速化
環境美化活動の推進

現状と課題

河川や湖沼、地下水等の水質を改善するため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換推進や、工場・事業場の排水基準の遵守状況監視のほか、水質汚濁事故での迅速かつ適切な対応が求められます。

大気環境を維持するため、工場・事業場の排出基準遵守状況を監視しています。環境基準を達成していない光化学オキシダントについては、広域的な問題でもあることから、行政区域を越えた対策を講じることが求められます。

有害な化学物質等は、人体への健康リスクだけでなく、環境に及ぼす影響も懸念されることから、未然防止、回避策、低減策及びモニタリングが必要です。

また、私たちの身近な生活環境を快適なものとするため、インフラの整備、緑の確保、文化財の保護等を実施するとともに、それらから得られる効能を生かした取組をあらゆる主体の協働のもとで実践することが大切です。

取組の方向性

企業等に対し、化学物質管理等や公害防止に向けた理解と行動を促し、環境美化に向けたハード面とソフト面の取組を加速させ、安全・安心で快適な生活環境を目指します。

方向性	コベネフィット		
	NZ	CE	NP
廃棄物の削減及び適正処理により環境汚染や健康被害のリスクを低減します。また、資源の地産地消や国内循環による供給不安や価格変動への耐性向上を目指します。	○	○	
森林資源を適切に管理し、水害や土砂災害などの災害リスクを軽減します。また大気・水・食料の質を守り、健康と暮らしの安心感を支えるため、健全な生態系や生物多様性の保全を目指します。	○		○

※右列のアルファベットはそれぞれ次の略称を示します。

NZ：ネット・ゼロ、CE：サーキュラーエコノミー、NP：ネイチャーポジティブ

1 水環境・地盤環境の保全、土壌汚染対策の推進

現状と課題

- 河川の水環境基準(BOD75%値)及び地下水の水環境基準(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)の達成率はいずれも80%代で推移しており、水質改善に向けた取組を継続することが大切です。
- 油や化学物質などが河川・湖沼へ流出したり、魚類が斃死したりする水質汚濁事故は、年間80件前後で推移していましたが、ここ数年は少ない状況です。事故の大半は油の流出であり、原因の多くは人為的なミスです。特に本県は上流域にあたるため、事故発生時には、迅速に対応する必要があります。
- 本県の2024(令和6)年度の汚水処理人口普及率は85.8%で、着実に進展しつつありますが、全国平均に比して7.9ポイント下回っています。単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が求められるほか、浄化槽台帳の整備や浄化槽管理士の研修の機会創出など、浄化槽管理のあり方についても検討することが必要となってきています。
- 市街化・混住化の進展、家畜飼養規模の拡大に伴い、畜産経営に起因する環境問題が発生しており、畜産経営を健全に発展させるため、早急に解決しなければならない課題となっています。
- 地盤の累積沈下量では、明和町で1975(昭和50)年度から2024(令和6)年度までの50年間で49cmの沈下が生じています。2011(平成23)年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による地殻変動の影響で生じた大幅な地盤沈下を除くと、1997(平成9)年以降は、年間で2cmを超える地盤沈下は起きていません。
- 土壌汚染及び地下水汚染を未然に防止するため、有害物質使用特定事業場に対する立入調査を行っています。
- 2024(令和6)年度アンケート調査結果では、水・土壌環境保全の取組について「実施している」と回答した事業者は、事業所の規模(従業員数)が大きくなるほど高い傾向が見られます。

テーマ目標

- 河川・湖沼の水環境基準達成率(BOD75%値・COD75%値)の向上を図られるとともに、河川水中のマイクロプラスチックの量が減少しています。
- 家畜排せつ物の適正な管理により、水質汚濁や土壌汚染を防止し、地域の生活環境に配慮した持続的な畜産経営が展開されています。
- 下水道等と合併処理浄化槽のベストミックスにより、健全な水環境の形成が図られています。
- 工業用水及び水道水の安定的な供給を継続させ、地盤沈下の防止が図られています。

テーマKPI

指標	単位	策定時 (年度)	中間 (年度)	目標 (年度)
公共用水域環境基準達成率 (河川：BOD75%値)	%	85.0 (2019)	87.5 (2024)	90.0 (2030)
汚水処理人口普及率	%	82 (2019)	85 (2023)	92 (2032)
10mm以上の地盤沈下面積	km ²	0 (2020)	2.29 (2024)	0 (2030)

県の取組の方向性

- 公共用水域の水質汚濁防止のため、生活排水対策とともに、工場・事業場における自主管理を促進します。
- プラスチックごみ「ゼロ」に向けた取組やマイクロプラスチック対策を進めます。
- 地盤変動を監視するとともに、地下水の適正利用を図り、地盤沈下を防止します。
- 畜産環境問題の発生を防止するため、「家畜排せつ物の管理の適正及び利用の促進に関する法律(家畜排せつ物法)」の遵守を推進し、畜産環境の保全を図ります。
- 耕種農家と畜産農家の連携強化を進め、堆肥の流通・利用を促進します。
- 適正な排水処理の指導や、畜舎排水高度処理装置の導入等を補助するなど、畜産農家が排水基準を遵守できるよう支援します。
- 排水・下水の浄化施設の適切な維持管理による浄化対策を継続するほか、関係する地元団体や市町村の関係部局と連携しながら対策を進めます。
- 「水質汚濁防止法」に基づき公共用水域及び地下水の水質を常時監視します。
- 浄化槽の適正な維持管理のため、浄化槽管理者(浄化槽の所有者等)及び浄化槽保守点検業者に対し、指導及び啓発を行います。
- 下水道や農業集落排水による整備では、非効率な区域を合併処理浄化槽による整備区域に変更し、汚水処理施設の最適な配置計画へ見直すとともに、市町村への財政的支援を継続し、更なる効率的・効果的な汚水処理施設整備の促進を図ります。
- 下水道については、下水道施設の適切な維持管理や計画的な更新工事を実施し、適切な運営と施設の長寿命化に努めます。
- 浄化槽整備については、関係団体と連携し、合併処理浄化槽の設置、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換に向けた広報等を積極的に行います。
- 土壌汚染及び地下水汚染を未然に防止するため、有害物質使用特定事業場等の立入調査を継続するとともに、土壌汚染等が確認された事案については、必要な調査を実施し、土地所有者等に対して適切な対応を指導します。

重点施策

- プラスチックごみ「ゼロ」に向けた取組【再掲】
- 水質汚濁・地下水汚染の防止
- 地盤沈下の防止
- 地下水・土壌汚染対策

2 大気環境の保全、騒音・振動・悪臭の防止

現状と課題

- 大気汚染の常時監視は、一般環境大気測定局21局(県15、前橋市2、高崎市4)及び自動車排出ガス測定局8局(県6、環境省1、高崎市1)において行っています。
- 大気環境基準項目については、光化学オキシダントを除いた5項目(二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質[SPM]、微小粒子状物質[PM2.5])について、環境基準を達成しています。
- 光化学オキシダントについては、すべての地点で環境基準を達成しておらず、毎年注意報を発令しており、広域的な対策を講じる必要があります。
- 光化学オキシダントの発生源対策に資するため、調査・研究を実施しています。
- 騒音は、新幹線騒音の環境基準達成率が他の環境基準達成率に比べ低い状態のため、沿線市町と協力して要望活動を継続することが重要です。
- 畜産経営に起因する公害苦情は減少傾向にあります。市街化・混住化の進展や家畜飼養規模の拡大に伴い、複雑化・大規模化・長期化する案件が散見されるため、堆肥の利用拡大を推進し、資源循環を図るとともに、悪臭防止に関する情報の発信・周知が求められます。
- 2024(令和6)年度アンケート調査結果では、大気環境の保全、騒音・振動防止の取組について「実施している」と回答した事業者は、事業所の規模(従業員数)が大きくなるほど高い傾向が見られます。

テーマ目標

- 大気環境は、光化学オキシダントを除いた、二酸化窒素を始めとする5項目について、環境基準が達成されています。
- 市町村と連携し、騒音・振動・悪臭対策が推進されています。
- 家畜排せつ物の適正な管理や臭気対策の推進により、悪臭の発生を防止し、地域と調和した安定的な畜産経営が展開されています。

テーマKPI

指標	単位	策定時 (年度)	中間 (年度)	目標 (年度)
環境基準達成率(二酸化窒素)	%	100 (2018)	100 (2024)	100 (2029)
家畜排せつ物不適正管理注意票 交付農家(継続指導中)戸数	戸	6 (2018)	6 (2024)	0 (2029)
畜産苦情における悪臭関連件数	件	27 (2018)	23 (2024)	20 (2029)

県の取組の方向性

- 大気環境保全のため、ばい煙発生施設等を設置する工場・事業場における自主管理を促進します。
- 大気環境の常時監視結果をホームページで引き続きリアルタイム公開し、光化学オキシダントなどの注意報を適切に発令することで、県民の健康被害防止を図ります。
- 騒音・振動・悪臭に係るほとんどの業務は市町村が行うことになるため、県は研修会の

実施、相談・助言などにより市町村を側面から支援していきます。

- 高速自動車道や新幹線鉄道等の騒音については、管理者に対して防音対策を要望していきます。
- 畜産公害苦情の発生を防止するため、排せつ物の適正管理指導を実施し、畜産環境の保全を図ります。
- 苦情発生時には、速やかな対応により問題の早期解決を図ります。
- 悪臭の発生防止対策として、脱臭装置等の導入を支援し、畜産臭気に問題を有する地域の生活環境を改善します。

重点施策

大気汚染の防止
騒音・振動の防止
悪臭の防止

3 有害化学物質等による環境リスクの低減

現状と課題

- 現在の私たちの生活は、多種多様な化学物質を利用することで成り立っていますが、その中には有害なものも存在します。
- 1999(平成11)年の「ダイオキシン類対策特別措置法」の制定以降、ダイオキシン類の環境中への排出量が大幅に減少するとともに、調査地点では、大気、公共用水域(水質、底質)、地下水質、土壌のすべてにおいて環境基準を達成していますが、引き続き環境監視を行う必要があります。
- アスベスト(石綿)建材が使用された建築物や工作物の解体及び改修工事により、アスベストが飛散するおそれがあるため、適正な飛散防止対策や廃棄物処理など、法令に基づく対策が必要です。
- PRTR制度の集計結果によれば、県内における有害化学物質の環境中への排出量は減少傾向にありますが、人や生態系に悪影響を及ぼすおそれ(環境リスク)を持つあらゆる有害化学物質については、使用と管理を適切に行い、排出量を減らし、環境リスクを総合的に低減することが必要です。
- 有害化学物質等が環境中へ排出されることで人間を含む生きものへ及ぼす影響について、その情報を住民・事業者・行政など地域ぐるみで共有し、様々な立場から意見交換を行ったり、意思疎通と相互理解を図ったりする「リスクコミュニケーション」に取り組むことで、悪影響の未然防止や回避、削減につながります。
- 有機フッ素化合物(PFAS)には撥水・撥油性、耐熱性等の優れた性質を持つものがあり、家庭用品から工業製品まで幅広く使われてきましたが、近年、水道水や河川・海洋で検出され、人体への健康リスクや環境への残留性が問題視されています。
- 近年、企業の社会的責任(CSR)や環境・社会・ガバナンス(ESG)が重要視され、環境リスクの透明性と説明責任が求められるようになってきており、事業活動が環境に与える影響を定量的・定性的に評価する手法として環境デューデリジェンス(環境DD)(91ページコラム7参照)が注目されるようになってきています。
- 東日本大震災以降、生活圏における汚染の状況を把握するため、県・市町村で2011(平成23)年度から空間放射線率の測定を開始し、2024(令和6)年度末現在、除染や自然減衰により、生活圏では問題のないレベルとなっています。

- 県内に流通する食品の安全性を確保するため、放射性物質の基準値を超過した食品又はその疑いがある食品が販売(インターネットによるものを含む)されている旨の情報を探知した場合、必要に応じ生産部局等と情報共有を図りつつ、販売施設等に指導を行っています。
- 2011(平成23)年度から県内農耕地の放射性物質の調査に取り組み、5年ごとにモニタリング調査を実施し、土壤中の経時的な変化を把握しています。

コラム7

環境DD

環境DD(環境デューデリジェンス: Environmental Due Diligence)とは、環境リスクによる損害や訴訟リスクの回避、企業価値の適正評価、社会的責任(CSR)や持続可能性への対応を目的として、企業の合併・買収(M&A)や不動産取引などにおいて、対象となる企業や資産が抱える環境リスクを事前に調査・評価するプロセスです。

かつてのM&Aでは、財務や法務のDDが中心でした。しかし昨今、環境DDは企業の持続可能性を測る「未来への投資」として注目されています。

環境リスクは、企業の評判や事業継続に直結します。例えば、買収した工場に土壤汚染が見つければ、数億円規模の原状回復費用が発生します。さらに、環境問題はSNSやメディアで瞬時に拡散され、ブランドイメージに深刻なダメージを与える可能性があります。

経済協力開発機構(OECD)のガイダンスでは、環境DDは「企業にとってのリスク」ではなく、「企業が環境に与えるリスク」を評価するものとされています。つまり、企業は自社の活動が環境に与える負の影響を積極的に把握し、是正する責任があります。

環境DDは、単に自社の施設だけでなく、サプライチェーン全体に目を向ける必要があります。原材料の調達から製品の廃棄まで、どの段階で環境負荷が生じているかを把握することが、真のサステナビリティにつながります。

テーマ目標

- ダイオキシン類は、環境基準の達成率が維持されています。
- アスベスト(石綿)建材が使用された建築物や工作物の解体及び改修工事が適切な方法で行われ、アスベスト(石綿)の飛散防止が図られています。
- 有害化学物質等の排出抑制への取組が継続されています。
- 生活圏の空間放射線量率について、現状(0.23 μ Sv/h未満)が維持されています。
- 県営水道における浄水の放射性物質検査を行い、安全な水道水が供給されています。

テーマKPI

指標	単位	策定時 (年度)	中間 (年度)	目標 (年度)
大気への化学物質の排出量 (PRTR制度による届出値)	t/年	4,061 (2018)	3,130 (2024)	4,000 (2029)
公共用水域への化学物質の排出量 (PRTR制度による届出値)	t/年	59 (2018)	65 (2024)	50 (2029)
モニタリングポストにおける空間放射線量率(0.23 μ Sv/h未満)	%	100 (2019)	100 (2024)	100 (2030)

県の取組の方向性

- 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、事業者への立入検査を行うほか、大気、水質(底質を含む)、土壌の常時監視を実施します。
- 建築物等の解体・改修工事でアスベスト飛散防止対策や廃棄物処理が適切に行われるよう、事業者に対する指導を継続します。
- アスベストによる健康被害者に対する救済制度の普及を推進します。
- 食品中に残留する有害物質について、計画的なモニタリング検査を行い、食品の安全性を確認、確保します。
- 事業者の自主的な有害化学物質排出抑制の取組を支援するとともに、PRTR制度の集計結果を施策に活用します。
- PRTR届出制度の集計結果に基づき、県内大気中へ排出される化学物質について、その排出量の多い地域、あるいは周辺への影響が懸念される地域の大気環境調査の実施を継続します。
- 県民の安全・安心につなげるため、放射線監視と情報提供を継続します。
- 汚染状況重点調査地域解除支援等、関係機関と連携して取り組みます。
- 安全・安心なきのこ類の生産を推進します。

重点施策

- 有害化学物質対策
- 有害化学物質の適正管理の推進
- 中長期的な視点での環境監視の実施
- 情報の総合化、広報の促進

4 快適な生活環境の創造

現状と課題

- 地球温暖化など環境問題への対応に大きな関心が寄せられている中で、環境に配慮した企業活動を行おうとする県内中小企業者について、制度融資により資金面から支援しています。
- 緑化の重要性は増していますが、市町村の対応など個々の課題は多様化・複雑化しており、緑化技術の普及啓発や緑化運動の積極的な推進を図る必要があります。
- 道路、公園などの公共施設の整備・改善と宅地の利用の増進を一体的に進めることにより、健全な市街地の形成を図るため、市町村や組合が実施する土地区画整理事業に対する指導・助言や整備費用の財政的支援を行っています。

- 市街地の人口密度が低下すると、空き家や空き地が多数発生し、スポンジのように都市の密度が低下する「都市のスポンジ化」の進行が懸念されます。
- 本県には、世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」があり、人類共有の財産として未来へ伝えていく責務を負っています。世界遺産のみならず、その周辺環境についても世界遺産の価値を損なうことのないよう一体的に保存する必要があります。
- 本県には、豊かな自然に包まれ、地域の人々の長年にわたる生活の中で形成され、伝承されてきたたくさんの文化遺産があります。豊かな自然と文化が織りなす多彩な文化財があり、古代から近代まで重要な遺跡や歴史的建造物、古い町並みや景観など、身近に文化財が多数残されています。
- 人々が自然とともに長年生活して形成された景観や守ってきた自然は、後世に伝えるべく文化財として指定されています。
- 地場産農産物の販売や料理を提供する「ぐんま地産地消推進店」「同協力企業・団体」の認定登録を行っています。また、ホームページ等を通じて、実需者への旬の食材や地域の特色ある農産物や入手方法等の情報を発信するとともに、「ぐんま地産地消推進店」等の情報を発信し、地場産農産物の利用促進を図っています。
- 県内各地域に訪れた方に、県産農畜産物を消費してもらうため、地場産食材を使った料理等の「食」と「農」を関連づけた情報発信、宿泊施設・飲食店等での県産農畜産物を活用した料理の提供の促進を行っています。
- 県産食材を使ったレシピを紹介するため、ホームページ等を活用した情報発信や、栄養教諭・学校栄養職員研修会において食農関係の講演を実施しています。



環境にやさしい買い物スタイルの啓発

テーマ目標

- 緑化や森づくりへの県民意識の高まりや運動の活発化を図り、緑化活動や行事参加者の増加、「緑の募金」への協力が推進されています。
- 生活サービスが維持され、誰もが暮らしやすい居住環境が確保されています。
- 地域住民の生活との調和に配慮し、「富岡製糸場と絹産業遺産群」が有する世界遺産としての価値が維持されています。
- 未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、それを地域社会総がかりで継承し、後世に伝えます。
- 消費者と生産者の顔の見える関係が構築し、安全・安心・安定な地場産農産物の県民への提供に努め、県民の健康で豊かな食生活が実現しています。

テーマKPI

指標	単位	策定時 (年度)	中間 (年度)	目標 (年度)
緑化関連行事数	回	61 (2019)	45 (2024)	65 (2030)
土地区画整理完了率	%	82 (2019)	86 (2024)	93 (2034)

県の取組の方向性

- 環境美化の意識を啓発するため、「春・秋の環境美化運動」や標語コンテストを行います。
- 制度融資により、事業者等に対する資金面で支援します。
- 群馬県公害審査会を運営し、公害に係る紛争の解決を図ります。
- 緑豊かな暮らしやすい環境づくりのため、引き続き緑化技術の普及啓発や緑化運動の積極的な推進を図ります。
- 本県の有する個性豊かで美しい景観を生かし、県民の郷土に対する誇りを育むとともに、本県の風土に根ざした魅力を広く発信するため、市町村の景観行政団体への移行を支援します。
- 観光ルート等における良好な景観形成を図り、ぐんまの魅力とブランド力を高めるため、県内の主要観光ルートや高速道路等のIC周辺道路の沿道地域等において、地域の特性に応じた屋外広告物の規制誘導を推進します。
- エリアの価値と持続可能性を高めつつ、快適な居住環境を形成するため、土地区画整理事業に取り組みます。
- 県民に憩いとレクリエーションの場を提供するため、県立都市公園の整備と適正な運営管理を行います。
- 世界遺産を後世に継承するため、世界遺産とその周辺環境を保存します。
- 親しみやすくわかりやすい文化財整備を推進するとともに、市町村が行う文化財の保存・活用事業を支援します。
- 文化、文化財を生かしたまちづくりを推進します。
- 県産農畜産物の安全性の理解を促進し、農産物の地産地消の取組を支援します。

重点施策

- 快適な環境の確保
- 文化財の保存・活用
- 地産地消の促進

第 6 章 進行管理

第1節 各主体の役割

1 県民

環境保全の必要性を理解し、環境負荷の少ない生活を心がけます。また、各主体の環境イベントや講座等に積極的に参加し、その活動を通じて家庭や地域との対話を深めます。

2 団体・NPO

環境イベントや講座等を通じて、環境保全の重要性を広めるとともに、県民等と協働して具体的な環境保全活動を展開します。

また、活動の中で現場の声を拾い上げ、環境審議会や意見交換会に参加し、その声を施策に反映させる役割を担います。

3 事業者

製造・流通・サービスなどの各段階で、環境保全の取組を実践するとともに、環境に優しい製品やサービスを開発・提供し、消費者の選択肢を広げます。

また、社内研修や啓発活動を通じて、従業員の環境意識を高めるとともに、県民や県・市町村、団体・NPO等と協働し、環境保全活動や普及啓発に参加・協力します。

4 教育機関・研究機関

環境イベントや講座等を通して次世代の意識を高めるとともに、環境問題に対応できる専門知識と実践力を備えた人材を育てます。

県・市町村や事業者と連携し、実証事業や共同研究を推進するとともに、環境保全に関する科学的知見を提供し、県民の理解を促進します。

また、プラットフォームで研究成果や取組事例について発表し、各主体と情報共有を図ります。

5 県・市町村等

国及びその他主体と連携し、協働による施策を展開するとともに、地域に応じた環境保全活動を支援します。

また、県は本計画の運用に関して、中心的な組織として役割を担います。

第2節 各主体の計画の実施方法

1 県民・事業者

県民・事業者は、県や市町村が発信する環境情報を積極的に取り入れ、計画の施策に基づく自らができることを実践します。また、自身のみでは実践が難しい場合には、各主体と連携し、協働して取り組みます。

県の取組に積極的に参画するとともに、毎年度公表される環境白書を確認し、本県

の環境の現状について把握します。

2 団体・NPO

計画の施策に基づく取組を実践するとともに、地域の自然・文化・歴史等を踏まえた独自の環境保全活動を企画・運営し、県民と協働して環境問題に取り組むことで、県民の意識向上と行動変容を促します。また、国や県と連携し、補助金や支援制度を活用した活動を展開します。

3 教育機関・研究機関

計画の施策に基づく取組について、オンライン教育やAI活用による普及啓発の効率化を図ります。

また、取組の成果について、データを収集・分析し、環境施策・取組の高度化に努めます。

4 県・市町村等

計画で定めた県の施策や事業は、県のそれぞれの担当部局が中心となり、市町村等とも連携して、その推進に努めます。同時に、県自らが消費者、事業者として率先して環境に配慮した消費行動、事業活動を実践します。

第3節 計画の進行管理

1 計画の管理

計画の運用状況については、効果的な環境保全施策の推進を図ることを目的に、環境マネジメントシステムなどの手法を活用して、PDCAサイクル(Plan：計画、Do：実行、Check：評価、Action：見直し)により、毎年点検・評価します。

2 環境指標による点検・評価

実施した施策や事業がどの程度効果を発揮しているかについて、できるだけ客観的に評価するため、施策の実施状況等を数値で表すことのできる主要な項目を計画目標として設定し、これらの推移を見ることによって、実施した施策の効果を間接的に把握します。

3 県環境審議会での点検・評価

環境の観点から専門的かつ客観的な点検・評価を行うため、上記の点検・評価の結果を県環境審議会に報告し、助言・提言を受けます。

4 環境白書による公表

計画目標の達成状況や事業の実施状況について点検・評価した結果は、環境白書や県ホームページで毎年公表します。

資料編

- 「群馬県環境基本計画2021-2030」進捗状況調査結果
- 2024(令和6)年度環境問題に関する意識アンケート調査結果
- 群馬県環境審議会委員名簿
- 群馬県環境基本計画策定の経過
- 群馬県環境基本条例
- SDGsと実施施策との関係

「群馬県環境基本計画2021-2030」進捗状況調査結果

1 調査概要

(1)調査目的

本計画に定める施策展開の方向ごとに、個別事業の実施状況、環境指標の状況を経年的に把握、点検することにより、今後の施策事業の効果的な推進や計画の見直しに役立たせるとともに、本県環境行政に対する県民の理解を促進することを目的とします。

(2)調査対象事業及び調査対象年度

調査対象事業は、計画の体系に基づく環境関連施策213事業であり、2024(令和6)年度の実績に対する調査です。

(3)調査年月

2025(令和7)年8月

(4)調査方法

次の①～③について、各事業担当課が進捗点検調査票を作成することにより実施しました。

- ①各事業に関して、事業のねらい、事業概要、現状認識、今後の方針・課題
- ②成果(結果)を示す指標の推移
- ③事業評価

2 事業評価の集計結果

施策展開の方向		事業評価	A 概ね妥当と考える	B 部分的見直しが必要	C 大幅な見直しが必要	D 廃止・休止の方向
1 地球温暖化対策の推進	事業数		39	5	—	—
	構成比		88.6%	11.4%	—	—
2 持続可能な循環型社会づくり	事業数		57	5	—	1
	構成比		90.5%	7.9%	—	1.6%
3 自然との共生と森林(もり)づくり	事業数		45	6	—	—
	構成比		88.2%	11.8%	—	—
4 安全・安心で快適な生活環境づくり	事業数		52	4	—	—
	構成比		92.9%	7.1%	—	—
合計(213事業)	事業数		193	20	—	1
	構成比		90.2%	9.3%	—	0.5%

3 施策展開の概要

(1)地球温暖化対策の推進

施策展開	2024(令和6)年度の主な取組状況	今後の方針・課題
1 脱炭素社会の実現に向けて		
温室効果ガスの計画的排出削減	<ul style="list-style-type: none"> ・約400事業者(延べ数)から「排出量削減計画」等の提出があり、内容の審査と公表を行った。 ・約40事業者(延べ数)から「特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画」等の提出があり、内容の審査と公表を行った。 ・県内への再生可能エネルギー導入や産業分野でのグリーンイノベーション創出を促進するため、民間投資を呼び込む観点から長期的な目標や2035(令和17)年までの戦略を定める「グリーンイノベーション戦略2035」を策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き着実に運用していく。 ・これまでの施行状況等を踏まえて、条例制度のあり方等について検討する。 ・今後の中間見直しに向けて、見直し事項を検討する。
省エネルギー対策の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・EA21(エコアクション21)地域事務局と共同で、EA21認証・登録を目指すGS認定事業者を支援する「集合コンサルティング」を無料で実施し、EA21へのステップアップを支援した。 ・(公財)群馬県産業支援機構のビジネスサポートBASEぐんま“ココカラ”においてマネージャーによる相談対応のほか、専門家派遣による支援を実施しており、環境マネジメントシステムの導入等に向けた支援を充実させている。 ・約40事業者(延べ数)に「特定建築物排出量削減計画」等の提出を求め、省エネルギー性能の高い建築物の新築・増改築を促進した。 ・リース方式の活用により、県有施設(17施設)の照明設備をLED化した。 ・事業者向け脱炭素セミナーでZEBの概要や補助金等を説明。省エネお助け隊と連携し、事業所の省エネ診断等を実施した。 ・「第3次群馬県循環型社会づくり推進計画」の2023(令和5)年度進捗状況をとりまとめ、群馬県環境審議会循環型社会づくり推進部会において委員による点検・評価を受けた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・エコアクション21認証登録への意識啓発、支援を行うとともに、自治体イニシアティブへの参加率向上のため、事業のPR方法等を工夫する。 ・(公財)群馬県産業支援機構のビジネスサポートBASEぐんま“ココカラ”において、マネージャーによる相談対応や専門家派遣事業等により、企業規模に見合った環境マネジメントシステムの導入を支援していく。 ・省エネルギー性能の高い建築物の新築・増改築を促進する。 ・県有施設全体のうち、照明設備の原則LED化を実施した施設の割合を2030(令和12)年度までに100%とすることを目標に、リースによる県有施設のLED化計画を策定した。施設により工事とリースの手法を使い分け、LED化を推進していく。 ・「脱炭素支援サービス」を実施し、県内事業者のZEBに関する相談に専門家が応じ、取組を支援する。 ・「第3次群馬県循環型社会づくり推進計画」の策定から5年が経過することから、これまでの取組状況や社会情勢の変化等を踏まえて中間見直しを行う。
自動車交通対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子どものころから公共交通に親しんでもらう取組として、県内の小学校でバスの乗り方教室を実施した。 ・「GunMaaS」の普及、拡大に向けて、県庁やJR駅等で登録相談会を約70回実施した。 ・2024(令和6)年度は伊勢崎市・沼田市・館林市・安中市・みどり市・大泉町・甘楽町において、立地適正化計画の改定・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の利用者を増やしていくためには、県民のマイカー依存からの意識転換とともに、公共交通の利便性向上が不可欠であることから、利便性向上施策と連携して公共交通の利用促進を進めていく。 ・利用者一人ひとりが意識して交通手段を選択するよう促すため、リーフレットの配布や小学生に対する公共交通教室の開

	<p>策定作業を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県道桐生伊勢崎線で自転車道の設置などによる自転車通行空間の整備を行うとともに、自転車の安全な利活用を促進する企業と連携した取組や、県内の高校や駅などにおいて、ヘルメットの着用促進などの安全な自転車利用に向けた啓発活動を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 催、県ホームページ等を通じ情報提供を行い、公共交通機関の利用促進を図る。 ・ 環境負荷が低いまちづくりを推進するため、引き続き、市町村の立地適正化計画の策定支援を行い、「まちのまとまり」の維持に努める。 ・ 自転車の活用による環境への負荷の低減を図るため、安全な自転車の通行空間の確保に向けて計画的に整備を進めるとともに、ヘルメットの着用啓発などの安全な自転車利用に向けた取組を推進する。
<p>県民や民間団体の環境活動の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県ホームページ、X及び広報資料等を活用しセンターの活動を周知した。 ・ 県内各地域で推進員活動の基礎的知識・技術の習得を目的とした研修を6回開催し、69名が参加した。 ・ 地球温暖化の現状、温暖化防止に向けた対策・施策、推進員の活動報告等、推進員の今後の活動の参考になる情報を掲載した情報誌「推進員ニュース」を3回作成し、提供した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化防止活動推進センターは、地球温暖化の現状及び温暖化対策の重要性について啓発・広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び温暖化防止活動を行う民間団体の支援も行う温暖化防止活動の重要な拠点であることから、引き続き、機会を捉えてセンター及びセンターの活動を広報し、活動を支援する。 ・ 推進員は、地域における温暖化対策活動（自治会、町内会でのパンフレット配布・出前講座講師、所属団体での研修講師など）を行っており、家庭部門の温暖化対策の強化が求められる中、今後、その役割はますます重要となってくることから、引き続き支援を継続していく。
<p>2 気候変動適応策の推進</p>		
<p>気候変動の影響に対する適応策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村向けに「気候変動適応法」の改正について説明会を開催した。 ・ 2023(令和5)年度に作成したデジタルリーフレットを用いて熱中症予防サポーター企業と連携した熱中症注意喚起に取り組んだ。 ・ 庁内の関係部局とワーキングを実施し取組等の情報共有や来年度に向けた取組を検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の地域気候変動適応センターの取組について情報収集を行い、今後の取組を検討する。
<p>3 再生可能エネルギーの導入促進・地産地消</p>		
<p>地域における自立分散型電源の普及推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅用太陽光発電設備等導入資金融資制度を継続し、32件、総額85,693千円の融資を認定した。 ・ 事業用再生可能エネルギー設備等導入資金を継続し、3件、総額41,300千円の融資を認定した。 ・ 住宅用太陽光発電設備等共同購入事業を2024(令和6)年度も実施し、1,363件の申し込み、102件の成約に至った。 ・ 事業用太陽光発電設備等共同購入事業を2024(令和6)年度も実施し、10件の申し込みがあったが、成約には至らなかった。(2025[令和7]年3月31日現在) ・ 住宅用太陽光発電設備等初期費用0円事業を継続し、4事業者の9プランが登録され、事業通算48件の成約に至った。 ・ 事業用太陽光発電設備等初期費用0円事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度融資・共同購入事業・初期費用0円事業を着実に実施する。 ・ 環境省や内閣府の交付金を活用し、太陽光発電設備と蓄電池の導入経費の一部を補助する。 ・ 上野村及び関連事業者と連携し、引き続き地域マイクログリッドの構築を進める。

	<p>業を継続し、3事業者の3プランが登録され、事業通算17件の成約に至った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備等導入支援事業費補助金を実施し、個人向け177件、中小企業者等向け70件、総額412,672千円の補助金を交付した。 ・住宅用蓄電池導入支援事業費補助金を実施し、個人向け205件、総額104,151千円の補助金を交付した。 ・地域マイクログリッド事業「上野村モデル」のうち「グリッドA」の稼働訓練を実施した。 	
太陽光発電の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電事業者に県内の保守点検事業者の一覧を提供する仕組みを構築するため、継続して保守点検事業者を募集し、県ホームページに保守点検事業者の情報を公開している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、これらの取組を着実に実施する。
水力発電の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・霧積発電所の運転開始に向け、関係機関との調整を図るとともに現地工事を推進した。 ・ほたかのめぐみ かわば発電所の建設に向け、実施設計及び関係法令の手続き等を行った。 ・枯木沢みらい発電所の建設に向け、計画用地に関する測量地質調査業務委託の契約を完了した。 ・天狗岩植野(仮称)発電所建設事業の事業化を決定した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・霧積発電所の完成に向け、発電所設備の試験調整を行い、運転を開始する。 ・ほたかのめぐみ かわば発電所、枯木沢みらい発電所、天狗岩植野(仮称)発電所の建設を推進するとともに、新規発電所の可能性調査を継続して行っていく。
木質バイオマス等の利用推進	<ul style="list-style-type: none"> ・林業・木材成長産業化促進対策交付金を活用し、木質バイオマス施設等の整備支援を行った。 ・2024(令和6)年度事業により木質バイオマス供給施設の整備を支援、利用施設整備を2025(令和7)年度へ繰り越した(1件)。 ・排出事業者及び処理業者への立入検査等により、産業廃棄物の適正処理及びリサイクルの促進を指導した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・木質バイオマスエネルギーを利用促進する取組に対して引き続き支援を行う。 ・産業廃棄物焼却施設の設置計画の動向を見ながら、発電施設等の導入による事前協議手続の一部緩和を検討する。
再生可能エネルギー導入促進のための技術支援	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良区から小水力発電の可能性に関する調査及び建設に向けた相談を受けた。 ・前橋市から小売電気事業者に提出する発電計画の作成方法等に関する相談を受けた。 ・富岡市から小水力発電の可能性及び水力発電導入加速支援事業(補助金)の要件に関する相談を受けた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼があった市町村等へは適切な技術支援を行っていく。
4 水素利用の普及促進		
水素の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省主催の水素利活用に向けた自治体連絡会議(年1回開催)に参加し、国や他都道府県での取組の把握を行った。 ・「板倉ニュータウンにおける地域マイクログリッド事業及び水素利活用事業」について設計を完了し、建設に着手した。 ・2024(令和6)年度の導入に向け、地域マ 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加各社の個別課題を聞き取りつつ、意見交換会と分科会の議論を通じて各メンバーの取組を加速させるとともに、新たなビジネスモデルの構築を支援する。 ・電力供給先であるグリーンブロックの分譲に合わせ、2025(令和7)年度中の運用開始を目指す。

	<p>イクログリッド及び水素設備等の基本設計を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省主催の水素利活用に向けた自治体連絡会議(年1回開催)に参加し、国や他都道府県での取組の把握を行った。 ・県内製造事業者向けの勉強会を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、これらの取組を着実に実施する。
5 二酸化炭素吸収源対策		
森林等の整備・保全	<ul style="list-style-type: none"> ・森林が有する多面にわたる公益的機能を持続的に発揮させるため、森林所有者等が実施する再生林や間伐等に対して支援し、再生林や間伐等の森林整備を実施した。 ・治山事業やぐんま緑の県民基金事業等により公益的機能が高度に発揮できる森林の維持造成を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、今後も皆伐再生林や間伐等の森林整備を推進する必要があるが、高コストや人手不足、獣害被害など、再生林後の育成管理が課題である。 ・本事業は、森林の公益的機能の発揮が図られることから今後も計画的に実施していく。なお、整備対象森林の隣接所有者との境界確認等に必要な事務が増加したため、整備面積が減少しているが、引き続き条件不利地等の森林整備を進める。
6 フロン類排出抑制対策		
フロン類排出抑制対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・不用品回収業者について、県広報番組、ホームページ等による注意喚起を行った。 ・フロン類回収業者に対し、「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」の作業を遵守しているか、施設が基準に適合しているかを確認するため立入検査を実施するとともに、無登録、無許可の疑いがある業者への監視指導を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家電4品目の適正な回収方法と無許可の不用品回収業者への引渡し防止の住民啓発などを、市町村に対し依頼する。 ・フロン類回収業者に対し、立入検査を実施し、法令順守の徹底を指導する。 ・自動車リサイクル法の無登録の疑いがある業者、雑品スクラップを扱う業者への監視指導を実施する。

【関連指標】

指標	単位	計画策定時		最新データ		目標	
		年度	数値	年度	数値	年度	数値
温室効果ガス排出量 (排出削減量管理)	千t-CO ₂	2017	17,174	2022	14,218	2030	10,166
環境GS認定等事業者数 (環境GS、EA21、ISO140001)	事業者	2018	3,123	2024	2,935	2030	4,700
再生可能エネルギー導入量	kWh/年	2019	56億	2023	66億	2030	77億
燃料用木質チップ ・木質ペレット生産量	千m ³ /年	2019	119	2023	162	2030	163
間伐等森林整備面積	ha/年	2019	1,990	2024	1,573	2030	3,100

(2)持続可能な循環型社会づくり

施策展開	2024(令和6)年度の主な取組状況	今後の方針・課題
1 5Rの推進		
5R(3R+ Refuse+ Respect)の普及啓発、県民運動等の促進	<ul style="list-style-type: none"> 市町村や消費者団体、関係事業者で構成する協議会において取組計画を協議した。 プラスチックごみ削減チラシや啓発物品を作成し、県内小売店舗店頭・市役所前で配布を行った。(店頭前啓発活動の再開) 「第3次群馬県循環型社会づくり推進計画」の2023(令和5)年度進捗状況を取りまとめ、群馬県環境審議会循環型社会づくり推進部会において委員による点検・評価を受けた。 	<ul style="list-style-type: none"> 協力店の存在意義が薄れてきているため、協議会として展開できる取組を検討する必要がある。また、大手小売店と連携した店頭前での啓発活動を再開したが、今後拡大を図りより多くの地域で啓発を行う必要がある。 「第3次群馬県循環型社会づくり推進計画」の策定から5年が経過することから、これまでの取組状況や社会情勢の変化等を踏まえて中間見直しを行う。
廃棄物の発生抑制、資源循環の推進に向けた市町村との連携	<ul style="list-style-type: none"> 県内市町村の一般廃棄物担当者意見交換会を開催し、ごみ減量施策等に関する情報提供や事例紹介を行った。 一部市町村と県が実施している食べきり協力店制度について、希望者には相互に同時登録を行った。 容器包装廃棄物や使用済小型家電その他資源ごみについて、県民が利用しやすい回収方法(宅配回収など)、回収ルートの開拓、新たな回収拠点の整備及び既存の回収品目の拡大について、市町村に対し助言を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村によって取組に差が大きいことから、先進的な事例等の情報提供を引き続き行う。 食べきり協力店制度に係る連携を継続する。 容器包装廃棄物や使用済小型家電その他資源ごみについて、県民が利用しやすい回収体制の構築や既存の回収品目の拡大に関しては、市町村の一般廃棄物処理計画立案時からの助言を行い、全県的な取組を図る。
生ごみ、紙・布類のごみ等の減量・リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> 県ホームページ、出前なんでも講座、その他の講演等により、生ごみ減量の推進に係る普及啓発を行った。 県内市町村の一般廃棄物担当者意見交換会を開催し、ごみ減量施策等に関する情報提供や事例紹介を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 県ホームページのほか、様々な機会をとらえ、生ごみ減量の推進に係る普及啓発を図る。 県内市町村に対し、引き続き有効な情報提供を行う。
リサイクル関連産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> 再資源化に寄与するとともに周辺地域の生活環境への配慮がなされている再生利用施設への手続の簡素化を定めた「廃棄物処理施設設置事前協議制度」を適切に運用した。 「産業廃棄物処理施設設備資金制度」等の事業者支援策を周知した。 2024(令和6)年度群馬県グリーン購入品目別購入ガイドラインを制定し、全庁に周知した。 	<ul style="list-style-type: none"> 制度を適正に運用・周知することで、再生利用施設設置促進に向けて、事業者を支援する。 ガイドラインを作成、周知し、グリーン購入の推進に努める。
バイオマスの活用推進	<ul style="list-style-type: none"> 県庁各部署で構成される「群馬県バイオマス利活用推進連絡会議」と協力・連携し、2023(令和5)年度のバイオマスの種類ごとの賦存量及び利用量の進捗状況調査等を実施した。 本県に豊富に存在するバイオマスを有効活用した地域循環型システムの構築に向けて、農林水産省交付金を活用し、民間事業者が行う地域内のバイオマス(事業系生ごみ)を活用したメタン発酵による発電施設整備に要する費用の一部を補助 	<ul style="list-style-type: none"> 県庁各部署で構成される「群馬県バイオマス利活用推進連絡会議」と協力・連携し、「第3次群馬県循環型社会づくり推進計画(群馬県バイオマス活用推進計画)」を総合的かつ計画的に推進する。 食品関連事業者等に対し食品リサイクルに関する法令や助成制度、優良事例の紹介等を通じて食品循環資源の再利用等の取組を促進する。また、国との連携及び市町村との情報共有を行いな

	<p>した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Gメッセ群馬で開催された「第8回食品ロス削減全国大会in群馬」において、食品リサイクルのパネルを展示し、食品関連事業者による食品循環資源の再利用を啓発した。 	<p>がら、食品リサイクルの普及を図っていく。</p>
プラスチックごみの削減	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックごみ発生抑制の啓発を目的として、3地点で河川水中のマイクロプラスチック調査を実施し、その結果を公表した。 ・啓発事業として、マイクロプラスチック調査体験ツアーを2回実施した。 ・「ぐんまプラごみ削減取組店」登録店舗の拡充を図るとともに、取組状況やプラスチックごみ削減実績を県ホームページで公表した。 ・県内で開催された5つのイベントにおいて、リユース食器を導入し、イベントにおけるプラスチックごみ等の削減とリユース食器の利用について普及啓発を行った。 ・改質リグニン等の木質バイオマスのマテリアル利用について情報収集を行った。 ・「プラスチック資源循環促進法」に基づくプラスチック使用製品廃棄物の分別収集等について、市町村の実情や他県の先進事例等も踏まえて技術的援助を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、県民が当事者意識を持ってプラスチックごみの発生抑制対策に取り組むよう、沿岸県と連携した啓発事業を行う。 ・本県から海洋に流出するプラスチックの実態把握のため、河川水中のマイクロプラスチック調査を実施し、得られた結果を一般に広く公表することにより、海岸漂着物問題に関する普及啓発を行う。 ・登録店舗数を増加させ、削減取組の更なる拡散・拡大を図る。 ・県主催のイベント等において、リユース食器の活用を継続して実施し、普及啓発を行っていく。 ・マイバッグやマイボトルの普及促進により、ワンウェイプラスチックの削減を図っていく。 ・未利用材の新たな利用活用策として、バイオベース新素材によるプラスチック代替の可能性を引き続き検討していく。 ・「容器包装リサイクル法」及び「プラスチック資源循環促進法」に基づく市町村によるプラスチック資源回収量を増加させるため、市町村に対して保管施設及びリサイクル施設の設置等状況や他県の先進事例等の情報を引き続き提供していく。
食品ロスの削減	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減全国大会を開催し、食品ロス「ゼロ」実現に向けた機運醸成を図った。 ・「食べきり協力店」から「ぐんま食品ロス削減推進店」に名称変更するとともに、登録店舗の拡充を図った。 ・「3きり運動」や「30・10運動」の実践について、取組の促進を図った。 ・フードバンクと食品関連事業者とのマッチング支援の未利用食品マッチングシステムを運用した。 ・県庁・地域機関、ぐんま環境フェスティバル及び食品ロス削減全国大会でフードドライブを実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ぐんま食品ロス削減推進店」登録店舗の拡充を図る。 ・「3きり運動」や「30・10運動」の実践について、市町村や環境アドバイザー、関係機関・団体等と幅広く連携し、各地域や事業者への浸透と取組の促進を図る。 ・動画等を活用した情報発信によるフードバンク活動の認知度向上、未利用食品マッチングシステムの運用、フードバンク同士のネットワーク強化、活動空白地域におけるフードバンク新設支援に取り組む。 ・県内全域にフードドライブの取組を拡大し、家庭等における未利用食品の更なる有効活用を図る。
2 廃棄物等の適正処理の推進		
一般廃棄物の適正処理の推進と	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設等の立入検査を行い、市町村が実施する一般廃棄物処理に 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村担当者への研修及び情報交換により施設の効率的な維持管理の促進を

<p>処理施設の広域化</p>	<p>対する指導及び助言を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域化による施設整備のための市町村の協議において助言を行った。 	<p>支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立入検査等による施設の適正な維持管理のための監督指導を行う。 ・交付金制度を活用した一般廃棄物処理施設整備を支援する。 ・「群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」に基づき、一般廃棄物処理の広域化を推進するとともに、2026(令和8)年度末での計画期間終了に向け、新たな長期広域化・集約化計画の策定に着手する。
<p>産業廃棄物の適正処理の推進と処理施設の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者及び処理業者への立入検査等により、産業廃棄物の適正処理及びリサイクルの促進を指導した。 ・廃棄物処理施設の設置等に関し、事前協議規程を適切に運用し、地域理解の促進等を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者及び処理業者への指導を行い、適正処理を推進させるとともに、優良処理業者の育成を図る。 ・廃プラスチック類のリサイクル処理業者のマッチングシステムを運用し、廃棄物の再生利用を促進させる。
<p>有害物質を含む廃棄物の確実な処理の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・低濃度PCB廃棄物等の掘り起こし調査として、PCB使用安定器の掘り起こし調査用の事業者リストを使用し、低圧コンデンサーを所有する可能性が高い事業者を対象に、PCB適正処理推進員による立入調査を実施した。 ・低濃度PCB廃棄物の保管事業者に対し必要な指導等を行った。 ・掘り起こし調査の中で、高濃度PCB廃棄物等が発見され、期間内の処分手続に係る指導等を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・低濃度PCB廃棄物等の掘り起こし調査として、PCB適正処理推進員による立入調査を継続する。 ・低濃度PCB廃棄物等について、処分期間内の適正処理を指導する。 ・高濃度PCB廃棄物等が新規発見された場合は、JESCOでの処理体制が確保されている間に処分を完了させる。
<p>不適正処理対策の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産廃110番による情報入手：32件 ・産廃Gメンによる巡視：延べ1,440人日、6,020箇所 ・民間警備会社委託の休日等監視：140日、延べ949箇所 ・啓発広報：群馬広報1回、エフエム群馬1回 ・市町村職員の県職員併任発令：中核市を除く33市町村109人(2024[令和6]年度末) ・廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定締結機関：12機関・団体(2024[令和6]年度末) ・県警ヘリコプター「あかぎ」によるスカイパトロール 19回 ・ドローン運用状況：使用回数29回(内訳：廃棄物2回、土砂26回、その他1回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携により効率的に監視指導や啓発活動等を実施し、廃棄物の不適正処理事案の未然防止・早期発見・早期解決に取り組む。特に新規事案は迅速な初期対応で、特定した行為者等に対して重点的な指導を行う。
<p>土砂埋立ての適正化推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂条例特定事業許可件数：許可6件、変更許可2件 ・土砂条例制定市町村数：29市町村(2024[令和6]年度末) 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との情報共有により、無届の埋立て情報を把握し、必要な手順を行うよう迅速に指導を行う。 ・汚染された土砂による埋立てが行われないよう、定期的な土壌検査の実施等、適切な進捗管理を行う。 ・市町村土砂条例の制定支援による隙間のない監視指導体制の構築を推進する。

3 災害廃棄物処理体制の強化		
広域的な災害廃棄物処理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画が未策定の市町村に対し、各市町村の進捗状況に合わせた支援を実施した。 ・仮置き場運営のための、実地訓練を行った。 ・「大規模災害時廃棄物対策関東地域ブロック協議会」に参加し、国及び関東地方の都州市と幅広く意見交換、情報交換を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画が未策定の市町村に対し、各市町村の進捗状況に合わせた支援を実施する。 ・災害対応力向上のため市町村、一部事務組合及び協定締結団体を対象に研修や訓練等を実施する。 ・広域的な支援体制を維持するため、継続して「大規模災害時廃棄物対策関東地域ブロック協議会」に参加する。
廃棄物処理施設の強靱化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成推進交付金制度等の事務を通じ、環境基本計画期間中に施設整備を計画している市町村に対し、耐震化や災害拠点化のために必要な情報提供を行った。 ・群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープランに基づき広域化の協議中の市町村に対し、情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村等の廃棄物処理施設整備が円滑に進むよう、引き続き、循環型社会形成推進交付金制度等の事務及び各ブロックの広域化協議会等の場における情報提供により、支援を行う。
4 持続可能な社会を支える人づくり		
環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・移動環境学習車「エコムーブ号」の利用を活用し、児童生徒等に対して体験型の環境学習の機会を提供する。 ・「動く環境教室」は学校等68件、行政21件であり、環境学習サポーター数271名を派遣し、学校を中心に県内で広く利用されている。 ・環境アドバイザーの自然、温暖化、ごみ及び広報の3部会1委員会の定期的な活動を通して、環境アドバイザーとして環境保全意識の向上が図られた。また、「環境フォーラム2024」を開催し、環境アドバイザー自らの活動を発表し意見交換を行うことで、環境アドバイザー相互の連携を深めた。 ・各学校からの事業要望を県が調整し、緑のインタープリター等の講師を派遣し、森林や環境に関する講話や学校周辺の自然を活用したフィールドワークを実施した。実施期間は4月から2月、参加校数は58校(全83回)、参加児童生徒数は3,016人であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動環境学習車「エコムーブ号」を活用した「動く環境教室」事業は、教育委員会との連携により、多く活用されているため、今後も教育委員会との連携を強化することで、利用件数増を図りたい。また、教育現場の実態に即した学習プログラムへの更新や、環境学習サポーターの高齢化により、新たなサポーターの確保が課題となっている。 ・環境アドバイザー制度は3年を登録期間としており、2024(令和6)年度から新たに第13期が始まっており、今後、活動の輪を広げていく。 ・ぐんま環境学校(エコカレッジ)の修了生や県内で開催される環境イベント等で本制度をPRし、人材確保に努める。また、継続して登録する環境アドバイザーに対して研修等を行い、県が進める各施策との連携強化を積極的に行うなど、環境アドバイザーが各地域で自主的に活動しやすい土台作りを行う。 ・講師の養成講座やフォローアップ研修を行い、講師数の確保及びインタープリテーションの質向上を図る方針である。講師の高齢化により、今後講師数の減少が見込まれるため、講師確保が課題である。また、学校からの要望が多様化していることへの対応も必要である。
環境情報の提供と共有化	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習・環境活動の総合窓口として、動く環境教室の実施、環境学習資料の作成、環境活動団体の情報収集及び提供、環境アドバイザー連絡協議会事務局、こどもエコクラブ群馬県事務局等の役割を果たした。SNSでの周知やイベント出席 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習・環境活動の総合窓口として、動く環境教室の実施、環境学習資料の作成、環境活動団体の情報収集及び提供、環境アドバイザー連絡協議会事務局、こどもエコクラブ群馬県事務局等の役割を果たした。また、目標値

	も多くあり、利用者数は目標値を上回った昨年度を上回る数値となった。	を達成はしたが、依然として環境学習、環境活動の県の総合窓口であることが、一般に周知されていないことから、引き続きサポートセンターからの情報発信(ホームページ等)を強化することが求められる。
5 多様な主体との連携・パートナーシップの強化、自主的取組の拡大		
県民・民間団体の取組への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・環境功績賞7件(個人6、団体1)、「ぐんま5つのゼロ宣言」実現貢献賞2件(団体2)を表彰し、県ホームページや環境白書で活動実績を紹介することにより、その功績を広く知らしめた。 ・農業者と地域住民などが行う、農地、農業用水などの地域資源を保全管理する活動や、景観形成などの農村環境を維持する活動及び農業用施設の長寿命化を図るための活動を支援した。 ・県が管理する道路や河川等を含む区域において、除草や地域の景観を向上させる花植活動等の美化活動を自主的に行った706団体に奨励金を交付した。 ・2024(令和6)年度の自治会除草等について、河川においては322団体、砂防においては32団体の協力が得られた。また、河川の美化活動等を行った優良河川愛護団体10団体、道路の美化活動等を行った道路愛護団体17団体の表彰を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村や各種団体との連携を強化し、引き続き、地域に根ざした活動や「ぐんま5つのゼロ宣言」の実現に貢献する活動を行っている団体・個人を表彰する。 ・農業・農村が有する多面的機能を維持・発揮するため、地域が取り組む地域資源等の保全管理活動及び農業用施設の長寿命化を図る活動を支援する。また、これらの活動が継続して行えるよう、研修や講習会を通じ活動組織を支援していく。 ・地域住民が主体的に、自らの地域にある身近な道路や河川等の維持管理活動を担っていただき県民参加による美しい県土づくりを支援する。 ・道路や河川等の愛護思想の普及啓発及び地域活動の活性化のため、自治会や学校など、地域の道路や河川等の愛護活動を実施している県民の活動を支援していく。
事業者の取組の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地元小学校に対して、株式会社チノー藤岡事業所にあるビオトープや株式会社チノーと高崎経済大学が共同開発したネイチャーゲームを通じて環境教育を実施した。 ・2024(令和6)年度は、「ぐんまDX技術革新補助金」において9社、「ぐんま技術革新チャレンジ補助金」において28社、計37社を支援した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・産学官連携により開発した学習プログラムを活用し、新たに「体験の機会のある場」となり得る企業等の情報収集や訪問を重ね、産学官連携による協働事業が可能な企業及び学校の発掘を行う。 ・環境・新エネルギー産業を始めとした、県内中小企業の新技術・新製品開発を引き続き積極的に支援する。加条件である経営革新計画やBCP(事業継続計画)の策定に加え、パートナーシップ構築宣言の公表を「ぐんまDX技術革新補助金」の申請要件に位置付けるなど、他施策との相乗効果を図りつつ、採択件数の増加及び補助金の更なる活用促進を目指す。
行政が行う自主的取組	<ul style="list-style-type: none"> ・施設ごとに温室効果ガス削減措置を設定し、県の事務事業に伴う温室効果ガス排出削減を図った。 ・県有財産への太陽光発電設備等導入事業の事業者と基本協定を締結した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リース方式を活用し、大規模・計画的に照明設備のLED化を推進する。 ・県有財産への太陽光発電設備等導入事業などにより、太陽光発電設備の設置を進めていく。

【関連指標】

指標	単位	計画策定時		最新データ		目標	
		年度	数値	年度	数値	年度	数値
県民一人一日当たりのごみの排出量	g/人・日	2018	986	2023	933	2030	805以下
県民一人一日当たりの家庭系ごみの排出量	g/人・日	2018	640	2023	612	2030	404以下
一般廃棄物の再生利用率	%	2018	15.2	2023	13.8	2030	27以上
一般廃棄物の最終処分量	千t	2018	70	2023	66	2030	56以下
レジ袋辞退率	%	2020	83.5	2022	75.1	2030	100
フードバンクの人口カバー率	%	2020	82.2	2024	94.2	2025	95
バイオマス利用率	%	2018	78	2023	77	2030	80
不法投棄早期解決率	%	2019	70	2024	92	2030	70
市町村土砂条例制定数	市町村	2019	27	2024	29	2030	33
動く環境教室受講者数	人/年	2019	7,411	2024	5,373	2025	7,500
環境アドバイザー登録者数	人	2019	280	2024	336	2025	300
ぐんま環境学校(エコカレッジ)修了者数	人/年	2019	22	2024	34	2025	30
環境教育研修講座受講者数	人/年	2019	17	2024	12	2029	20

(3)自然との共生と森林(もり)づくり

施策展開	2024(令和6)年度の主な取組状況	今後の方針・課題
1 生物多様性の保全		
生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・自然保護指導員兼監視員から報告された情報を蓄積し、自然保護行政の基礎資料として活用した。また、情報は必要に応じて自然保護指導員にフィードバックするとともに、市町村にも提供した。 ・自然保護指導員兼監視員の知識向上のため、研修会の開催を行った。 ・尾瀬及び芳ヶ平湿地群の魅力を活かし、実社会での課題解決に生かす教科横断的な教育であるSTEAM教育「尾瀬ネイチャーラーニング」を実施し、43校・団体(うち芳ヶ平湿地群での実施：2校)に対しガイド料及びバス代を補助した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・報告された情報を蓄積し、自然保護行政の基礎資料として活用するとともに、自然保護指導員兼監視員の知識向上のため、研修会の開催を行う。 ・尾瀬サステイナブルプランにおいて尾瀬及び芳ヶ平湿地群の魅力を活かし、実社会での課題解決に生かす教科横断的な教育であるSTEAM教育「尾瀬ネイチャーラーニング」を展開。尾瀬及び芳ヶ平湿地群の自然環境や観光資源の魅力を活かした学びと体験により探究的・教科横断的なSTEAM教育を実践する。
2 生態系に応じた自然環境の保全と再生		
多様な生態系の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・県レッドデータブック2022年改訂版を活用し、有償頒布やホームページへの掲載を通じて、広く周知を図った。 ・自然保護指導員兼監視員から報告された情報を蓄積し、自然保護行政の基礎資料として活用した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・急速な環境変化等に対応するため、必要に応じてレッドリストの部分改訂を行い、ホームページ等で周知を図る。 ・公共工事実施時の照会ルールを徹底するとともに、照会方法の改善を図り、希少野生動植物種の保護対策に努め

	<ul style="list-style-type: none"> ・2023(令和5)年度から、学術調査地域をみなかみ町南部及びその周辺地域に設定し、3か年計画で学術調査を実施している。本調査の2年目となる2024(令和6)年度は、昨年度までに行った状況調査をもとに、分野ごとに計画的な現地調査、資料収集を行った。成果の一部は県立自然史博物館の特別展「ぐんまの自然の『いま』を伝える」にて発表を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> る。 ・3か年計画で進めてきた「みなかみ町南部及び周辺地域の学術調査」の最終年となることから、計画的に学術調査を進めるとともに、年度末において報告書にまとめる方針である。
水辺空間の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・魚道整備工事を1件実施することで、河川の連続性が図られ、魚類の遡上が可能となった。 ・2024(令和6)年度は、聖川等で環境に配慮した河川改修の実施及び周囲と調和した明度・彩度・テクスチャーを有する素材の護岸の選定をすることで景観にも配慮した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・魚道整備により遡上障害の解消が図られてきたが、県内河川には、堰堤等により魚類の遡上ができない場所が残っているため、今後も引き続き魚道を整備し、魚類の生息環境を確保していく。 ・河川の瀬や淵等のみお筋を考慮するなど、河川が有している自然の復元力を活用できるように配慮し事業を行っていく。
尾瀬の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・尾瀬の貴重な動植物や原生的な景観の保全を図るため、動植物の生態や河川の水質等の調査研究を行い、その調査報告を尾瀬の自然保護47号にまとめ、公表した。入山者による環境負荷を軽減するため、県設置の公衆トイレの適正な維持管理を行った。 ・ニホンジカによる生態系及び農林業被害の軽減を図るため、鳥獣保護区において個体数調整を実施した(ニホンジカ:229頭)。また、捕獲効果を検証するとともに、捕獲効率の維持・向上を図るため、シカの行動把握等を中心に調査を実施した。 ・大清水～一ノ瀬間の低公害車両による営業運行10年目。再訪者に加え、新たな利用促進に向け、更なる周知を実施した。車両運行している県道と並行する旧登山道は今年度も開放され、巨木の点在する静かな落ち着いた登山道となっており、その利用についてリーフレットを通して継続して周知を行った。また、一ノ瀬～三平下の歩道整備については、十二曲間～三平峠の歩道の整備を実施した。 ・尾瀬内でビジターセンター運営をしたほか、学校や公民館などに出向いて移動尾瀬自然教室や出前講座を開催した。これらにより、児童生徒や県民に対して尾瀬を通じた環境学習の場を提供した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究及びその公表については、尾瀬の調査結果に基づき適切な時期・捕獲手法により、効率的な捕獲に取り組み捕獲目標の達成に努める。 ・大清水～一ノ瀬間の低公害車運行は、2015(平成27)年度から地元交通事業者による営業運行が開始されており、利用分散化に寄与しているが、引き続き、鳩待峠入山口への一極集中の是正や、尾瀬の回遊型、滞在型利用の促進を図るため、PR等普及啓発事業を実施する。一ノ瀬～三平下の歩道整備については、2025(令和7)年度に三平峠から三平下間を整備予定。 ・尾瀬内での環境学習により、日ごろから自然に親しむ機会の少ない人に対して自然の紹介やふれあいのきっかけづくりを行う。尾瀬を体験できない人や今後尾瀬への入山を考えている人を対象に、尾瀬の自然や保護活動について普及啓発を図る機会として有効であるため、引き続き事業実施に努める。
3 野生鳥獣対策と外来生物対策への取組		
野生鳥獣対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許試験の休日開催や地域開催及びわな免許取得者に対する講習会の実施、安中総合射撃場を活用した銃猟研修や狩猟グループへのマッチング支援を実施する。 ・適正管理計画を策定しているイノシシ、 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規参入者の確保のため普及・啓発及び免許取得者の定着のため、研修を実施する。 ・市町村や関係機関等と連携して、「捕る」対策を強化するとともに、「守る」対策、「知る」対策を一体的に推

	<p>カモシカ、ツキノワグマ、ニホンザル、ニホンジカ、カワウについては、現状の把握や対策の検討を行うため、調査研究や関係者による会議等を開催し、被害軽減に係る対策を推進した。計画期間(5年)が終了となるニホンジカ、イノシシは新たに計画を策定し、ツキノワグマは計画を一部改定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> クマやシカによる食害から造林木を守るため、忌避剤や帯巻き、侵入防止柵等の設置に対して助成するとともに、造林木に加害している野生獣を誘引捕獲するための経費に助成している。 	<p>進する。対策に取り組んだ地域では効果が現れているものの、野生鳥獣による農林業被害や生態系被害、生活環境被害は依然として深刻な状況にあり、引き続き取組が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林の多面的機能を継続的に発揮させるため、引き続き森林獣害対策を支援する。
<p>外来生物対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> クビアカツヤカミキリ対策として、防除対策補助事業、防除対策技能向上事業、県有施設等防除対策事業、市町村との行政連絡会議における情報共有、クビアカネット運用による注意喚起や情報収集、住民参加型駆除イベント開催などの対策を講じた。 セアカゴケグモの発見事例(8件)について、報道提供等による周知啓発を行った。 群馬県漁業協同組合連合会に委託し、奥利根湖や烏川等で2,224尾のコクチバスを駆除した。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たに指定される特定外来生物に留意し、引き続き周知啓発を図るとともに、改正「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」の趣旨を踏まえ、作成した外来種リストの活用など、必要な体制整備等の検討を進める。 特にクビアカツヤカミキリについては、農政部及び市町村と連携した各種対策に総合的に取り組むことで、被害の拡大防止を図りながら県民への周知啓発に努める。 特定外来生物に指定されているコクチバスによる生態系への影響を軽減するため、今後も引き続き駆除作業を実施していく必要がある。
<p>4 自然とのふれあいの拡大</p>		
<p>ふれあいの「場」の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国立・国定公園及び長距離自然歩道の登山道などの補修や維持管理を、地元と協力しながら実施した。 老朽化した施設の改修(階段補修、浄化槽ファン更新、案内標識撤去(以上、伊香保)、浄化槽フロート更新、排水ポンプ更新、電気柵交換(以上、憩の森)、危険木伐採、歩道階段補修(以上、赤城)、第2駐車場ブロー入替、園内遊歩道開設(以上、ふれあいの森)、御野立所塗裝修繕、支障木伐採・枝打ち、管理棟外壁丸太補修、森の広場ブロー等更新、危険木伐採、電気柵設置・撤去(以上、21世紀の森)、公衆トイレ配管再設置、案内標識更新、見本園剪定(おうらの森))や園内の下草刈・除伐・植栽を行い利用者の利便性を向上させた。また、おうらの森における緑の相談は、137件であった。 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響から2020(令和2)年度に入館者が対前年比32%まで減少したが、昨年度は74%まで回復した。 オンラインを活用しながら天文授業サポートや出前講座を積極的に実施し、学校 	<ul style="list-style-type: none"> 自然公園は魅力的な自然環境を有し、地域の観光資源の中心となっているため、その豊かな自然景観を保全しながら利用者の利便性の向上や安全を確保するため、計画的・継続的な管理・整備を実施していく。 各森林公園の特徴を生かして、快適な森林空間を県民に提供するために老朽化した施設の改修や園内の森林整備を引き続き行うとともに、森林公園の新たな活用方法について検討する。 予算的制約の中で、各プログラムの質を維持できるよう工夫を行うとともに効率的な運営に努める。 インターネットの活用など、積極的な広報及び天文学のすそ野拡大に努め、利用者の増加を図る。 学校や県内関係施設と連携した台外事業を拡充する。

	<p>現場や地域への天文学の普及を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎週のYouTube生配信(開館25周年記念番組)や流星群のライブ配信を行うことで利用者を増加させる取組を行った。 	
ふれあいの「機会」の提供	<ul style="list-style-type: none"> 森林体験活動などに14,012人が参加し、森林環境に対する意識の向上が図られた。 グリーン・ツーリズムの普及及び定着化のため、ぐんまグリーン・ツーリズムホームページを更新し、定期的な情報発信を行った。また、県内農泊の認知度向上及び農泊の担い手であるグリーン・ツーリズム実践者のスキル向上を目的とした「令和6年度ぐんま農泊キャラバン」を開催した。さらに、農泊の新たな価値創出を目的とした「農泊 in オーガニックビレッジ」の農泊モデルを創出し、モニターツアーに関するプロモーション動画の制作及びtsulunosでの公開を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 森林環境教育・普及啓発により、森林の持つ機能などの理解を深めてもらうため、引き続き支援する。また、今後も事業を活用してもらうよう普及啓発を図る。 地域の新たな魅力創出及び継続的な農泊推進のため、農泊体験ツアー商品造成業務を実施する。また、ぐんまグリーン・ツーリズムホームページ内「農泊を語る」ページでのインタビュー記事掲載や、定期的なホームページの情報更新を行い、グリーン・ツーリズムの普及を図る。
ふれあいを深めるための「人材」の育成	<ul style="list-style-type: none"> 愛鳥モデル校の巡回指導等を通じて、鳥獣保護の普及啓発を行った。また、傷病鳥獣救護施設において、保護された鳥獣の野生復帰を図った。また、広く啓発を図るため、報道提供を行い、新聞等への掲載につなげた。 青少年及びその保護者を主たる対象として、様々な自然体験活動を提供することにより、青少年の主体性や協調性、社会性、問題解決能力等「生きる力」を育成する。 <p>①青少年自然体験推進(親子体験活動、自然体験活動、宿泊自然体験活動) 1,904人</p> <p>②青少年ボランティア養成・ボランティア体験(自然の家2所) 277人 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き正しい自然保護の考え方の普及啓発に努める。 各施設の特色を生かした自然体験活動プログラムを提供し、県民に広く普及・啓発を図れるよう情報発信を行う。 出前講座等、施設外での自然体験プログラムも積極的に提供する。 ボランティア体験は、中高生が参加しやすいうように主催事業時や夏期休業中だけでなく、秋から冬にかけての土日にも募集を行う。
5 森林環境の保全		
持続経営可能な森林づくり	<ul style="list-style-type: none"> 森林が有する多面にわたる公益的機能を持続的に発揮させるため、森林所有者等が実施する間伐等に対して支援し、間伐等の森林整備を実施した。 森林の整備及び保全、木材生産及び流通の効率化に必要な林道 11路線2km、作業道 102路線124km、合計 113路線126kmの整備及び支援を行った。 高崎市、安中市、東吾妻町の一部で航空レーザ計測データを活用した森林資源解析を実施した。 書面で管理していた各事業実績等のGISデータ化を開始した。 	<ul style="list-style-type: none"> 森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、今後も間伐等の森林整備を推進する必要がある。 森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるとともに、林業・木材産業の自立を実現するためには基盤整備が不可欠なことから、引き続き、現地の地形状況や木材運搬車両の規格・性能に応じて、林道と作業道を適切に組み合わせた路網整備を推進する。 航空レーザ計測データによる森林資源解析の実施範囲を拡大する。 GISデータ化した各事業実績等について、森林クラウドを利用して共有する。
森林を支える仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> 群馬県森林組合連合会が森林組合に対して実施する各種研修会や系統運動に対し助成することにより、系統組織の強化を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 森林組合が地域の森林の経営管理及び県産材の安定供給の担い手としての役割を果たすため、技術者の育成を促進し、健全な経営を実現できる体制を整

	<ul style="list-style-type: none"> ・林業への就業希望者を対象とした就業前研修、既就業者の技能・技術向上を目的とした研修を実施するとともに、労働安全衛生対策や雇用環境の整備・改善を支援し、林業従事者の確保・育成、定着率の向上を図った。 	<p>え、素材生産量の増大など組合活動の一層の活発化と利益の所有者還元をさらに進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな若手就業者の確保に向けた新しい森林・林業への関わり方や林業就業に向けたPRの実施、(一社)群馬県森林・緑整備基金が新たに開設した無料職業紹介所との連携強化、林業従事者に対する技能・技術向上を目的とした講師派遣によるきめ細かい丁寧な個別指導研修、班長等OJT指導者の指導力(コミュニケーション能力)向上のための研修、雇用環境の整備・改善のための研修会等の開催等の取組を通じて、林業県ぐんまの林業労働を担う従事者の安定的確保と定着率向上を促進する。
<p>公益的機能の高い森林づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・森林が有する多面にわたる公益的機能を持続的に発揮させるため、森林所有者等が実施する間伐等に対して支援し、間伐等の森林整備を実施した。 ・豪雨等により荒廃した溪流や山腹崩壊において、治山ダム工等の治山施設を設置するとともに、手入れ不足で荒廃した森林の整備を行って、公益的機能の高い森林づくりを行った。 ・松くい虫被害木の駆除(676m³)、樹幹注入(1,959本)等の実施を支援した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、今後も間伐等の森林整備を推進する。 ・本事業は、山腹崩壊地や荒廃溪流等の復旧整備や公益的機能の低下した保安林の整備によって、水源のかん養や山地災害防止を図るものであり、今後も県民の安全・安心を確保するため積極的に実施していく。
<p>6 里山・平地林・里の水辺の再生</p>		
<p>里山・平地林・里の水辺の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・野生獣の出没抑制など、地域の安心・安全な生活環境の改善を図るため、森林35ha、竹林21haの整備に支援した。 ・多々良沼公園における自然再生・保全に向け、植物・魚類・鳥類・水質等のモニタリング調査や外来種駆除を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・里山・平地林等の森林環境を改善し、安全・安心な生活環境を創造するため、引き続き支援する。また、今後も事業を活用してもらうよう普及啓発を図る。 ・自然再生・保全の取組は、継続的に実施することが重要であるため、今後も自然再生協議会の構成団体と連携を図りながら事業を推進する。

【関連指標】

指標	単位	計画策定時		最新データ		目標	
		年度	数値	年度	数値	年度	数値
良好な自然環境を有する地域学術調査区域数	地域	2019	9	2024	9	2030	8
野生鳥獣による農作物被害額	千円	2019	337,746	2024	343,730	2025	176,000
野生鳥獣による林業被害額	千円	2019	221,659	2024	201,313	2030	177,327
クビアカツヤカミキリによる新たな樹木被害の発生本数	本	2019	2,051	2024	2,851	2030	0
県立森林公園利用者数	千人	2019	431	2024	503	2030	540
森林ボランティア団体会員数	人	2019	4,647	2024	2,751	2030	6,100
森林経営計画区域内の林道・作業道の新設延長(2011年度からの累計)	km	2019	975	2024	1,670	2030	2,900

(4)安全・安心で快適な生活環境づくり

施策展開	2024(令和6)年度の主な取組状況	今後の方針・課題
1 水環境・地盤環境の保全、土壌汚染対策の推進		
水質汚濁・地下水汚染の防止	<ul style="list-style-type: none"> 計220地点(うち県実施分は30地点)の河川・湖沼で水質を測定し、水質汚濁の状況及び水質環境基準の達成状況を把握した。また、地下水については、概況調査を151井戸(うち県実施分99井戸)、継続監視調査を58井戸(うち県実施分31井戸)で実施した。 「水質汚濁防止法」等に基づき、県が所管する地域の特定事業場等のうち、延べ233事業場に対し立入検査を実施した。うち63事業場について排水を分析した結果、12事業場が基準不適合であった。構造基準適合率は92.9%であった。それぞれ、文書等で改善を指導した結果、水質改善策や施設の改修・更新等が進められた。 群馬県浄化槽協会が実施する研修会を指定し、浄化槽管理士講習会を開催した。 畜産環境問題に係る最新情報や各種対策を冊子にまとめてホームページで周知するとともに、畜産環境保全対策推進の担当者に向けて浄化槽管理技術に関する研修会を開催し、浄化槽の基礎知識や管理技術、水質簡易測定方法とその結果を用いた管理指導手法を学ぶことにより、担当者の知識向上と指導技術の統一を図った。 単独処理浄化槽等から転換を行う個人に対して補助している市町村若しくは、市町村が公営企業として単独処理浄化槽等から転換設置を行う費用をそれぞれ補助 	<ul style="list-style-type: none"> 河川の環境基準(BOD75%値)達成率は87.5%で、ここ数年の傾向と変わらない。長期的には改善傾向にあるが、全国平均(2023[令和5]:93.8%)と比較すると依然として低い。引き続き、国・市等の関係機関と連携し、河川・湖沼の水質測定を実施する。 地下水の環境基準達成率(概況調査)は86.8%で、こちらもここ数年の傾向と変わらない。長期的には改善傾向であり、全国平均(2023[令和5]:94.9%)に近づきつつある。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の汚染は、面的な広がりを持つため、全県を対象として代表地点を定めた継続監視を行う。その他概況調査等で地下水汚染が発見された場合には、汚染源を確定する追加調査を実施するとともに、必要な事業者指導を行う。 2020(令和2)年度から管理を開始した八ッ場ダムあがつま湖について、水質の維持・改善のために環境基準の類型指定を行う。 「水質汚濁防止法」等に基づく立入検査について、管理状況監視調査及び排水基準遵守状況監視調査を効率的に実施できるよう、方法の見直しを適時行う。また、排水基準不適合の事業所への適切な指導を行い、県内対象事業所の排水基準遵守の向上に繋げる。 保守点検業者が各浄化槽管理士に受け

	<p>した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2024(令和6)年度時点において、個人設置型の事業で17市町村、市町村設置型の事業として2市町村で、個人負担の軽減を目的とした宅内配管補助制度を導入し、581基(2024[令和6])に助成を実施した。 	<p>させなければならない講習会の受講回数が保守点検業の登録の有効期間ごとに一回以上となるように講習会を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会の開催や啓発資料の作成を通じて継続して法の遵守を推進し、水質汚濁や地下水汚染の発生を防止するとともに、県単事業により畜舎排水高度処理装置の導入に必要な費用の一部を補助する。なお、豚熱(CSF)等の感染症対策のため農場訪問は最小限として各種媒体を利用した情報提供を継続する。 ・全市町村に宅内配管補助制度の活用と導入を促し、転換の妨げである個人負担の軽減を図り、合併浄化槽への転換を促進していく。 ・市町村や浄化槽施工業者、保守点検業者等の団体とも連携し、住民への啓発を進め、転換意識の醸成を図る。
地盤沈下の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・揚水特定施設(858施設)の設置者に対し、年間地下水採取量の報告を求め、これを取りまとめて公表した。 ・地盤変動量を把握するため一級水準測量を行った。成果は、環境白書及び県ホームページで公表する。 一級水準測量の規模 水準点数 95 測量延長 203km 	<ul style="list-style-type: none"> ・県全体の地盤沈下は沈静化の傾向を示していると考えられるが、いったん地盤沈下が起こると元に戻ることはないため、監視の継続が必要である。 ・関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱対象地域を中心に今後も一級水準測量を実施し、地盤沈下の状況の把握に努める。 ・地下水採取量報告による地下水の利用状況を確認しつつ、一級水準測量による地盤沈下の状況を把握していく。 ・採取量報告が未提出の揚水特定施設設置者に対し、条例に基づく報告を提出するよう個別指導する。
地下水・土壌汚染対策	<ul style="list-style-type: none"> ・「水質汚濁防止法」等に基づき、有害物質使用特定事業場等に対する立入調査を行い、法制度の周知及び有害物質の適切な取扱い等について指導を行った。 ・「土壌汚染対策法」第4条に基づく届出は108件あり、当該届出に係る土壌汚染状況調査結果報告を10件受け付けた。 ・土壌汚染が確認された事案について、必要な調査を実施するとともに、土地所有者等に対して適切な対応を指導した。 ・碓氷川流域の岩井畑地区において2020(令和2)年度から2022(令和4)年度に実施した土壌汚染対策工事の効果を確認するため、陸稲栽培試験を実施した。また、同流域の野殿畑及び野殿北浦地区における農用地土壌汚染対策の事業化に向け、地元との協議を実施した。また、渡良瀬川流域においては、農用地以外へ転用された地域があるか確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水汚染を未然に防止するため、「水質汚濁防止法」等に基づく有害物質使用特定事業場等の立入調査において、構造基準等を遵守するよう事業者指導を行う。 ・土壌汚染の報告があった場合には、周辺の地下水利用状況の把握等を行い、健康被害の生ずるおそれがないよう、土地所有者等に必要な指導を行う。 ・碓氷川流域の岩井畑地区における効果確認試験(陸稲栽培試験)を2025(令和7)年度まで3年間実施する。同流域の野殿畑及び野殿北浦地区での事業化に向けて地権者との調整を行う。また、渡良瀬川流域においては、農用地以外へ転用された地域があるか確認し、汚染対策地域の指定を解除する。
2 大気環境の保全、騒音・振動・悪臭の防止		
大気汚染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局又は移動観測車を活用し、大気汚染 	<ul style="list-style-type: none"> ・光化学オキシダントについては広域的な大気汚染問題であることから、国や

	<p>の常時監視を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光化学オキシダント以外の環境基準設定項目は、すべての測定地点で環境基準を達成したが、光化学オキシダントはすべての地点において環境基準を達成しなかった。 ・有害大気汚染物質等21項目について、いずれも環境基準又は指針値を達成した（6項目は数値未設定）。 ・光化学オキシダント注意報の発令日数は4日であった。PM2.5注意喚起の発令はなかった。 ・ばい煙発生施設等を設置している241事業所（県実施分）に対して立入検査を行った。 ・届出内容と現況が相違している場合の届出指導や、ばい煙自主測定の実施やその結果の保管など、「大気汚染防止法」の遵守を指導した。また、ばい煙発生施設等の排出基準遵守状況調査を14施設にて行った結果、排出基準の超過はなかった。 	<p>近隣都県と連携した対策が取れるよう、関東地方大気環境対策推進連絡会等の会議で継続して議論していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光化学オキシダント及びPM2.5の監視体制を維持し、高濃度値が確認された際には健康被害を予防するため、注意報を発令する。 ・ばい煙発生施設等の設置事業所は約1,500あり（県管轄の施設に限る）、毎年全施設を検査することは困難であるが、引き続き良好な大気環境を維持するため、計画的に立入検査等を実施していく。
騒音・振動の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村が2024(令和6)年度中に実施した各種測定結果の集計をした。 ・自動車騒音常時監視の実施をした。（下仁田町における1路線） ・新幹線騒音測定の実施をした。 ・東日本旅客鉄道(株)高崎支社への要望活動をした。 ・市町村職員を対象とした研修の開催をした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基準達成状況は概ね良好であることから、現状の取組を継続する。 ・新幹線騒音については環境基準の達成率が低いことから、沿線市町と協力して要望活動を粘り強く実施し、達成率の向上に努める。
悪臭の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村職員を対象に臭気測定法研修会等を開催し、臭気測定方法の習得を図るとともに、においセンサーの貸出し等による市町村支援を行った。 ・「悪臭防止法」や「水質汚濁防止法」に対応するため、資料をホームページで公開し、周知を図った。また、堆肥施用展示ほの設置やホームページによる堆肥生産者情報の発信を行い、堆肥の利用拡大を推進した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村職員の実務知識習得のための研修会の開催、においセンサーの貸出し等による市町村支援を継続して行う。 ・畜産公害の発生を防止し畜産環境の保全を図るため、研修会の開催、啓発資料の配布等を実施する。また、苦情対応は関係機関との連携のもとに速やかに実施し、問題の早期解決を図るとともに、県単事業により防臭シートや脱臭装置(ネット式、ろ材充填式)の導入に必要な費用の一部を補助する。
3 有害化学物質による環境リスクの低減		
有害化学物質対策	<ul style="list-style-type: none"> ・特定粉じん排出等作業実施届出のあった21件(県受付分)のうち、19件について作業現場に立入検査を行い、養生等の飛散抑制対策の実施状況について監視・指導を行った。 ・解体作業現場への立入検査を、517件実施した。 ・一般環境2地点(夏季・冬季の2回)でアスベスト調査に係る総繊維数測定を実施したところ、いずれの地点も1本/Lを下回っていた。 ・「石綿関連疾患の診断と補償・救済制 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の解体等工事現場への立入検査を引き続き実施し、「大気汚染防止法」の周知及び事業者指導を行う。また、環境調査についても継続して実施する。 ・石綿関連疾患に係る医師等の技術・知見の向上を図るため、研修会を開催する。 ・石綿健康被害救済制度については、県民への広く周知を図ることが重要であり、特に医療機関を通じた情報提供が効果的であるため、研修会の受講者数

	度」及び「石綿健康被害救済制度について」と題し、医師等を対象に研修会を開催した。受講者を増やすため、研修会は参集とオンラインのハイブリッド形式により実施するとともに、オンデマンド配信に対応した。	を増やし、制度の理解と周知をさらに促進していく必要がある。
有害化学物質の適正管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> 排出量等届出件数は755件であった。届出排出量は約3,197 t、届出移動量は約6,636 tであり、前年と比較して、届出排出量はほぼ横ばい、届出移動量は約356 t (約5.1%)減少した。 大気中への排出量の上位物質を調査対象とし、届出排出量の多い事業場周辺4地点において年2～4回大気環境調査を行った。発生源の影響を受けていることが示唆された地域もあったが、調査したすべての地点において、環境基準等を超過する値は検出されなかった。 	届出排出量の多い事業場について、周辺への環境調査を継続し、その影響の把握に努め、必要に応じて事業者指導を実施する。
4 放射性物質への対応		
中長期的な視点での環境監視の実施	<ul style="list-style-type: none"> 環境放射能水準調査では、国から受託した調査項目を完全実施した。 県内市町村と連携し、サーベイメータ等により生活圏113箇所の空間放射線量率の測定を行った。 原木及びほだ木等の放射性物質検査を実施し、栽培技術管理を徹底することにより、県産きのこの安全性の確保を図り、風評被害の払拭に努めた。原木等指標値検査：228件・ほだ木指標値検査：177件 県有6下水処理場から発生する汚泥をセメントや肥料の原料として再利用しているが、再利用して生産された製品の放射性物質濃度がクリアランスレベルを満たすことを確認するため、下水汚泥に含まれる放射性物質検査を月に1度行い、その結果を速やかに群馬県ホームページで公表した。 	<ul style="list-style-type: none"> 国から環境放射能水準調査を受託し、環境放射能の水準を把握するとともに、市町村と連携し、生活圏の空間放射線量率を監視する。 安全な原木及びほだ木を使用するために、国が定めた基準である放射性物質の指標値を下回っていることを確認する必要があることから、今後も継続して検査を実施していく。 継続して検査を実施し、下水汚泥に含まれる放射性物質濃度を確認する。 安全性の確認できた下水汚泥は、再利用可能な事業者へ搬出する。 放射性物質の検出頻度も少なくなっていることから、今後、検査体制を検討する必要がある。
情報の総合化、広報の促進	<ul style="list-style-type: none"> 県内市町村と連携し、サーベイメータ等により生活圏113箇所の空間放射線量率の測定を行い、公表した。また、当該測定に関する結果をとりまとめ、市町村と共有した。 県内各分野での放射線対策の状況をまとめた「群馬県放射線対策現況」を作成し、公表した。 	県・市町村の各放射線対策の実施主体間で情報共有するとともに、県民にわかりやすく情報提供をする。
5 快適な生活環境の創造		
快適な環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> 緑化運動推進期間中に公益社団法人群馬県緑化推進委員会などの主催により県内各地で苗木配布会や緑の募金活動を実施したほか、6月29日には800名の参加を得て片品村にて県植樹祭を開催した。また、緑化運動推進ポスター原画募集に1,075点、標語募集に10,922点のそれぞれ応募があった。これらを通じて、緑化意識の普及や緑資源の保全が図られると 	<ul style="list-style-type: none"> 緑豊かで暮らしやすい環境づくりを推進するため、引き続き緑化技術の普及や啓発や緑化運動の積極的な推進を図る必要がある。また、募金意識の多様化などから「緑の募金」が伸び悩んでいるが、2024(令和6)年度の目標額は概ね達成している。森林保全に対する関心は高く、県民や企業への緑化意識の啓発活動を引き続き推進していく。

	<p>ともに暮らしやすい生活環境づくりの推進が図られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「みどりの食料システム法」に基づく新たな認証制度(みどり認定(ぐんまエコファーマー))で、226者を認定した。 ・特別栽培農産物認証制度では、128者を認証した。 ・「群馬県みどりの食料システム基本計画」や「群馬県有機農業推進計画」に基づく推進施策の進捗管理及び情報共有を目的として、第1回「群馬県環境負荷低減・資源循環型農業推進会議」を開催した。 ・良好な景観づくりを進めるため、屋外広告物の設置場所、表示面積、高さ及び表示方法等の基準を定めた「群馬県屋外広告物条例」に基づく設置許可事務を行い、2024(令和6)年度は858件を許可した。また、良質な業者の育成を進めるため、屋外広告業者の登録事務を行い、2024(令和6)年度末現在、732件の業者が登録されている。 ・民間等が持つ創造的で柔軟な発想や豊富な知識を活用することにより県民サービス向上を図るため、引き続き県立都市公園5公園で指定管理者制度を活用し、公園の管理運営を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「群馬県みどりの食料システム基本計画」や「群馬県有機農業推進計画」に基づき、環境との調和や地域資源の有効活用、持続的な農業生産の発展に向け、有機農業を含む環境負荷低減・資源循環型農業の推進に継続して取り組む。 ・みどり認定(ぐんまエコファーマー)から特別栽培農産物認証生産者、さらに有機JAS認証取得者へのステップアップを図っていく。 ・屋外広告物の規制・誘導や屋外広告業の登録業務等を行い、良好な景観形成を図る。 ・2024(令和6)年度も「群馬県屋外広告物条例」の適用区域内では看板落下事故はおきておらず、引き続き安全面からも適正な管理をする必要がある。 ・県民に憩いとレクリエーションの場を提供し、安全で快適な居住環境を整備するため、都市公園の整備や維持管理に努める。
<p>文化財の保存・活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2024(令和6)年度は県立公園「敷島公園」の陸上競技場の受変電施設の更新を行った。 ・県文化財保護審議会を2回開催し、県指定文化財の保存・活用について報告・審議した。また、7つの専門部会で1～3回の部会調査を実施した。 ・県指定文化財保存事業への補助11件・国指定文化財保存事業への補助11件・埋蔵文化財発掘調査事業への補助4件・国指定重要文化財防災設備保守点検事業への補助8件を実施した。 ・史跡地等の除草・樹木剪定、駐車場用地の借り上げ、リーフレット作成を行うとともに、地元の「史跡観音山古墳保存会」に古墳の維持管理及び見学者への解説等を委託(解説員4人で対応)。観音山古墳の石室及び紹介動画の公開を継続した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産及びその周辺環境のモニタリング調査を継続することにより保存を図る。 ・文化財の保存・整備・活用を図るため、今後とも指定・選定を継続して行う必要がある。このため、文化財保護審議会と同専門部会を開催し、その指導助言のもと、文化財の適切な保護活用を進めていく。 ・群馬の文化財の価値を磨き上げ、群馬の魅力として発信していくために、全国にアピールできる指定文化財の保存・整備事業に対し、積極的に補助や支援、指導助言を行っていく。 ・所在する高崎市内の学校を始め、県外からの見学者も多い。今後とも適切な保護管理を継続するとともに、メディアの取材を通じた情報発信や国宝を常設展示している県立歴史博物館、近隣の商業施設との連携により来場者増加に努め、群馬県のイメージアップを図っていく。
<p>地産地消の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの公開、Facebook・Instagram等のSNS発信、県庁動画スタジオtsulunosを活用した動画配信等を行うなど、県産農畜産物の魅力を発信した。 ・「ぐんま地産地消推進店」の認定促進に努め、「同優良店」認定数が14件増加し 	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS等を活用した県産農畜産物の魅力を情報発信するとともに、消費者が県産農畜産物を購入できるような産直ECサイト等を活用した県内生産者の販路開拓を支援する。また、民間料理教室や群馬県産農畜産物販売協力店等との連携

	<p>た。また、誰もが簡単に地産地消推進店の情報を取得できるよう、地産地消ホームページサイトにて情報発信を行った。</p>	<p>により、県産農畜産物の認知度向上、活用推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ぐんま地産地消推進店」の認定促進に努め、特に「同優良店」認定数増加を図る。また、今後も引き続き、情報発信やPRの方法、優良店認定によるメリット等の検討を行う。
--	---	--

【関連指標】

指標	単位	計画策定時		最新データ		目標	
		年度	数値	年度	数値	年度	数値
公共用水域環境基準達成率 (河川：BOD75%値)	%	2019	85.0	2024	87.5	2030	90.0
汚水処理人口普及率	%	2019	81.8	2024	85.8	2032	92
大気への化学物質の排出量 (PRTR制度による届出値)	t/年	2018	4,061	2024	3,130	2029 実績	4,000
公共用水域への化学物質の排出量 (PRTR制度による届出値)	t/年	2018	59	2023	65	2029 実績	50
モニタリングポストにおける 空間放射線量率 (0.23μSv/時間未満)	%	2019	100	2023	100	2030	100

2024(令和6)年度環境問題に関する意識アンケート調査結果

1 調査結果概要

(1)目的

本件の環境を守り、将来の世代に良好な状態で引き継いでいくためには、県民の参加と協働のもとで環境施策を計画的に進めていく必要があります。そこで、県民、事業者及び環境団体の環境問題に関する意識や取組状況を把握し、今後の環境施策の実施に反映させるため、アンケート調査を実施しました。

(2)県民アンケート

- 調査対象 : 県内在住の満18歳以上の男女2,000人
- 抽出方法 : 多段階無作為抽出法(抽選台帳は選挙人名簿)
- 調査方法 : 郵送配布、郵送回収及びWEB回収(督促状送付1回)
- 調査期間 : 2024(令和6)年9月12日(木)～10月4日(金)
- 回収数 : 958(回収率47.9%)

(3)事業者アンケート

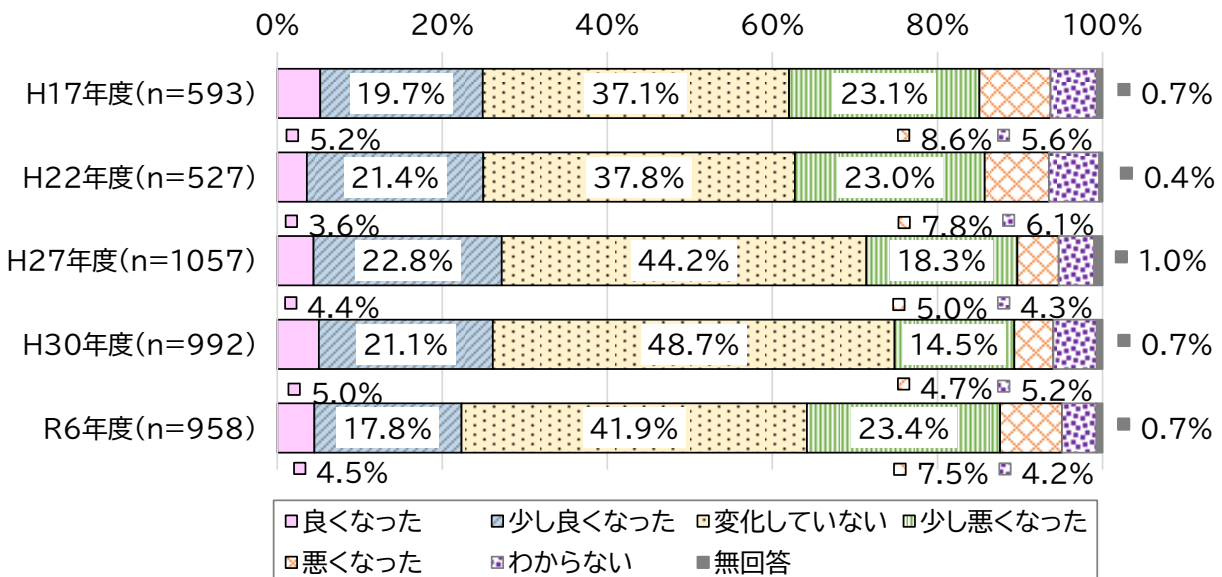
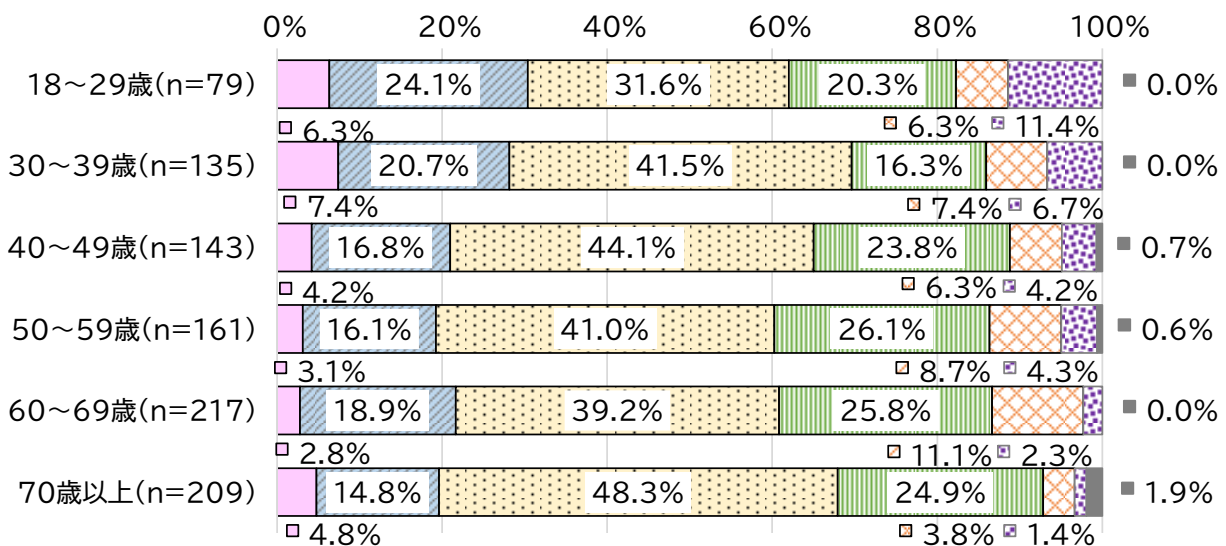
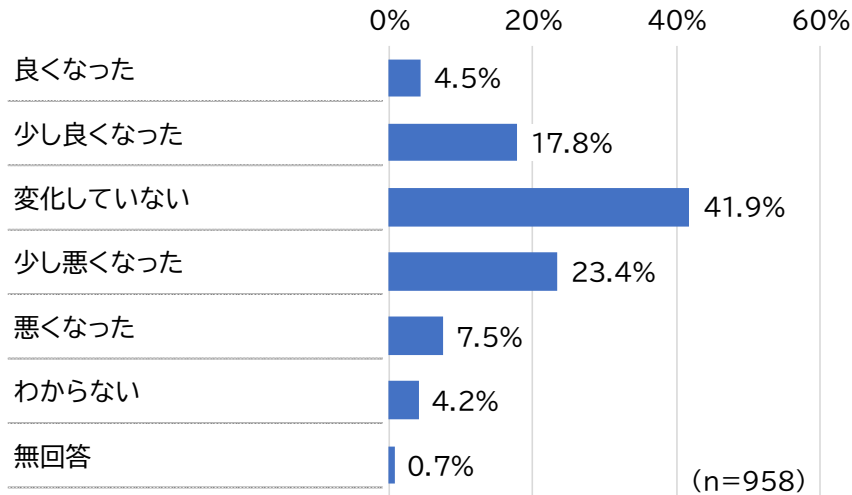
- 調査対象 : 県内に営業基盤を置く事業所2,009事業所
- 抽出方法 : 一般財団法人群馬県経済研究所の「2024群馬県会社要覧」(2024[令和6]年2月発行)に掲載されているすべての会社(1,009社)を抽出
- 調査方法 : 郵送配布、郵送回収及びWEB回収(督促状送付1回)
- 調査期間 : 2024(令和6)年9月12日(木)～10月4日(金)
- 回収数 : 625(回収率61.9%)

(4)環境団体アンケート

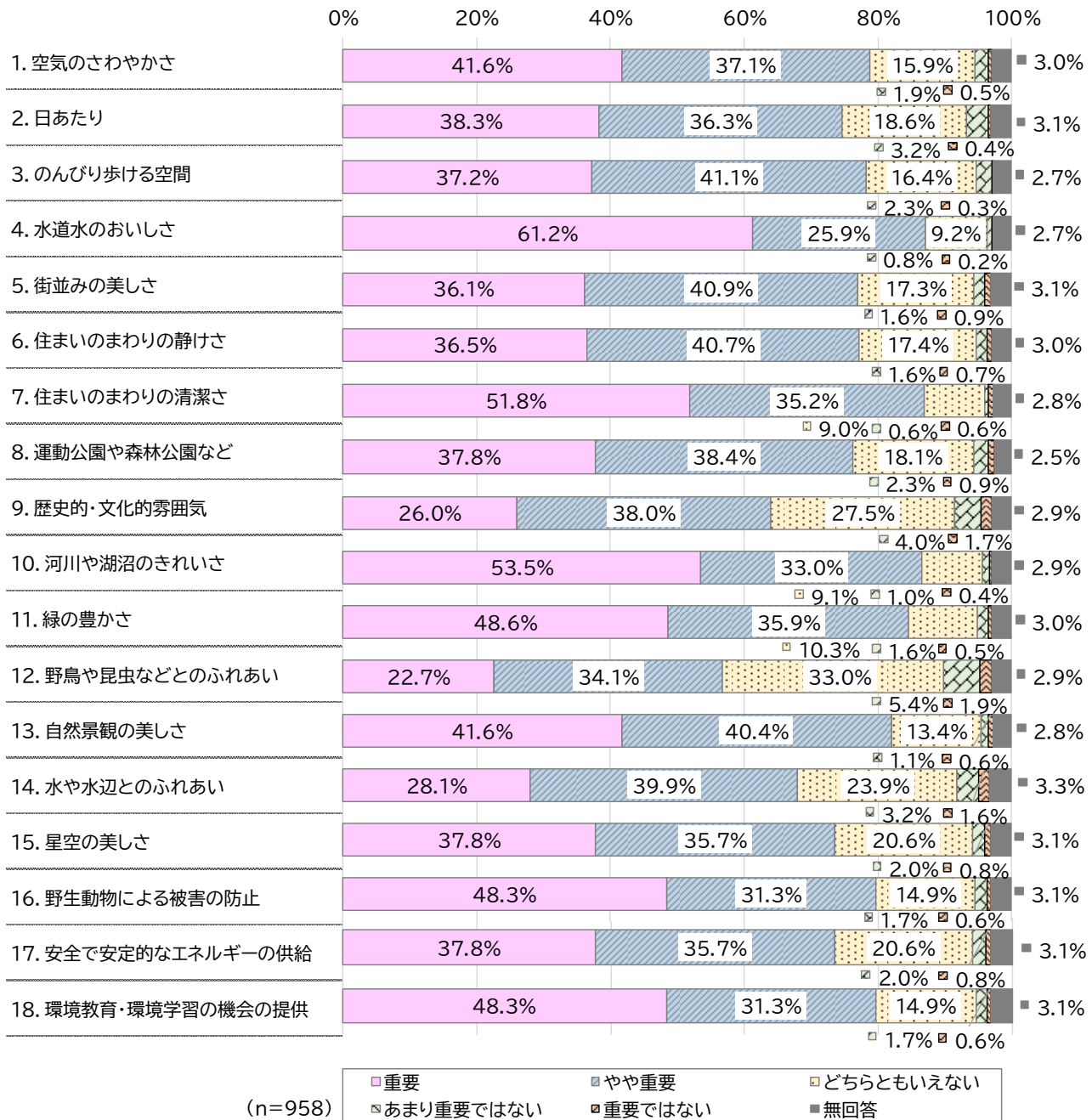
- 調査対象 : 県内で環境活動を実施する計147団体
- 抽出方法 : 群馬県環境ボランティア団体一覧
- 調査方法 : 郵送及び電子メールで配布、郵送回収及びWEB回収
- 調査期間 : 2024(令和6)年9月13日(金)～10月4日(金)
- 回収数 : 60(回収率40.8%)

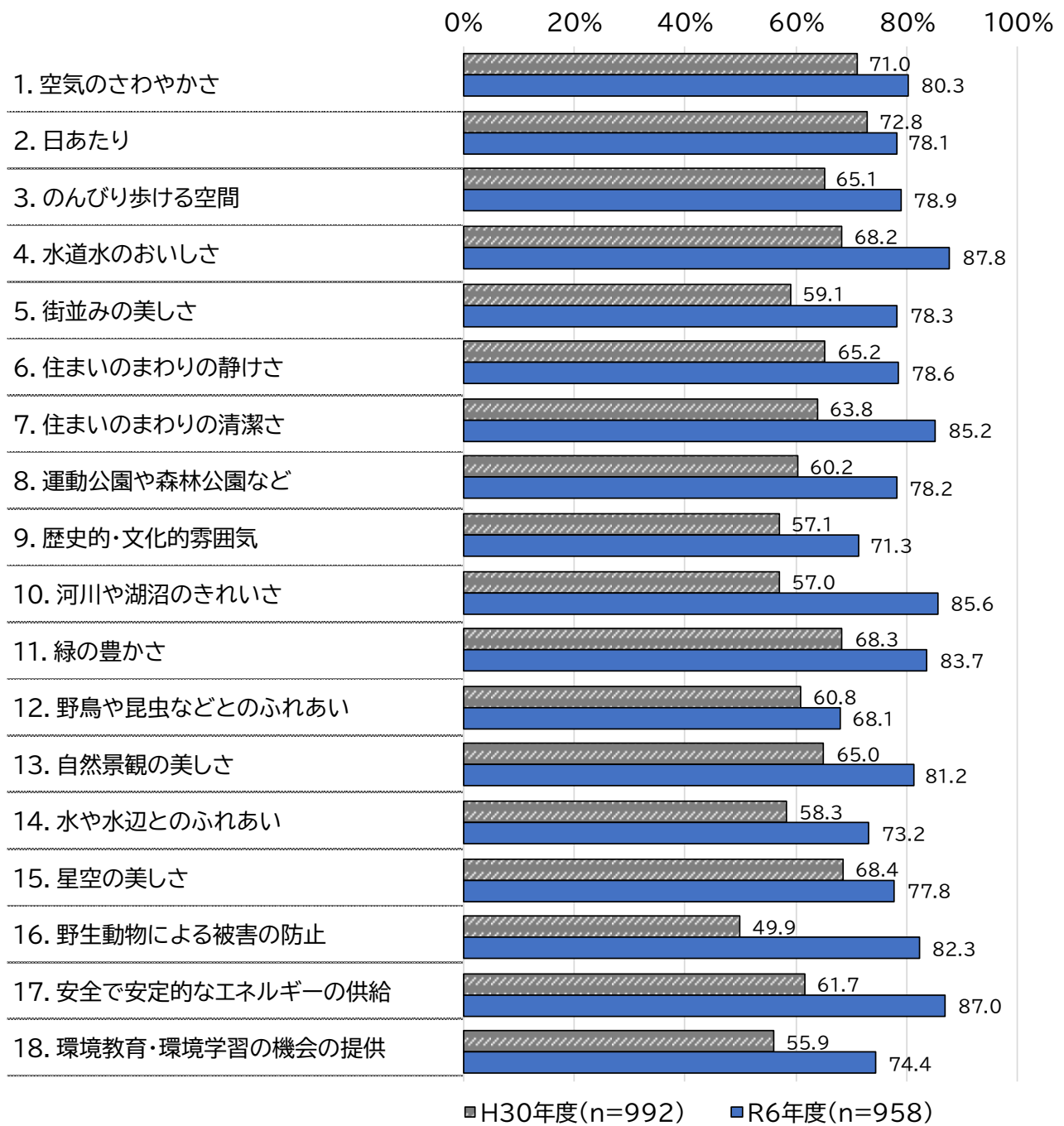
2 県民アンケート(抜粋)

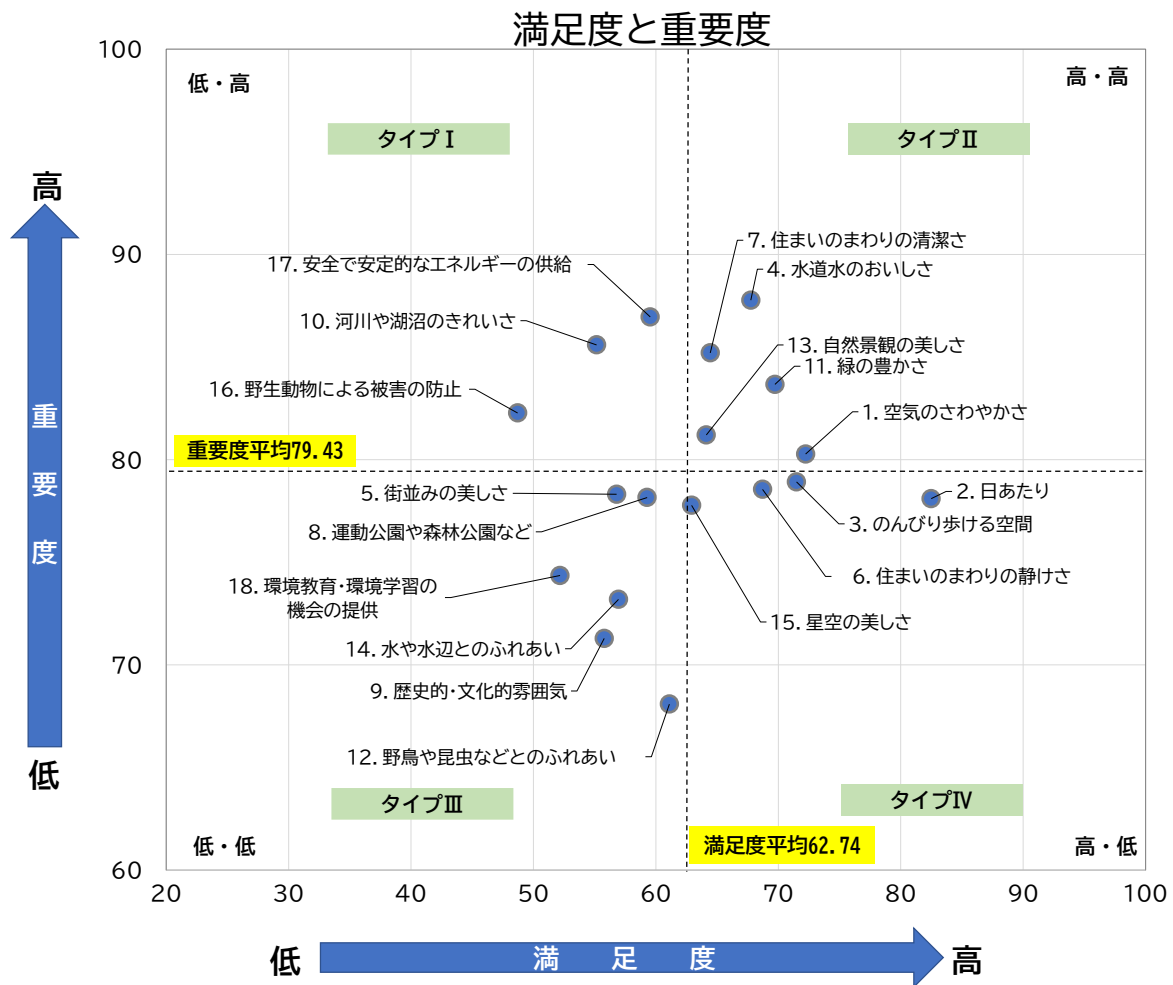
問 あなたの身のまわりの環境は、全体的に5、6年前と比べて、どのように変化していると思いますか。あてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。(○は1つ)



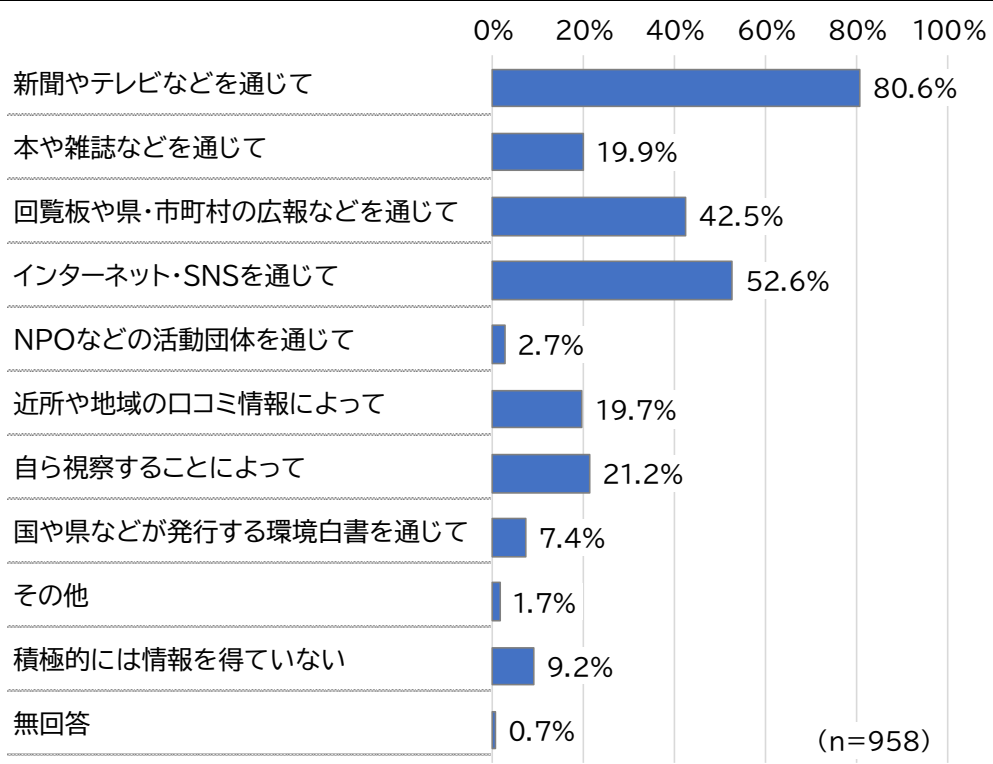
問 あなたは、快適で住みよい環境を確保していくために、群馬県としてどのような取組をしていくことが重要だと思いますか。それぞれの項目について、あてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。(○はそれぞれ1つ)

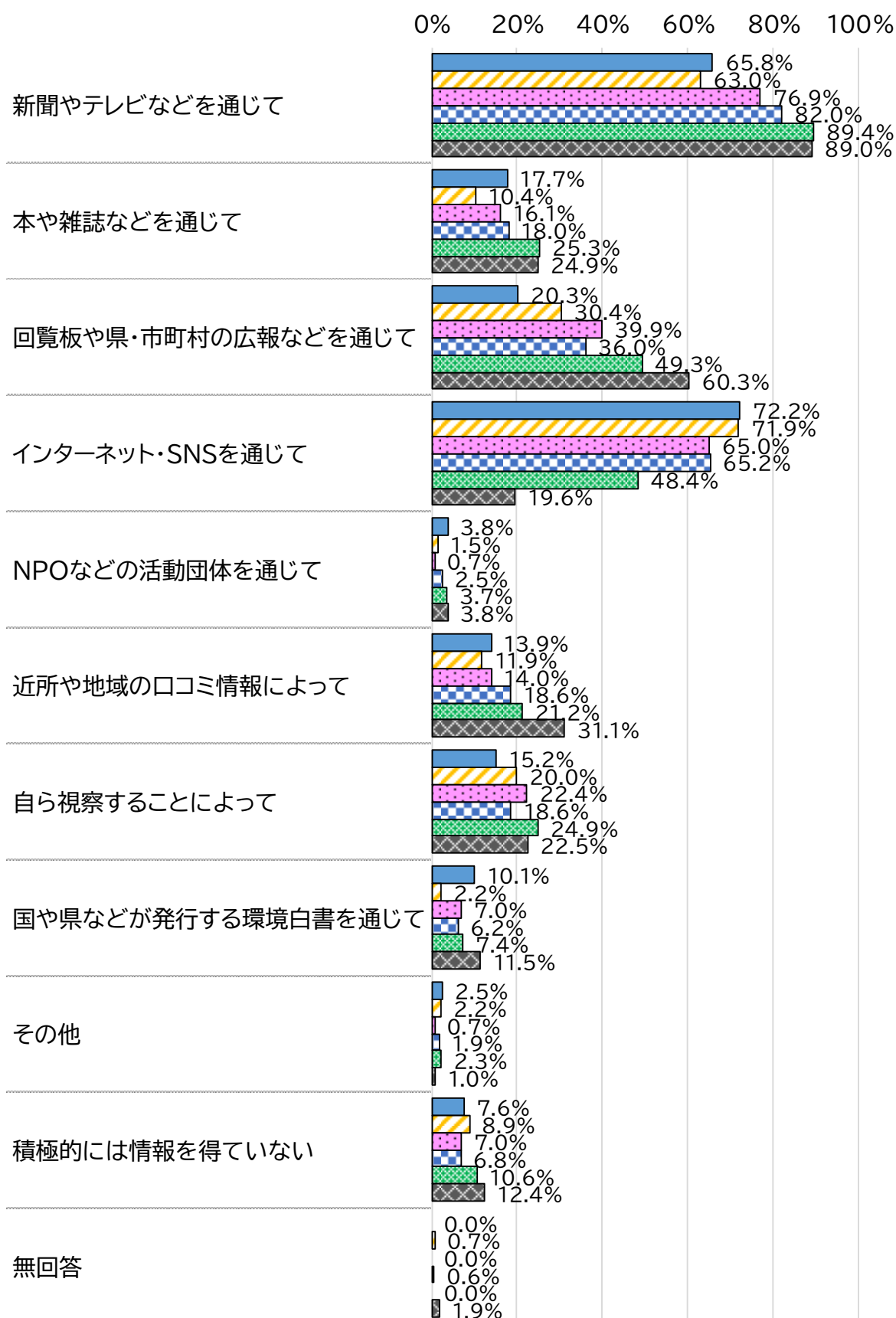




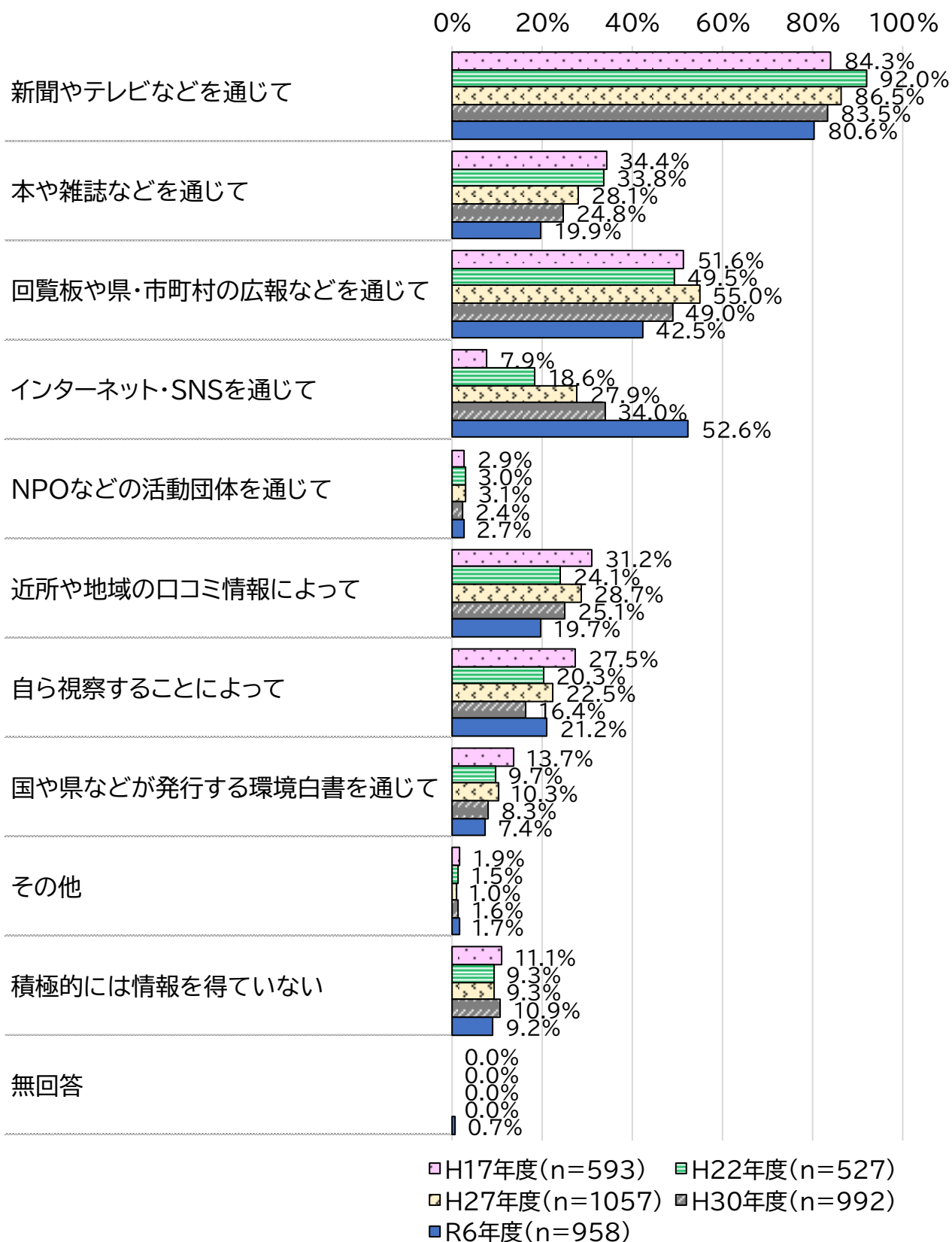


問 あなたは、どのようにして、自然環境や身近な生活環境についての情報を得ていますか。あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。(○はいくつでも)

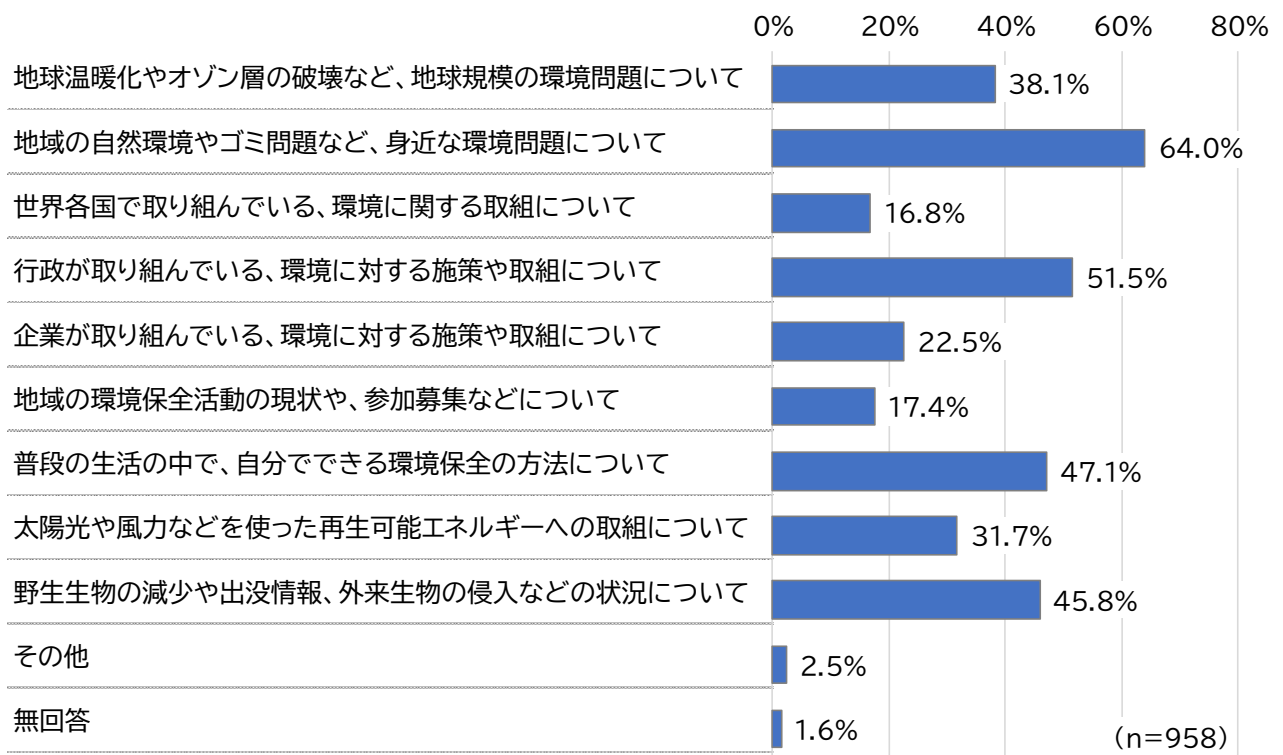


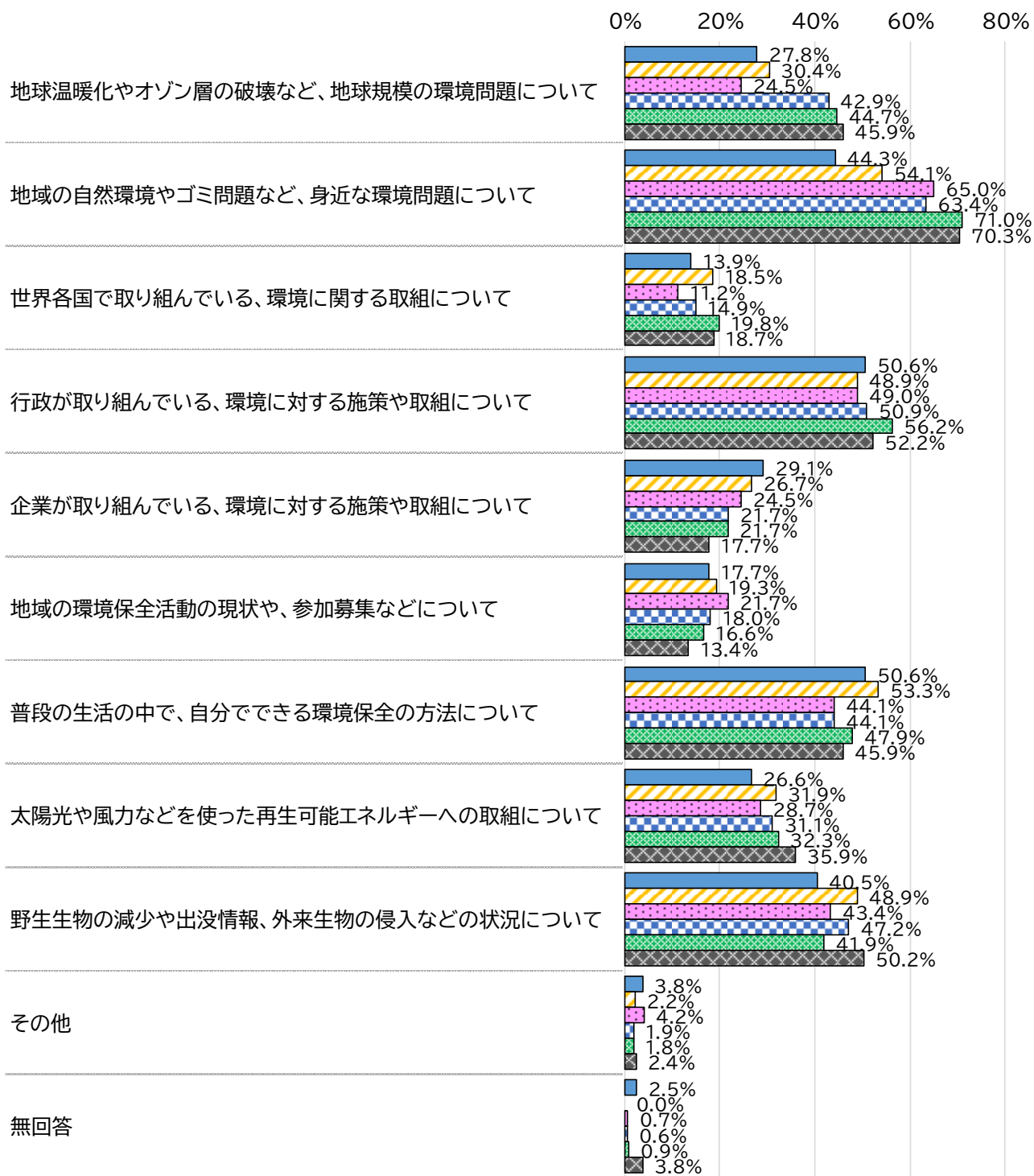


- 18~29歳 (n=79)
- 30~39歳 (n=135)
- 40~49歳 (n=143)
- 50~59歳 (n=161)
- 60~69歳 (n=217)
- 70歳以上 (n=209)

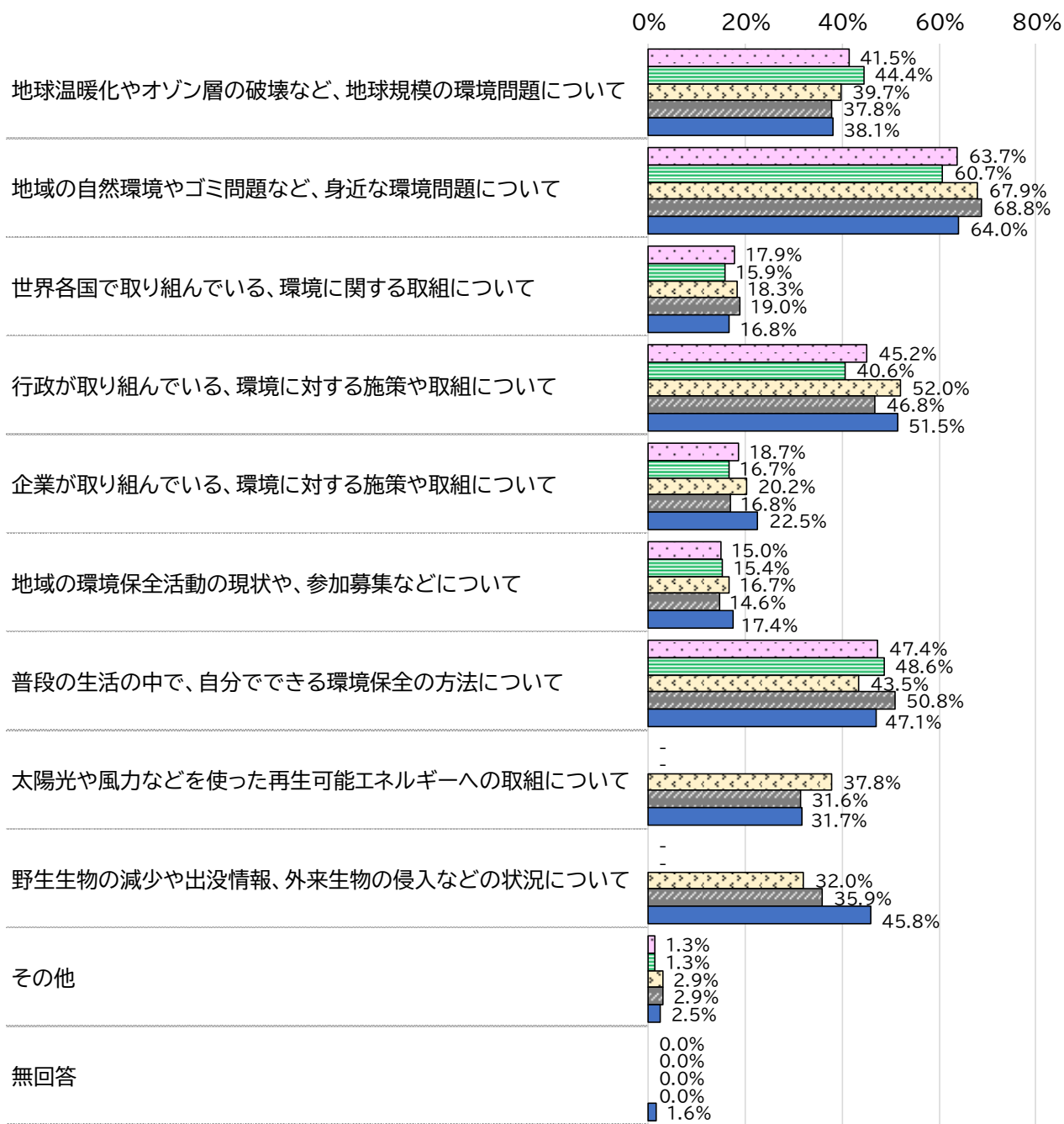


問 あなたは、今後、環境に関するどのような情報を知りたいですか。あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。(○はいくつでも)



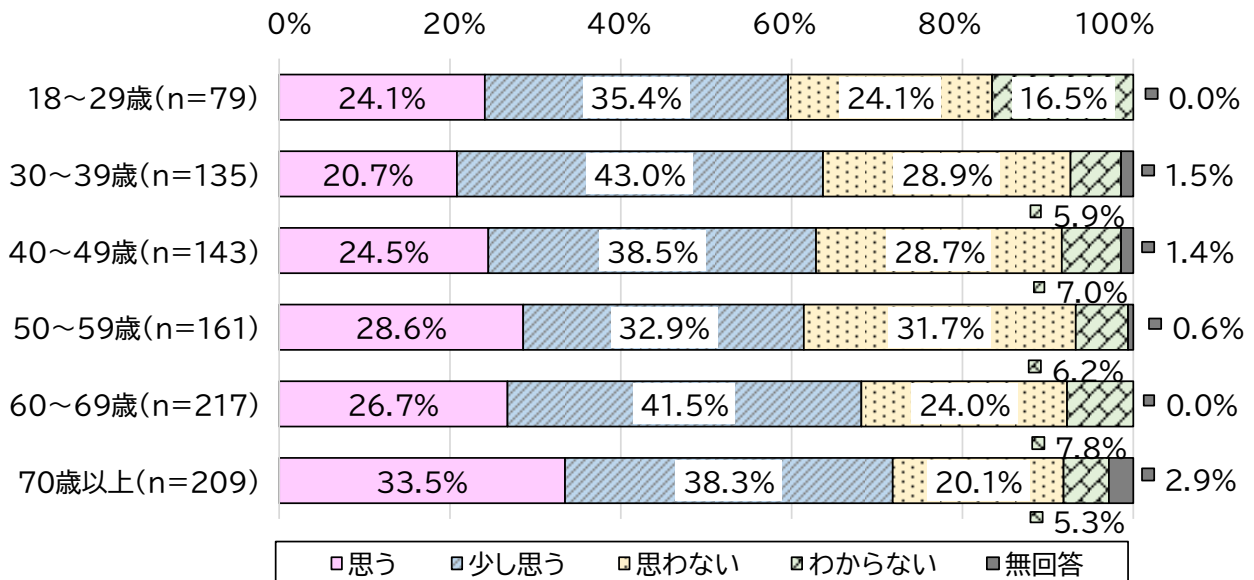
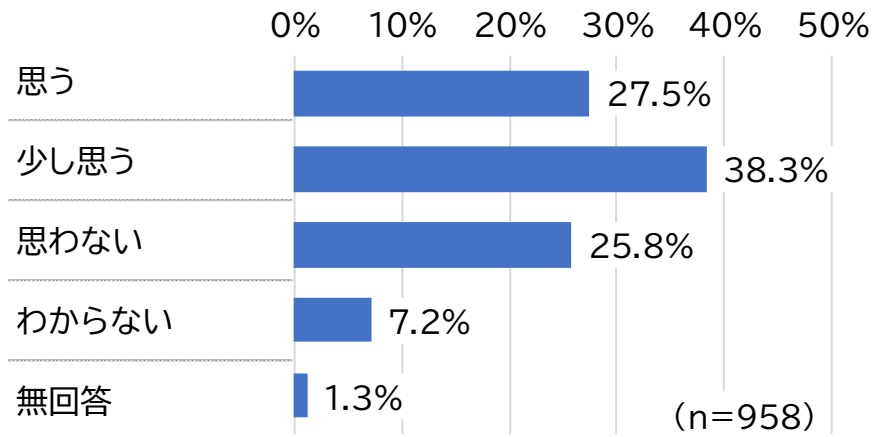


■ 18～29歳(n=79) ■ 30～39歳(n=135)
 ■ 40～49歳(n=143) ■ 50～59歳(n=161)
 ■ 60～69歳(n=217) ■ 70歳以上(n=209)

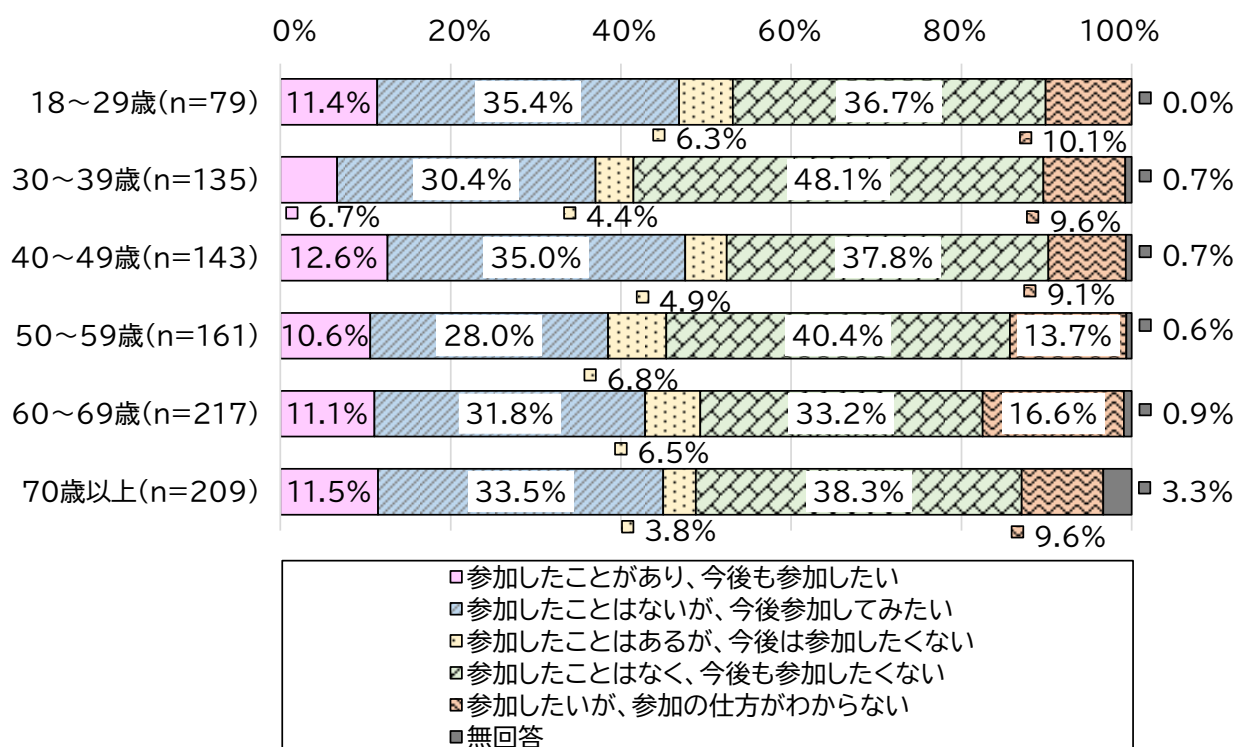
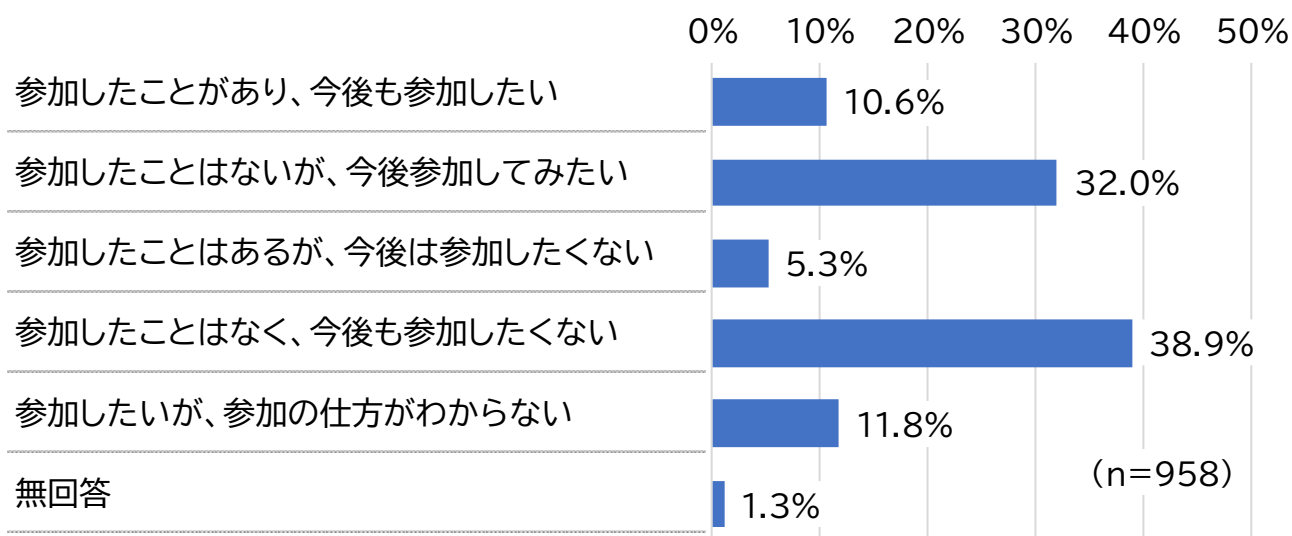


□H17年度 (n=593) □H22年度 (n=527)
 □H27年度 (n=1057) □H30年度 (n=992)
 ■R6年度 (n=958)

問 あなたは、5、6年前と比べて、身近な自然環境が少なくなってきたと思いますか。あてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。



問 あなたは、「自然環境」を保全する活動に参加したことはありますか。あてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。

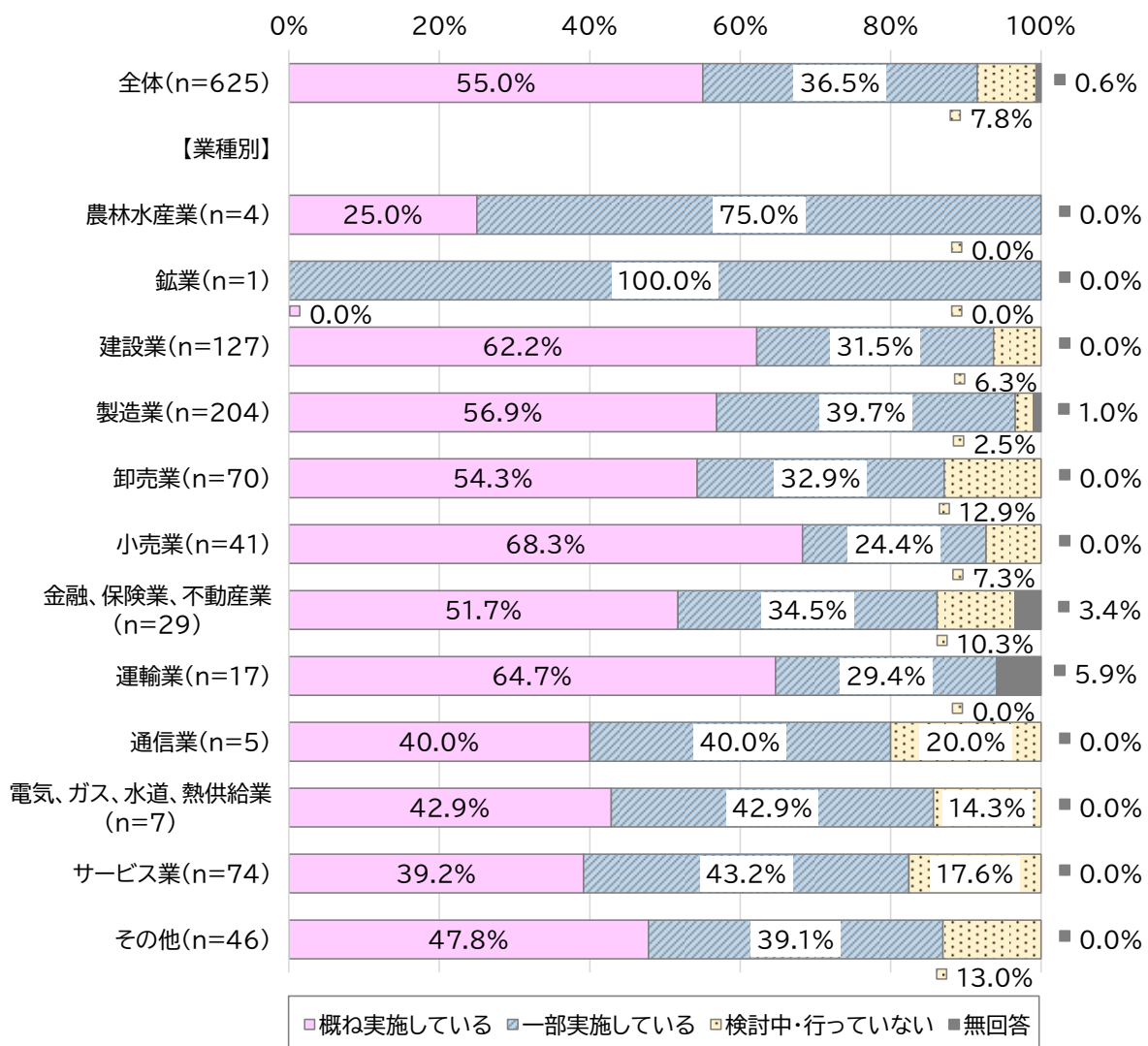
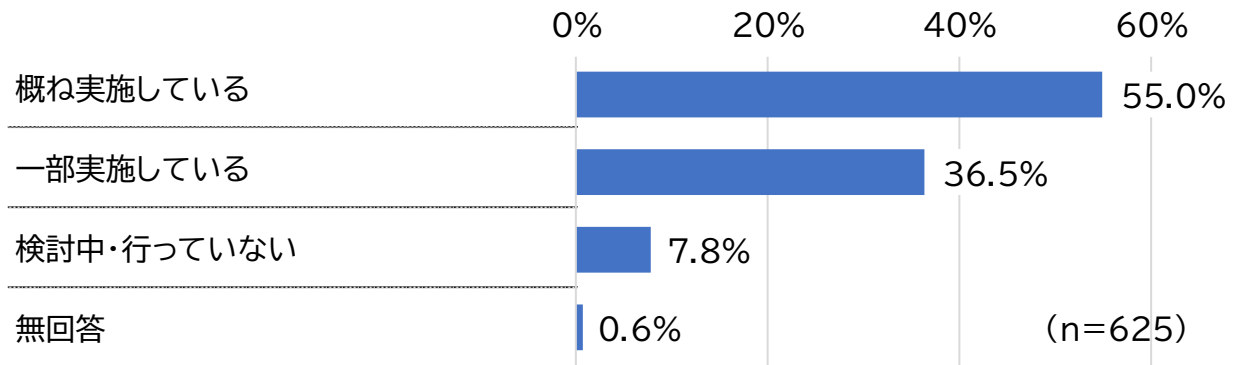


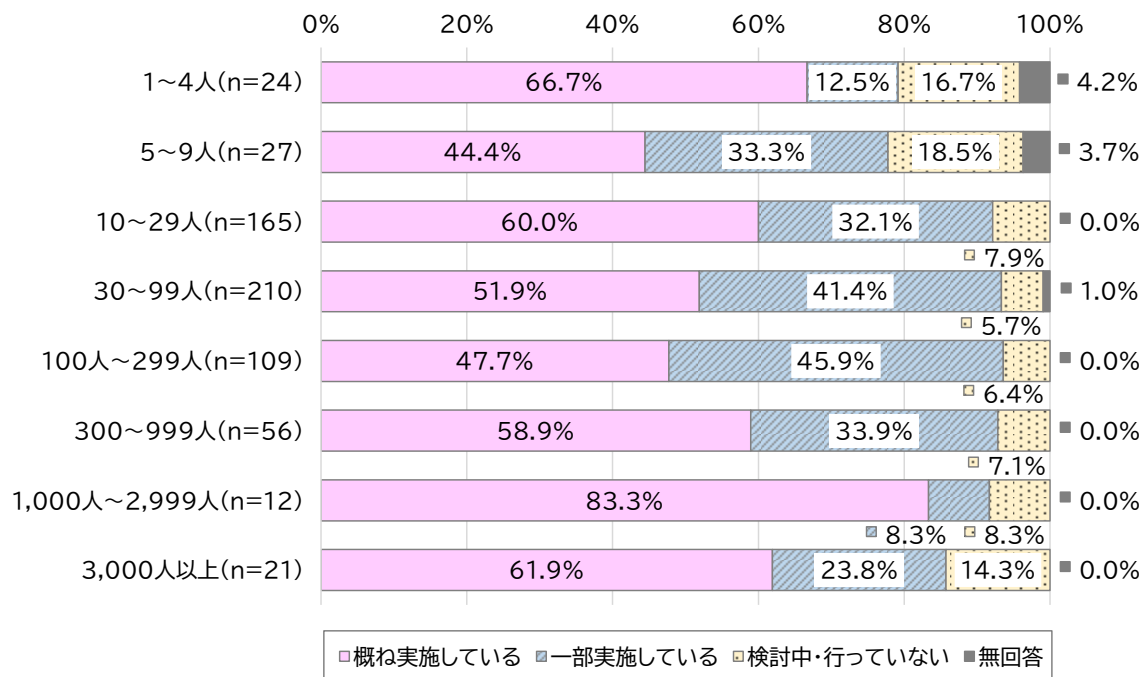
3 事業者アンケート(抜粋)

問 貴事業所では、どのような環境保全の取組を実施していますか。次の(1)から(5)までの取組について、それぞれ、あてはまる番号を1つだけ選び○をつけてください。さらに、「概ね実施している」「一部実施している」に○をした場合は、その際の問題点を、「検討中・行っていない」に○をした場合は、その理由に○をつけてください。

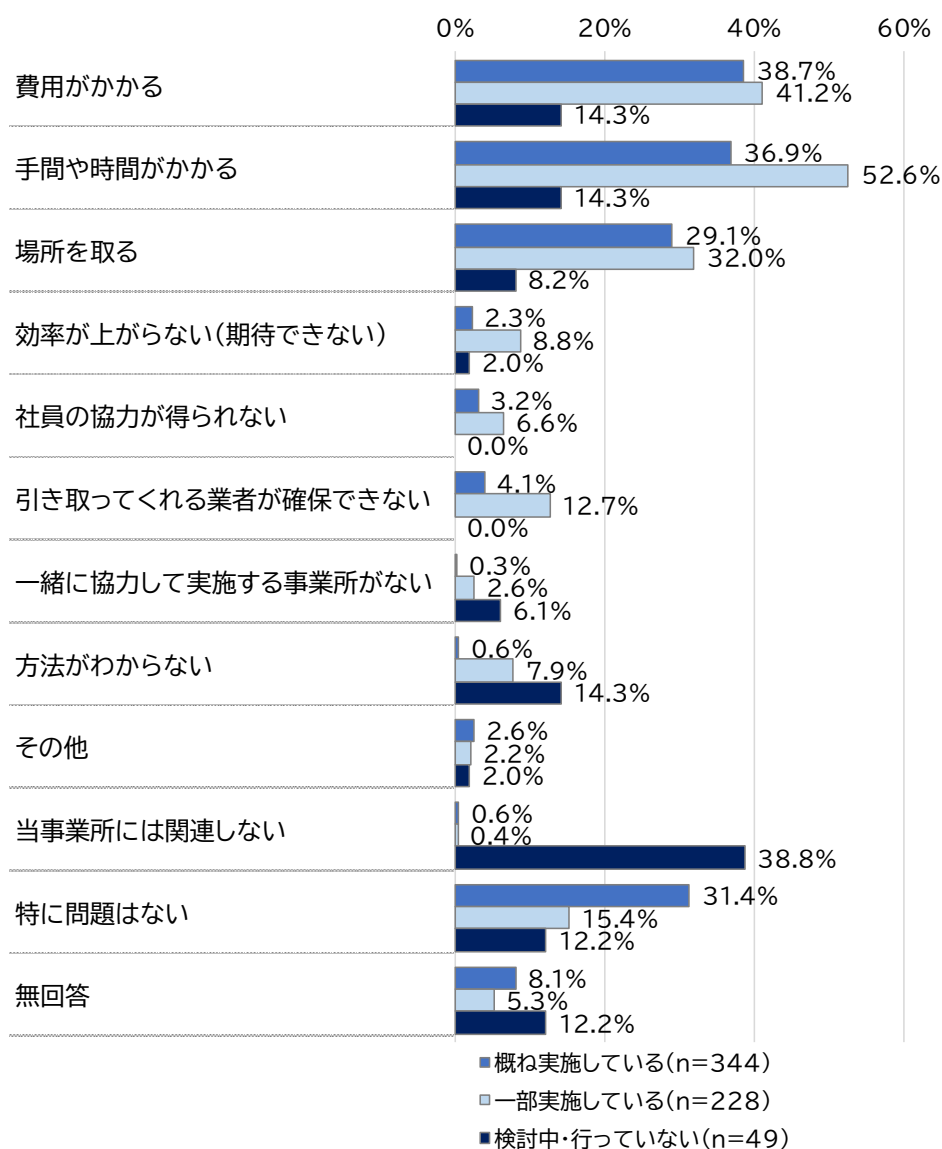
(1) 事業所での出る廃棄物のリサイクル

【実施状況】



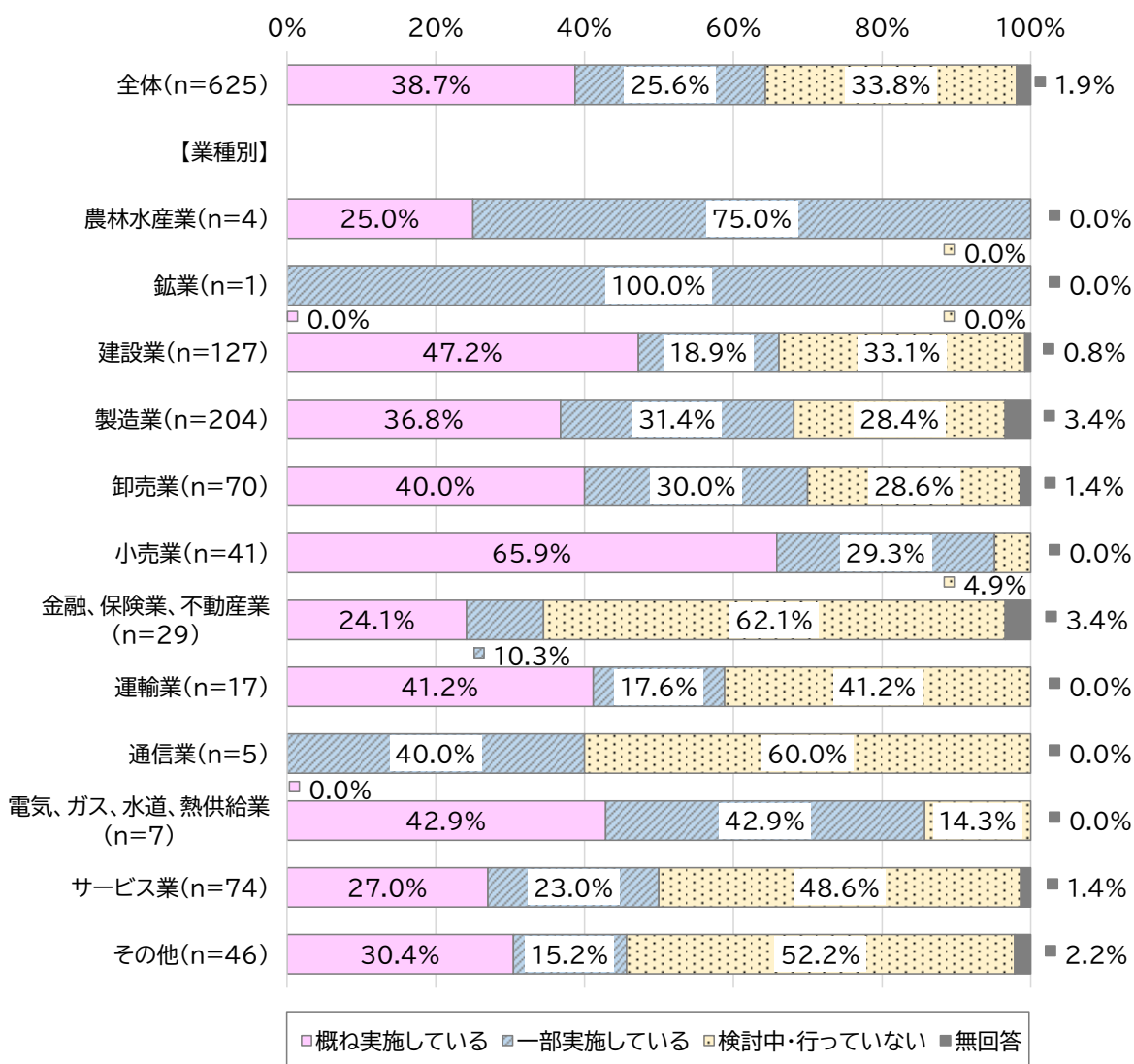
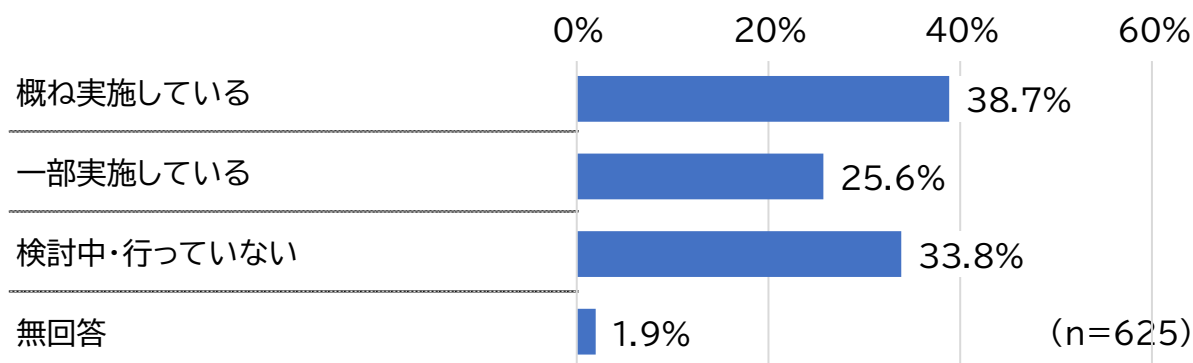


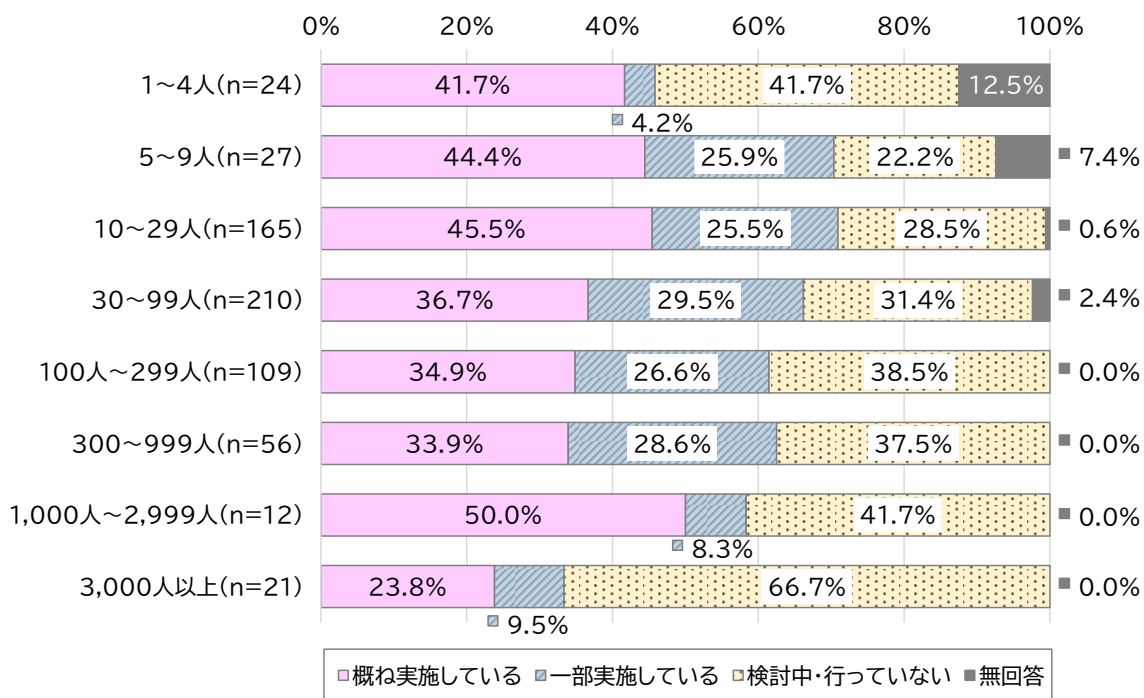
【実施・検討にあたっての問題点・理由】



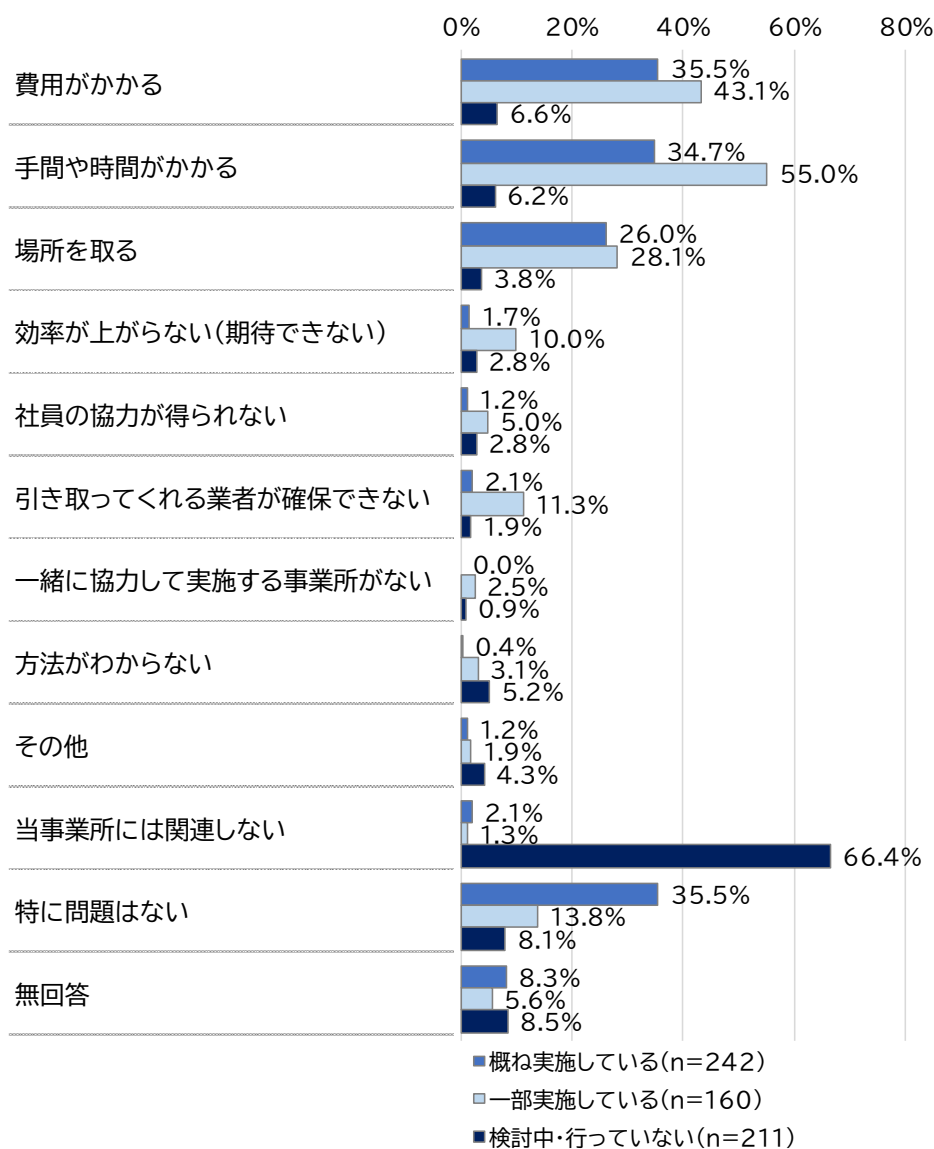
(2) 自社取扱い商品・容器などの回収やリサイクル

【実施状況】



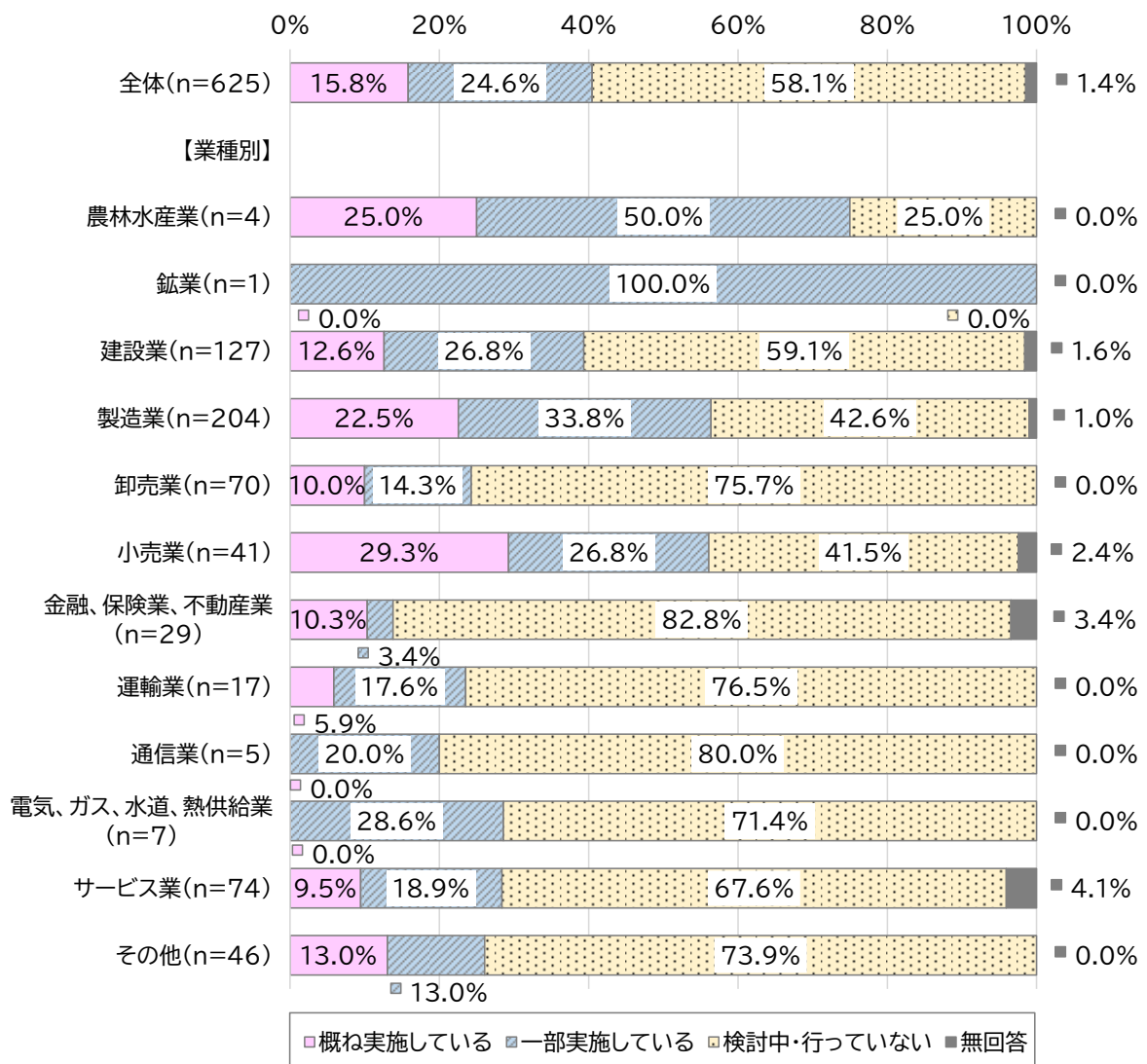
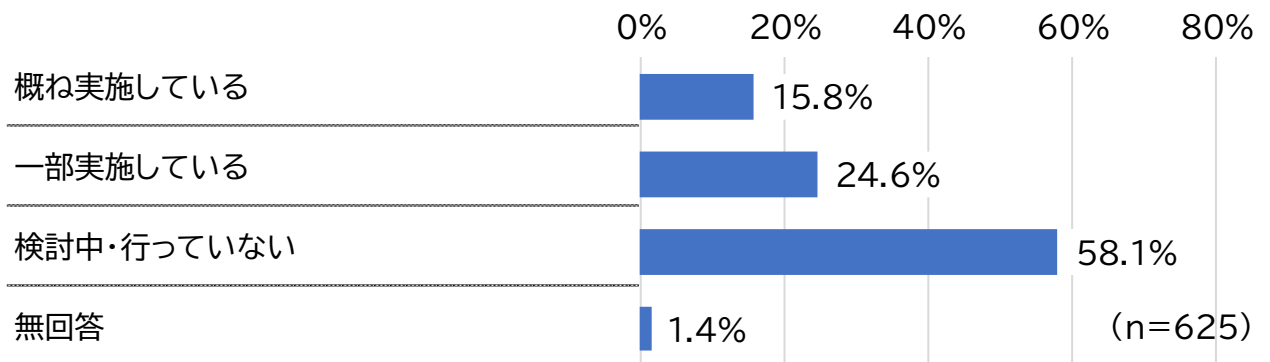


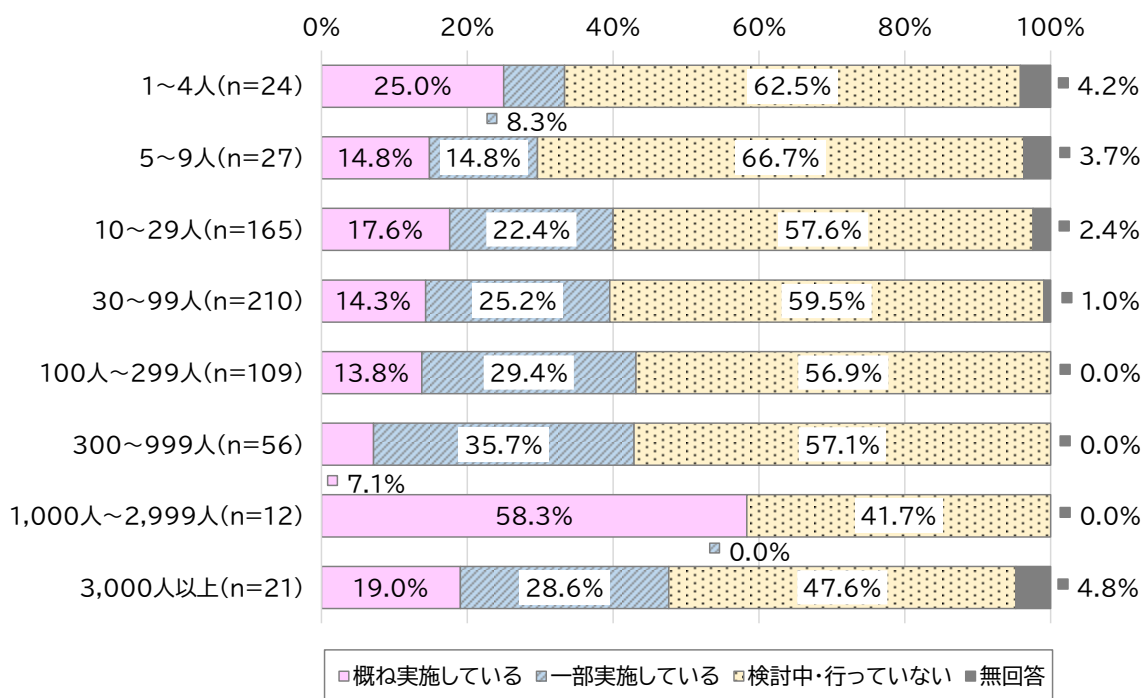
【実施・検討にあたっての問題点・理由】



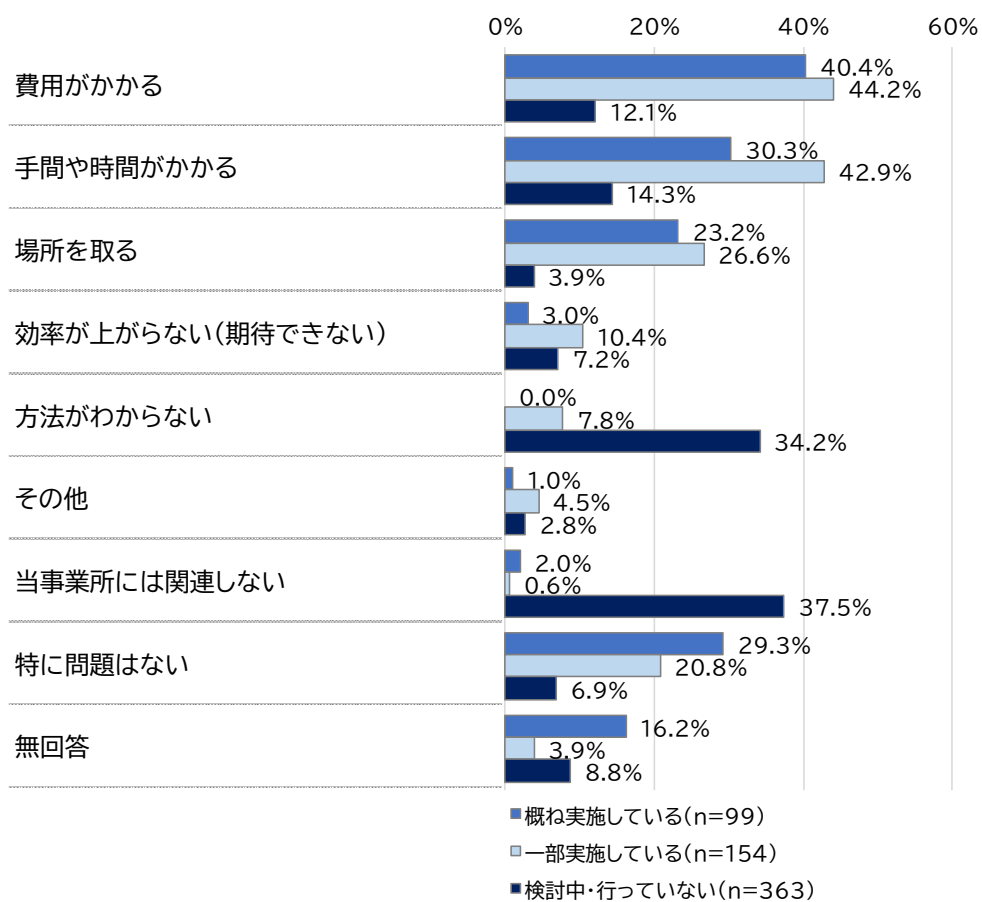
(3) ゼロエミッションへの対応

【実施状況】

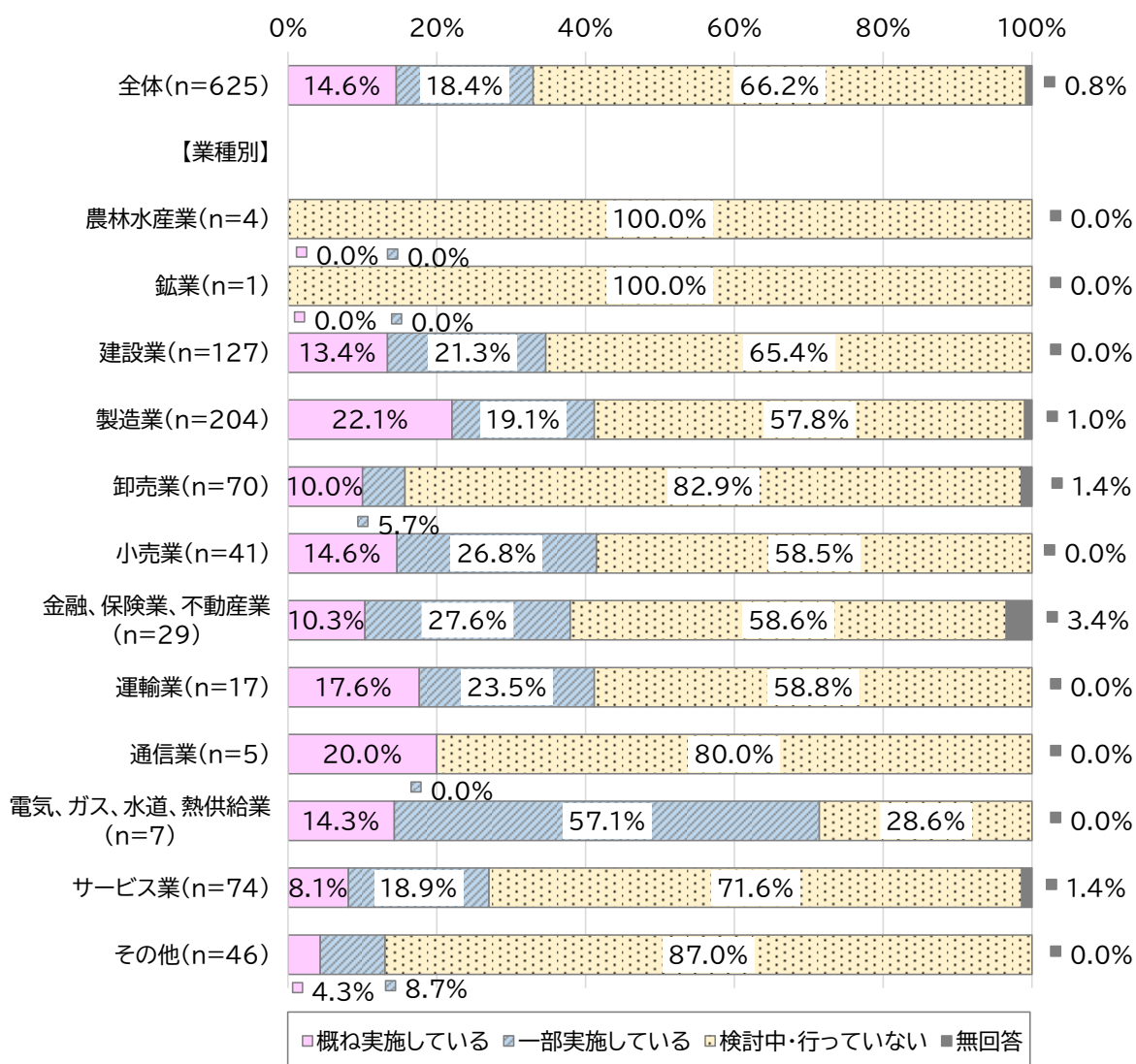
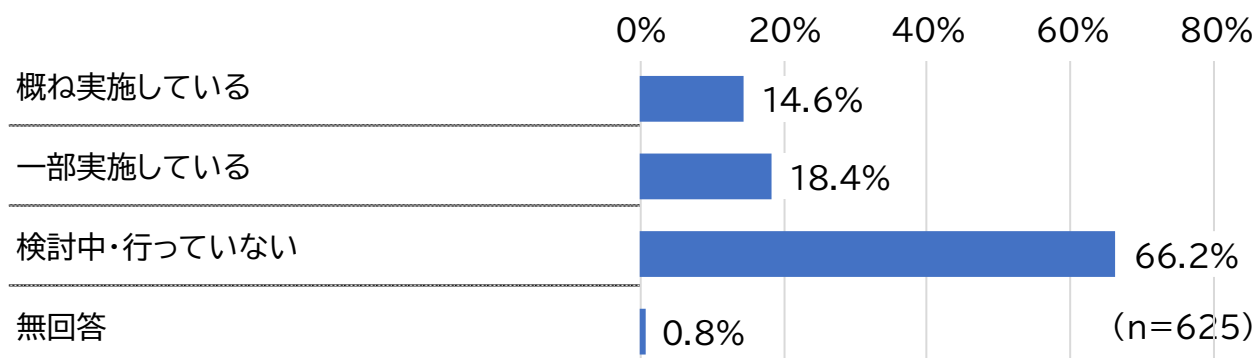


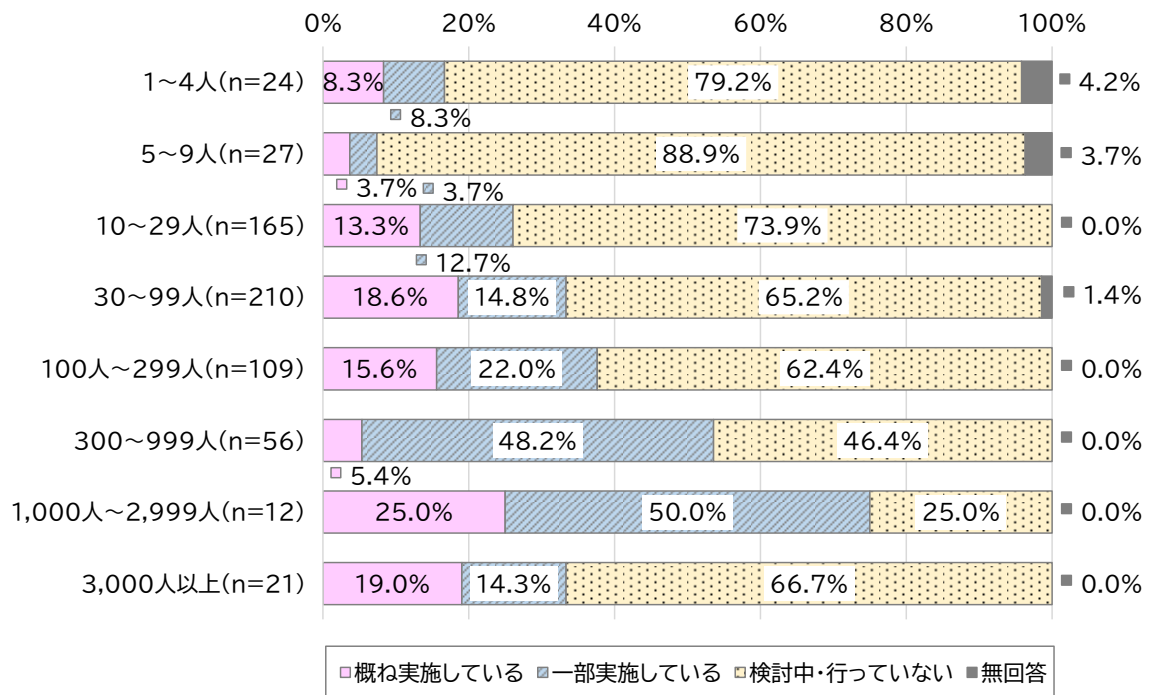


【実施・検討にあたっての問題点・理由】

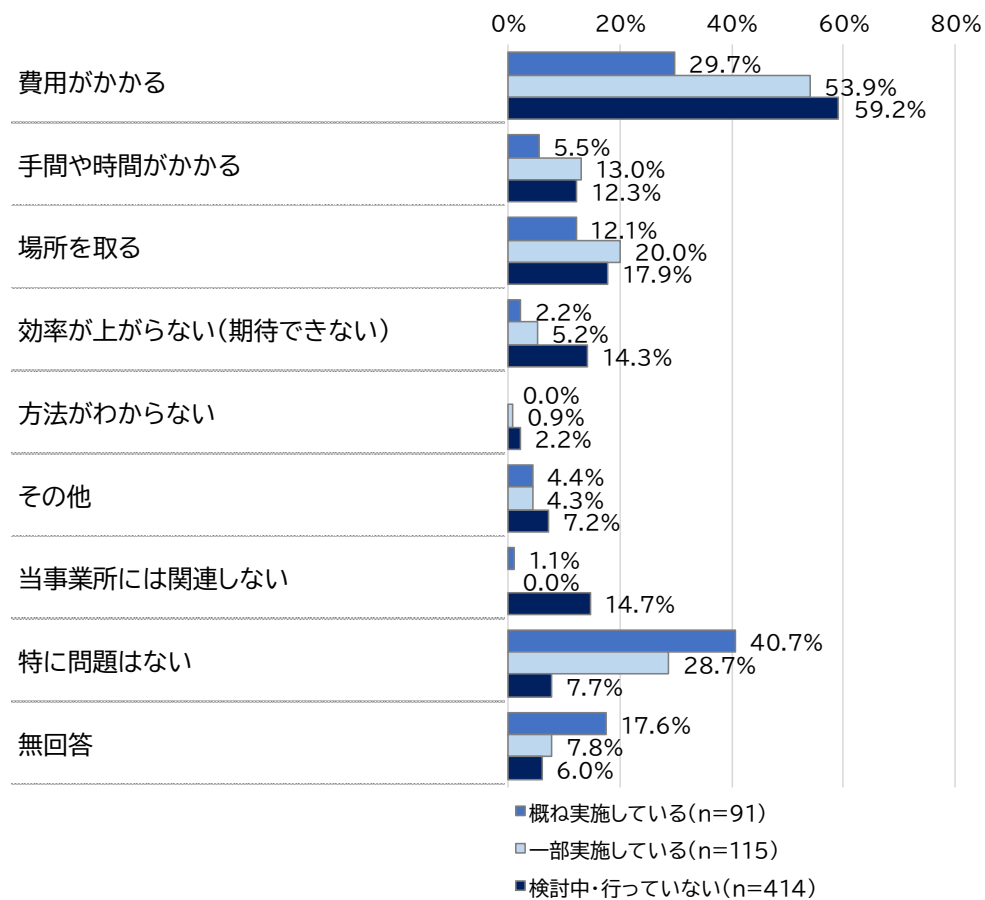


(4) 太陽熱や太陽光の利用
【実施状況】



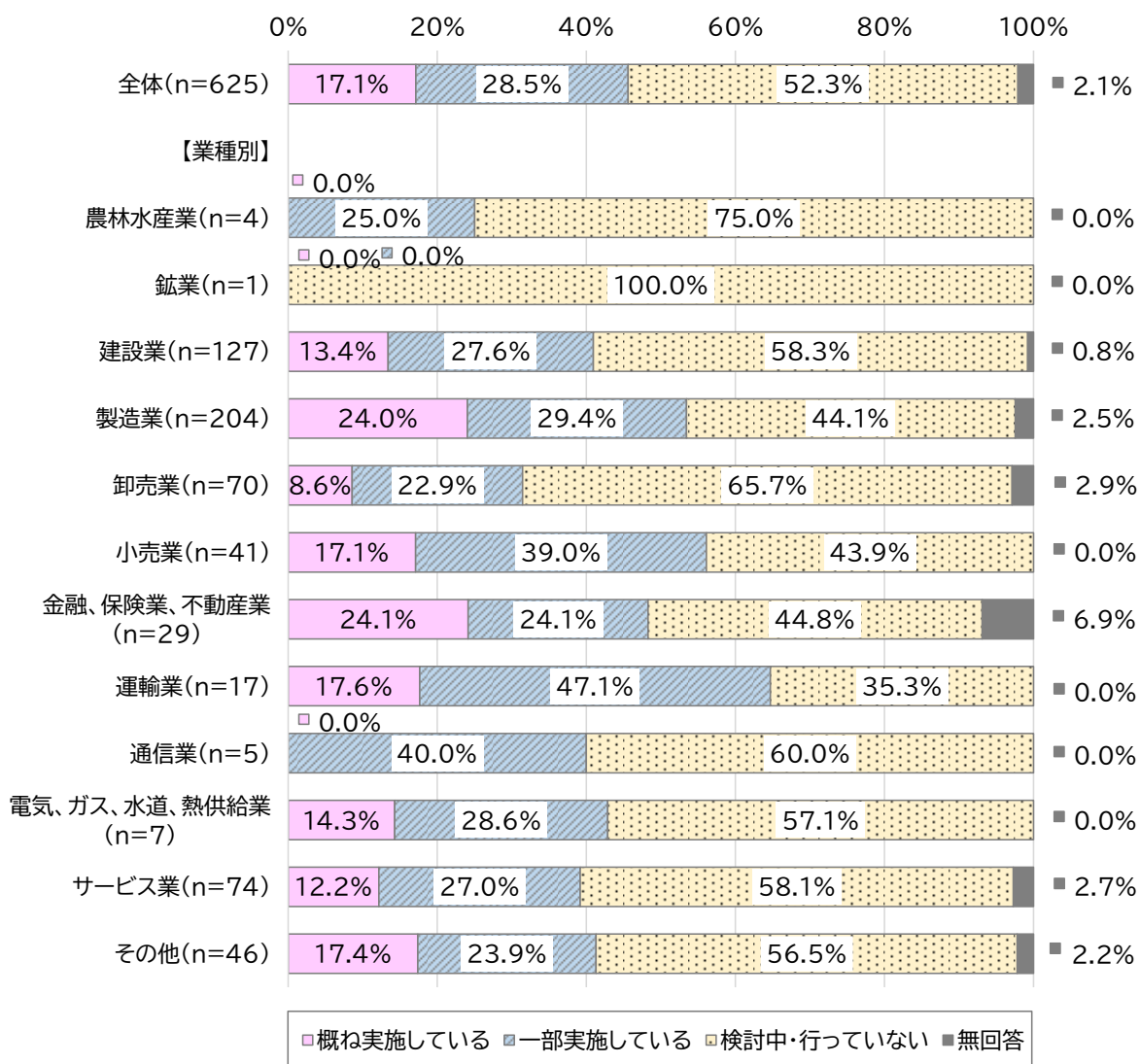
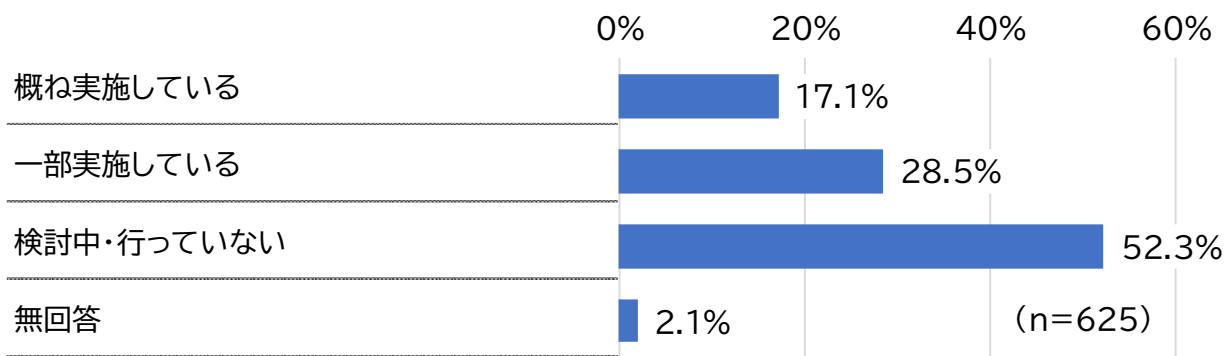


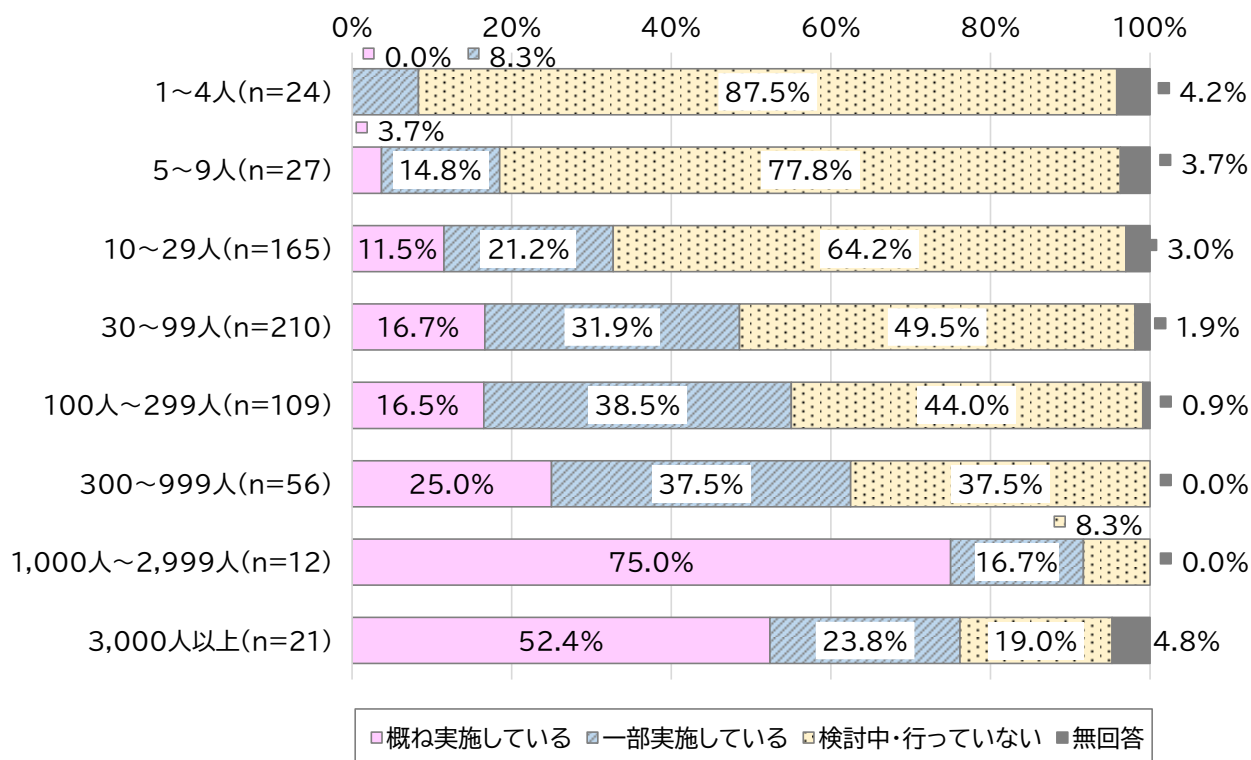
【実施・検討にあたっての問題点・理由】



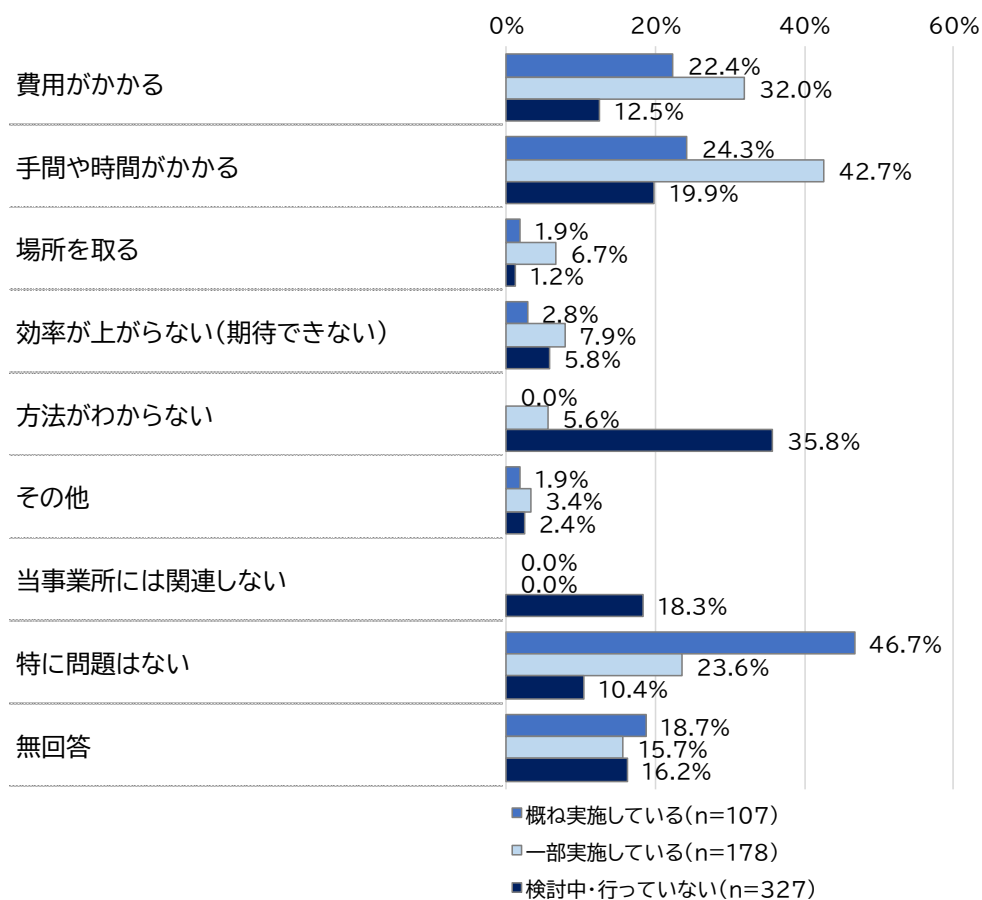
(5)環境に関するCSR活動

【実施状況】



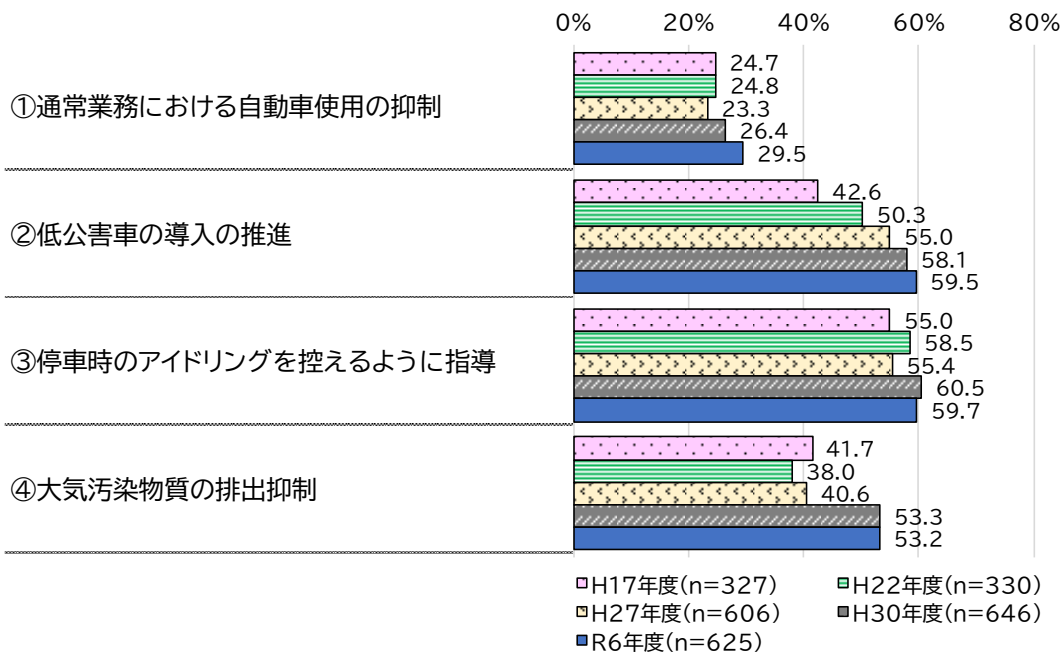
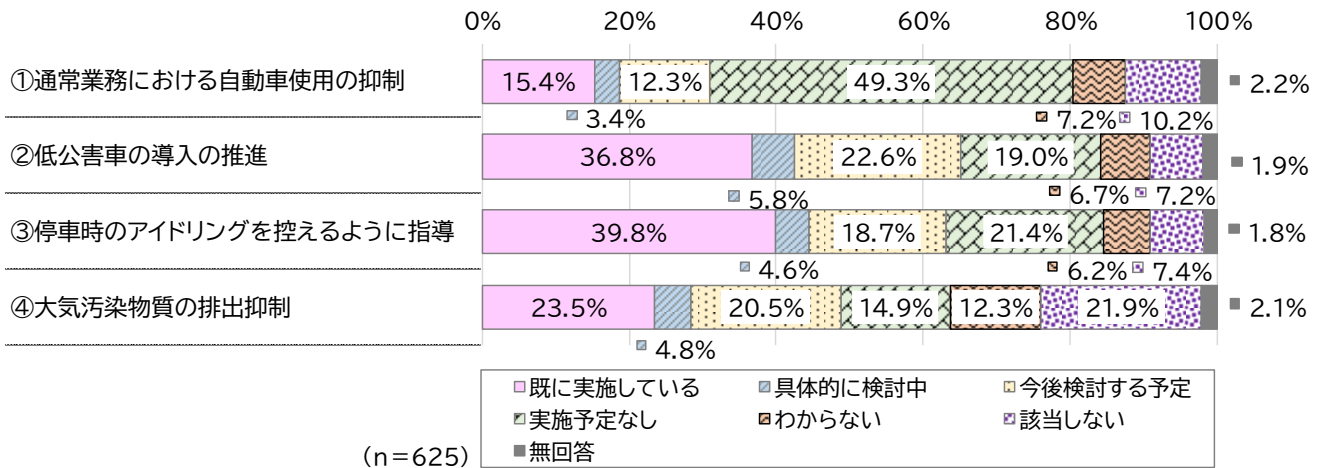


【実施・検討にあたっての問題点・理由】

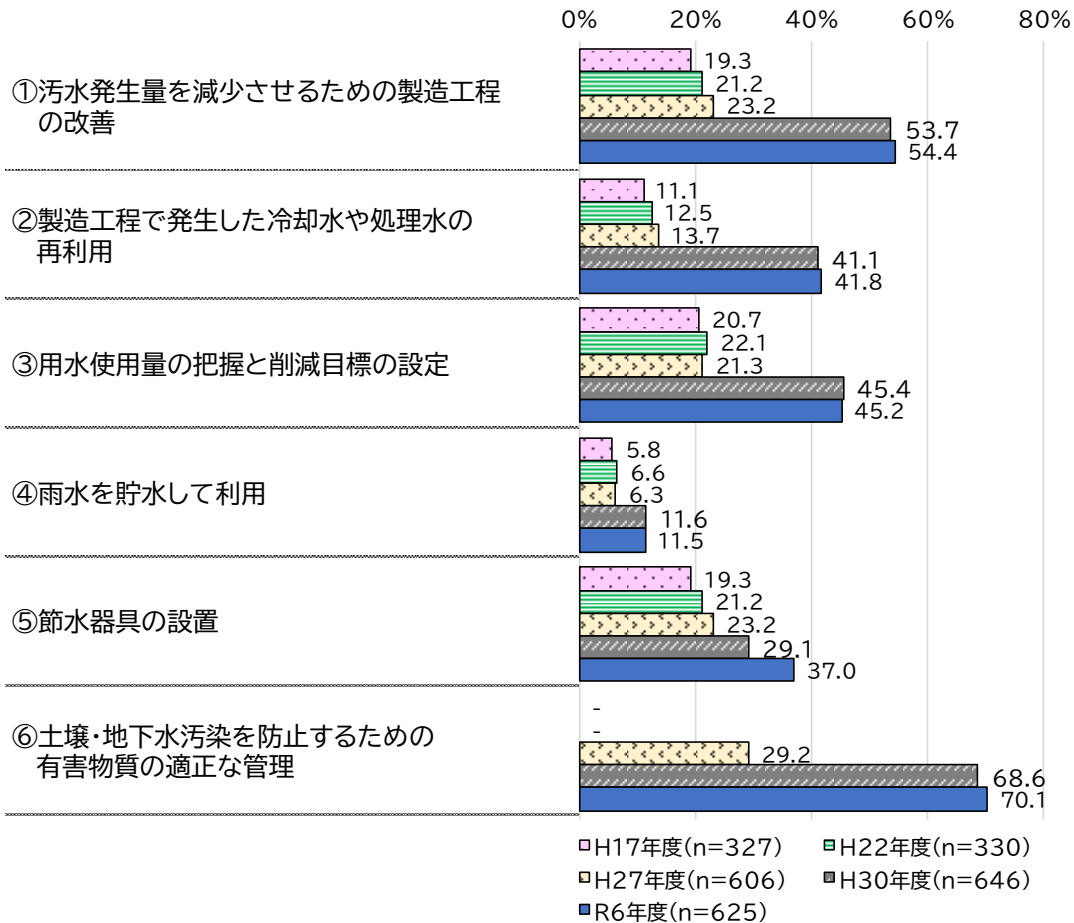
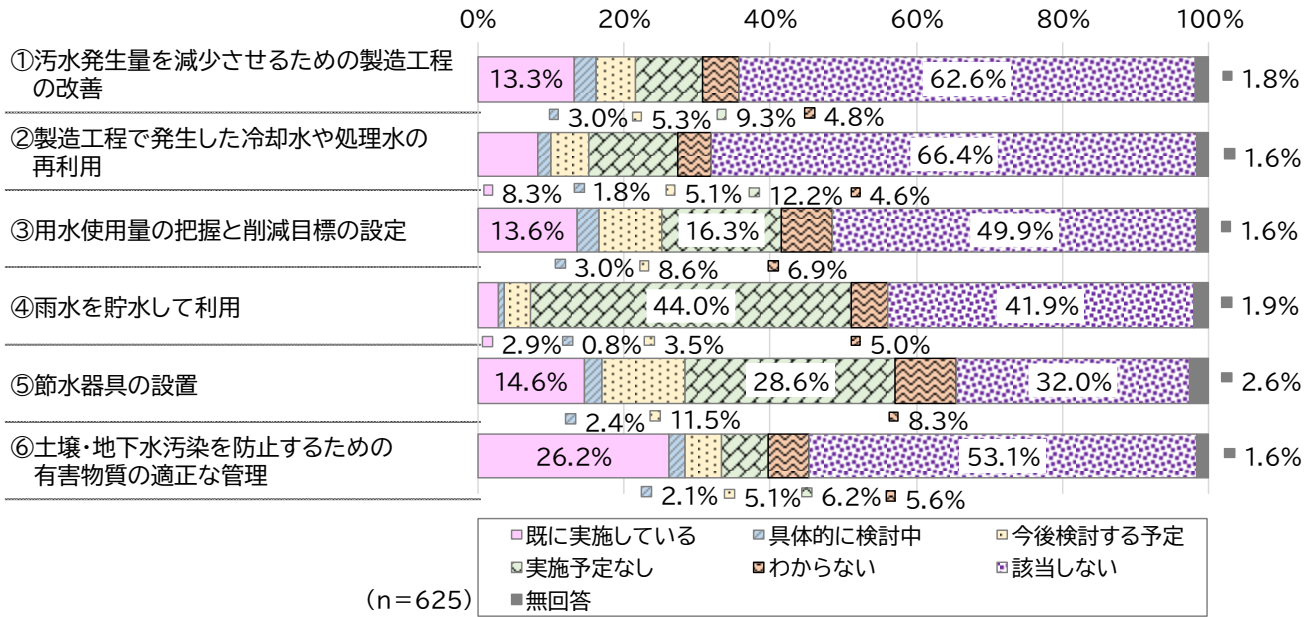


問 そのほか、貴事業所では、どのような環境保全の取組を実施していますか。
次の(1)から(6)までの項目について、あてはまる番号を1つだけ選び○をつけて
ください。

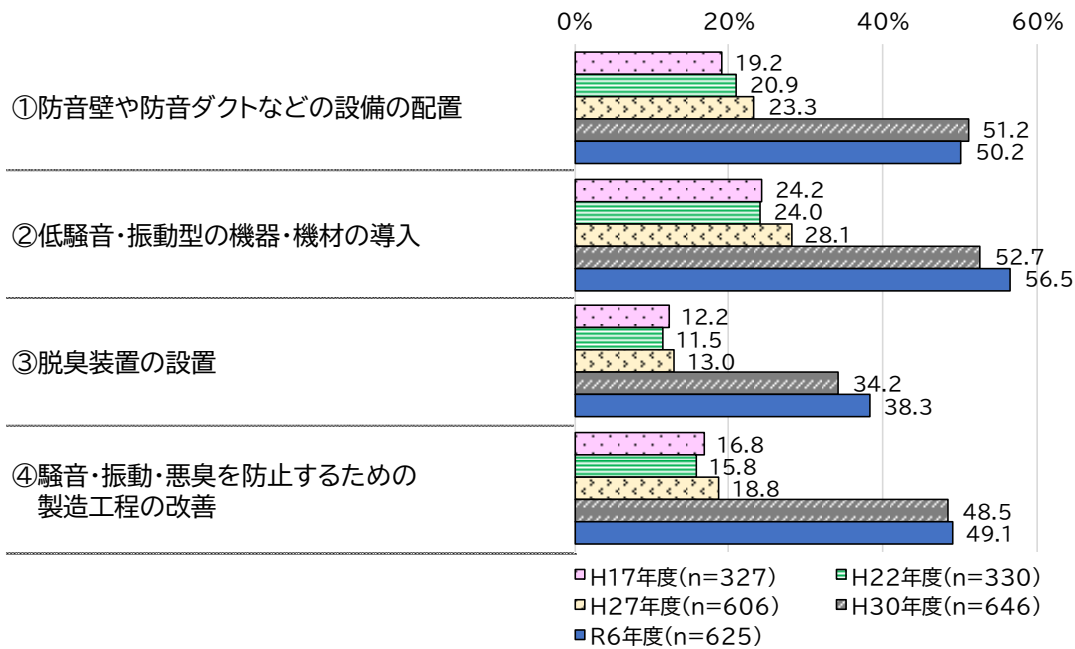
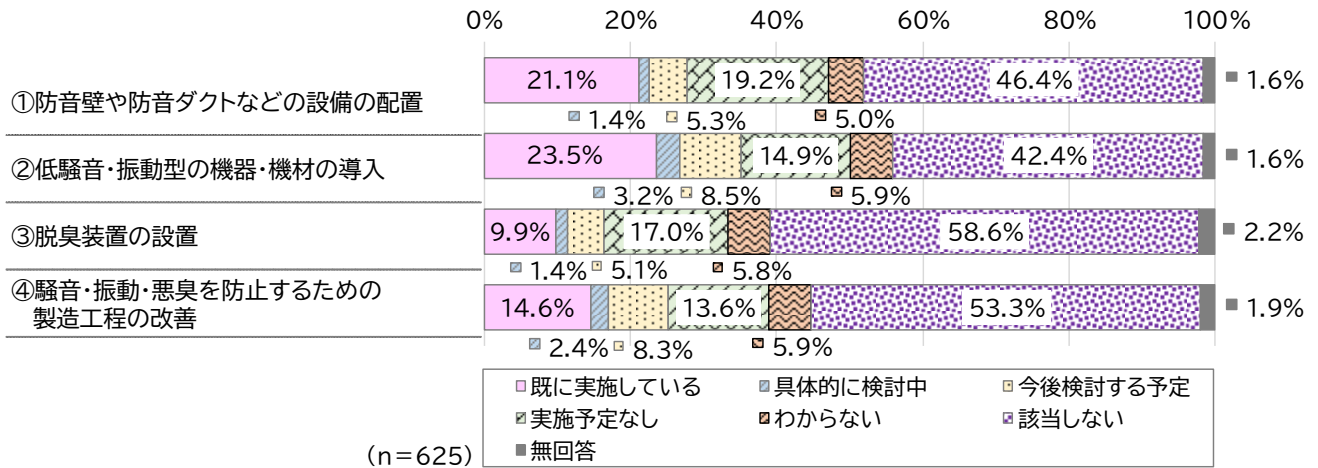
(1) 大気環境保全



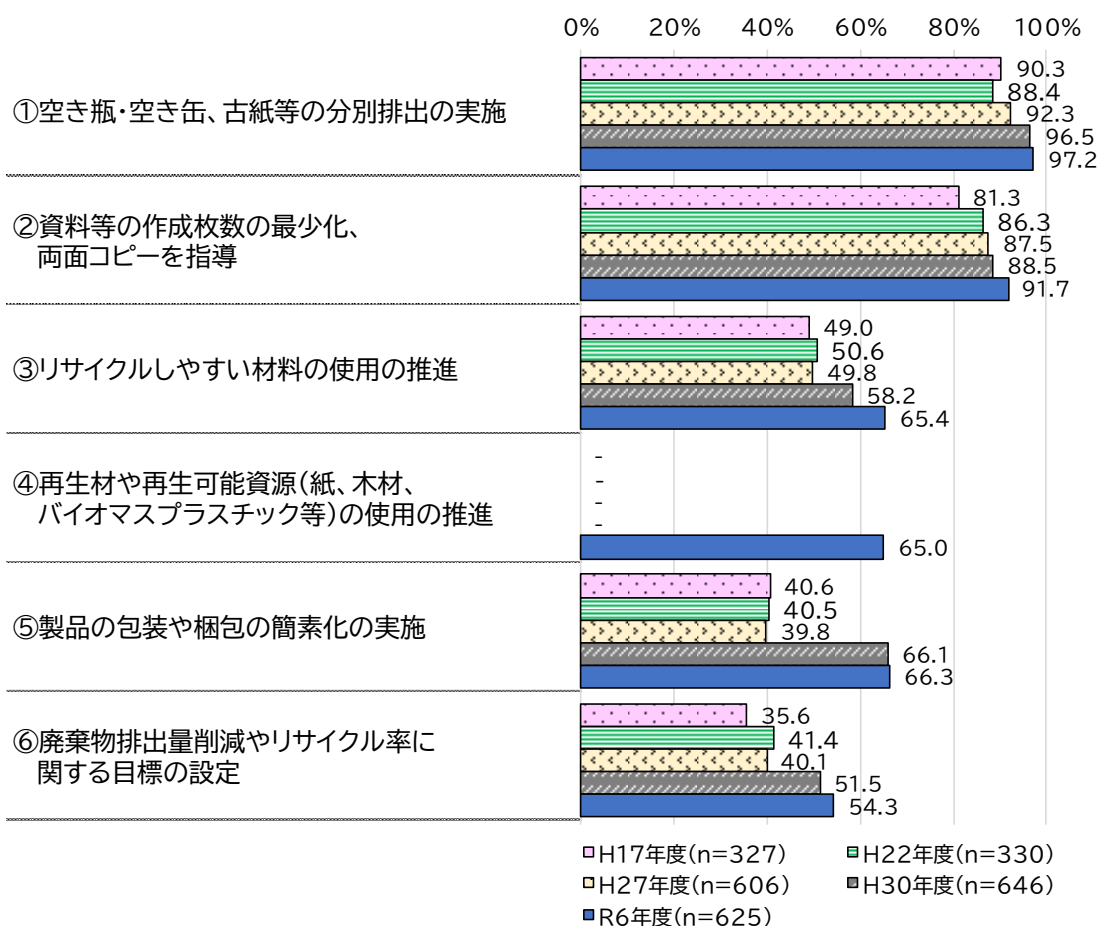
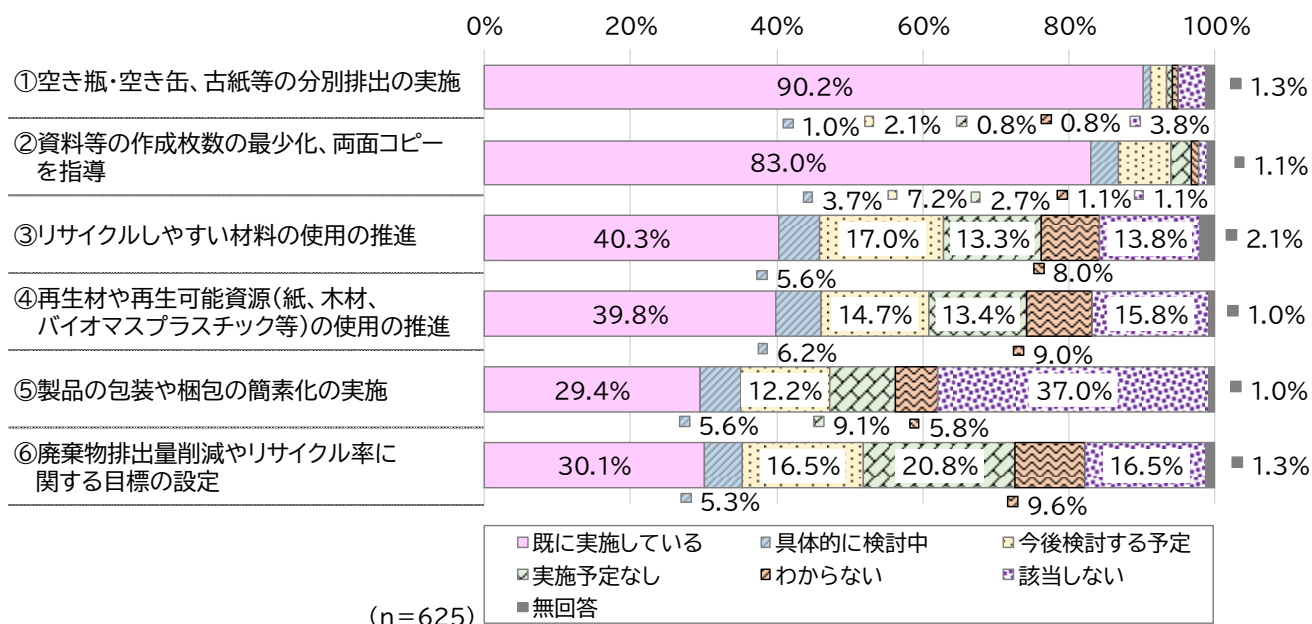
(2)水・土壌環境保全



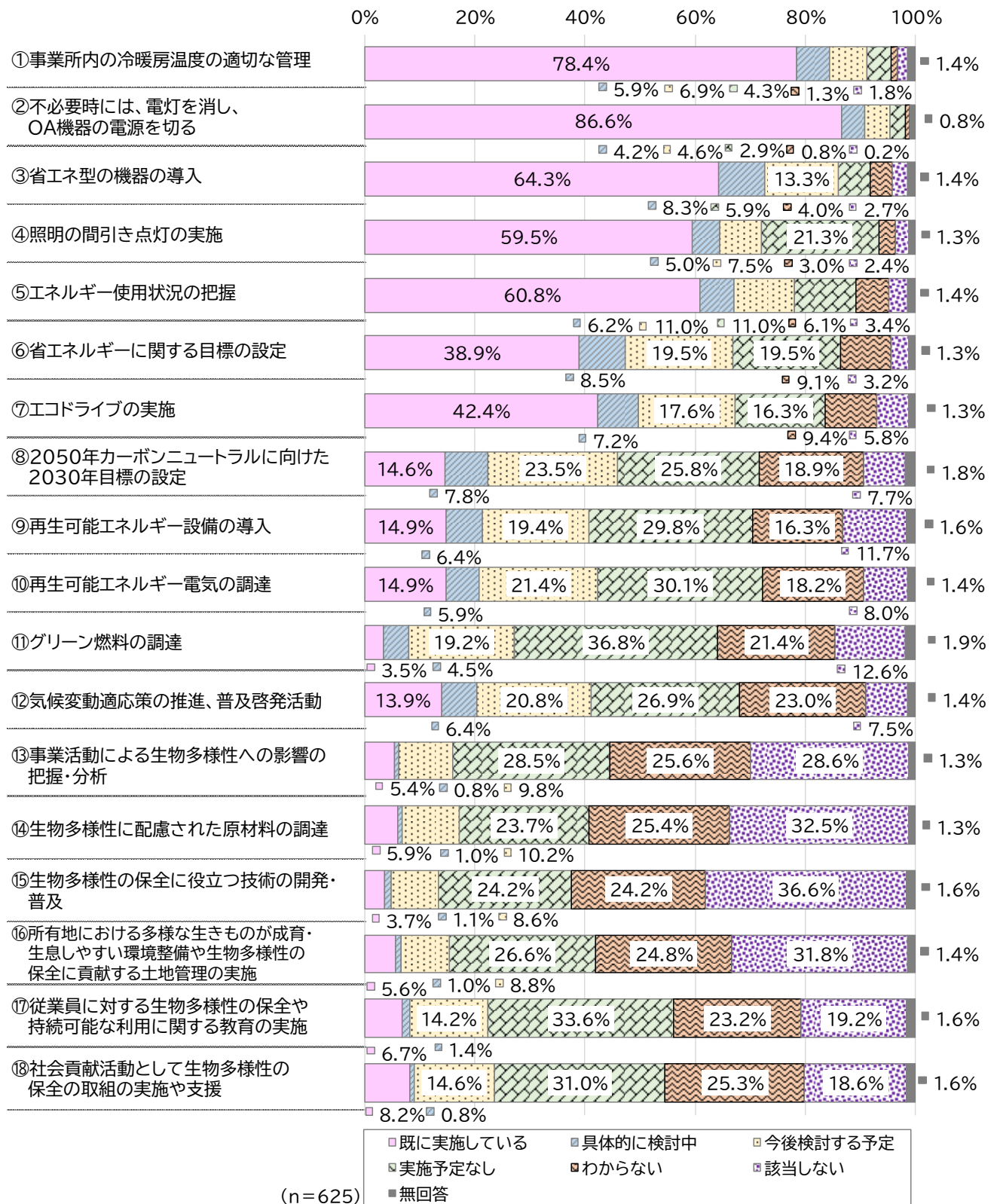
(3)騒音・振動・悪臭

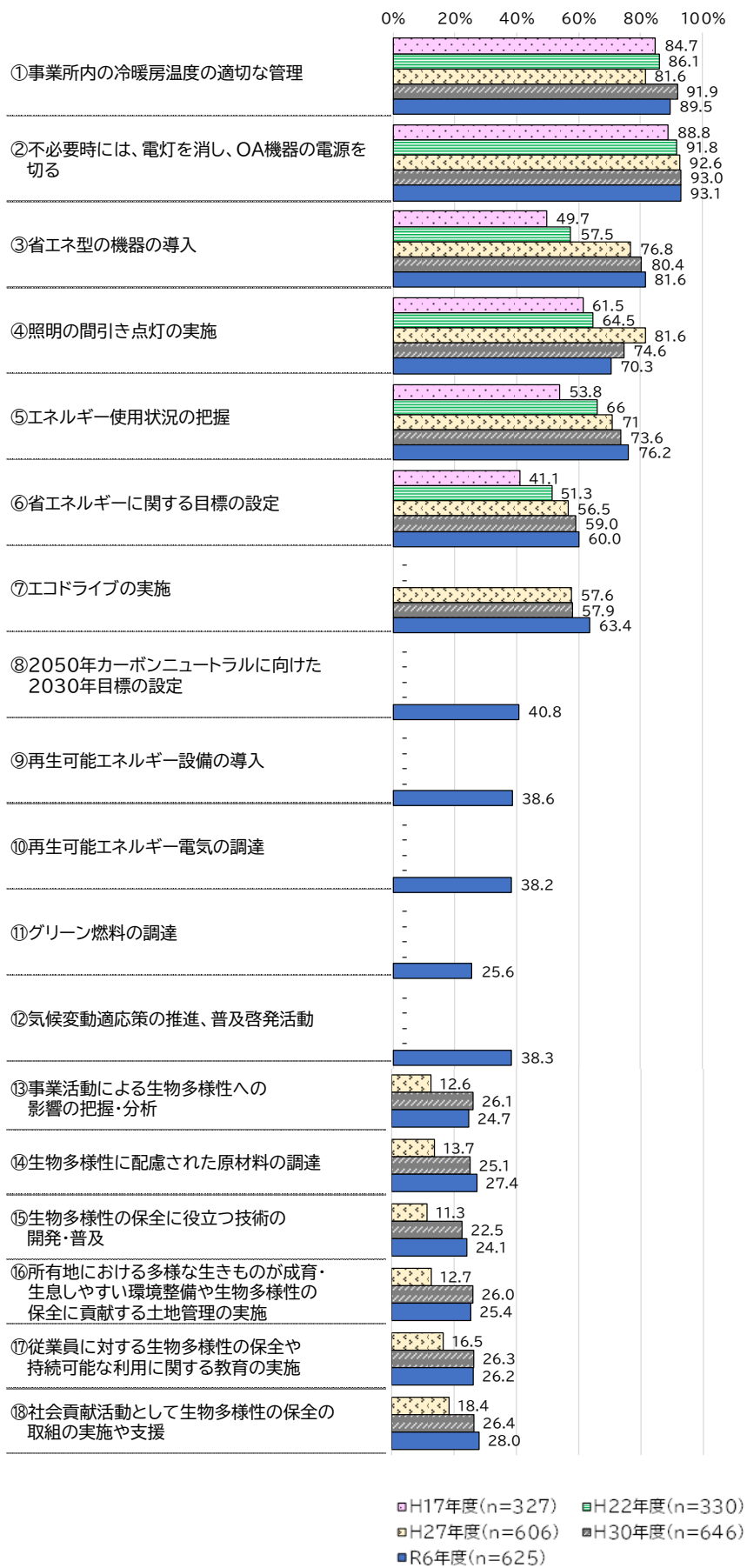


(4) 廃棄物の減量・リサイクル

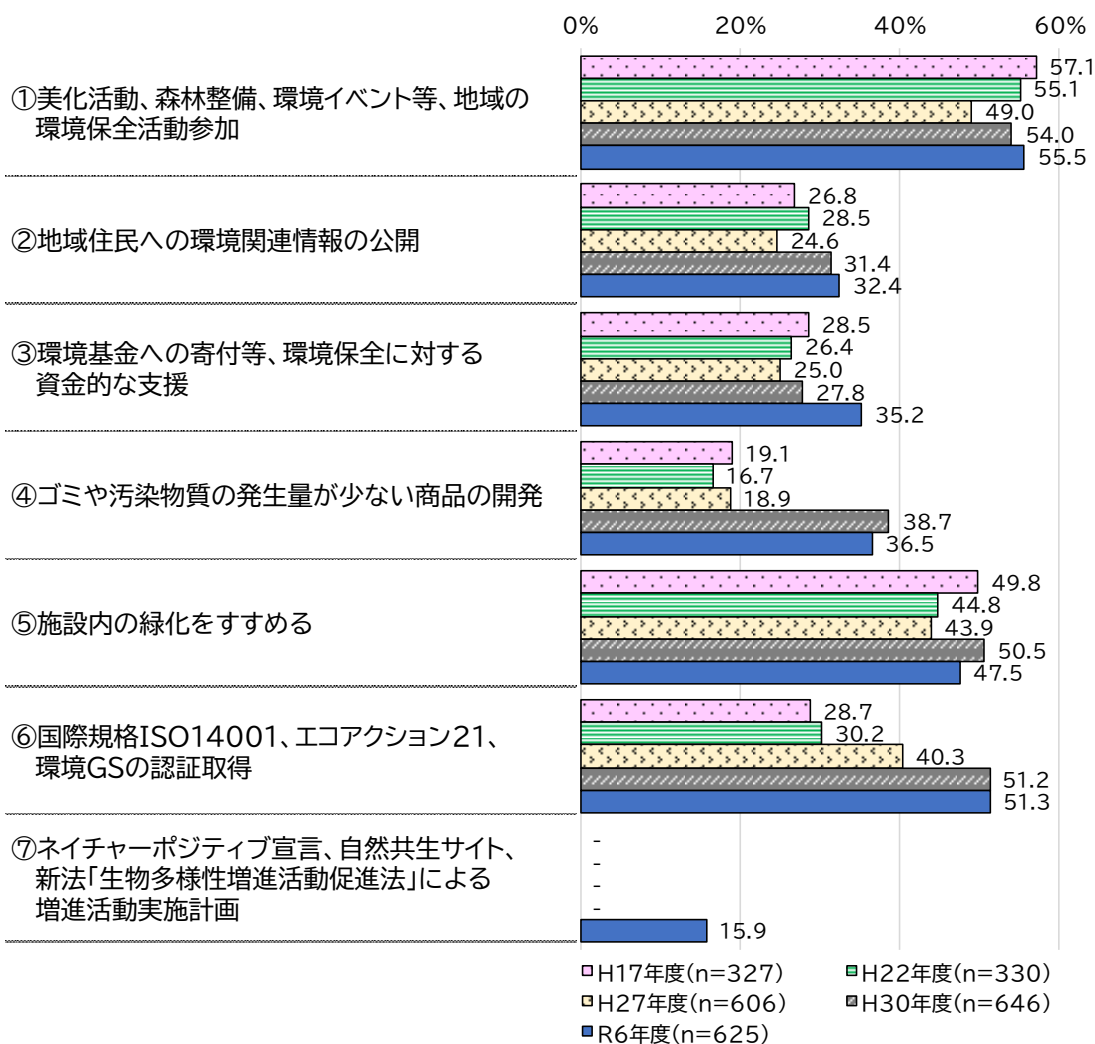
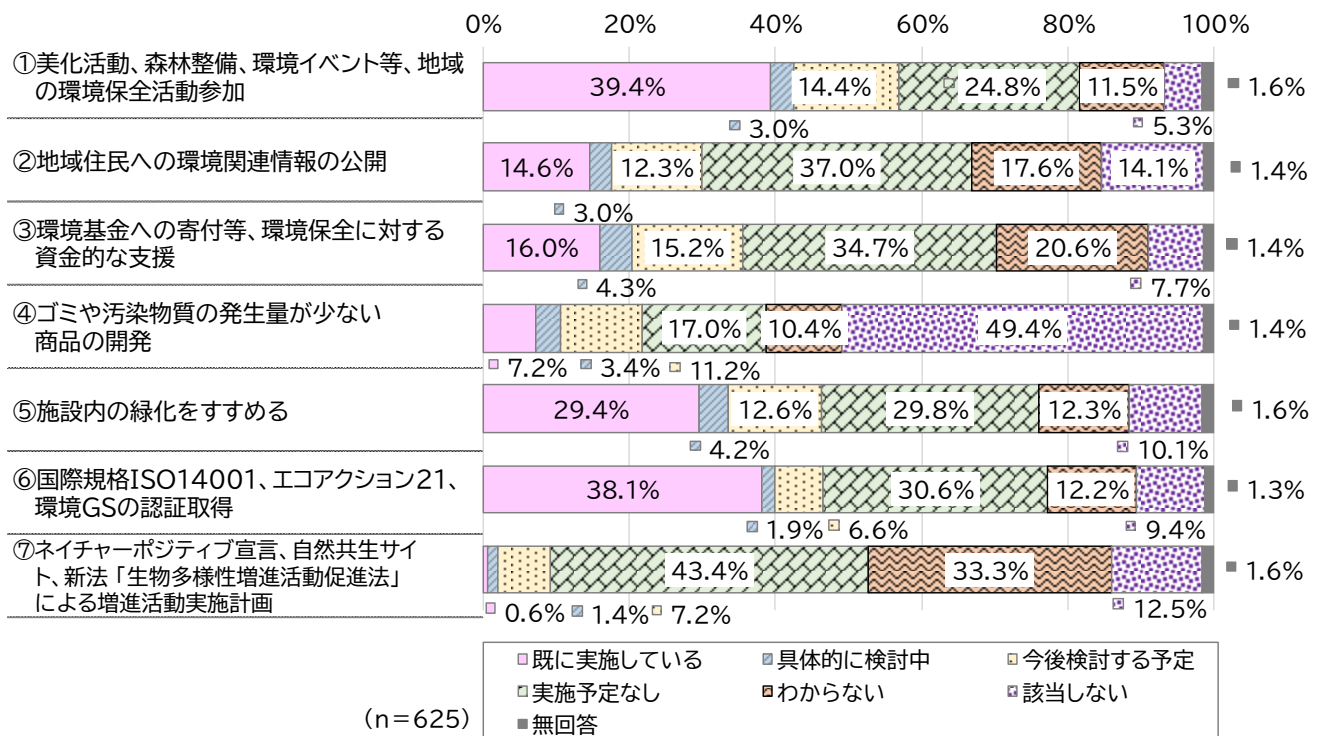


(5)地球環境保全・カーボンニュートラル・自然環境保全

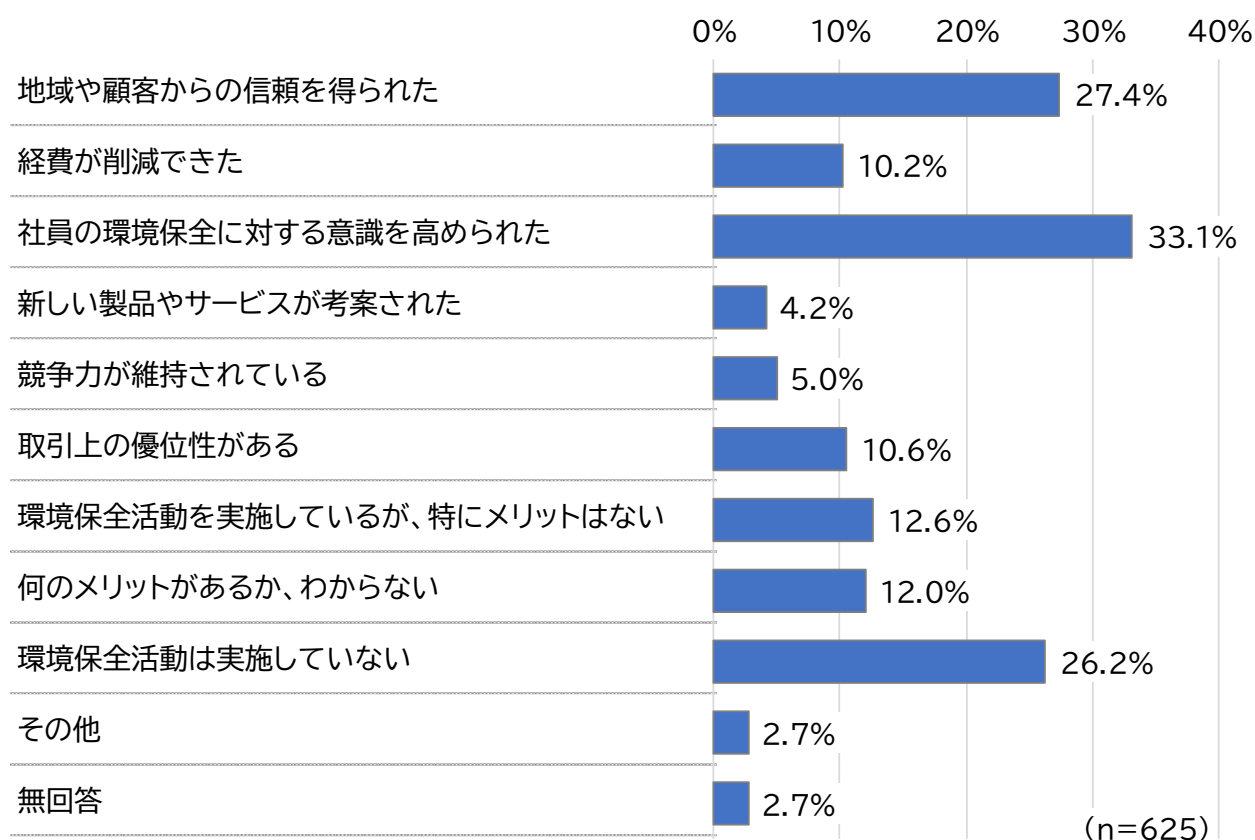


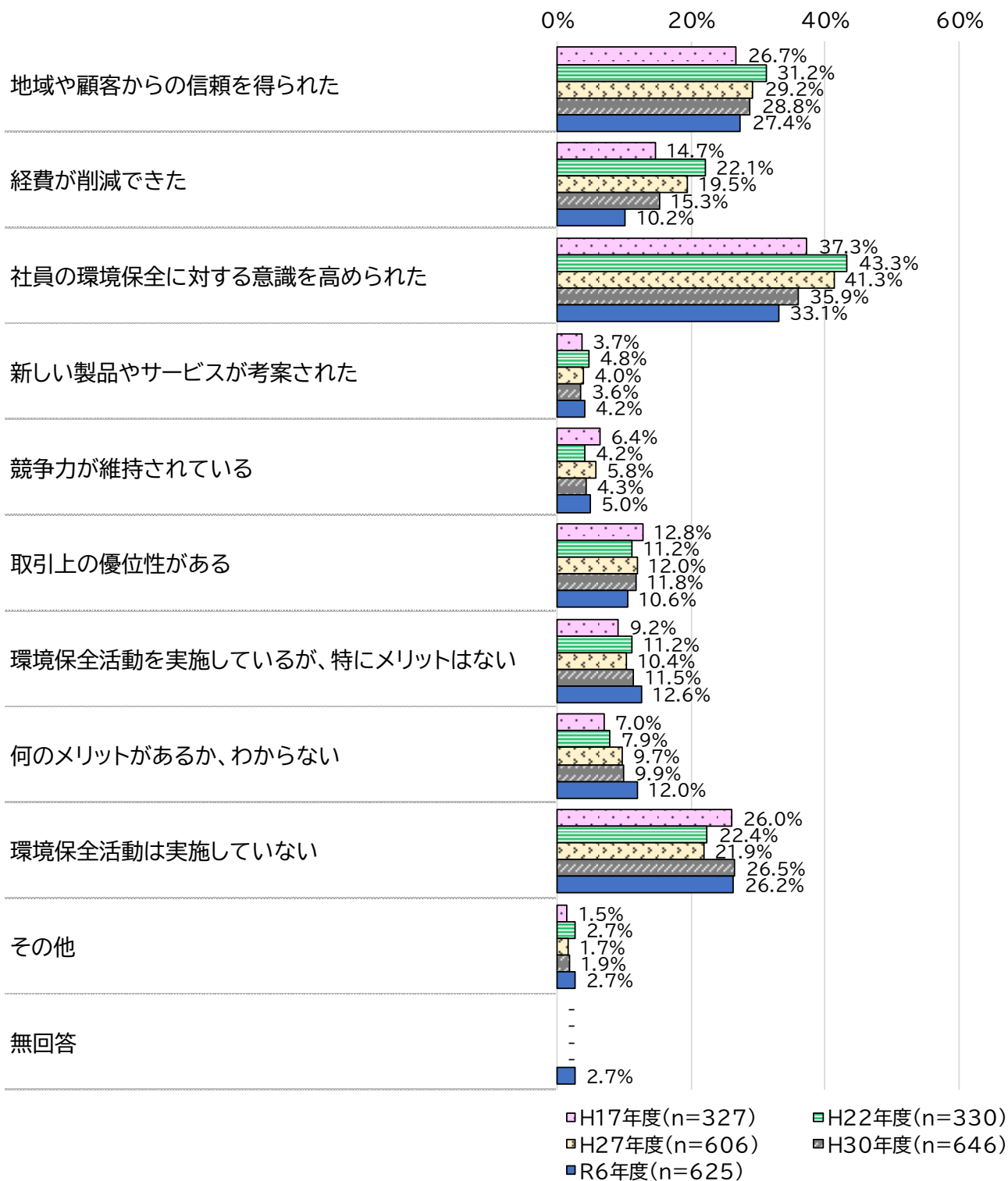


(6)活動その他



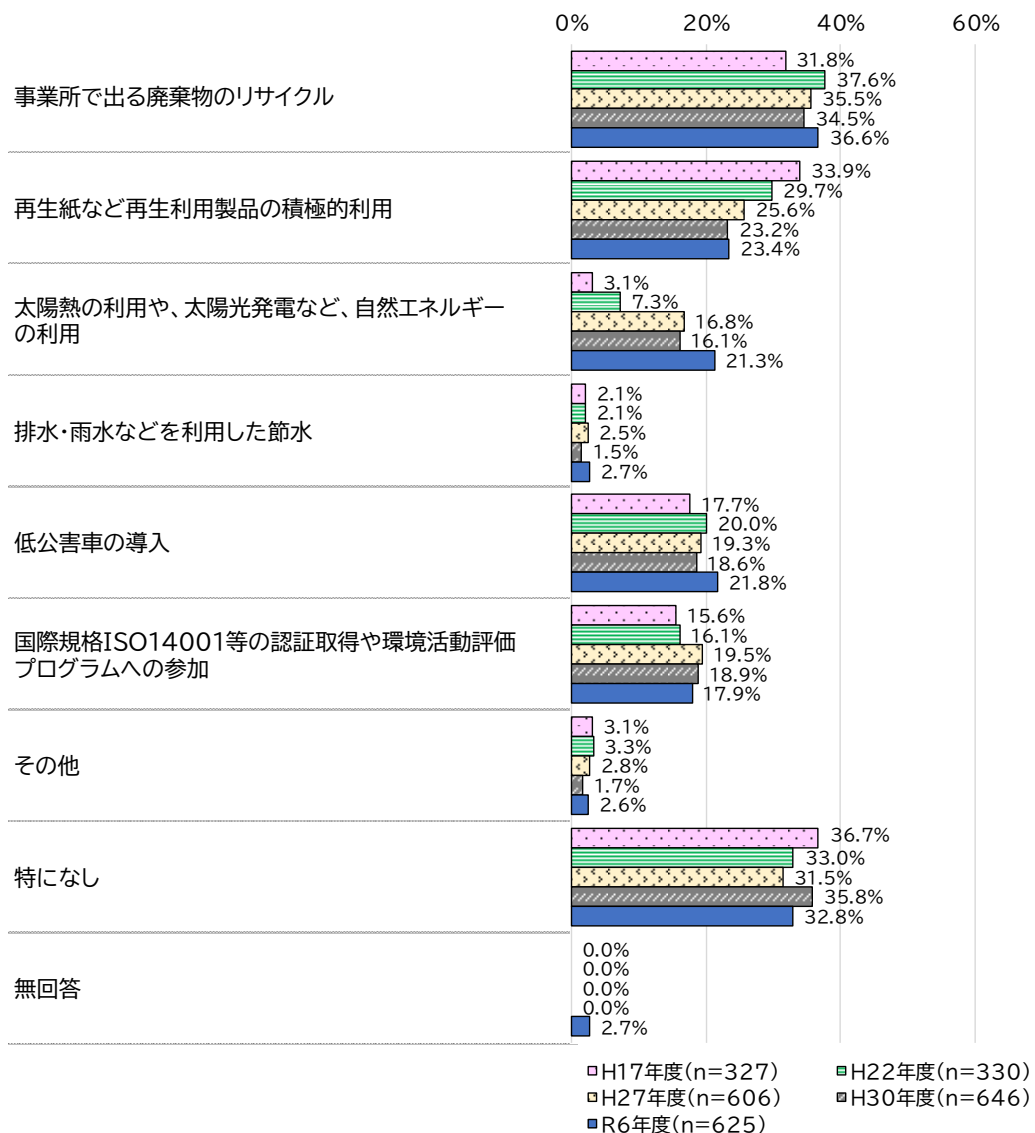
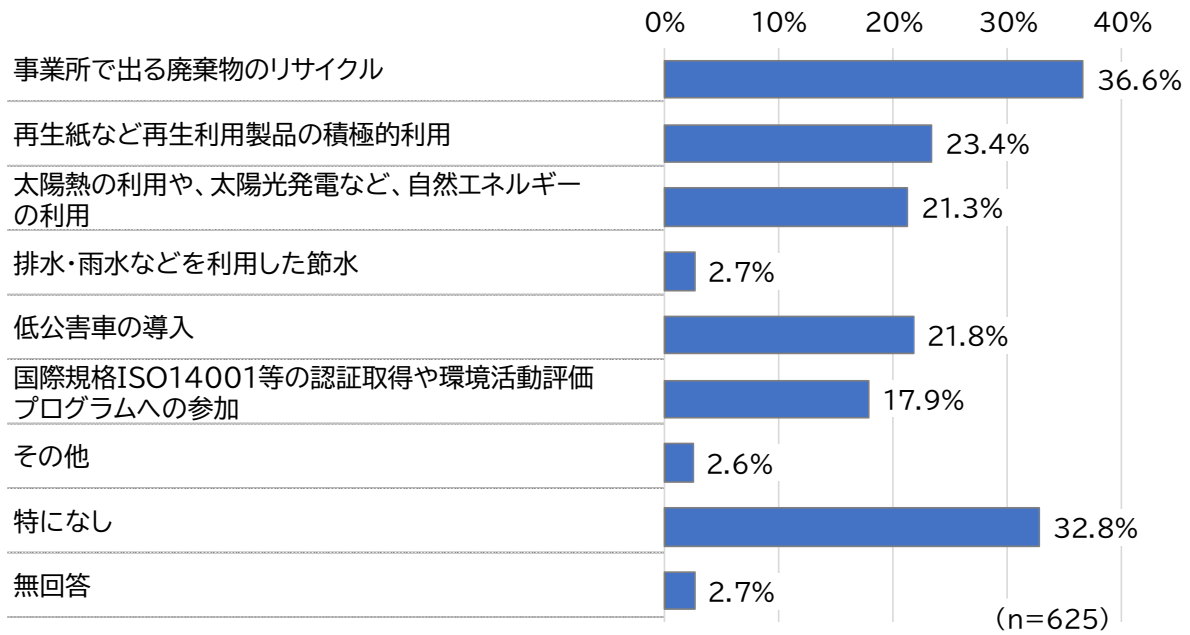
問 環境保全活動を実施して、得られているメリットはどのようなことですか。次の中から、あてはまる番号すべてに○をつけてください。(○はいくつでも)



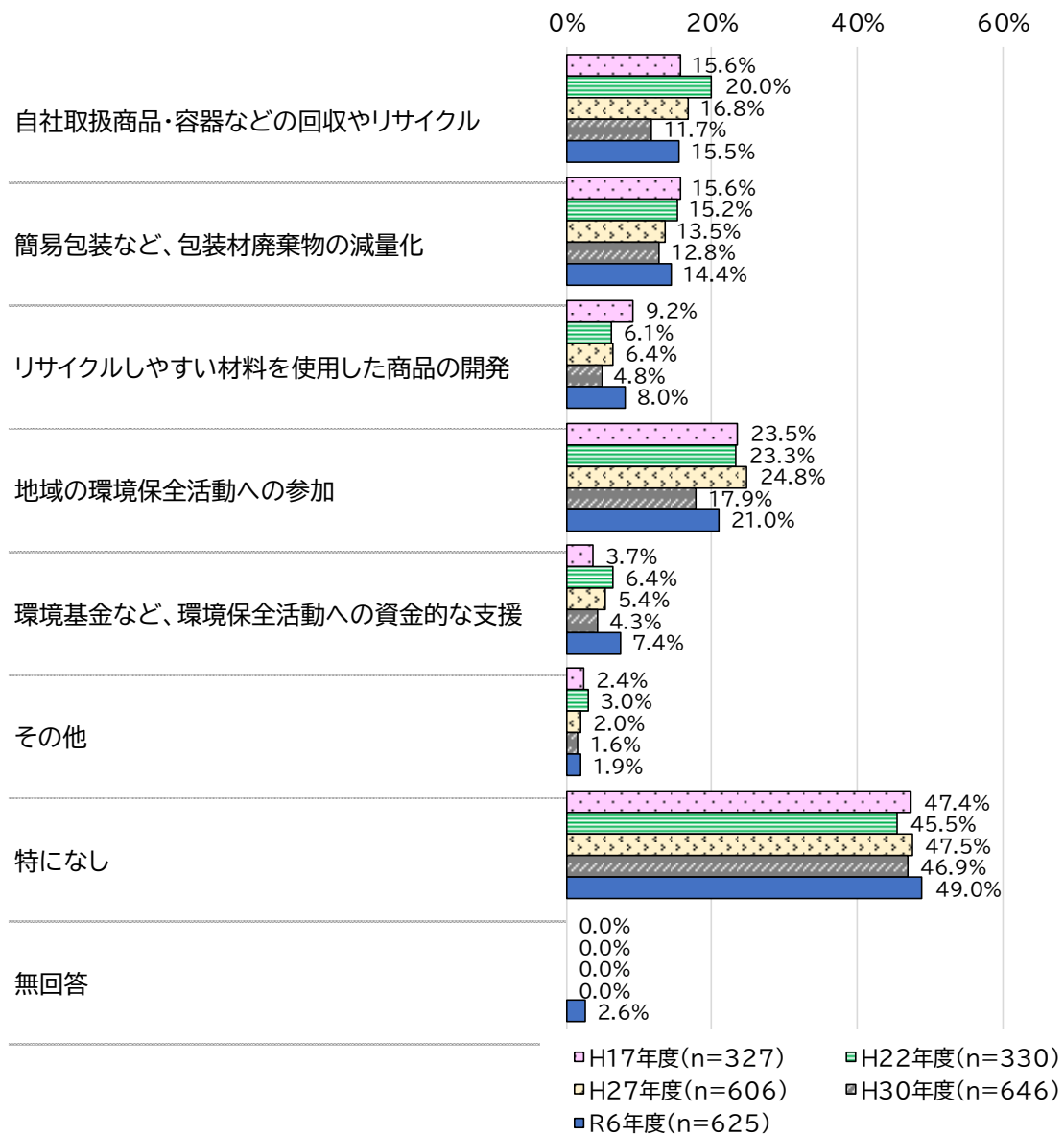
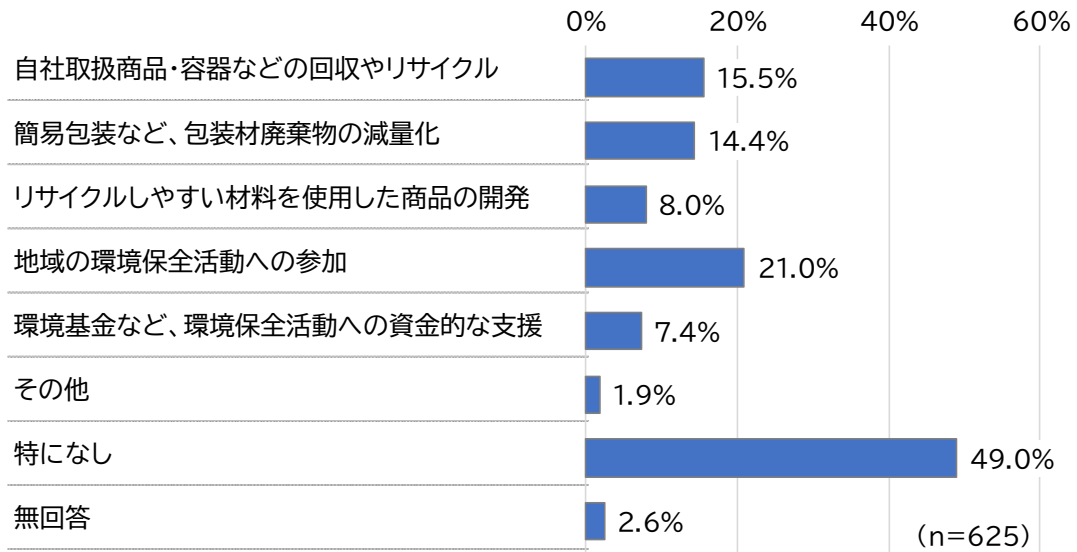


問 貴事業所が実施している環境保全活動で、消費者や取引先などにPRしたいものは何ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

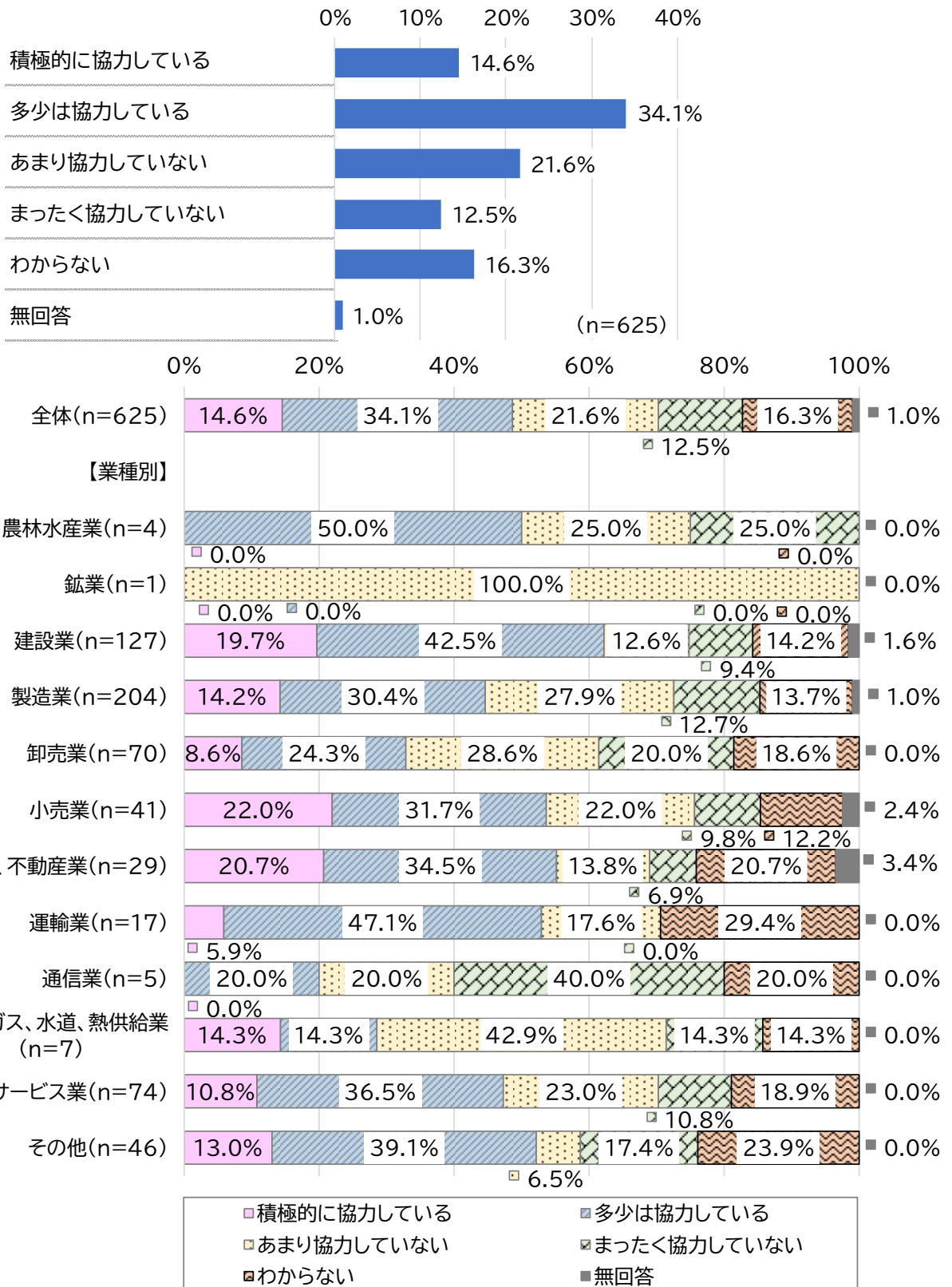
【事業所の内部での活動】

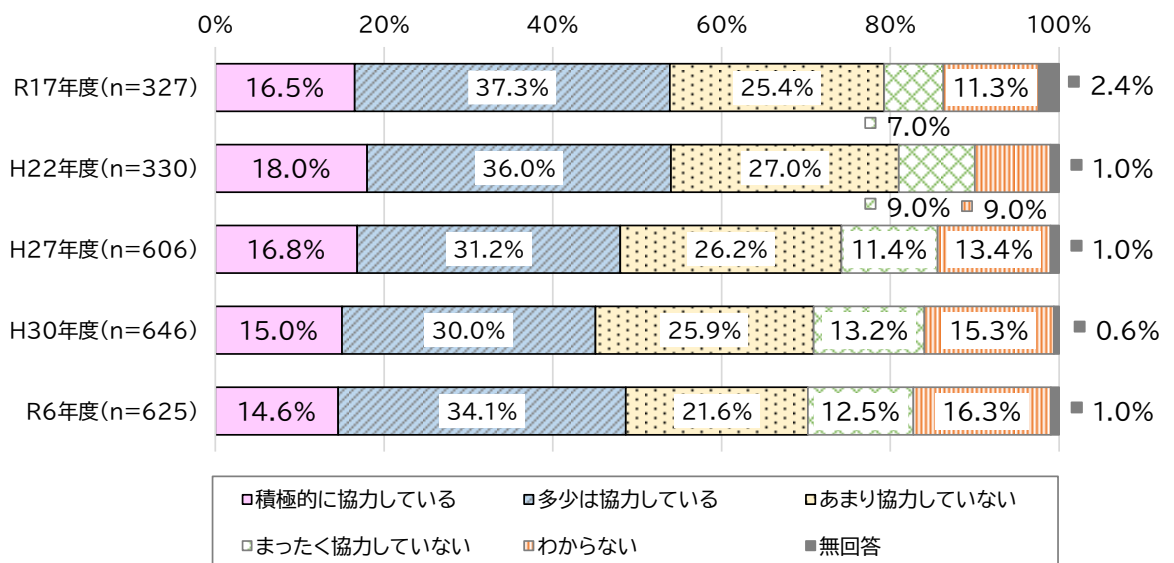
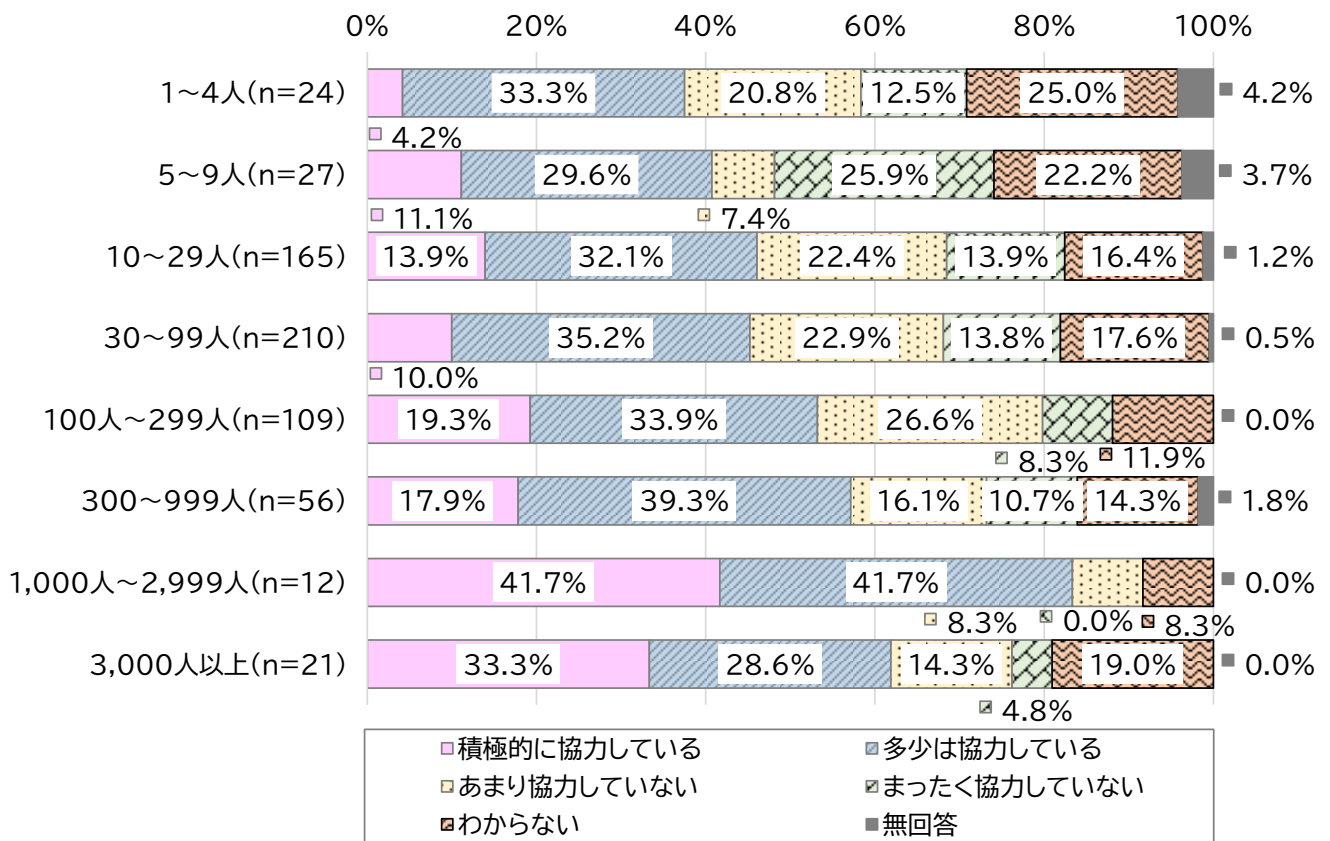


【消費者や取引先などに対する活動】

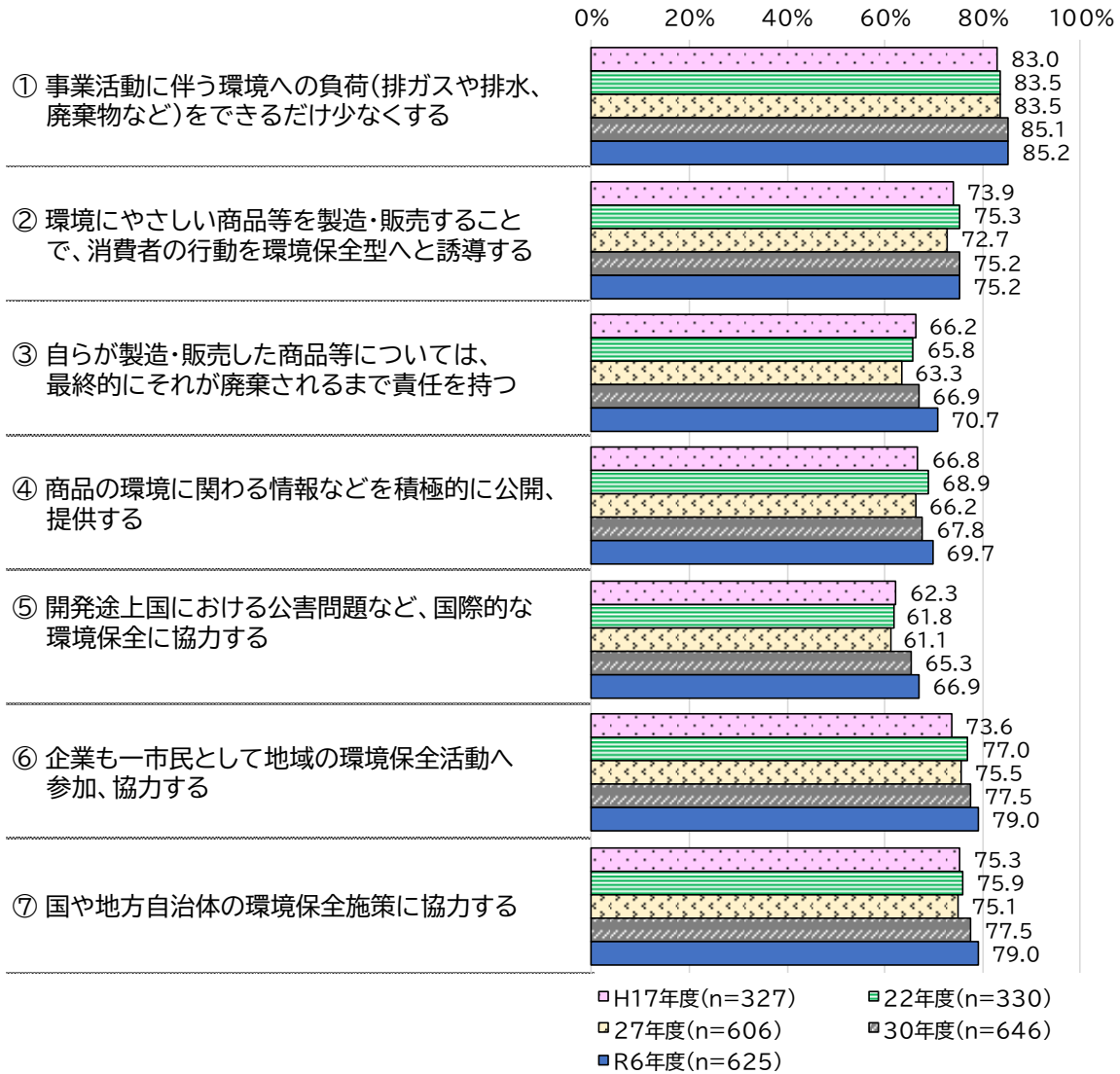
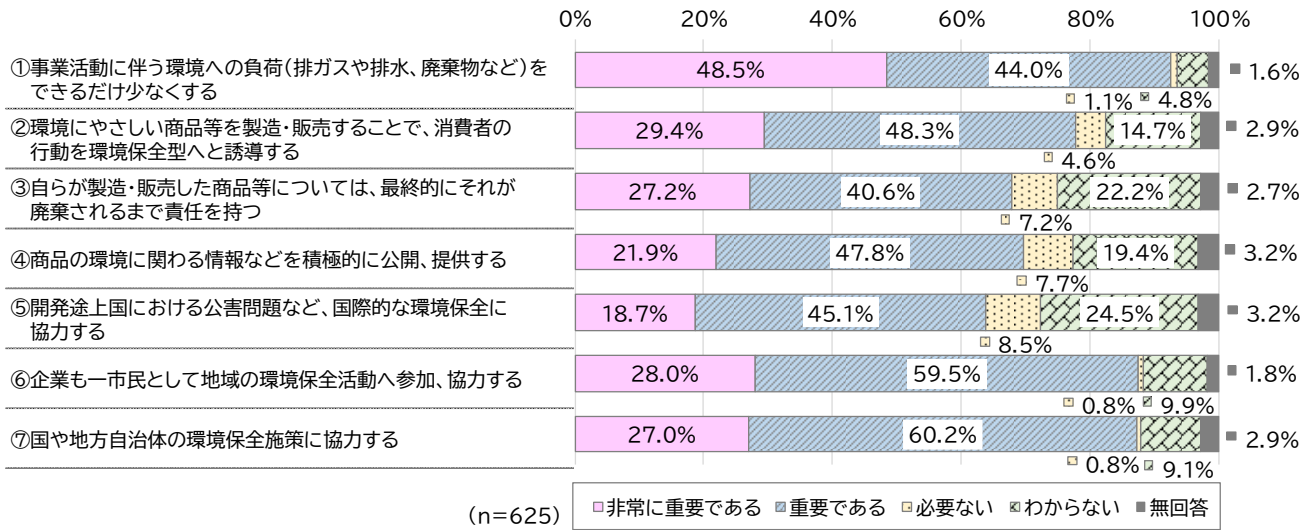


問 貴事業所では、環境保全活動に関して、社外の団体や地域社会へ協力していますか。あてはまる番号を1つだけ選び、○をつけてください。(○は1つ)





問 貴事業所では、環境保全に対する企業の役割について、どのようにお考えですか。それぞれの項目について、あてはまるものを1つ選び、○をつけてください。(○は1つ)



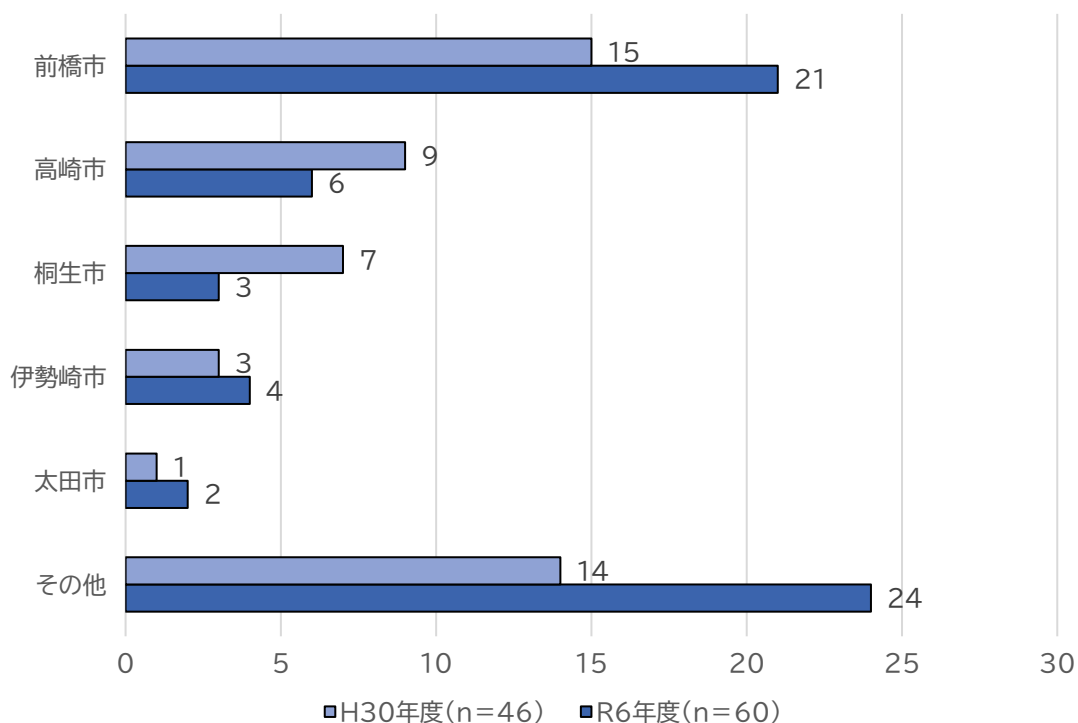
問 貴事業所では、今後、環境保全に対し、国や県などの行政にどのような対応を望みますか。(自由記述)

自由記述は97件であり、次表のとおり6つのカテゴリーに分けて集計しました。

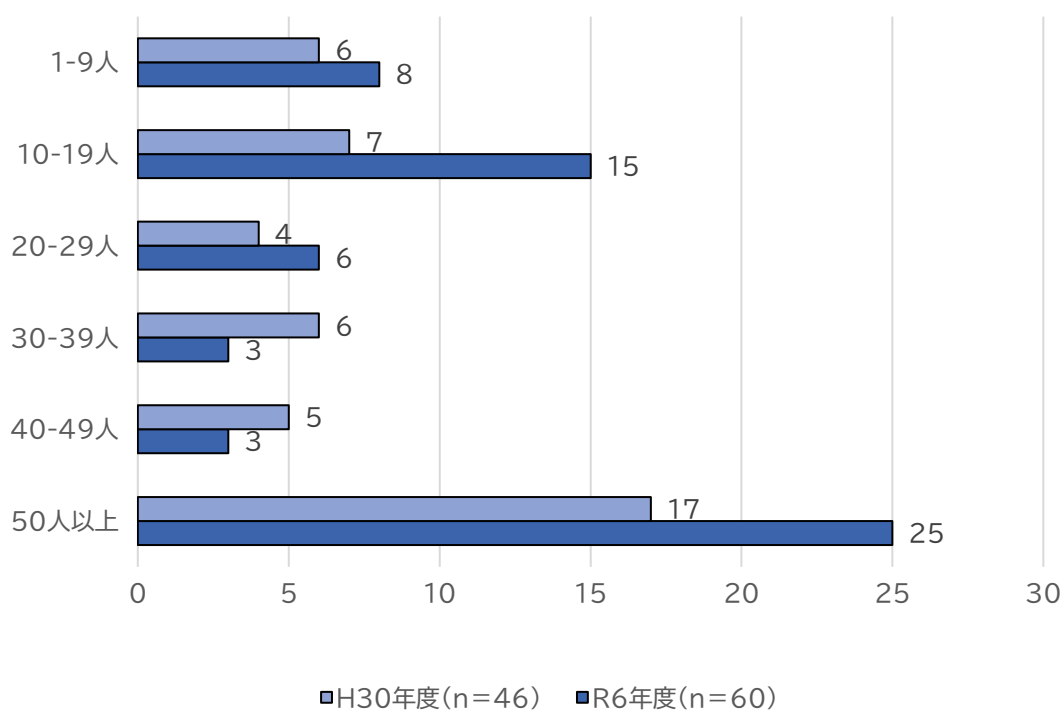
カテゴリー	件数
情報提供・指導・啓発	34
補助金や人的な支援	39
ルール・制度の見直し・簡素化・効率化	15
事務・事業の強化	3
研究・開発の推進	1
その他	5
合計	97

4 環境団体アンケート(抜粋)

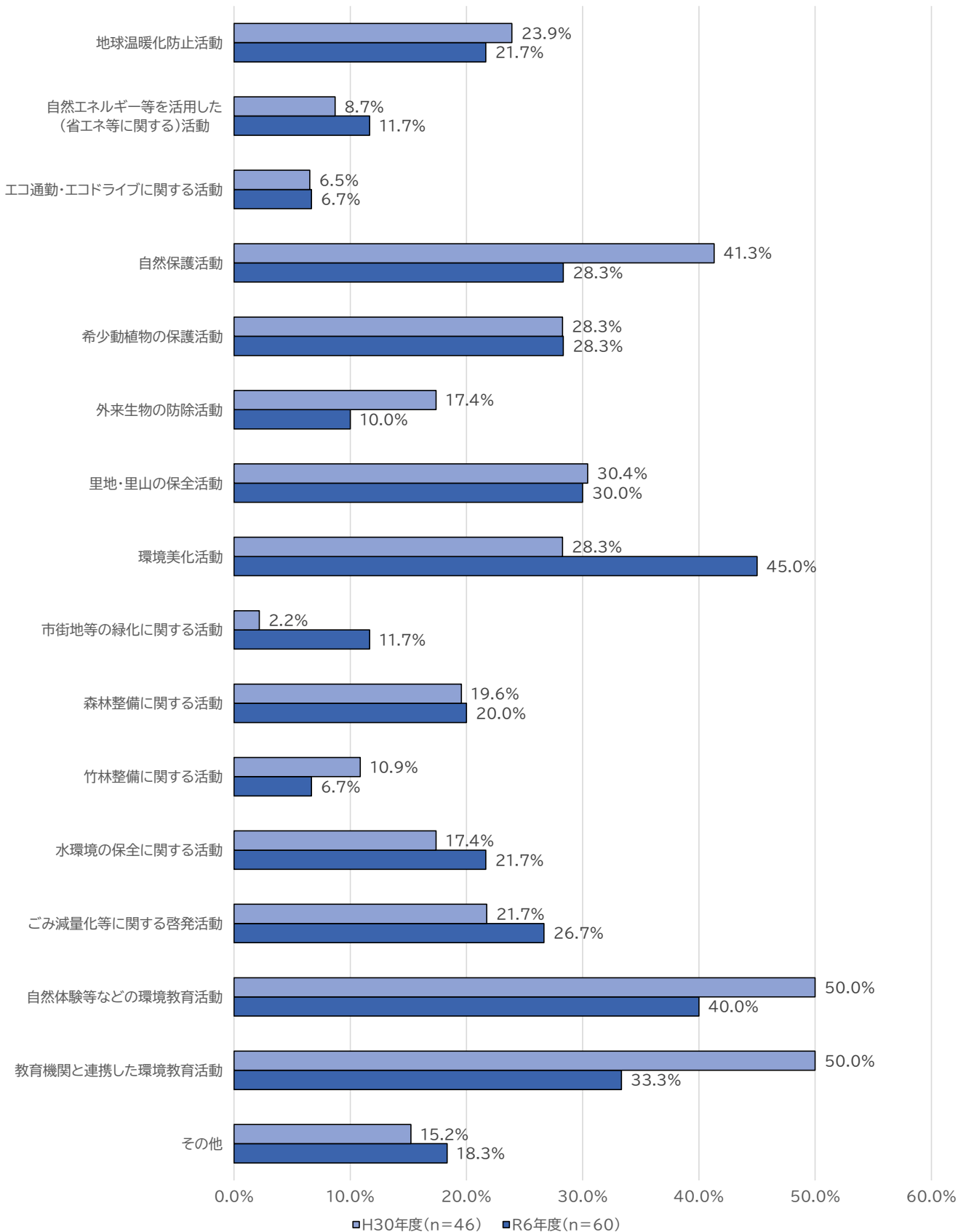
問 貴団体の所在地（事務所）はどこにありますか。あてはまる番号を1つ選び、回答欄に記入してください。



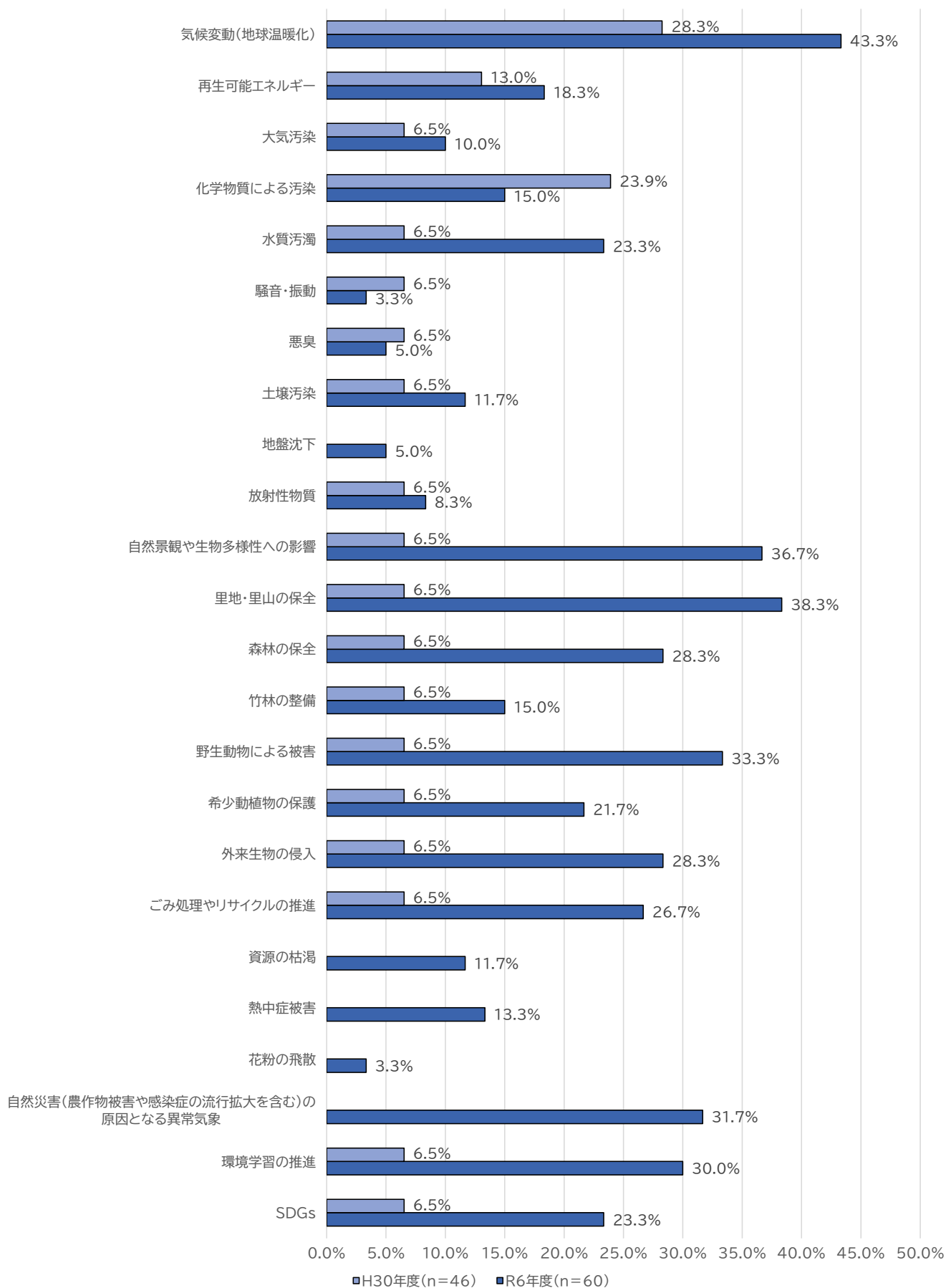
問 貴団体の会員数をお答えください。



問 貴団体では、どのような環境活動を実施していますか。次の中からあてはまるものを回答してください。（複数回答）



問 貴団体が関心のある環境関係の話題等について、おうかがいします。
 貴団体が、現在の活動以外で関心を持っている環境分野は何ですか。（複数回答）



群馬県環境審議会委員名簿

1 群馬県環境審議会 委員

選任方法	氏名	役職名	校正分野	備考	敬称略
学識経験者	阿久津 さとみ	烏川流域森林組合係長	林業		
	飯島 明宏	高崎経済大学地域政策学部教授	大気保全		
	伊藤 司	群馬大学大学院理工学府准教授	衛生工学		
	鶴崎 賢一	群馬大学大学院理工学府准教授	河川工学		
	大澤 真奈美	群馬県立県民健康科学大学看護学部教授	公衆衛生		
	大平 真紀子	生活協同組合パルシステム群馬理事長	消費生活		
	須田 聡子	上毛新聞社経営企画室室長	ジャーナリスト		
	谷村 嘉恵	群馬工業高等専門学校環境都市工学科教授	環境工学		
	土倉 泰	前橋工科大学工学部教授	地盤工学		副会長
	西村 淑子	群馬大学情報学部教授	法律(環境法)		会長
	笛木 京子	環境カウンセラーぐんま	環境教育(地域活動)		
	丸山 真一	群馬大学大学院理工学府教授	騒音・振動		
	宮崎 沙織	群馬大学共同教育学部准教授	環境教育		
	宮里 直樹	群馬工業高等専門学校環境都市工学科教授	環境工学		
山本 芳弘	高崎経済大学経済学部教授	環境経済			
吉井 広始	群馬県自然環境調査研究会会員	生態系			
団体推	天笠 淳家	JA群馬中央会副会長理事	JA群馬中央会推薦		
	星野 美価	前橋商工会議所女性会理事	群馬県商工会議所連合会推薦		
	星野 稔	沼田市長	群馬県市長会推薦		
公募委員	梅山 さやか	太田酒類食品有限会社			
	富岡 賢洋	高崎工業高校定時制臨時的任用教員			
	高木 優羽	高崎商科大学			
	田中 美咲	共愛学園前橋国際大学			
専門員	板橋 英之	群馬大学大学院理工学府教授	環境化学		
	西菌 大実	前橋工科大学理事長	温暖化対策		

2 群馬県環境審議会環境基本計画部会 委員

氏名	役職名	校正分野	備考	敬称略
西村 淑子	群馬大学情報学部教授	法律(環境法)	部会長	
飯島 明宏	高崎経済大学地域政策学部教授	大気保全	職務代理	
阿久津 さとみ	烏川流域森林組合係長	林業		
笛木 京子	環境カウンセラーぐんま	環境教育(地域活動)		
吉井 広始	群馬県自然環境調査研究会会員	生態系		
西菌 大実	前橋工科大学理事長	温暖化対策	専門委員	
梅山 さやか	太田酒類食品有限会社		公募委員	
富岡 賢洋	高崎工業高校定時制臨時的任用教員		公募委員	
高木 優羽	高崎商科大学		公募委員	
田中 美咲	共愛学園前橋国際大学		公募委員	

群馬県環境基本計画策定の経過

- 1 群馬県環境基本計画の策定（1997(平成9)年2月)
- 2 群馬県環境基本計画2001-2005の策定（2001(平成13)年3月)
- 3 群馬県環境基本計画2006-2015の策定（2006(平成18)年3月)
- 4 群馬県環境基本計画2011-2015の策定（2011(平成23)年3月)
- 5 群馬県環境基本計画2016-2019の策定（2016(平成28)年3月)
- 6 群馬県環境基本計画2021-2030の策定（2021(令和3)年3月)
- 7 群馬県環境基本計画2021-2030の見直し（2026(令和8)年3月）
 - 2024(令和6)年9月12日 環境問題に関する意識アンケート調査実施(～10月4日)
 - 2025(令和7)年6月23日 群馬県環境審議会(第1回)・環境基本計画部会(第1回)
 - 2025(令和7)年10月24日 群馬県環境審議会環境基本計画部会(第2回)
 - 2025(令和7)年11月11日 群馬県環境審議会(第2回)
 - 2025(令和7)年12月26日 パブリックコメント募集(～1月24日)
 - 2026(令和8)年1月15日 群馬県環境審議会環境基本計画部会(第3回)
 - 2026(令和8)年1月23日 群馬県環境審議会(第3回)・答申
 - 2026(令和8)年3月18日 群馬県議会議決

群馬県環境基本条例

平成八年十月二十一日条例第三十六号

改正

平成十一年一二月二二日条例第七二号

平成十二年 三月二三日条例第五〇号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策（第九条—第二十四条）

第三章 地球環境保全の推進等（第二十五条）

第四章 良好な環境の保全及び創造を図るための推進体制等（第二十六条—第二十八条）

附則

私たちのふるさと群馬は、豊かな森林、美しい山々、清らかに澄んだ川の流れなどのすばらしい自然に恵まれ、多種多様な動植物が生息している。また、古代からの歴史的文化的な遺産も多く、全国に誇る良好な環境に恵まれている。

しかしながら、近年の社会経済活動の進展は、私たちの生活の利便性を高める一方で、生活環境の悪化や豊かな自然の減少をもたらし、人類共通の生存基盤である地球の環境に対してまでも深刻な影響を及ぼすようになってきている。

環境は、祖先から贈られたものであると同時に子孫からの預かりものである。私たちは、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐ責務を有している。

その責務を果たすために、私たちは、すべての世代にわたり、一人一人が、水や森林などの地球上の資源は有限であることに思いをめぐらし、日常生活や事業活動などあらゆる活動において環境に配慮するとともに、環境への負荷が少なく持続的に発展することのできる循環型社会を築くことに積極的に取り組まなければならない。

ここに、私たち県民は、共に力を合わせ、また、広く県域を超えた協力を確保しつつ、良好な環境の保全及び創造を図り、うるおいとやすらぎに満ちた群馬を築くため、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、良好な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

一部改正〔平成十一年条例七二号〕

（定義）

第二条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第三条 良好な環境の保全及び創造は、県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともにその環境が将来の世代へ継承されるように適切に行われなければならない。

2 良好な環境の保全及び創造は、すべての者が自主的かつ積極的に環境への負荷を低減することその他の行動に取り組むことにより持続的に発展することができる県土が構築されることを旨として行われなければならない。

3 地球環境保全は、地域の環境が地球の環境と深くかかわっていることにかんがみ、日常生活、事業活動その他の人の活動において積極的に推進されなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、良好な環境の保全及び創造を図る上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策について支援するように努めるものとする。

第五条 削除

削除〔平成一一年条例七二号〕

（事業者の責務）

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他良好な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

一部改正〔平成一一年条例七二号〕

（県民の責務）

第七条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

一部改正〔平成一一年条例七二号〕

(年次報告等)

第八条 知事は、毎年、議会に、環境の状況及び県が良好な環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 知事は、毎年、前項の報告に係る環境の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを議会に提出しなければならない。

第二章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の策定等に係る指針)

第九条 県は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に推進するものとする。

一 環境に関する情報提供の充実、環境教育及び環境学習の振興等により、環境に責任を持つ人づくりを行うこと。

二 豊かな自然の保全及び創造並びにその持続可能な利用並びに環境と調和できる地域形成、環境に配慮した社会基盤整備等により、自然と共生できる地域づくりを行うこと。

三 公害の未然防止、省資源及び省エネルギーの推進、廃棄物の適正処理及び減量化の推進等により、環境への負荷の少ない循環型社会づくりを行うこと。

四 行政、事業者及び県民の役割分担と参加のための仕組みづくりを行うこと。

(環境基本計画)

第十条 知事は、良好な環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、群馬県環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 良好な環境の保全及び創造に関する目標

二 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ群馬県環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(県の施策と環境基本計画との整合)

第十一条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(環境影響評価の推進)

第十二条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る良好な環境の保全及び創造について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第十三条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 県は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第十四条 県は、事業者又は県民が環境への負荷の低減のための施設の整備、研究開発その他の適切な措置を自らとることとなるよう誘導するため、必要かつ適正な経済的措置を講ずるように努めるものとする。

(公共的施設の整備その他の事業の推進)

第十五条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつ、絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障の防止のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設（移動施設を含む。）その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第十六条 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び県民が行う資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の適正処理及び減量化が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(快適環境の創造等)

第十七条 県は、地域の特性をいかした良好な景観、水と緑に親しむことができる生活空間、歴史的文化的な環境その他の快適環境の創造又は保全を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習)

第十八条 県は、環境教育及び環境学習の振興並びに環境に関する広報活動の充実により、事業者及び幼児を始めとするすべての世代の県民が良好な環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の良好な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動を促進するための措置)

第十九条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の良好な環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第二十条 県は、環境教育及び環境学習の振興並びに民間団体等が自発的に行う良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の良好な環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究の推進)

第二十一条 県は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査研究その他の良好な環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するものとする。

(監視等の体制の整備)

第二十二条 県は、環境の状況を把握し、及び良好な環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(環境管理及び環境監査の普及)

第二十三条 県は、事業活動に係る環境への負荷の低減を図るために事業者が行う環境管理及び環境監査について、その普及に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(県の率先実行)

第二十四条 県は、事業者及び消費者としての立場にかんがみ、良好な環境の保全及び創造に資する行為を率先して実行するものとする。

第三章 地球環境保全の推進等

第二十五条 県は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 県は、国、国際機関等と連携し、良好な環境の保全及び創造に関する技術及び情報の提供等を行うことにより、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第四章 良好な環境の保全及び創造を図るための推進体制等

(推進体制の整備)

第二十六条 県は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、良好な環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 県は、市町村との連携及び民間団体等との協働により、良好な環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第二十七条 県は、良好な環境の保全及び創造を図るために広域的な取組が必要とされる施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第二十八条 県は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成八年十一月一日から施行する。

(群馬県自然環境保全条例の一部改正)

2 群馬県自然環境保全条例（昭和四十八年群馬県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、自然環境の保全の基本理念その他自然環境の保全に関し基本となる事項を定めるとともに」を削り、「定めることにより、自然環境の適正な保全を総合的に推進し」を「定め、自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く県民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の県民にこれを継承できるようにし」に改める。

第二条を次のように改める。

(県等の責務)

第二条 県、市町村、事業者及び県民は、群馬県環境基本条例（平成八年群馬県条例第三十六号）第三条に定める基本理念にのっとり、自然環境の適正な保全が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第八条から第十条までを次のように改める。

第八条から第十条まで 削除

一部改正〔平成一二年条例五〇号〕

附 則（平成十一年十二月二十二日条例第七十二号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十三日条例第五十号抄）

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第十章第二節及び第二百二十四条の規定は、公布の日から施行する。

（規則への委任）

第十一条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

SDGsと実施施策との関係

SDGs		1  貧困	2  飢餓	3  健康・福祉	4  教育	5  ジェンダー	6  水・トイレ	7  エネルギー	8  働きがい・経済成長
1	地球温暖化対策の推進		1 脱炭素社会の実現に向けて					3 再生可能エネルギーの導入拡大・地産地消 4 水素利用の普及	3 再生可能エネルギーの導入拡大・地産地消
2	持続可能な循環型社会づくり			2 廃棄物等の適正処理の推進	4 持続可能な社会を支える人づくり		2 廃棄物等の適正処理の推進	1 5Rの推進	1 5Rの推進 4 持続可能な社会を支える人づくり
3	自然との共生と森林(もり)づくり		3 野生動物対策と外来生物対策への取組		2 生態系に応じた自然環境の保全と再生		2 生態系に応じた自然環境の保全と再生		4 自然とのふれあいの拡大 5 森林環境の保全
4	安全・安心で快適な生活環境づくり			2 大気環境の保全、騒音・振動・悪臭の防止 3 有害化学物質等による環境リスクの低減			1 水環境・地盤環境の保全、土壌汚染対策の推進 3 有害化学物質等による環境リスクの低減		

 9 産業・技術革新	 10 不平等	 11 住み続けられる街	 12 つくる責任・つかう責任	 13 気候変動	 14 海の豊かさ	 15 陸の豊かさ	 16 平和・公正	 17 パートナーシップ
1 脱炭素社会の実現に向けて 3 再生可能エネルギーの導入拡大・地産地消 4 水素利用の普及		1 脱炭素社会の実現に向けて		1 脱炭素社会の実現に向けて 2 気候変動適応策の推進 4 水素利用の普及 5 二酸化炭素吸収源対策 6 フロン類排出抑制対策		1 脱炭素社会の実現に向けて 5 二酸化炭素吸収源対策 6 フロン類排出抑制対策		3 再生可能エネルギーの導入拡大・地産地消
1 5Rの推進 5 多様な主体との連携・パートナーシップの強化、自主的取組の拡大		3 災害廃棄物処理体制の強化	1 5Rの推進		1 5Rの推進			1 5Rの推進 3 災害廃棄物処理体制の強化 4 持続可能な社会を支える人づくり 5 多様な主体との連携・パートナーシップの強化、自主的取組の拡大
		4 自然とのふれあいの拡大				1 ネイチャーポジティブ経済の推進 2 生態系に応じた自然環境の保全と再生 5 森林環境の保全 6 里山・平地林・里の水辺の再生		5 森林環境の保全
		1 水環境・地盤環境の保全、土壌汚染対策の推進 2 大気環境の保全、騒音・振動・悪臭の防止 3 有害化学物質等による環境リスクの低減	3 有害化学物質等による環境リスクの低減		1 水環境・地盤環境の保全、土壌汚染対策の推進	1 水環境・地盤環境の保全、土壌汚染対策の推進 4 快適な生活環境の創造		

群馬県環境基本計画
2021-2030（改訂版）

2026年3月

編集・発行 群馬県環境森林部環境政策課
〒371-8570 前橋市大手町1丁目1番1号
電話 027-226-2821
F A X 027-223-0154